添 付 書 類 八

変更後における試験研究用等原子炉施設の安全設計に関する説明書

1.		安	全設調		8-1-1
	1.	1	安全	:設計の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-1
		1.	1.1	安全設計の基本方針・・・・・	8-1-1
		1.	1.2	原子炉の固有の安全性・・・・・	8-1-2
		1.	1.3	原子炉施設の設計、製作における基本方針 ・・・・・・・・・・	8-1-3
		1.	1.4	核設計及び熱流力設計の基本方針	8-1-3
		1.	1.5	核分裂生成物放散の防止・抑制に対する基本方針	8-1-4
		1.	1.6	計測制御系統施設設計の基本方針	8-1-4
		1.	1.7	工学的安全施設設計の基本方針・・・・・	8-1-5
		1.	1.8	多量の放射性物質を放出するおそれのある事故に対する基本方針・	8-1-5
		1.	1.9	物理的分離に関する基本方針・・・・・	8-1-5
		1.	1.10	環境に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-5
		1.	1.11	強度設計の基本方針・・・・・	8-1-6
		1.	1.12	品質保証の基本方針・・・・・	8-1-6
		1.	1.13	参考文献	8-1-6
	1.	2	安全	機能の重要度分類・・・・・	8-1-7
		1.	2.1	高温工学試験研究炉の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-7
		1.	2.2	安全上の機能別重要度分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-7
		1.	2.3	分類の適用の原則・・・・・	8-1-8
	1.	3	重要	安全施設の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-9
		1.	3.1	選定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-9
		1.	3.2	第6条に関する重要安全施設	8-1-9
		1.	3.3	第12条に関する安全機能の重要度が特に高い	
				安全機能を有する安全施設・・・・・	8-1-9
		1.	3.4	第 28 条に関する重要安全施設	8-1-10
	1.	4	耐震	設計	8-1-10
		1.	4.1	耐震設計の基本方針・・・・・	8-1-10
		1.	4.2	耐震設計上の重要度分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-11
		1.	4.3	地震力の算定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-13
		1.	4.4	荷重の組合せと許容限界・・・・・	8-1-15
		1.	4.5	主要施設の耐震構造・・・・・	8-1-18

目

次

1.4.6	その他	8-1-20
1.4.7	参考文献 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-1-21
1.5 耐	津波設計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-21
1.6 火	災防護 ••••••	8-1-21
1.6.1	火災防護に関する基本方針	8-1-21
1.6.2	火災防護対象設備	8-1-22
1.6.3	火災区域及び火災区画の設定	8-1-22
1.6.4	火災の発生防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-22
1.6.5	火災の感知及び消火・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-23
1.6.6	火災の影響軽減のための対策	8-1-26
1.6.7	参考文献 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-1-26
1.7 溢	水防護 ••••••	8-1-27
1.7.1	溢水防護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-27
1.7.2	溢水防護対象設備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-1-27
1.7.3	溢水防護区画の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-27
1.7.4	溢水影響評価	8-1-27
1.7.5	溢水の影響への対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-29
1.7.6	参考文献 ·····	8-1-30
1.8 竜	巻防護 ••••••	8-1-31
1.8.1	竜巻防護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-31
1.8.2	竜巻の影響に対する設計方針・・・・・	8-1-31
1.8.3	参考文献 ·····	8-1-33
1.9 火	山事象防護	8-1-33
1.9.1	火山事象防護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-33
1.9.2	火山事象の影響に対する設計方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-33
1.9.3	参考文献 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-1-34
1.10 夕	▶部火災防護 ·····	8-1-34
1.10.	1 外部火災防護に関する基本方針	8-1-34
1.10.	2 外部火災に対する設計方針	8-1-35
1.10.	3 参考文献 ·····	8-1-36
1.11 原	う子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-36
1.11.	1 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の	

基準に関する規則(平成 25 年 12 月 18 日施行)への適合・・・・・ 8-1-36

2.	原	子炉施設の	の配置・		••••		••••		•••	 		 •••	 8-2-1
2.	1	概 要			••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-2-1
2.	2	設計方針			••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-2-1
2.	3	主要施設			••••		••••		•••	 		 •••	 8-2-1
2.	4	全体配置	· · · · · · · ·		••••		••••		•••	 		 •••	 8-2-1
2.	5	建家及び	構築物		••••		••••		•••	 		 •••	 8-2-1
2.	6	評 佃	i • • • • • •				••••		•••	 		 •••	 8-2-3
3.	原	子炉及び炸	戸心・・・		••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-1
3.	1	概 要			••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-1
3.	2	機械設計	• • • • • • • •		••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-2
	3.2	2.1 燃	料・・		••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-2
	ç	3. 2. 1. 1	概	要・・・	••••		••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-2
	c.	3.2.1.2	設計方	針・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-3
	c.	3.2.1.3	解析方	法・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-4
	c c	3.2.1.4	主要設	備の作	上様・		••••		•••	 		 •••	 8-3-6
	c c	3.2.1.5	主要設	備・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-6
		3.2.1.6	評	価・・・			••••		•••	 		 •••	 8-3-7
	c.	3.2.1.7	燃料の	製作及	をび品	質	管理		•••	 		 •••	 8-3-10
	c c	3. 2. 1. 8	燃料の	誤装花	苛対策	ž	••••		•••	 		 •••	 8-3-10
	c c	3.2.1.9	高温試	験運	云期間	の	範囲		•••	 		 •••	 8-3-10
	3.2	2.2 制御	棒案内	ブロッ	ック・		••••		•••	 		 •••	 8-3-11
	e U	3.2.2.1	概	要・・・	••••	• • •	••••		•••	 • • • •		 •••	 8-3-11
	c.	3.2.2.2	設計方	針・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-11
	c.	3.2.2.3	主要設	備の作	上様・		••••		•••	 		 •••	 8-3-11
	c.	3.2.2.4	主要設	備・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-11
	c.	3.2.2.5	評	価・・・	••••		••••		•••	 		 •••	 8-3-12
	c c	3.2.2.6	制御棒	案内に	ブロッ	ック	の品	質管	理	 		 •••	 8-3-12
	3.2	2.3 可動	反射体	ブロ	ック・		••••		•••	 		 •••	 8-3-12
		3.2.3.1	概	要・・・	••••		••••		•••	 	••••	 •••	 8-3-12
	c U	3.2.3.2	設計方	針・・・	••••		••••		•••	 	• • • •	 •••	 8-3-13
	ć	3.2.3.3	主要設	備の作	上様・		••••		•••	 		 •••	 8-3-13

		3.2.3.4	主要設備	<u>日</u> ・・・・・・・		•••••	 •••••		8-3-13
		3.2.3.5	評 佰	E • • • • • • • • •		•••••	 		8-3-13
		3.2.3.6	可動反射	す体ブロッ	クの品質	管理	 •••••		8-3-14
	3.	2.4 炉	访構造物	ŋ · · · · · · · ·		•••••	 •••••	• • • •	8-3-14
		3.2.4.1	概 要			•••••	 •••••		8-3-14
		3.2.4.2	設計方金	+•••••		•••••	 		8-3-14
		3.2.4.3	主要設備	前の仕様…		•••••	 		8-3-14
		3.2.4.4	主要設備	昔・・・・・・・		•••••	 •••••		8-3-15
		3.2.4.5	評 伧	fi • • • • • • • • •		••••	 		8-3-17
		3.2.4.6	試験検査	Ē		••••	 		8-3-18
	3.	2.5 反応	度制御韵	è備·····		•••••	 		8-3-18
		3.2.5.1	概 要	Ę		•••••	 •••••		8-3-18
		3.2.5.2	設計方金	+•••••		•••••	 ••••		8-3-18
		3.2.5.3	主要設備	前の仕様・・		•••••	 •••••		8-3-19
		3.2.5.4	主要設備	н П		•••••	 ••••		8-3-19
		3.2.5.5	評 佰	<u> </u>		•••••	 ••••		8-3-21
		3.2.5.6	試験検査	È · · · · · · · ·		•••••	 ••••		8-3-21
	3.	2.6 その	のの主要	長な設備…		•••••	 ••••		8-3-21
3.	3	核設計·				•••••	 		8-3-22
	3.	3.1 概	要…			•••••	 ••••		8-3-22
	3.	3.2 設計	·方針···			••••	 ••••		8-3-22
	3.	3.3 解析	方法・・・			••••	 •••••		8-3-23
	3.	3.4 核設	計値及び	『炉心内の	配置		 •••••		8-3-24
	3.	3.5 核設	計の内容	『及び評価	••••	••••	 		8-3-24
		3.3.5.1	反応度制	刂御・・・・・		•••••	 •••••	• • • •	8-3-24
		3.3.5.2	反応度係			•••••	 •••••	• • • •	8-3-25
		3.3.5.3	出力分布	ī · · · · · · · · ·		•••••	 ••••		8-3-25
		3.3.5.4	安定性・			•••••	 •••••		8-3-26
3.	4	熱流力設	:計·····			•••••	 ••••		8-3-26
	3.	4.1 概	要・・・			•••••	 ••••		8-3-26
	3.	4.2 設計	·方針····			•••••	 		8-3-27
	3.	4.3 解析	方法・・・			•••••	 		8-3-27
		3.4.3.1	流量配分	}·····		•••••	 ••••	• • • •	8-3-27

			3.4.3	3.2	燃料温	』度分れ	行・・					 	••••	••••		 •••	8-3-28
		3.	4.4	熱流	力設計	⁺値···	•••					 	••••	••••		 , 	8-3-28
		3.	4.5	熱流	力設計	├の内ネ	容及	び評	価・・			 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-28
			3.4.5	5.1	熱流力	」設計に	こ用	いる	出力	1分布	戸 ・・	 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-28
			3.4.5	5.2	冷却林	才流量 酉	記分					 	••••	••••	• • • • •	 · • •	8-3-29
			3.4.5	5.3	燃料温	温度の言	平価					 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-29
			3.4.5	5.4	運転時	手の過と	出力	防護	••••			 	••••	••••	• • • • •	 · • •	8-3-32
	3.	5	動特	⊧性・・	••••							 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-32
		3.	5.1	概	要・		• • •					 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-32
		3.	5.2	設計	·方針·		• • •					 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-32
		3.	5.3	解析	方法・		• • •					 	••••	••••	••••	 · • •	8-3-32
		3.	5.4	過渡	応答·		•••					 	••••	••••		 , 	8-3-33
		3.	5.5	評	価·		•••					 	••••	••••		 , 	8-3-34
	3.	6	参考	(文献								 	••••	••••		 •••	8-3-34
4.		1	次冷去	却設備	育・・・・							 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-1
	4.	1	概	要								 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-1
	4.	2	設計	方針	•••••							 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-1
	4.	3	主要	設備	の仕様	長・・・・						 	••••	••••		 •••	8-4-2
	4.	4	主要	設備	• • • • •							 	••••	••••		 •••	8-4-2
		4.	4.1	原子	炉圧力	J容器·						 	••••	••••		 •••	8-4-2
		4.	4.2	1次·	ヘリウ	ム循環						 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-2
		4.	4.3	中間	熱交換	急器・・・						 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-3
		4.	4.4	1次	加圧水	冷却器	₹ · ·					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-4
		4.	4.5	1次·	ヘリウ	ム配管						 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-4
		4.	4.6	弁	類·		• • •					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-5
		4.	4.7	スタ	ンドバ	ペイプ・	• • •					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-5
		4.	4.8	支持	構造物	勿••••	• • •					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-6
	4.	5	評	価	i • • • • •		• • •					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-6
	4.	6	試験	検査	• • • • •		• • •					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-7
		4.	6.1	原子	炉圧力	J容器·						 	••••	••••		 •••	8-4-7
		4.	6.2	1次·	ヘリウ	ム循環	€機					 	••••	••••	• • • • •	 •••	8-4-7
		4.	6.3	中間	熱交換	ぬ器・・・						 	••••	••••		 •••	8-4-7

	4.6.4	1 次加圧水冷却器 ······	· 8-4-8
	4.6.5	1 次ヘリウム配管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-4-8
5.	2 次へ	リウム冷却設備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-1
ļ	5.1 概	要	· 8-5-1
Į	5.2 設	計方針	· 8-5-1
į	5.3 主	要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-1
į	5.4 主	要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-1
	5.4.1	2 次ヘリウム循環機 ・・・・・	· 8-5-1
	5.4.2	2 次加圧水冷却器 ·····	· 8-5-2
	5.4.3	2 次ヘリウム配管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-2
	5.4.4	弁 類	· 8-5-3
	5.4.5	支持構造物	· 8-5-3
Į	5.5 評	価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-3
Į	5.6 試	験検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-5-3
6.	加圧オ	<冷却設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-1
(5.1 概	要	· 8-6-1
(5.2 設	計方針	· 8-6-1
(5.3 主	要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-1
(5.4 主	要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-1
	6.4.1	加圧水循環ポンプ・・・・・	· 8-6-1
	6.4.2	加圧水空気冷却器・・・・・	· 8-6-2
	6.4.3	加圧水加圧器	· 8-6-2
	6.4.4	加圧水配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-2
	6.4.5	弁 類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-2
(5.5 評	価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-2
(5.6 試	験検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-6-3
7.	工学的	的安全施設	· 8-7-1
,	7.1 概	要	· 8-7-1
,	7.2 補	助冷却設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 8-7-1
	7.2.1	概 要	· 8-7-1

7.2.2	設計方針	-1
7.2.3	主要設備の仕様・・・・・ 8-7-	-2
7.2.4	主要設備・・・・・ 8-7-	-2
7.2.5	評 価・・・・・ 8-7-	-3
7.2.6	試験検査・・・・・ 8-7-	-4
7.3 炉约	容器冷却設備・・・・・ 8−7-	-4
7.3.1	概 要	-4
7.3.2	設計方針	-5
7.3.3	主要設備の仕様・・・・・ 8-7-	-5
7.3.4	主要設備8-7-	-5
7.3.5	評 価・・・・・ 8-7-	-5
7.3.6	試験検査・・・・・ 8-7-	-6
7.4 原-	子炉格納施設・・・・・・ 8−7-	-6
7.4.1	概 要	-6
7.4.2	設計方針	-6
7.4.3	主要設備の仕様・・・・・ 8-7-	-7
7.4.4	主要設備	-7
7.4.5	評 価・・・・・ 8-7-	-8
7.4.6	試験検査・・・・・ 8-7-	-9
7.5 非位	常用空気浄化設備······8-7-	-9
7.5.1	概 要	-9
7.5.2	設計方針	-9
7.5.3	主要設備の仕様・・・・・ 8-7-	-9
7.5.4	主要設備・・・・・ 8-7-	-9
7.5.5	評 価・・・・・ 8-7-	-10
7.5.6	試験検査・・・・・ 8-7-	-10
8. 原子炉	補助施設	-1
8.1 概	要	-1
8.2 残	貂熱除去設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8−8-	-1
8.2.1	概 要	-1
8.2.2	設計方針	-1
8.2.3	主要設備の仕様・・・・・ 8-8-	-1

8.2.4	主要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-2
8.2.5	評 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-2
8.2.6	試験検査・・・・・・	8-8-2
8.3 1次	ヘリウム純化設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-2
8.3.1	概 要	8-8-2
8.3.2	設計方針	8-8-3
8.3.3	主要設備の仕様・・・・・・	8-8-3
8.3.4	主要設備	8-8-3
8.3.5	評 価・・・・・	8-8-4
8.4 1次	ヘリウム貯蔵供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-4
8.4.1	概 要	8-8-4
8.4.2	設計方針	8-8-4
8.4.3	主要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-4
8.4.4	主要設備	8-8-4
8.4.5	評 価・・・・・	8-8-5
8.5 2次	ヘリウム純化設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-5
8.5.1	概 要	8-8-5
8.5.2	設計方針	8-8-5
8.5.3	主要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-5
8.5.4	主要設備	8-8-5
8.5.5	評 価・・・・・	8-8-6
8.6 2次	ヘリウム貯蔵供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-6
8.6.1	概 要	8-8-6
8.6.2	設計方針	8-8-6
8.6.3	主要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-6
8.6.4	主要設備	8-8-6
8.6.5	評 価・・・・・	8-8-7
8.7 燃料	₩取扱及び貯蔵設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-7
8.7.1	概 要	8-8-7
8.7.2	設計方針	8-8-8
8.7.3	主要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-9
8.7.4	評 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-12
8.7.5	試験検査・・・・・・	8-8-13

8.	8 試料技	采取設備・			••••	 	 8-8-13
	8.8.1 相	モ 要・・			••••	 	 8-8-13
	8.8.2 彰	設計方針…			••••	 	 8-8-13
	8.8.3 È	三要設備・			•••••	 	 8-8-14
	8.8.4 許	平 価・			••••	 	 8-8-14
9.	計測制御	系統施設·			••••	 	 8-9-1
9.	1 概	要				 	 8-9-1
9.	2 原子均	⇒計装・・・・			••••	 	 8-9-1
	9.2.1 相	モ 要・			•••••	 	 8-9-1
	9.2.2 中	口性子計装			•••••	 	 8-9-1
	9.2.2.	1 設計方	針・・・・		•••••	 	 8-9-1
	9.2.2.	2 主要設	:備·····		•••••	 	 8-9-2
	9.2.2.	3 評	価・・・・		•••••	 	 8-9-3
	9.2.3 制	间御棒位置	計装		•••••	 	 8-9-3
	9.2.3.	1 設計方	金		•••••	 	 8-9-3
	9.2.3.	2 主要設	:備·····		•••••	 	 8-9-4
	9.2.3.	3 評	価・・・・		•••••	 	 8-9-4
	9.2.4 均	『心差圧計	·装·····		•••••	 	 8-9-5
	9.2.4.	1 設計方	針・・・・		•••••	 	 8-9-5
	9.2.4.	2 主要設	:備·····		•••••	 	 8-9-5
	9.2.4.	3 評	価・・・・		•••••	 	 8-9-5
	9.2.5 禧	哥温プレナ	ム部温度	計装	•••••	 	 8-9-6
	9.2.5.	1 設計方	針・・・・		•••••	 	 8-9-6
	9.2.5.	2 主要設	:備·····		•••••	 	 8-9-6
	9.2.5.	3 評	価・・・・		•••••	 	 8-9-6
	9.2.6 烗	*料破損検	出装置・・		•••••	 	 8-9-7
	9.2.6.	1 設計方	針・・・・		•••••	 	 8-9-7
	9.2.6.	2 主要設	:備・・・・・		••••	 	 8-9-7
	9.2.6.	3 評	価・・・・・		••••	 	 8-9-7
9.	3 プロセ	マス計装・			••••	 	 8-9-7
	9.3.1 想	モ 要・			••••	 	 8-9-7
	9.3.2 彰	設計方針・・			••••	 	 8-9-7

9.3.3 主要設備・・・・・	 8-9-8
9.3.3.1 安全保護系のプロセス計装 ・・・・・・	 8-9-8
9.3.3.2 安全保護系以外のプロセス計装	 8-9-8
9.3.4 評 価・・・・・	 8-9-10
9.4 原子炉制御設備	 8-9-10
9.4.1 概 要	 8-9-10
9.4.2 設計方針・・・・・	 8-9-11
9.4.3 主要設備・・・・・	 8-9-11
9.4.3.1 運転モード選択装置・・・・・	 8-9-11
9.4.3.2 原子炉出力制御装置	 8-9-11
9.4.3.3 プラント制御装置・・・・・	 8-9-12
9.4.4 評 価・・・・・	 8-9-13
9.5 原子炉保護設備	 8-9-13
9.5.1 概 要	 8-9-13
9.5.2 設計方針・・・・・	 8-9-13
9.5.3 主要設備・・・・・	 8-9-14
9.5.3.1 原子炉スクラムしゃ断器・・・・・・	 8-9-14
9.5.3.2 原子炉スクラム信号・・・・・	 8-9-14
9.5.3.3 原子炉スクラム時のインターロック ・・	 8-9-16
9.5.4 評 価・・・・・	 8-9-17
9.6 工学的安全施設作動設備・・・・・	 8-9-17
9.6.1 概 要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 8-9-17
9.6.2 設計方針・・・・・	 8-9-18
9.6.3 主要設備・・・・・	 8-9-18
9.6.4 評 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 8-9-19
9.7 制 御 室	 8-9-20
9.7.1 概 要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 8-9-20
9.7.2 中央制御室 ·····	 8-9-20
9.7.2.1 設計方針	 8-9-20
9.7.2.2 主要設備・・・・・	 8-9-21
9.7.2.3 評 価・・・・・	 8-9-21
9.7.3 中央制御室外原子炉停止装置	 8-9-22
9.7.3.1 設計方針・・・・・	 8-9-22

9	. 7. 3. 2	主要設住	備・・・・			•••••	 	 8-9-22
9	. 7. 3. 3	評) 田・・・・・			•••••	 	 8-9-22
10. 電気	気施設・・・					•••••	 	 8-10-1
10.1	概 要					•••••	 	 8-10-1
10.2	設計方針					•••••	 	 8-10-1
10.3	主要設備					•••••	 	 8-10-2
10.3	.1 高圧	系統・・・				•••••	 	 8-10-2
10.3	.2 低圧	系統・・・				•••••	 	 8-10-3
10.3	.3 非常	用発電棒	幾			•••••	 	 8-10-3
10.3	.4 直流	電源設住	備・・・・			•••••	 	 8-10-3
10.3	.5 交流	無停電	電源設備	育・・・・・		•••••	 	 8-10-4
10.3	.6 可搬	型発電棒	幾			•••••	 	 8-10-4
10.3	.7 通信	連絡設住	備・・・・			•••••	 	 8-10-4
10.3	.8 電線	路				•••••	 	 8-10-5
10.3	.9 照明	用電源調	設備及て	『作業用	電源設備	青 • • • • • •	 	 8-10-5
10.4	母線切替					•••••	 	 8-10-5
10.5	評 価					•••••	 	 8-10-6
10.6	試験及び	検査・・・				•••••	 	 8-10-7
11. 放身	寸性廃棄物	勿の廃棄	施設…			•••••	 	 8-11-1
11.1	概 要					•••••	 	 8-11-1
11.2	気体廃棄	物の廃	棄施設·			•••••	 	 8-11-1
11.2	.1 概	要…				•••••	 	 8-11-1
11.2	.2 設計	方針・・・				•••••	 	 8-11-2
11.2	.3 主要	設備の値	士様・・・			•••••	 	 8-11-2
11.2	.4 主要	設備・・・				•••••	 	 8-11-2
11.2	.5 評	価・・・				•••••	 	 8-11-2
11.3	液体廃棄	物の廃	棄設備・			•••••	 	 8-11-2
11.3	.1 概	要…				•••••	 	 8-11-2
11.3	.2 設計	方針・・・				•••••	 	 8-11-3
11.3	.3 主要	設備の作	仕様・・・			•••••	 	 8-11-3
11.3	.4 主要	設備・・・				•••••	 	 8-11-3

11.3.5	評 価	8-11-4
11.4 固体	▶廃棄物の廃棄設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-4
11.4.1	概 要	8-11-4
11.4.2	設計方針	8-11-5
11.4.3	主要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-5
11.4.4	主要設備	8-11-5
11.4.5	評 価・・・・・・	8-11-6
12. 放射線	管理施設	8-12-1
12.1 遮蔽	を設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-12-1
12.1.1	概 要	8-12-1
12.1.2	設計方針	8-12-1
12.1.3	主要設備・・・・・	8-12-1
12.1.4	評 価・・・・・	8-12-2
12.2 放身	対線管理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-12-2
12.2.1	概 要	8-12-2
12.2.2	設計方針	8-12-3
12.2.3	主要設備・・・・・・	8-12-3
12.2.4	評 価・・・・・・	8-12-5
13. プラン	ト補助施設・・・・・	8-13-1
13.1 淡才	<供給設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-1
13.1.1	概 要	8-13-1
13.1.2	主要設備の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-1
13.1.3	主要設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-1
13.2 補榜	&冷却水設備·····	8-13-1
13.2.1	概 要	8-13-1
13.2.2	設計方針	8-13-1
13.2.3	主要設備の仕様・・・・・・	8-13-2
13.2.4	主要設備・・・・・・	8-13-2
13.2.5	評 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-2
13.2.6	試験検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-2
13.3 一彤	设冷却水設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-2

13.3.1	概	要・・・			• • • • • •	•••••	 	 	8-13-2
13.3.2	主要設	備の仕	上様・・			•••••	 	 	8-13-2
13.3.3	主要設	備・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-2
13.4 窒素	揍供給設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-3
13.4.1	概	要・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-3
13.4.2	主要設	備の仕	と様・・	••••		•••••	 	 	8-13-3
13.4.3	主要設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-3
13.5 換気	気空調設	備・・・		••••		•••••	 	 	8-13-3
13.5.1	概	要・・・		••••		•••••	 	 	8-13-3
13.5.2	設計方	針・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-3
13.5.3	主要設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-3
13.5.4	評	価・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-7
13.6 蒸気	贰供給設	備・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-8
13.6.1	概	要・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-8
13.6.2	主要設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-8
13.7 圧約	宿空気設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-8
13.7.1	概	要・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-8
13.7.2	設計方	針・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-8
13.7.3	主要設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-8
13.7.4	評	価・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-9
13.8 消火	と設備・・			• • • • •		••••	 	 	8-13-9
13.8.1	概	要・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-9
13.8.2	設計方	針・・・				•••••	 	 	8-13-9
13.8.3	主要設	備・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-9
13.8.4	評	価・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-10
13.9 溢才	k対策機	器…		• • • • •		••••	 	 	8-13-10
13.9.1	概	要・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-10
13.9.2	設計方	針・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-10
13.9.3	主要設	備・・・		• • • • •		••••	 	 	8-13-10
13.9.4	評	価・・・		• • • • •		•••••	 	 	8-13-11
14. 実験設	備・・・・					•••••	 	 	8-14-1
14.1 概	要・・	• • • • •				•••••	 	 	8-14-1
					_				

14.2	設計方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-14-1
14.3	主要設備	8-14-2
14.3	3.1 炉内設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-14-2
14.3	3.2 炉外設備	8-14-3
14.4	燃料限界照射試験 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-14-3
14.5	照射試験上の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-14-3
14.6	評 価	8-14-4
14.7	試験検査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-14-5
15. 特	殊運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-15-1
15.1	概 要	8-15-1
15.2	設計方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-15-2
15.3	主要設備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-15-2
15.4	特殊運転上の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-15-2
15.5	評 価	8-15-3
15 6	会考立时,	8-15-2
10.0	<i>②</i> 与 入 脉	0 10 0
10.0	<i>一一一</i> 一个人一个小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小	0 10 0
16. 運	◎与文献	8-16-1
16. 運 16. 1	参与文献 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2	 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3	 参与文献 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 組織及び職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4	 参与文献 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 組織及び職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5	 参与文献 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6	 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7	 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7 16. 8	 転保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運転保守の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2 8-16-2
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7 16. 8 16. 9		8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2 8-16-2 8-16-2
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7 16. 8 16. 9 16. 10	転保守・ 運転保守の基本方針・ 組織及び職務・ 運転管理・ 燃料管理・ 放射性廃棄物管理・ 放射線管理・ な射線管理・ 線管理・ 使康管理・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7 16. 8 16. 9 16. 10 16. 11	転保守・ 運転保守の基本方針・ 組織及び職務・ 運転管理・ 燃料管理・ 放射性廃棄物管理・ 放射線管理・ な射線管理・ 検射線管理・ 体康管理・ 放射線業務従事者以外の者に対する保安措置・	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2
16. 運 16. 1 16. 2 16. 3 16. 4 16. 5 16. 6 16. 7 16. 8 16. 9 16. 10 16. 11 16. 12	 転保守・ 運転保守の基本方針・ 組織及び職務・ 運転管理・ 燃料管理・ 放射性廃棄物管理・ 放射線管理・ 保 守・ 非常時の措置・ 教育及び訓練・ 健康管理・ 放射線業務従事者以外の者に対する保安措置・ 核燃料物質の防護・ 	8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-1 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2 8-16-2

追補 1.	耐震重要度分類変更の妥当性	8-追 1-1
追補 2.	安全機能の重要度分類変更の妥当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-追 2-1

第1.2.1 表	安全上の機能別重要度分類表・・・・・	8-1-101
第 1.2.2 表	安全上の機能別重要度分類表に係る定義及び機能 ・・・・・	8-1-102
第1.3.1表	第6条に関する重要安全施設	8-1-108
第 1.3.2 表	第12条に関する安全機能の重要度が特に高い安全機能を	
	有する安全施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-109
第1.3.3表	第 28 条に関する重要安全施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-1-110
第1.4.1表	クラス別施設・・・・・・	8-1-111
第1.8.1表	竜巻防護施設に対する竜巻防護対策等 ・・・・・・・・・・・・	8-1-116
第 3.1.1 表	原子炉及び炉心の設備仕様・・・・・	8-3-37
第 3.2.1 表	IG-110 黒鉛、PGX 黒鉛及び ASR-ORB 炭素の	
	主要な特性値(標準値)	8-3-38
第 3.2.2 表	被覆燃料粒子の破損評価用温度計算に用いる因子	8-3-39
第 3.2.3 表	燃料の仕様・・・・・	8-3-40
第 3.2.4 表	SiC 層を厚くした被覆燃料粒子の燃料コンパクトの照射試験	
	の実績・・・・・	8-3-45
第 3.2.5 表	ZrC 四重被覆燃料粒子の照射試験の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-46
第 3.2.6 表	(U,Th)02核-四重被覆燃料粒子の照射試験の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-47
第 3.2.7 表	Pd による SiC 層の腐食の観察・分析を実施した燃料コンパクト	
	試料の照射条件・・・・・	8-3-48
第 3.2.8 表	制御棒案内ブロックの設備仕様・・・・・	8-3-49
第 3.2.9 表	可動反射体ブロックの設備仕様・・・・・	8-3-50
第 3.2.10 表	炉内構造物の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-51
第 3.2.11 表	制御棒の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-56
第 3.2.12 表	制御棒駆動装置の設備仕様・・・・・	8-3-57
第 3.2.13 表	後備停止系の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-57
第 3.3.1 表	核設計值	8-3-58
第 3.3.2 表	燃料及び反応度調整材の炉心内装荷	8-3-59
第 3.4.1 表	熱流力設計値・・・・・・	8-3-60
第 3.4.2 表	熱流力設計用物性値及び相関式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-61

第4.3.1表	1次冷却設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-9
第4.3.2表	原子炉圧力容器の設備仕様・・・・・	8-4-10
第4.3.3表	1次ヘリウム循環機の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-11
第4.3.4表	中間熱交換器の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-12
第4.3.5表	1 次加圧水冷却器の設備仕様 ・・・・・	8-4-13
第4.3.6表	1次ヘリウム配管の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-15
第 4.3.7 表	主な弁類の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-16
第 5.3.1 表	2次ヘリウム循環機の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-5-4
第 5.3.2 表	2 次加圧水冷却器の設備仕様	8-5-5
第 5.3.3 表	2次ヘリウム配管の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-5-6
第 5.3.4 表	主な弁類の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-5-7
第 6.3.1 表	加圧水循環ポンプの設備仕様・・・・・	8-6-4
第 6.3.2 表	加圧水空気冷却器の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-6-4
第 6.3.3 表	加圧水加圧器の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-6-5
第 6.3.4 表	加圧水配管の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-6-5
第 6.3.5 表	主な弁類の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-6-6
第 7.2.1 表	補助冷却器の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-11
第 7.2.2 表	補助ヘリウム循環機の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-12
第 7.2.3 表	補助冷却水空気冷却器の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-13
第 7.2.4 表	補助冷却水循環ポンプの設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-14
第 7.2.5 表	補助冷却水加圧器の設備仕様・・・・・	8-7-14
第 7.2.6 表	補助冷却設備の配管の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-15
第 7.2.7 表	補助冷却設備の主要弁の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-16
第 7.3.1 表	炉容器冷却設備の設備仕様・・・・・	8-7-17
第 7.4.1 表	原子炉格納容器の設備仕様・・・・・	8-7-18
第 7.5.1 表	非常用空気浄化設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-19
第 8.3.1 表	1次ヘリウム純化設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-15

第8.4.1表 1次ヘリウム貯蔵供給設備構成機器の設備仕様・・・・・ 8-8-17 第8.5.1表 2次ヘリウム純化設備の設備仕様・・・・ 8-8-18

第 8.6.1 表	2次ヘリウム貯蔵供給設備構成機器の設備仕様・・・・・・・・・・	8-8-19
第 8.7.1 表	原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様 ・・・・・	8-8-20
第 8.7.2 表	使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様 ・・・・・・	8-8-21
第 9.3.1 表	安全保護系のプロセス計測項目・・・・・	8-9-23
第 9.5.1 表	原子炉スクラム信号一覧表・・・・・	8-9-24
第 9.5.2 表	原子炉スクラム信号及び工学的安全施設作動信号に関する	
	パーミッシブ信号一覧表・・・・・	8-9-25
第 9.6.1 表	工学的安全施設作動信号一覧表	8-9-26
第 9.7.1 表	中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器	8-9-27
第 10.3.1 表	メタルクラッド開閉装置の設備仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・	8-10-8
第 10.3.2 表	パワーセンタの設備仕様・・・・・	8-10-8
第10.3.3表	非常用発電機の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-10-9
第 10.3.4 表	直流電源設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-10-10
第 10.3.5 表	交流無停電電源設備の設備仕様	8-10-11
第 10.3.6 表	可搬型発電機の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-10-12
第 11.2.1 表	気体廃棄物の廃棄施設の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-7
第 11.3.1 表	液体廃棄物の廃棄設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-8
第 11.4.1 表	固体廃棄物保管室の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-10
第 12.1.1 表	遮蔽設計基準	8-12-7
第 12.2.1 表	放射線監視設備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-12-7
第 13.1.1 表	淡水供給設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-12
第 13.2.1 表	補機冷却水設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-12
第 13.3.1 表	一般冷却水設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-13
第 13.4.1 表	窒素供給設備の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-13
第 13.5.1 表	格納容器再循環冷却装置の設備仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-14
第 13.5.2 表	格納容器減圧装置の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-13-14
第 13.5.3 表	原子炉建家 I 系換気空調装置の設備仕様 ・・・・・・・・・・・・・・	8-13-15
第 13.5.4 表	放射能測定室系換気空調装置の設備仕様 ・・・・・・・・・・・・	8-13-16

第	13.5.5表	実験設備換気装置の設備仕様・・・・・ 8-13-17
第	13.5.6表	中央制御室系換気空調装置の設備仕様 8-13-18
第	13.5.7 表	電気設備室系換気空調装置の設備仕様 8-13-19
第	13.5.8 表	原子炉建家Ⅱ系換気空調装置の設備仕様 8-13-20
第	13.5.9 表	空調用冷水装置 I の設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-13-21
第	13.5.10 表	空調用冷水装置Ⅱの設備仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-13-21
第	13.5.11 表	使用済燃料貯蔵建家管理区域換気空調装置の設備仕様 ・・・・・・ 8-13-22
第	13.7.1 表	制御用圧縮空気設備の設備仕様 8-13-24
第	13.7.2 表	- 般用圧縮空気設備の設備仕様 8-13-24

- 第 15.4.1 表 運転モード選択装置の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-15-4
- 第17.1表 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための 資機材等の仕様 ······ 8-17-2

第1.4.1 図	原子炉施設全体としての具体的な分類方法 ・・・・・・・・・・ 8-1-117
第1.4.2 図	試験研究用等原子炉施設に係る個別の設備・機器等の
	具体的な分類方法・・・・・ 8-1-118
第1.4.3 図	弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(NS 成分)・・・・・ 8-1-119
第1.4.4 図	弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(EW 成分)・・・・・ 8-1-120
第 1.4.5 図	弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(UD 成分)・・・・・ 8-1-121
第 1.4.6 図	弾性設計用地震動 Sd-D の時刻歴波形 ······ 8-1-122
第 1.4.7 図	弾性設計用地震動 Sd-1 の時刻歴波形 ······ 8-1-123
第1.4.8 図	弾性設計用地震動 Sd-2 の時刻歴波形 ····· 8-1-124
第1.4.9図	弾性設計用地震動 Sd-3 の時刻歴波形 ······ 8-1-125
第 1.4.10 図	弾性設計用地震動 Sd-4 の時刻歴波形 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1-126
第 1.4.11 図	弾性設計用地震動 Sd-5 の時刻歴波形 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1-127
第 1.4.12 図	弾性設計用地震動 Sd-D と基準地震動 S1の
	応答スペクトルの比較(水平成分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-1-128
第 1.4.13 図	弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル
	(水平成分)・・・・・・ 8-1-129
第 1.4.14 図	弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル
	(鉛直成分)・・・・・・ 8-1-130
第 2.4.1 図	原子炉施設全体配置図 ····· 8-2-4
第 2.5.1 図	原子炉建家平面図(地下3階) ····· 8-2-5
第 2.5.2 図	原子炉建家平面図(地下2階) ····· 8-2-6
第 2.5.3 図	原子炉建家平面図(地下1階)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-2-7
第 2.5.4 図	原子炉建家平面図(1階)
第 2.5.5 図	原子炉建家平面図(2階) 8-2-9
第 2.5.6 図	原子炉建家断面図(1) ····· 8-2-10
第 2.5.7 図	原子炉建家断面図(2) ····· 8-2-11
第 3.1.1 図	原子炉本体構造説明図・・・・・ 8-3-63
第 3.1.2 図	原子炉平断面説明図・・・・・ 8-3-64
第 3.1.3 図	B型燃料体装荷位置 ····· 8-3-65

义

第3.2.1(a)図 燃料温度と被覆燃料粒子の破損の関係(1) ・・・・・・・・・・・	8-3-66
第3.2.1(b)図 燃料温度と被覆燃料粒子の破損の関係(2) ・・・・・・・・・・・	8-3-67
第3.2.2 図 燃料要素説明図・・・・・	8-3-68
第3.2.3 図 燃料棒支持方法説明図	8-3-69
第 3.2.4 図 燃料体説明図・・・・・	8-3-70
第3.2.5 図 HTTR用燃料の照射試験の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-71
第3.2.6図 OGL-1燃料照射試験における ⁸⁸ Krの放出率·····	8-3-72
第3.2.7図 (U,Th)02燃料核被覆燃料粒子の燃料核移動速度係数の	
実測データ及びHTTR設計曲線 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-73
第3.2.8 図 黒鉛ブロック中に発生する照射応力(膜応力)の	
燃焼による変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-74
第 3.2.9(a)図 燃料体の製造工程概略図(1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-75
第 3.2.9(b)図 燃料体の製造工程概略図(2) ······	8-3-76
第3.2.9(c)図 燃料体の製造工程概略図(3) ·····	8-3-77
第3.2.10図 IG-110 黒鉛素材及び PGX 黒鉛素材の製造工程概略図・・・・・・	8-3-78
第3.2.11 図 高温試験運転期間の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-79
第 3.2.12(a)図 制御棒案内ブロック構造説明図(1) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-80
第 3.2.12(b)図 制御棒案内ブロック構造説明図(2) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-81
第 3.2.12(c)図 制御棒案内ブロック構造説明図(3) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-82
第 3.2.12(d)図 制御棒案内ブロック構造説明図(4) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-83
第 3.2.12(e)図 制御棒案内ブロック構造説明図(5) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-84
第 3.2.13(a)図 可動反射体ブロック構造説明図(1) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-85
第 3.2.13(b)図 可動反射体ブロック構造説明図(2) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-86
第 3.2.13(c)図 可動反射体ブロック構造説明図(3) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-87
第 3.2.13(d)図 可動反射体ブロック構造説明図(4) ・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-88
第 3.2.14 図 炉内構造物構造説明図·····	8-3-89
第 3.2.15 図 炉内構造物説明図·····	8-3-90
第 3.2.16(a)図 固定反射体構造説明図(1) ·····	8-3-91
第 3.2.16(b)図 固定反射体構造説明図(2) ·····	8-3-92
第3.2.17 図 炉床部構成要素の構造説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-93
第3.2.18 図 炉心拘束機構構造説明図	8-3-94
第 3.2.19(a)図 上部遮へい体ブロック構造説明図(1) ・・・・・・・・・・・・	8-3-95
第 3.2.19(b)図 上部遮へい体ブロック構造説明図(2) ・・・・・・・・・・・・	8-3-96

第 3.2.1	[9(c)]	図 上部遮へい体ブロック構造説明図(3) ·····	8-3-97
第 3.2.2	20 図	側部遮へい体ブロック構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-3-98
第 3.2.2	21 図	混合促進板概略構造説明図 ·····	8-3-99
第 3.2.2	22 図	制御棒構造説明図・・・・・	8-3-100
第 3.2.2	23 図	制御棒駆動装置構造説明図	8-3-101
第 3.2.2	24 図	後備停止系構造説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-3-102
第 3.3.1	1図	炉心配置説明図・・・・・	8-3-103
第 3.5.1	図	原子炉出力と原子炉入口温度制御系の設定値 ・・・・・・・・・・	8-3-104
第 3.5.2	2 図	動特性解析ブロック図・・・・・	8-3-105
第 3.5.3	3 図	10%ステップ状出力増加の場合(定格運転)(1) ・・・・・・・・・・	8-3-106
第 3.5.4	1 図	10%ステップ状出力増加の場合(定格運転)(2) ・・・・・・・・・・	8-3-107
第 3.5.5	5図	10%ステップ状出力減少の場合(定格運転)(1) ・・・・・・・・・・・	8-3-108
第 3.5.6	5 図	10%ステップ状出力減少の場合(定格運転)(2) ・・・・・・・・・・	8-3-109
第 3.5.7	7 図	1%/min ランプ状出力増加の場合(定格運転)・・・・・・・・・・・・	8-3-110
第 3.5.8	3 図	1%/min ランプ状出力減少の場合(定格運転)・・・・・・・・・・・・	8-3-111
第 3.5.9) 図	10%ステップ状出力増加の場合(高温試験運転)(1) ・・・・・・・・・	8-3-112
第 3.5.1	10 図	10%ステップ状出力増加の場合(高温試験運転)(2) ・・・・・・・・	8-3-113
第 3.5.1	11図	10%ステップ状出力減少の場合(高温試験運転)(1) ・・・・・・・・	8-3-114
第 3.5.1	12図	10%ステップ状出力減少の場合(高温試験運転)(2) ・・・・・・・・	8-3-115
第 3.5.1	13 図	1%/min ランプ状出力増加の場合(高温試験運転)・・・・・・・・・・	8-3-116
第 3.5.1	14 図	1%/min ランプ状出力減少の場合(高温試験運転)・・・・・・・・・・	8-3-117
第 4.1.1	図	1次冷却設備系統説明図 ······	8-4-17
第 4.1.2	2 図	原子炉冷却材圧力バウンダリ説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-18
第 4.4.1	図	原子炉圧力容器構造説明図・・・・・	8-4-19
第 4.4.2	2 図	圧力容器ふたの熱遮へい板構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-20
第 4.4.3	3 図	1 次へリウム循環機構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-21
第 4.4.4	1 図	中間熱交換器構造説明図・・・・・	8-4-22
第 4.4.5	5図	1次加圧水冷却器構造説明図 ·····	8-4-23
第 4.4.6	5図	二重管構造説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-24
第 4.4.7	7 図	制御棒スタンドパイプ構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-25
第 4.4.8	3 図	スタンドパイプ固定装置構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8-4-26

第 5.1.1 図	2 次ヘリウム冷却設備系統説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-5-8
第 5.4.1 図	2次ヘリウム循環機構造説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-5-9
第 5.4.2 図	2次加圧水冷却器構造説明図 ·····	8-5-10
第 6.1.1 図	加圧水冷却設備系統説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-6-7
第 7.2.1 図	補助冷却設備系統説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-7-20
第 7.2.2 図	補助冷却器構造説明図・・・・・	8-7-21
第 7.3.1 図	炉容器冷却設備系統説明図	8-7-22
第 7.4.1 図	原子炉格納容器説明図・・・・・	8-7-23
第 7.4.2 図	原子炉格納容器バウンダリ説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-7-24
第 7.5.1 図	非常用空気浄化設備系統説明図	8-7-25
第 8.3.1 図	1次ヘリウム純化設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-22
第 8.4.1 図	1次ヘリウム貯蔵供給設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-23
第 8.5.1 図	2次ヘリウム純化設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-24
第 8.6.1 図	2次ヘリウム貯蔵供給設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-25
第 8.7.1 図	原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備説明図 ・・・・・・・・・・・	8-8-26
第 8.7.2 図	使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備説明図 ・・・・・・	8-8-27
第 8.7.3 図	燃料取扱いルート説明図・・・・・	8-8-28
第 8.7.4 図	新燃料貯蔵設備構造説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-8-29
第 8.7.5 図	燃料交換機構造説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-8-30
第 8.7.6 図	使用済燃料貯蔵設備(原子炉建家内)構造説明図	8-8-31
第 8.7.7 図	プール水冷却浄化設備系統説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-8-32
第 8.7.8 図	使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵建家内)構造説明図 ······	8-8-33
第 9.2.1 図	中性子計装測定領域関係説明図	8-9-28
第 9.2.2 図	中性子束検出器の配置説明図・・・・・	8-9-29
第 9.2.3 図	広領域及び出力領域中性子計装説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・	8-9-30
第 9.2.4 図	制御棒位置計装説明図・・・・・	8-9-31
第 9.2.5 図	炉心差圧検出用導圧管の設置場所説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・	8-9-32
第 9.2.6 図	高温プレナム部温度計装用熱電対配置説明図 ・・・・・・・・・・・	8-9-33
第 9.2.7 図	燃料破損検出装置構成説明図	8-9-34

8-目-23

原子炉出力制御装置基本構成説明図 ·····	8-9-35
プラント制御装置基本構成説明図(並列運転) ・・・・・・・・・・	8-9-36
原子炉保護設備説明図・・・・・	8-9-37
原子炉保護設備作動信号説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-9-38
原子炉スクラム信号及び工学的安全施設	
作動信号の主な測定点説明図・・・・・	8-9-39
工学的安全施設作動信号説明図 ·····	8-9-40
原子炉格納容器隔離信号発生時の隔離弁状態説明図 ・・・・・・	8-9-41
主単線結線説明図・・・・・	8-10-13
直流電源設備の単線結線説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-10-14
交流無停電電源設備の単線結線説明図	8-10-15
気体廃棄物の廃棄施設系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-11
液体廃棄物の廃棄設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-12
固体廃棄物の廃棄設備系統説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8-11-13
遮蔽設計区分概略図(1/6)	8-12-8
遮蔽設計区分概略図(地下3階)(2/6)	8-12-9
遮蔽設計区分概略図(地下2階)(3/6)	8-12-10
遮蔽設計区分概略図(地下1階)(4/6)	8-12-11
遮蔽設計区分概略図(1 階)(5/6)	8-12-12
遮蔽設計区分概略図(2 階)(6/6)	8-12-13
使用済燃料貯蔵建家遮蔽設計区分概略図	8-12-14
淡水供給設備系統説明図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8-13-25
補機冷却水設備系統説明図	8-13-26
一般冷却水設備系統説明図	8-13-27
窒素供給設備系統説明図	8-13-28
原子炉建家I系换気空調装置	
及び格納容器再循環冷却装置系統説明図 ・・・・・・・・・・・・・・	8-13-29
格納容器減圧装置系統説明図	8-13-30
放射能測定室系換気空調装置系統説明図	8-13-31
	原子炉出力制御装置基本構成説明図(並列運転) プラント制御装置基本構成説明図(並列運転) 原子炉保護設備作動信号説明図. 原子炉保護設備作動信号説明図. 原子炉なクラム信号及び工学的安全施設 作動信号の主な測定点説明図. 工学的安全施設作動信号説明図. 工学的安全施設作動信号説明図. 原子炉格納容器隔離信号発生時の隔離弁状態説明図 主単線結線説明図. 直流電源設備の単線結線説明図 交流無停電電源設備の単線結線説明図 気体廃棄物の廃棄施設系統説明図 固体廃棄物の廃棄施設系統説明図 固体廃棄物の廃棄能設系統説明図 認藤設計区分概略図(1/6) 遮蔽設計区分概略図(地下3階)(2/6) 遮蔽設計区分概略図(地下3階)(2/6) 遮蔽設計区分概略図(地下1階)(4/6) 遮蔽設計区分概略図(2階)(5/6) 遮蔽設計区分概略図(2階)(5/6) 遮蔽設計区分概略図(2階)(5/6) 遮蔽設計区分概略図(2階)(6/6) 使用済燃料貯蔵建家遮蔽設計区分概略図 小般冷却水設備系統説明図. 電素供給設備系統説明図. 二般冷却水設備系統説明図. 原子炉建家I系換気空調装置 及び格納容器再循環冷却装置系統説明図.

第 13.5.4 図	実験設備換気装置系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-13-32
第 13.5.5 図	中央制御室系換気空調装置系統説明図 8-13-33
第 13.5.6 図	電気設備室系換気空調装置系統説明図 8-13-34
第 13.5.7 図	原子炉建家Ⅱ系换気空調装置系統説明図 ・・・・・・・・・・・ 8-13-35
第 13.5.8 図	空調用冷水装置 I 系統説明図 ····· 8-13-36
第 13.5.9 図	空調用冷水装置Ⅱ系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-13-37
第 13.5.10 図	使用済燃料貯蔵建家換気空調設備系統説明図 ・・・・・・・・・ 8-13-38
第 13.7.1 図	圧縮空気設備系統説明図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-13-39

第 14.1.1 図	照射試料装荷位置図 ····· 8-14-6
第 14.3.1 図	燃料照射キャプセル構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-14-7
第 14.3.2 図	材料クリープ照射キャプセル構造説明図 ・・・・・・・・・・・ 8-14-8
第 14.3.3 図	リチウム照射キャプセル構造説明図 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8-14-9
第 14.4.1 図	燃料照射キャプセル炉外装置系統説明図 8-14-10
第 14.4.2 図	リチウム照射キャプセル炉外装置系統説明図 ・・・・・・・・・・ 8-14-11

第 15.5.1 図	循環機3台停止試験時の原子炉の挙動(1) ・・・・・・・・・ 8-15-6
第 15.5.2 図	循環機 3 台停止試験時の原子炉の挙動(2) ・・・・・・・・・ 8-15-6
第 15.5.3 図	炉容器冷却設備停止試験時の原子炉の挙動(1) ・・・・・・・・・ 8-15-7
第 15.5.4 図	炉容器冷却設備停止試験時の原子炉の挙動(2) ・・・・・・・・・ 8-15-7

1. 安全設計

1.1 安全設計の方針

1.1.1 安全設計の基本方針

原子炉施設は、次の基本方針のもとに安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の要求を満足するとともに、「試験研究 の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「試験炉設置許可基準規 則」という。)に適合する設計とする。

1.1.1.1 放射線被ばく

通常運転時、原子炉施設周辺の一般公衆及び原子炉施設の従事者に対し、「原子炉等規制法」 に基づき定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないように設計する。

さらに、国際放射線防護委員会の勧告の精神を尊重し、原子炉施設から放出される放射性廃 棄物による原子炉施設周辺の一般公衆に対する線量を、合理的に達成できる限り低くすると の考え方に基づき設計する。

1.1.1.2 異常時対応

原子炉施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性の高いものとし、運転員の 誤操作等による異常な状態に対しては、警報により運転員が措置し得るようにするとともに、 もしこれらの修正動作がとられない場合にも、原子炉の固有の安全性並びに安全保護系の動作 により、過渡変化が安全に終止するように設計する。

また、原子炉施設は、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれて1次冷却材が漏え いした後、原子炉格納容器内の空気が炉内に侵入し、炉内の黒鉛構造物が酸化するような事故 等の発生を想定しても、事故の拡大を防止し、放射性物質の放出を抑制できるように設計する。

1.1.1.3 多重防護

燃料から放出される核分裂生成物が、原子炉施設周辺に放散されるのを防ぐための障壁を何 重にも設け、万一事故が起こった場合にも、原子炉施設周辺の一般公衆の安全を確保するよう に設計する。

1.1.1.4 外部からの衝撃

安全施設は、原子炉施設敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、 地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象(地震及び津波を除く。)が発生し た場合においても、安全機能を損なわない設計とする。また、自然現象の組合せにおいては、 風(台風)、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮した設計とする。

上記に加え、重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定 される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力を 適切に考慮した設計とする。

8-1-1

さらに、安全施設は、原子炉施設敷地内又はその周辺において想定される飛来物(航空機落 下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の原子 炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によ るものを除く。)に対して、安全機能を損なわない設計とする。

1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止

原子炉施設は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する人の不法な接近等に対し、 これを防御できるように設計する。

1.1.1.6 多重性又は多様性及び独立性

安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ維持し得る 設計とする。このうち、重要度の特に高い安全機能を有する系統は、多重性又は多様性及び独 立性を備える設計とするとともに、当該系統を構成する機器の単一故障が生じた場合であっ て、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できる設計とする。

1.1.1.7 試験検査

安全施設は、その健全性及び能力を確認するために、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

1.1.1.8 誤操作防止及び容易な操作

原子炉施設は、運転員の誤操作を防止する設計とする。

安全施設は、操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされ る環境条件及び施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転 員が容易に設備を操作ができる設計とする。また、異常な過渡変化又は設計基準事故の発生時 においては、運転員が状況を判断し必要な操作が行えるよう、異常発生後10分間は運転員の 操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。

1.1.1.9 避難通路、照明、通信連絡設備

原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備 等を設ける設計とする。

1.1.1.10 全交流動力電源喪失対策

原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に原子炉を安全に停止し、又はパラメ ータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設ける設 計とする。

1.1.2 原子炉の固有の安全性
 低濃縮ウランを燃料、黒鉛を減速材及び構造材として用いる本原子炉では、次の特性を有する。

炉心は、発熱密度に比して大きな熱容量を有し、出力の過渡変化及び冷却能力の異常な低下に対 する炉心構成要素の温度変化が少なく、かつ、緩慢であり、ドプラ効果に基づく負の反応度温度係 数を有する。

このドプラ効果と減速材温度効果等を総合した出力係数が、負の反応度フィードバック特性を 有することにより、出力の上昇を伴う変化に対して、出力抑制効果を有するように設計する。

また、炉心構成要素は、黒鉛、炭素又はセラミックス材料で構成されているため、2,800℃近く まで溶融のおそれがなく、かつ、冷却材にヘリウムを用いるので化学的に安定である。

1.1.3 原子炉施設の設計、製作における基本方針

原子炉施設の安全性を確保するため、設計及び製作において、次に示す安全上の考慮を払う。

- (1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その果たすべき機能について安全上の重要度に応じ て分類し、「試験炉設置許可基準規則」の要求に適合した設計を行うとともに、安全機能を有しな いものについては、十分余裕をとった設計を行う。
- (2) 製作の過程においては材質を吟味し、厳重な検査を行うとともに、設置時及び運転開始後も、主 要機器については必要に応じて試験ないし検査を行い、その性能を確認できるようにする。
- 1.1.4 核設計及び熱流力設計の基本方針

炉心は、多数の六角柱状の燃料体をほぼ円柱状に積上げ、その上下及び半径方向を可動反射体ブ ロックによって囲む構造である。炉心の径方向及び軸方向を多領域に分けて濃縮度の異なる燃料 を装荷することにより、燃料温度分布の平坦化を図る。燃料交換は、原子炉を停止して行う。 核設計及び熱流力設計は、次の方針により行う。

- a. 炉心の反応度制御及び原子炉の停止は、制御棒系によって行う。加えて、反応度調整材を使用 して過剰反応度を抑制する。反応度調整材は、良好な出力分布が得られるように炉心内に配置す る。制御棒系は出力変化、キセノン濃度変化、高温から低温までの温度変化、燃料の燃焼や反応 度調整材の減少等によって生じる反応度変化を制御できるように設計する。原子炉停止のため に用いる制御棒系が、何らかの原因で挿入できない場合にも、原子炉を停止できるようにバック アップとして、後備停止系を設ける。
- b. 制御棒系は、最大反応度効果をもつ1対の制御棒が全引抜き位置のまま挿入できない場合に も、適切な反応度停止余裕を与えるように設計する。後備停止系は、高温の運転状態から適切な 反応度余裕をもって原子炉を停止できる設計とする。
- c. 制御棒系の最大反応度添加率は、最大反応度効果をもつ1対の制御棒が、引抜き可能な最大速 度で引抜かれても、炉心の冷却を損なうような炉心及び炉内構造物等の破壊を生じないように 設計する。
- d. 炉心は、負の反応度フィードバック特性をもち、反応度出力係数が負となるようにするととも に、不安定な出力振動が起こらないように設計する。
- e. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、被覆燃料粒子被覆層の有意な破損並び に著しい劣化を生じさせないため、通常運転時における熱的制限値を設け、これを超えないよう に設計する。

- f. 被覆燃料粒子被覆層の有意な破損並びに著しい劣化を生じさせないため、運転時の異常な過 渡変化時において、燃料最高温度が 1,600℃を超えないように設計する。
- 1.1.5 核分裂生成物放散の防止・抑制に対する基本方針
 - (1) 放散防止の多重防護

燃料内で生成した核分裂生成物の原子炉施設周辺への放散を、次の方法によって多重に防止及 び抑制する。

- a. 燃料核は、それ自体が核分裂生成物を保持する能力を有しており、燃料核内で発生した核分裂 生成物の大部分は燃料核内に保持されるが、燃料核から放出された核分裂生成物は、燃料粒子被 覆層により保持される。
- b. 燃料粒子被覆層が破損しても、漏えいした核分裂生成物の1次冷却材中への漏えいは、燃料要素を構成する黒鉛スリーブ等により抑制される。
- c. 1次冷却材中へ漏えいした核分裂生成物は、原子炉冷却材系内に保持される。
- d. 原子炉冷却材圧力バウンダリから核分裂生成物が漏えいしても、原子炉格納容器によりこれ を保持する。
- (2) 放射性物質放出の低減

通常運転時における1次冷却材中の放射性物質の濃度を抑え、また、原子炉施設周辺への放射性物質の放出を、合理的に達成できる限り低減するため、次の対策を行う。

- a. 1次ヘリウム純化設備により、放射性物質の濃度を低減する。
- b. 1次冷却材を内包する機器は、合理的に達成できる限り1次冷却材中の放射性物質を漏えいさせない構造とする。
- c. 原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物は、廃棄物を処理する設備を設け、適切な処理 及び管理を行うことにより、周辺環境に対する放出放射性物質の濃度及び量を低減する。
- 1.1.6 計測制御系統施設設計の基本方針
 - (1) 運転、制御及び保護動作に必要な中性子束、温度、圧力等を測定する原子炉計装及びプロセス計 装を設けるとともに、通常運転時に起こり得る運転条件の変化及び外乱に対して、自動的に原子炉 を制御する原子炉制御設備を設ける。
 - (2) 通常運転時に異常又は故障が発生した場合は、これを早期に検知し所要の対策が講じられるように中性子束、温度、圧力、放射能等を常時連続的に監視し、異常時には警報を発する装置を設けるとともに、安全上設定した値を超える場合には、炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることのないよう、異常状態の発生を検知し、原子炉を停止するためのスクラムを行うため、原子炉保護設備を設ける。

また、誤動作若しくは誤操作による異常又は故障の拡大を防止し設計基準事故に至らないよう 制御棒の引抜きを阻止する等のインターロックを設ける。

(3) 原子炉保護設備は、必要な場合に確実に作動するように、多重性及び独立性を有し、単一故障に よって、その機能を喪失しないように設計する。万一、駆動源が喪失した場合には、安全側に動作 するなどのフェイルセーフ設計とする。また、その機能が喪失していないことを運転中に確認でき るように設計する。

- (4) 工学的安全施設を作動させる工学的安全施設作動設備を設ける。工学的安全施設作動設備は、必要な場合に確実に作動するように、多重性及び独立性を有し、単一故障によって、その機能を喪失しないように設計する。また、その機能が喪失していないことを運転中に確認できるように設計する。
- (5) 設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを監視できる ように設計する。
- 1.1.7 工学的安全施設設計の基本方針

原子炉施設の設計基準事故時に、大量の燃料の破損や原子炉施設外への放射性物質の放散を防止若しくは抑制して、原子炉施設周辺の一般公衆の安全を確保するために、補助冷却設備、炉容器 冷却設備、原子炉格納施設及び非常用空気浄化設備からなる工学的安全施設を設け、次の方針に基 づいて設計する。

- (1) 工学的安全施設の作動が必要な際に、設計どおりの機能を発揮できるよう信頼性の高い設計とし、想定される単一故障に対しても対処できるよう十分な多重性及び独立性を有するようにする。
- (2) 工学的安全施設が原子炉施設の寿命を通じて、必要な際にその機能を発揮できることを確認するため、施設の設置時及び運転開始後も原子炉運転中あるいは停止時に、その機能確認の試験及び検査が行えるようにする。
- (3) 工学的安全施設には、必要な際に機能が発揮できるように、電源やその他の駆動源を常に確保する。
- 1.1.8 多量の放射性物質を放出するおそれのある事故に対する基本方針

原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質 又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するた めに目張り等による原子炉建家の気密の改善、さらに使用済燃料貯蔵プールへの冷却水の注入に よる使用済燃料の冷却等、必要な措置を講じる設計とする。

1.1.9 物理的分離に関する基本方針

工学的安全施設、安全保護系(原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備)等の安全機能を有 する系統で、多重性又は多様性及び独立性を要求される系統は、必要に応じて、各系統それぞれ互 いに機器、配管、ケーブル等を十分な距離をとって分離配置するか、又は障壁を設ける等によって、 万一一方の系統が火災や機器、配管等の破損等により運転不能になっても、他の系統にその影響が 波及して、その安全機能が喪失しないように設計する。

1.1.10 環境に関する基本方針

原子炉施設の構築物、系統及び機器は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に、それぞ れが設置される場所に応じた圧力、温度、湿度及び放射線に関する環境条件下で、所定の機能を維 持できるように設計する。特に、高温の冷却材に直接接する構造物については、十分な強度、耐食 性及び安定性を有するように設計する。

また、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計基準事故時においても、それぞれが設置 される場所に応じた圧力、温度、湿度及び放射線に関する環境条件下で所定の安全機能を維持でき るように設計する。

1.1.11 強度設計の基本方針

安全機能を有する構築物、系統及び機器の設計、材料の選定については、安全上適切と認めら れる規格及び基準によるとともに、自重、内圧、外圧、熱荷重、地震荷重等の条件に対し、十分な 強度を有し、かつ、その機能を維持できるように設計する。

また、荷重の組合せと許容応力については、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準を定める告示」、「原子力発電所の耐震設計技術指針」(JEAG4601、同補)、「建築基準法」、「日本建築学会各種構造設計及び計算規準」等に準拠するものとする。

ただし、国内法令、規格、基準等に規定されていないもののうち、高温機器及び黒鉛構造物に ついては、「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」⁽¹⁾及び「高温ガス炉炉心支持黒鉛構造物 の構造設計指針」⁽²⁾並びに「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」⁽³⁾により設計するととも に、その他については、必要に応じて十分使用実績があり、信頼性の高い国外の規格に準拠する。

1.1.12 品質保証の基本方針

原子炉施設の機器及び装置の安全性並びに信頼性の向上のために設計、製作、据付け等は、「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の 方法及び検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき、各段階において、次の方針で適切 な品質保証活動を実施する。

- (1) 品質保証活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質保証活動を遂行する。
- (2) 原子炉施設の設計者及び製作者の分担する品質保証活動が、正しく遂行されることを確認する ため、これに対する原子炉施設の設計者及び製作者の体制、要領及び能力を事前に確認するととも に、実施状況についても、必要に応じて立会検査等により確認する。
- (3) 原子炉施設の設計者又は製作者の外注品についても、上記と同様の確認を行うものとする。
- (4) 仕様決定、設計、製作、据付け、試験及び検査の各段階では、これらに適用される法令、基準及び規格の要求並びに原子炉施設の機能と安全に係る基本的設計を満足することを資料検討、立会検査等により確認の上承認する。
- (5) 立会検査若しくは承認を必要とする項目については、事前に原子炉施設の設計者ないし製作者 と協議決定し、確実に実施されることを確認する。
- (6) 文書、図面、仕様書、図書、資料、品質管理記録等については、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管する。
- 1.1.13 参考文献
- (1)「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」(平成2年12月科学技術庁原子力安全局内規(平成15年5月30日改定))

- (2) 「高温ガス炉炉心支持黒鉛構造物の構造設計指針」(平成2年12月科学技術庁原子力安全局内規(平成15年5月30日改定))
- (3)「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」(平成2年12月科学技術庁原子力安全局内規(平成15年5月30日改定))
- 1.2 安全機能の重要度分類

試験研究用等原子炉施設の安全機能の相対的重要度を、「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安 全設計指針」の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え 方」(以下「研究炉の重要度分類の考え方」という。)の基本的な考え方、及び基本的な考え方に示され る高出力炉における重要度分類例を参考に、高温工学試験研究炉の特徴を十分踏まえて、次のように定 め、これらの機能を果たすべき構築物、系統及び機器を適切に設計する。

1.2.1 高温工学試験研究炉の特徴

安全上の重要度分類を定めるに当たり、考慮する高温工学試験研究炉の主要な特徴は、次のとおりである。

- (1) 発電用軽水炉と比べて、原子炉の熱出力、発熱密度は低く、原子炉の炉心で蓄積される核分裂生 成物の量は少ないため、潜在的リスクは小さい。一方、水冷却型試験研究用原子炉と比べ冷却材 の温度、圧力が高いことを考慮する必要がある。
- (2) 原子炉は、セラミックス等で多重被覆した被覆燃料粒子、減速材及び構造材として黒鉛、冷却材 としてヘリウムガスを用いる。 燃料は、耐熱性に優れ、燃料最高温度が1,600℃以下ならば核分裂生成物の保持機能が損なわれ ることはない。

炉心構造物の黒鉛は、耐熱性に優れ、高温でも炉心構成材としての健全性を保つことができる。 ヘリウムガスは、化学的に不活性で構造材との化学反応はない。また、冷却材の相変化による冷 却条件の急激な変化はない。

- (3) 炉心は、発熱密度に比して大きな熱容量を有し、出力の過渡変化及び冷却能力の異常な低下に 対する炉心構成要素の温度変化が少なく、かつ、緩慢である特性を有する。 事故時の炉心の温度上昇は発電用軽水炉に比べると極めて緩慢であり、事故の拡大を防止する ための処置をとる時間的余裕が大きい。
- (4) 万一、冷却材喪失時に制御棒が挿入されなくても、固有の特性により原子炉の核出力は低下する。この場合に、炉心の強制冷却を行わなくても、原子炉圧力容器外面からの熱除去により炉心からの残留熱除去が可能である。

高温工学試験研究炉を用いた安全性実証試験(特殊運転として実施)によって、炉心流量が喪失 した場合に制御棒挿入操作を行わなくても、各種の制限値を上回ることなく、固有の特性により 原子炉が安定な状態に維持されることが実証されている。

1.2.2 安全上の機能別重要度分類

安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に

分類する。

- (1) その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし放射線業務従事 者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常発生防止系。以下「PS」という。)。
- (2) 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一 般公衆ないし放射線業務従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する 機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「MS」という。)。

また、PS及びMSのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、それが有する安全機能の重要度に 応じ、第1.2.1表に示すように、三つのクラスに分類する。

上記に基づく原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.2.2表に示す。

なお、各クラスに属する構築物、系統及び機器の基本設計ないし基本設計方針は、確立された設計、建設及び試験の技術並びに運転管理により、安全機能確保の観点から、次の各号に掲げる基本的目標を達成できるようにする。

- ① クラス1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。
- ② クラス 2: 高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。
- ③ クラス 3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持すること。
- 1.2.3 分類の適用の原則

試験研究用等原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては、原則 として次によることとする。

- (1) 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器(以下「当該系」という。)が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器(以下「関連系」という。)の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - a. 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当該系と同位の重要度を有するものとみなす。
 - b. 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するために必要な関連 系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただし、当該系がクラス 3 であるとき は、関連系はクラス 3 とみなす。
- (2) 一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全機能を有するときは、果たすべきすべての安 全機能に対する設計上の要求を満足させるものとする。
- (3) 安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら二つ以上のものの間において、又は安全機 能を有しないものとの間において、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を 有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施設の安全が損なわれることのないよ うに、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。
- (4) 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適切な機能の隔離が行われるよう考慮する。

- 1.3 重要安全施設の選定
 - 1.3.1 選定の基本方針

重要安全施設は、安全機能を有する安全施設のうち特に安全機能の重要度が高いものであり、試験炉設置許可基準規則第6条第2項、第12条第2項及び第28条第1項の要求事項を満たす設計と する。

選定に当たっては、以下に示す高温工学試験研究炉の固有の安全性を考慮した安全確保のために 必要な機能(「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」及び「使用済燃料冷却」)を確保できるよう考慮 する。

- ① 原子炉の緊急停止機能
- ② 放射性物質の閉じ込め機能(原子炉冷却材圧力バウンダリ及び周辺公衆へ過度の被ばくを及 ぼす可能性のある系統)
- ③ 原子炉の停止及び放射性物質の閉じ込めの状態監視に必要な監視機能
- ④ 原子炉建家使用済燃料貯蔵プールの貯蔵機能

なお、炉心冷却機能について、高温工学試験研究炉では、炉心の形成の維持ができれば、原子炉の固有の安全性から自然放熱により炉心の冷却が可能である。

1.3.2 第6条に関する重要安全施設

試験炉設置許可基準規則第6条第2項に規定されている重要安全施設(以下「第6条に関する重 要安全施設」という。)は、試験炉設置許可基準規則の解釈に従い、「研究炉の重要度分類の考え方」 の「4.(1)自然現象に対する設計上の考慮」を参考に、次の系統を選定する。

- ① クラス1
- ② PS-2のうち機能喪失した場合に周辺公衆へ過度の被ばくを及ぼす可能性のある系統及びMS-2のうち設計基準事故時にプラント状態を把握する機能を有する系統

上記の系統は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象によ り当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する設計とす る。

第6条に関する重要安全施設を第1.3.1表に示す。

1.3.3 第12条に関する安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する安全施設

試験炉設置許可基準規則第12条第2項に規定されている安全機能の重要度が特に高い安全機能 を有する安全施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈に従い、「研究炉の重要度分類の考え方」の 「4.(2)信頼性に対する設計上の考慮」を参考に、次の系統を選定する。

- ① PS-1のうち、通常運転時に開であって、閉動作によって原子炉冷却材圧力バウンダリの一部 を形成する弁
- MS-1の系統
- ③ MS-2のうち、異常状態発生時に、過度の放射線影響を防止するために必要な異常の影響緩和 機能を果たすべき系統及び設計基準事故時のプラント状態を把握する機能を有する系統

上記①~③の系統は、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であって、外 部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、 構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する設計とする。 第12条に関する安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する安全施設を第1.3.2表に示す。

1.3.4 第28条に関する重要安全施設

試験炉設置許可基準規則第28条第1項に規定されている重要安全施設(以下「第28条に関する 重要安全施設」という。)は、試験炉設置許可基準規則の解釈に従い、「研究炉の重要度分類の考え 方」の「4.(3)電気系統に対する設計上の考慮」を参考に、次の系統を選定する。

- ① PS-1のうち、通常運転時に開であって、閉動作によって原子炉冷却材圧力バウンダリの一部 を形成する弁
- MS-1の系統
- ③ MS-2のうち、異常状態発生時に、過度の放射線影響を防止するために必要な異常の影響緩和 機能を果たすべき系統及び設計基準事故時のプラント状態を把握する機能を有する系統

上記①~③の系統は、その機能を達成するために電源を必要とする場合には、商用電源又は非常 用電源のいずれからも電気の供給を受けられる設計とする。 第28条に関する重要安全施設を第1.3.3表に示す。

- 1.4 耐震設計
 - 1.4.1 耐震設計の基本方針

原子炉施設の耐震設計は、「試験炉設置許可基準規則」に適合するように、以下の項目に従って 行う。

- (1) 地震により生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が 特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響 を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損な われるおそれがないように設計する。
- (2) 原子炉施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による 公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下 「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた 地震力に十分耐える設計とする。
- (3) 原子炉施設は、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、 接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。
- (4) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。 また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対してお おむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
- (5) Sクラスの施設については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合
せで作用するものとする。

また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切 に組合せて算定するものとする。

- (6) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。 また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に 用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震 力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組合せて算定するものとする。
- (7) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。
- (8) 地震時に動作を要求する動的機器の原子炉格納容器バウンダリに属する弁(1次冷却材を内蔵す るもの)は、基準地震動による応答に対して、当該設備に要求される機能を維持する設計とする。
- (9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全 機能を損なわない設計とする。また、間接支持構造物及び相互影響を考慮すべき設備に対しては、 基準地震動を用いて以下に示す影響を確認し、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。
 - a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
 - b. 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部及び支持部における相互影響
 - c. 建家内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
 - d. 建家外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

b. については、耐震重要施設の隔離弁に下位クラスの配管が接続されている場合は、基準地震動に対して隔離弁の機能が損なわれない設計とする。

c. 及びd. については、原子炉建家屋根トラス、原子炉格納容器、原子炉建家天井クレーン、排 気筒、燃料交換機及び制御棒交換機を評価対象施設として、離隔位置確認、耐震解析又は衝突解 析により、評価対象施設がSクラス施設の安全機能を損なわないことを確認する。離隔位置確認 では、Sクラス施設と評価対象施設の設置位置を考慮し、評価対象施設の損傷が発生しても、Sク ラス施設の安全機能が損なわれないことを確認する。耐震解析では、評価対象施設がSクラス施 設に影響を及ぼさないことを確認する。耐震解析により評価対象施設が影響を及ぼす可能性があ る場合は、評価対象施設とSクラス施設等の相互影響を衝突解析で評価し、Sクラス施設の安全 機能が損なわれないことを確認する。耐震解析に関しては、実挙動を評価するために実挙動評価 又は保守性が高い簡易評価でも評価する。

1.4.2 耐震設計上の重要度分類

原子炉施設の耐震重要度を、「試験炉設置許可基準規則解釈 別記1「試験研究用等原子炉施設に 係る耐震重要度分類の考え方」」に基づき分類する。

1.4.2.1 分類の方法に係る考え方

原子炉施設における設備・機器等の耐震重要度分類は、以下の(1)及び(2)による。以下は、 耐震重要施設(Sクラス施設)について考え方を示しているが、Bクラス施設についても同様の 考え方とする。

(1) 原子炉施設において、停止機能、冷却機能、閉じ込め機能の全てが失われた場合を想

定し、第1.4.1 図のフローに従い、その影響が大きい場合は、耐震重要施設を必要とする 原子炉施設として選定する。

- (2) (1)の分類に基づき、耐震重要施設を必要とする原子炉施設に選定された場合は、第 1.4.2図のフローに従い、原子炉施設の個別設備・機器等について、停止機能、冷却機能、 閉じ込め機能のそれぞれの喪失を組合せた想定により、耐震重要施設に該当する設備・機 器等を選定する。
- 1.4.2.2 機能上の分類
 - Sクラス:安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれ のある設備・機器等を有する施設
 - Bクラス:安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設
 - C クラス: S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設
- 1.4.2.3 クラス別施設

耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を次に示す。

- (1) Sクラスの施設
 - (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系
 - (ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設(原子炉建家に係る施設)
 - (iii) 原子炉の緊急停止のために、急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の 停止状態を維持するための施設
- (2) Bクラスの施設
 - (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又 は内蔵しうる施設
 - (ii) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
 - (iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリの破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するために必要 な施設
 - (iv) 原子炉冷却材圧力バウンダリの破損事故の際に圧力障壁となり、放射性物質の拡散 を直接防ぐための施設
 - (v) 放射性物質の放出を伴うような設計基準事故の際に、その外部放散を抑制するため の施設で上記 c. 以外の施設
 - (vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設(使用済燃料貯蔵建家に係る施設)
 - (vii) 放射性廃棄物を内蔵している施設、ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、
 その破損によって公衆に与える放射線の影響が、年間の周辺監視区域外の線量当量限度に比べ、十分小さいものは除く。
 - (viii) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により公衆及び放射線業務従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
 - (ix) 使用済燃料を冷却するための施設

- (x) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sク ラスに属さない施設
- (3) Cクラスの施設上記S、Bクラスに属さない施設

各施設のクラス分類は、第1.4.1表に示すとおりである。

1.4.3 地震力の算定法

設計用地震力は、次の方法で算定される静的地震力及び動的地震力のうち、いずれか大きい方と する。

1.4.3.1 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐 震重要度分類に応じて、次の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定する。

(1) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、 更に当該層以上の重量を乗じて算定する。

Sクラス 3.0

- Bクラス 1.5
- Cクラス 1.0

ここに、C_iは、標準せん断力係数C₀を0.2とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を 考慮して求められる値である。

必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力 係数 C_i は 1.0 とする。

Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な組合せで作用 するものとする。鉛直地震力は、震度0.3を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類 等を考慮して求めた鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(2) 機器・配管系

静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数 を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ 20 %増しと した震度より求めるものとする。

なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで 作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

1.4.3.2 動的地震力

動的地震力は、Sクラスの施設に適用し、添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動及び弾 性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により、水平2方向及び鉛直方 向について適切に組合せて算定する。

Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1 を乗じた動的地震力を適用する。

添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」 及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平成分及び鉛直成 分の地震動としてそれぞれ策定する。

弾性設計用地震動は、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見⁶⁰を踏まえ、また、弾性設計用地震動を原子炉建家設計時より保守的な 設定とするため、応答スペクトルに基づく基準地震動 Ss-D に係数 0.5 を乗じた弾性設計用地 震動 Sd-D が、設計時に用いた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定)」に基づく基準地震動 S₁の応答スペクトルを下回らないものと して、工学的判断により基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。弾性設計用地震動による年 超過確率は、10⁻³~10⁻⁴程度となる。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第 1.4.3 図から第 1.4.5 図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第 1.4.6 図から第 1.4.11 図に、弾性設計用地 震動 Sd-D 及び基準地震動 S₁の応答スペクトルの比較を第 1.4.12 図に、弾性設計用地震動と 解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第 1.4.13 図及び第 1.4.14 図に示す。

(1) 入力地震動

解放基盤表面は、S波速度が0.7km/s以上となる深度G.L.-172.5mの位置に設定する。 建物・構築物の地震応答解析に用いる入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 及び弾性設計用地震動の伝播特性や地盤の非線形応答に関する動的変形特性等を適切に考慮 して1次元波動論又は必要に応じ2次元有限要素法解析により応答計算し算定する。

- (2) 動的解析法
 - a. 建物・構築物

動的解析は、スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いて行うものとする。

建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性は、それらの形状、構造特性 等を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。

動的解析には、地盤-建家間の動的相互作用を考慮する。解析は、地盤-建家をスウェイ-ロッキングモデルに置換して行う。

弾性設計用地震動に対しては、弾性応答解析を行う。

基準地震動に対しては、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、規格・ 基準又は実験式等に基づき、該当する部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模 擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

また、施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための応答解析において、建物・ 構築物等の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適 切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。

- b. 機器·配管系
 - (a) 金属構造物

機器については、その形状を考慮したモデル化を行い、設計用床応答スペクトルを用 いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析等により応答を求める。

配管系については、熱的条件及び構造を考慮して分類し、それぞれ適切なモデルを作成し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析により応答を求める。 動的解析に用いる減衰定数は、「原子力発電所の耐震設計技術指針」(JEAG4601、同補)⁽¹⁾、 振動実験⁽²⁾⁽³⁾、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。

なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度 を用いて地震力を算定する。

(b) 黒鉛構造物

炉心を構成する黒鉛ブロックは、地震時に相互に衝突を繰返す非線形振動挙動を示す。 そのため、黒鉛ブロック群の振動解析法としては、ブロック間の衝突現象を考慮する方 法を用いる⁽⁴⁾。各黒鉛ブロックに作用する衝突力、ブロックの変位等は、時刻歴応答解 析により求める。

- 1.4.4 荷重の組合せと許容限界
 - 1.4.4.1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。

- 建物・構築物
 - a. 運転時の状態 原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態。 ただし、運転状態には、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。
 - b. 設計基準事故時の状態
 原子炉施設が設計基準事故時にある状態。
 - c. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。
- (2) 機器・配管系
 - a. 通常運転時の状態

原子炉施設の起動、停止、出力運転、燃料交換等が計画的又は頻繁に行われた場合、運転 条件が所定の制限値以内にある運転状態。

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態

通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単 ーの誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な 状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著し い損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

c. 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した

場合には原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上 想定すべき事象が発生した状態。

- 1.4.4.2 荷重の種類
 - (1) 建物・構築物
 - a. 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、即ち固定荷重、積載荷重、 土圧、水圧並びに通常の気象条件による荷重
 - b. 運転時の状態で施設に作用する荷重
 - c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
 - d. 地震力、風荷重、積雪荷重

運転時及び設計基準事故時の荷重には、機器・配管から作用する荷重が含まれるものとし、 地震力には、地震時土圧、機器・配管からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるもの とする。

- (2) 機器・配管系
 - a. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重
 - b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
 - c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
 - d. 地震力
- 1.4.4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは次による。

- (1) 建物・構築物
 - a. Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、地震力と常時作用している荷重、運転時(通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時)に施設に作用する荷重とを組合せる。
 - b. S クラスの施設に対して、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作 用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静 的地震力とを組合せる。
- (2) 機器·配管系
 - a. Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に対して、地震力と、通常運転時又は運転時の 異常な過渡変化時の状態で作用する荷重とを組合せる。
 - b. Sクラスの施設に対して、地震力と運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故 時の状態のうち、地震によって引起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と を組合せる。
 - c. Sクラスの施設に対して、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態 のうち、地震によって引起こされるおそれのない事象によって作用する荷重で、その作用 が長時間続く場合には、その荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを 組合せる。なお、地震によって引起こされるおそれがなく、かつ、その事象によって作用 する荷重が短時間で終結する場合には、地震力と組合せない。

- (3) 荷重の組合せ上の留意事項
 - a. Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力を適切に組合せ算定するものとする。
 - b. 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳しいことが判明している場合には、その 荷重の組合せ状態での評価は行わなくてもよいものとする。
 - c. 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に 明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしも、それぞれの応力のピーク値を 重ねなくともよいものとする。
 - d. 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を検討する場合においては、支持される施設の耐震クラスに応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組合せる。

なお、対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されることを検討すべき地震動 を第1.4.1表に示す。

1.4.4.4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組合せた状態に対する許容限界は、次のとおりとする。

- 建物・構築物
 - a. Sクラスの建物・構築物
 - (a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度による地震力との組合せに対する許容 限界

建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界 とする。

(b) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体として、十分変形能力(ねばり)の余裕を有し、終局耐力に 対して妥当な安全余裕をもたせることとする。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、日本建築学会「建築耐 震設計における保有耐力と変形性能」実験式⁽⁵⁾等に基づき適切に定めるものとする。

b. B、C クラスの建物・構築物

安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

c. 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物

上記の「a. S クラスの建物・構築物、(b) 基準地震動による地震力との組合せに対す る許容限界」を適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを支持する建物・構築物の 変形等に対して、その機能が損なわれないものとする。

d. 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が、必要保有水平耐力に対し て、妥当な安全余裕をもたせることとする。

- (2) 機器・配管系
 - a. Sクラスの機器・配管系
 - (a) 弾性設計用地震動による地震力又は静的震度による地震力との組合せに対する許容 限界

金属構造物については、JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする。金属構造物の うち高温に達するものについては、「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」によ る許容応力を許容限界とする。

炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び圧縮強さを基準にし、「高温ガス炉炉 心支持黒鉛構造物の構造設計指針」による許容応力を許容限界とする。

なお、対象はサポートポストの炉心支持機能とする。

(b) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

金属構造物については、JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び基準に基づ き、構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が 生じず、その施設の機能に影響を及ぼすことがない程度に応力を制限する値を許容限 界とする。金属構造物のうち高温に達するものについては、「高温ガス炉第1種機器の 高温構造設計指針」による許容応力を許容限界とする。

炉心支持黒鉛構造物については、引張強さ及び圧縮強さを基準にし、「高温ガス炉炉 心支持黒鉛構造物の構造設計指針」による許容応力を許容限界とする。なお、対象は サポートポストの炉心支持機能とする。

b. B、C クラスの機器・配管系

JEAG その他の安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

c. 炉心構成要素(燃料体、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロック)

炉心構成要素については、地震時に作用する荷重に対して、崩壊熱除去可能な形状が阻害 されないこと、及び過大な変形や破損を生じることにより、制御棒の挿入が阻害されないこ とを確認するため、「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」による許容応力を許容限 界とする。

d. 動的機器

地震時に動作を要求される動的機器については、解析により確認されている機能確認済 加速度等を許容限界とする。

1.4.5 主要施設の耐震構造

主要施設は、「1.4.3.2(2) 動的解析法」で示す解析により、それらの重要度に応じた耐震安全 性を有していることを確認する。

1.4.5.1 原子炉格納施設及び原子炉建家

原子炉建家は、約50m×約48mのほぼ正方形の平面形状を有し、基礎底面からの高さが、約

55m の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)である。原子炉建家は、 地表面下約30mまで埋込まれ、基礎は安定な地盤に直接支持される。耐震設計に当たっては、 原子炉建家の常時及び地震時の荷重が地盤に安全に伝達されるようにする。

原子炉格納容器は、原子炉建家のほぼ中央に収容され、鋼製上下部皿形鏡円筒型である。その内径及び全高は、それぞれ約18.5m及び約30mであり、下部鏡部で原子炉建家基礎に固定される。

1.4.5.2 原子炉圧力容器

原子炉圧力容器は、上部及び底部が半球形のたて置円筒型であり、それ自体が剛な構造である。その内径及び内高は、それぞれ約5.5m及び約13.2mである。

原子炉圧力容器は、底部の圧力容器スカートで支持し、圧力容器スカートは、原子炉格納容 器の内部コンクリート構造物にボルトで固定する。

更に、胴上部は、スタビライザによって、原子炉格納容器の内部コンクリート構造物で支持 する。スタビライザは、原子炉圧力容器の熱膨張を拘束しないように、半径方向及び上下方向 の伸びは自由とし、周方向のみを拘束する構造にすることで、水平地震動に対する原子炉圧力 容器の振れ止めとなる。

即ち、原子炉圧力容器は、圧力容器スカートで下端固定、スタビライザで上部支持となって いる。

1.4.5.3 制御棒駆動装置

制御棒駆動装置は、電動式駆動装置であり、原子炉圧力容器ふたに取付けられた制御棒スタ ンドパイプ内に収納される。制御棒スタンドパイプは、下部は原子炉圧力容器ふたに固定され、 上部は防振支持梁で支持される。また、制御棒は、可撓性を有しており、地震時にも確実に炉 心に挿入される。

1.4.5.4 炉内構造物

炉心に作用する水平力は、炉心周辺の固定反射体で支持する。固定反射体は、炉心拘束機構 により周方向に締め付けられ、地震時の変位は、炉心拘束機構のレストレイントリング及びラ ジアルキーを介して原子炉圧力容器により拘束される。

1.4.5.5 炉心構成要素

炉心は、燃料体、制御棒案内ブロック等を積み上げて構成する。炉心構成要素は、それぞれ ダウエルピンとダウエルソケット構造により、水平方向に相互に位置決めされ、炉心は全体と して炉内構造物により支持される。

1.4.5.6 1次冷却設備

1次冷却設備は、1次ヘリウム配管、中間熱交換器、1次加圧水冷却器、1次ヘリウム循環機等で構成する。

1次ヘリウム配管は、熱膨張及び耐震性を考慮した構造であり、二重管と単管により構成する。

1次ヘリウム配管の二重管の外管は、原子炉圧力容器と中間熱交換器及び1次加圧水冷却器のノズルで支持する。

中間熱交換器は、コンスタントハンガで、1次加圧水冷却器は、支持コラムで、それぞれ上 方より支持する。

中間熱交換器及び1次加圧水冷却器の支持構造は、熱膨張による変位を拘束せず、地震時に は剛支持となるように、適切なスナバ若しくはダンパ等を設ける。

1次ヘリウム循環機は、中間熱交換器及び1次加圧水冷却器に、それぞれ短い配管により固定し、剛構造とする。

1.4.5.7 2次ヘリウム冷却設備

2次ヘリウム冷却設備は、2次ヘリウム配管、2次加圧水冷却器、2次ヘリウム循環機等で構成する。

2次ヘリウム配管は、高温となるため、熱膨張に対する十分な配慮を行った上で、地震時に は剛支持となるように、中間熱交換器、2次加圧水冷却器等のノズルで支持する。

2次加圧水冷却器は、コンスタントハンガにて支持し、地震時には剛支持となるように、適切なスナバ若しくはダンパを設ける。2次ヘリウム循環機は、短い配管により2次加圧水冷却器に固定し、剛構造とする。

1.4.5.8 補助冷却設備

補助冷却設備は、補助ヘリウム配管、補助冷却器、補助ヘリウム循環機、補助冷却水配管、 空気冷却器、補助冷却水ポンプ、加圧器等から構成する。

補助ヘリウム配管は、二重管と単管により構成する。

補助ヘリウム配管、補助冷却器及び補助ヘリウム循環機は、高温となるため、熱膨張に対す る十分な配慮を行った上で、地震時には剛支持となるように、スナバ若しくはダンパにより適 切に支持する。

1.4.5.9 その他の設備

その他の機器・配管類については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重等により、不都 合な応力が生じないよう、必要に応じリジッドストップ、スナバその他の装置を使用して耐震 性を確保する。

- 1.4.6 その他
 - 1.4.6.1 地震感知器

ある程度以上の地震が起こった場合、原子炉を自動的に停止させるための地震感知器を設 置する。 地震感知器は、試験及び保守が可能な原子炉建家の適切な場所に設置する。

1.4.6.2 耐震性の確認

原子炉施設のうち、安全上特に重要なものに対しては、必要に応じて振動試験、地震観測等 により振動性状の測定を行い、また、それらの測定結果に基づく解析等により、施設の機能に 支障のないことを確認するものとする。

- 1.4.7 参考文献
 - (1) JEAG 4601-1987「原子力発電所耐震設計技術指針」.
 - (2) M. Futakawa et al.; "Vibrational Characteristics of a Co-axial double pipe", Nuclear Engineering and Design, Vol. 94, 1986.
 - (3) 幾島他;「垂直2次元炉心模型による高温ガス炉の炉心耐震・試験と解析」、JAERI-1282(1983年).
 - (4) T. Ikushima; "SONATINA-2V: A Computer Program for Seismic Analysis of the Twodimensional Vertical Slice HTGR Core", JAERI-1279(1982).
 - (5) 日本建築学会;「建築耐震設計における保有耐力と変形性能」(1982年).
 - (6) 社団法人日本電気協会 電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会;
 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」(1994年).
- 1.5 耐津波設計

原子炉施設は、標高約36.5mの台地上に設置しており、添付書類六で示した津波による遡上を考慮しても、原子炉施設に津波は到達しない。したがって、津波により原子炉施設の安全性が損なわれることはなく、津波を設計上考慮しない。

- 1.6 火災防護
 - 1.6.1 火災防護に関する基本方針

原子炉施設は、想定される火災によっても、原子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持できること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、 使用済燃料の貯蔵機能を維持できる設計とする。また、使用済燃料の貯蔵プールについては、プー ル水の供給配管に接続口から注水を行える設計とすることで、冷却機能及び給水機能を維持でき る設計とする。火災防護対策は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 ⁽¹⁾及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」⁽²⁾を参考に、高温工学試験研究炉の安全上の特 徴を考慮し、必要に応じて火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の三方策を適切 に組み合わせ、原子炉の停止機能、原子炉の冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能及び使用済燃料 の貯蔵機能を維持する。

また、消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。

なお、火災が発生した場合は、速やかに初期消火活動を行うとともに、大洗研究所内通報連絡系

統に従って通報し、火災の消火、拡大防止のための活動を行う。また、火災延焼のおそれがある場合には原子炉を停止する措置を行う。

1.6.2 火災防護対象設備

火災防護対象設備は、安全施設の中から、原子炉を安全に停止・維持でき、放射性物質の閉じ 込め機能を維持するための設備を選定する。これらの設備は、第1.3.1表に示す第6条に関する 重要安全施設として選定しており、第1.3.1表に示す設備を火災防護対象設備として選定する。 また、第1.3.1表に示す設備が損傷した場合、これらの事象に対処するための多重化された系統 が火災により同時に機能を失わないよう、第1.3.2表及び第1.3.3表に示す重要安全施設を火災 防護対象設備として選定する。使用済燃料の貯蔵機能を維持するための設備については、原子炉 建家内の貯蔵プール及び貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル並びに貯蔵ラックを 火災防護対象設備として選定する。また、貯蔵プールの冷却機能及び給水機能を維持するため、 プール水の供給配管の接続口までを火災防護対象設備として選定する。

1.6.3 火災区域及び火災区画の設定

耐火壁及び換気系統によって、他の区域と分離されている区域を火災区域として設定する。また、火災区域において、系統分離を勘案して火災区画を設定する。火災区画は、建設省告示第 1399 号において定められた構造方法に準拠した耐火能力を有する耐火壁、建設省告示第1369 号 において定められた構造方法に準拠した耐火能力を有する耐火扉及び消防法が定める基準を満た した防火ダンパ及びモルタル等の不燃材料による貫通部シールにより分離する。

多重化された系統のケーブルトレイ若しくは機器が同一の火災区域又は火災区画に混在し、耐 火壁等による分離が困難な場合は、相互に分離されたケーブルトレイ・機器間に可燃物がないこ とを確認し、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384 (1992 年版)を参考とした分離により、多重化 された系統の安全機能が損なわれないようにする。

なお、多重化された原子炉の停止系及び冷却系に係るケーブルを収納するケーブルトレイのう ち、系統が混在する火災区域又は火災区画内に設置されるケーブルトレイの1系統については、 建設省告示1369号を参考とした鉄板厚さ(1.5mm)以上により1時間の遮炎性を確保することに 加え、ケーブルトレイが過熱されることによるケーブルへの熱的影響を考慮し、ケーブルトレイ に1時間の耐火性を有する障壁材を巻設する。

上記により、火災区域又は火災区画内において火災が発生しても、火災伝播により火災防護対象設備の安全機能を損なわないことを火災影響評価にて確認する。また、火災区域及び火災区画内には消防法が定める基準を満たした煙感知器、熱感知器及び火災受信機盤から構成する火災感知設備並びに消防法が定める基準を満たした消火器、消火栓及び二酸化炭素消火設備から構成する消火設備を消防法に基づき配置する。

1.6.4 火災の発生防止

想定される火災により、原子炉施設の安全性が損なわれることを防止するため、以下の火災の発 生防止対策を講じる。 (1) 発火性物質及び引火性物質の漏えいの防止

発火性又は引火性の液体としては、原子炉施設内に設置されるポンプ、ファン、循環機、 圧縮機、非常用発電機、冷凍機等に内包される潤滑油及び燃料油があり、これらを内包する 機器についてはパッキンの挿入又は堰の設置により漏えいを防止する設計とする。

(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

火災防護対象設備の材料については、鋼等の不燃性材料を用いるとともにケーブルについ ては難燃性材料を使用することで、火災の発生を防止する設計とする。電源用のしゃ断器に ついては、絶縁油を使用しないしゃ断器を使用する。火災防護対象設備に係るケーブルにつ いては、米国電気電子工学会(IEEE)規格 383 等の垂直トレイ燃焼試験及び ICEA 垂直燃焼試 験若しくは UL 垂直燃焼試験に合格する難燃ケーブルを使用する。ただし、中性子計装ケー ブル及び放射線モニタケーブルは耐ノイズ性能確保のため難燃性以外のケーブルを使用して いることから電線管内に敷設するとともに、電線管の開口部を熱膨張性及び耐火性を有した シール材で閉塞させ酸素の供給を防止することで、難燃ケーブルと同等の耐延焼性及び自己 消火性を確保する。火災防護対象設備に使用している保温材は、ロックウール、グラスウー ル、けい酸カルシウムからなる不燃性材料を使用する。

(3) 電気系統の過熱、焼損の防止

電気系統に接続する負荷のうち、高圧回路用の気中しゃ断器、真空しゃ断器を用いている 配線については、過電流継電器等の保護装置としゃ断器の組合せ等により、地絡・短絡等に 起因する過電流による過熱や損傷を防止する設計とする。ケーブルの火災については、高圧 回路用の気中しゃ断器、真空しゃ断器によって配線されている動力ケーブルについて想定す る。

(4) 蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止

蓄電池から発生する水素ガスの蓄積防止は換気設備により行い、停電が発生した場合においても非常用発電機からの給電により運転を継続する設計とする。蓄電池室の換気設備が異常により停止した場合は、中央制御室に警報を発信する設計とする。また、換気停止時における水素ガスの滞留防止の処置を蓄電池室の水素濃度が2%に達するまでに講じ、蓄電池室の水素濃度を燃焼限界濃度以下に抑える。滞留防止の処置は、蓄電池室の扉を開放するとともに、蓄電池室上部に水素ガスが滞留することを防止する目的でブロアによる送風を行う。

1.6.5 火災の感知及び消火

想定される火災により、原子炉施設の安全性が損なわれることを防止するため、早期に火災感 知及び消火活動ができる設計とする。また、消火設備に破損、誤作動又は誤操作が起きた場合にお いても、原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。このため以下を踏まえた 設計とする。

- 1.6.5.1 火災の感知
 - (1) 原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火災 感知

原子炉建家内(原子炉格納容器内を除く。)及び冷却塔並びに使用済燃料貯蔵建家内の火 災感知のため、塵埃、湿度等の設置環境を考慮し、非アナログ式の煙感知器を消防法に基づ き設置する。非常用発電機の燃料移送ポンプ室には燃料の気化を考慮して、消防法に基づき 防爆型熱感知器を設置する。

中央制御室には、消防法が定める基準を満たした火災受信機盤を設置し、火災の警戒範囲 を示す火災警戒区画線に囲まれた範囲で火災の発生場所を特定できる設計とする。

火災感知設備は、外部電源喪失時においても非常用発電機から給電できる設計とする。

(2) 原子炉格納容器内の火災感知

原子炉格納容器内の火災感知のため、塵埃、湿度等の設置環境を考慮し、非アナログ式の 煙感知器及び熱感知器を消防法に基づき設置する。火災を感知した場合には、中央制御室に 設置されている、消防法が定める基準を満たした煙感知器・熱感知器表示盤に火災警報を発 信する設計とする。

なお、熱感知器については、原子炉運転中において高温のヘリウム漏えいにより作動する ことがあるため、熱感知器が作動した場合には、原子炉格納容器圧力の上昇、原子炉格納容 器内放射能の上昇、1次冷却材圧力又は2次ヘリウム冷却材圧力の低下を確認することによ り、ヘリウム漏えいあるいは火災の発生を判断できる設計とする。

1.6.5.2 火災の消火

(1) 原子炉建家内(原子炉格納容器を除く。)及び使用済燃料貯蔵建家内の消火

原子炉建家内及び使用済燃料貯蔵建家内には、消防法が定める基準を満たした消火器及び 屋内消火栓を消防法に基づき配置する。屋内消火栓ポンプは、想定する火災に要求される必 要な消火用水量を消火設備に供給できる設計とするとともに、外部電源喪失時においても機 能を喪失することがないよう非常用発電機から給電できる設計とする。消火用水の水源は、 HTTR機械棟の共用水槽にて確保することに加え、大洗研究所(北地区)内の浄水場と接 続することで、消火用水を確保する。また、消火用水の供給配管は専用配管とするととも に、屋内消火栓ポンプの故障時には、中央制御室へ警報を発信する設計とする。

なお、消火活動に係る煙の影響については、火災区画内の可燃物量及び火災区画の容積を 考慮しても煙が充満する前に消火活動が開始できるとともに、放射線の影響については、原 子炉の定格運転中において原子炉格納容器外の放射線が上昇することはないことから、人員 による消火活動を実施する。

煙の充満により消火器及び屋内消火栓による消火が困難となる非常用発電機室には、消防 法により性能が確認されている二酸化炭素消火設備を設置するとともに、消防法に定める必 要薬剤量を備える。また、火災源となる動力ケーブルが集中し消火器及び屋内消火栓による 消火が困難であり、かつ他の火災防護対象機器に係るケーブルへの延焼を早期に防止する必 要がある非常用電源盤室についても、消火剤による汚損を生じず、短時間で確実な消火を期 待できるよう、消防法により性能が確認されている二酸化炭素消火設備を設置するととも に、消防法に定めるに必要薬剤量を備える。また、二酸化炭素消火設備は、外部電源喪失時 においても機能を喪失することがないよう非常用発電機から給電できる設計とする。二酸化 炭素消火設備を作動させる場合は、警報により作業者の安全を図るとともに起動状態及び放 出状態を中央制御室に表示できる設計とする。

潤滑油を内包するポンプ室の消火については、潤滑油の漏えい量及び火災区画の容積を考 慮しても煙が充満する前に消火活動が開始できることから、消火器又は屋内消火栓を用い、 人員により実施する。なお、消火にあたっては空気呼吸器の装着に加え、人員の安全を確保 した上で実施する。

また、移動式消火設備として、大洗研究所(北地区)内に消防自動車を配備する。

(2) 原子炉格納容器内の消火

原子炉格納容器内の消火は消火器等を用い、人員により実施する。なお、消火に当たって は空気呼吸器の装着に加え、原子炉格納容器内の温度、圧力、線量率、酸素濃度等を確認し、 プラント運転状態の確認及び人員の安全を確保した上で実施する。

(3) 冷却塔の消火

補機冷却水設備が設置される冷却塔には、消防法が定める基準を満たした消火器及び屋外 消火栓を消防法に基づき配置する。屋外消火栓の消火用水の水源は、大洗研究所(北地区) 内に設置されている高架水槽にて確保し、高架水槽は大洗研究所(北地区)内の浄水場と接 続することで、消火用水を確保する。消火用水は、高架水槽からの水頭圧により供給し、消 火用水の供給配管は専用配管とする。

また、移動式消火設備として、大洗研究所(北地区)内に消防自動車を配備する。

1.6.5.3 自然現象等に対する対応

消火設備は、地震等の自然現象を考慮し、以下の設計とする。

- (1) 屋外の消火設備の凍結を防止するため、屋内消火栓に係る屋外配管には、凍結防止ヒータ を設置する。
- (2) 屋内消火栓ポンプは、風水害により性能が阻害されないよう屋内に設置する。
- (3) トレンチ内に設置されている屋内消火栓用配管の接続部には、地震による地盤変位対策としてフレキシブル継手を使用する。
- (4) 屋内消火栓又は屋外消火栓が使用できない場合には、火災区域又は火災区画に配置されている消防法が定める基準を満たした消火器及びバックアップ用として中央制御室に配置されている消防法が定める基準を満たした消火器により、自衛消防隊及び公設消防が到着するまでの消火活動を行う。
- 1.6.5.4 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による影響

消火設備の破損による溢水の影響について、消火配管は火災防護対象設備と隔壁又は距離に より分離するとともに、被水のおそれのある火災防護対象設備については防滴仕様の機器を 使用することで直接影響を及ぼさない設計とする。また、手動により屋内消火栓ポンプの起動 操作及び起動後の手元バルブの開操作を行うことで誤操作を防止する設計とする。

- 1.6.6 火災の影響軽減のための対策
 - 1.6.6.1 火災の影響軽減のための対策

火災により他の火災区域又は火災区画の火災防護対象設備の安全機能に影響を及ぼさない よう、火災の影響を軽減する以下の対策を講じる設計とする。

- (1) 火災区域又は火災区画は、他の火災区域又は火災区画に影響を及ぼさないよう、耐火壁、 耐火扉、防火ダンパ及び貫通部シールにより分離する。
- (2) 原子炉の停止機能、原子炉の冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能及びそれらに必要な監視機能に係る火災防護対象ケーブルは電線管又はケーブルトレイに格納し、系統が複数ある場合には、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384 を参考に、互いの系列を分離する。また、火災防護対象設備のうち原子炉の停止機能及び冷却機能を有する設備に係るケーブルを格納するケーブルトレイのうち、系統が混在する火災区画内に設置されるーブルトレイの1系統については、遮炎性を考慮し建設省告示 1369 号を参考として 1.5mm 厚の鉄板で覆うとともに、ケーブルへの熱的影響を考慮し1時間の耐火性を有する障壁材を巻設する。
- (3) 中央制御室には火災発生時の煙を排気するため、建築基準法が定める基準を満たした排煙 設備を設置する。
- (4) 非常用発電機の燃料地下タンク近傍でおこる火災により、タンク内の圧力が上昇することによる爆発の潜在的可能性を排除する観点から、非常用発電機の燃料地下タンクには排気用のベント管を設置する。
- (5) 火災区域又は火災区画で可燃物を保管する場合は、原則として建設省告示1360号において 定められた構造方法に準拠した防火性能を有する鋼製のキャビネットに収納する。鋼製のキ ャビネット以外で保管する場合は、火災影響評価により設定した火災区域又は火災区画ごと の制限量を超えないように、可燃物の量を管理するとともに、発火源や火災防護対象設備と の適切な分離距離を保てるよう、米国電気電子工学会(IEEE)規格384の分離距離を参考に可 燃物の位置を管理する。さらに、可燃物は、不燃シートで覆うことによる火災予防措置を講 じる。

1.6.6.2 火災影響評価

火災区域又は火災区画内における火災源の火災荷重及び燃焼率から、当該火災区域又は火災区画 内の火災等価時間を算出する。火災区域又は火災区画内で想定される火災に対して、当該火災区域 又は火災区画内に設置されている火災感知設備の種類及び消火設備を確認し、火災の感知及び消火 方法が適切であること並びに他の火災区域又は火災区画に火災が伝播しないことを確認する。また、 想定される火災による火災防護対象設備への影響を確認する。

- 1.6.7 参考文献
 - (1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月 原子力規制委員会)
 - (2)「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」(平成25年6月 原子力規制委員会)

1.7 溢水防護

1.7.1 溢水防護に関する基本方針

原子炉施設内で溢水が発生した場合においても、原子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機 能を維持できること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。 さらに、使用済燃料の貯蔵機能を維持できる設計とする。また、使用済燃料貯蔵プールについては プール水の供給配管に接続口から注水を行える設計とすることで冷却機能及び給水機能を維持で きる設計とする。

また、原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物 質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。

1.7.2 溢水防護対象設備

溢水防護対象設備は、安全施設の中から、原子炉を安全に停止・維持でき、放射性物質の閉じ込 め機能を維持するための設備を選定する。これらの設備は、第1.3.1表に示す第6条に関する重要 安全施設として選定しており、第1.3.1表に示す設備を溢水防護対象設備として選定する。また、 第1.3.1表に示す設備が損傷した場合、これらの事象に対処するための多重化された系統が溢水に より同時に機能を失わないよう、第1.3.2表及び第1.3.3表に示す重要安全施設を溢水防護対象設 備として選定する。使用済燃料の貯蔵機能を維持するための設備については、原子炉建家内の貯蔵 プール及び貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル及び貯蔵ラックを溢水防護対象設 備として選定する。また、貯蔵プールの冷却機能及び給水機能を維持するため、プール水の供給配 管の接続口までを溢水防護対象設備として選定する。

1.7.3 溢水防護区画の設定

溢水防護区画は、溢水防護対象設備が設置されている全ての区画について設定する。 溢水防護区 画は、壁、扉等で他の区画と分離されている区画とする。

- 1.7.4 溢水影響評価
 - 1.7.4.1 溢水影響評価で想定する溢水
 - (1) 原子炉施設内で発生した溢水の溢水防護対象設備への影響評価

原子炉施設における溢水の影響評価は、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」⁽¹⁾を参考 に、次に示す溢水を想定して行う。

- a. 機器の破損等により生じる溢水
- b. 原子炉施設内で生じる火災の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水
- c. 地震による機器の破損(スロッシングを含む。)により生じる溢水

これらの想定する溢水に対して、溢水防護対象設備に対する没水、被水及び蒸気による影響を 評価し、溢水防護対象設備が溢水の影響を受けてもその安全機能を損なわない設計とする。

溢水防護対象設備に対する没水の影響評価では、溢水の影響を受けて溢水防護対象設備の安全 機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高さ」という。)を設定し、発生した溢水による 水位(以下「溢水水位」という。)が機能喪失高さを上回らないことをもって溢水防護対象設備が 安全機能を損なうおそれがないことを評価する。機能喪失高さは、溢水防護対象設備の各付属品の設置状況を踏まえ、没水によって安全機能を損なうおそれのある最低の高さを設定する。

なお、機器の破損等により生じる溢水について、多重化された設備の破損による溢水では、破 損した系統と別の系統は健全であり、当該設備の安全機能は維持されているものとする。

(2) 放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えいの影響評価

放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ 出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。

放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えいの影響評価では、溢水の管理区域外への漏えいの有無を設備の配置の観点から評価するとともに、配置上管理区域外への漏えいが否定できない 箇所については、設けられた段差を上回らないことをもって管理区域外へと漏えいしないことを 評価する。

1.7.4.2 溢水影響評価で想定する溢水源及び溢水量

溢水の評価に当たり以下の事項を考慮している。

(1) 機器の破損等により生じる溢水では、それぞれの溢水防護対象設備に対して影響が最も大きくなる単一の設備破損による溢水源(多重化された系統を有する設備の破損による溢水では、単一の系統破損による溢水源)を想定し、その影響を評価する。

溢水量は、漏水を検知し、現場又は中央制御室からの隔離により漏えいを停止するまでの時 間を考慮して算出することとし、排水ポンプによる排水を期待する場合には、ポンプの性能を 考慮して溢水量を算出する。溢水量を算出する際の運転員による対応として、実測値を基に設 定した次の時間を考慮する。

- a. 検知器の作動により運転員が溢水に気付くまでの時間
- b. 検知器の作動により運転員が溢水に気付いてから漏えい箇所の確認までの時間
- c. 運転員が漏えい箇所を確認してから溢水源のポンプ等の停止までの時間
- d. 運転員が溢水源のポンプ等を停止してから溢水源の弁を閉止するまでの時間

配管の破損について、低エネルギー配管については、任意の箇所で貫通クラックを想定す る。

高エネルギー配管については、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」を参考に完全全周破 断とし、一部、応力評価及び非破壊検査を実施しているものについては想定破損から除外す る。ただし、加圧水冷却設備の配管については、原子炉格納容器貫通部以外の配管を原子炉格 納容器貫通部の配管と同等の配管として区分している。

- (2) 原子炉施設内で生じる火災の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水では、 それぞれの溢水防護対象設備に対して影響が最も大きくなる単一の放水による溢水源を想定 し、その影響を評価する。
- (3) 地震による機器の破損(スロッシングを含む。)により生じる溢水では、流体を内包する機器のうち、基準地震動Ssによって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。評価では、複数系統、複数箇所の同時破損を想定し、最大の溢水量を算出する。

1.7.4.3 溢水影響評価で想定する溢水経路

溢水経路の想定にあたり、以下の事項を考慮する。

- (1) 溢水防護区画の溢水水位が最も高くなるように、扉の漏水の状態並びに貫通部及び堰の有無 を考慮する。
- (2) 溢水防護区画の溢水水位が最も高くなるように、ハッチ及び目皿からの流出はないものとする。ただし、ハッチ及び目皿からの流出を溢水防護設計として実施又は機能を期待する場合は、これらからの流出を考慮する。

一方、上階で生じた溢水に起因する没水の評価では、ハッチがない単純な開口部として、上 階で生じた溢水がそのまま当該フロアに落水してくるものとする。

- (3) 地下3階の排水ポンプによる排水を考慮する。
- (4) 放射性物質を含む液体の管理区域外への溢水の影響評価では、管理区域より非管理区域への 漏えいがないことを確認するため、管理区域に設けられた段差を考慮する。
- 1.7.5 溢水の影響への対策
 - 1.7.5.1 没水の影響への対策 溢水防護対象設備が没水により安全機能を損なわないよう、以下に示すいずれか又は組合せによ る対策を講じる設計とする。
 - (1) 漏水検知器等により溢水の発生を早期に検知し、中央制御室からの遠隔操作又は現場操作に より漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。
 - (2) 排水設備により溢水を排水し、溢水防護対象設備が没水せず、安全機能を損なわない設計と する。
 - (3) 溢水防護区画外の溢水に対しては、壁等による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とする。壁等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入を防止できる設計とするとともに、溢水の要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。
 - (4) 溢水防護対象設備の設置高さを嵩上げし、溢水防護対象設備の機能喪失高さが、溢水水位を 上回る設計とする。
 - 1.7.5.2 被水の影響への対策

溢水防護対象設備が被水により安全機能を損なわないよう、以下に示すいずれか又は組合せによ る対策を講じる設計とする。

- (1) 溢水防護区画外の溢水に対しては、壁等による被水防止対策を図り溢水の被水を防止する設計とする。壁等は、溢水により発生する水位や水圧に対して流入を防止できる設計とするとともに、溢水の要因となる地震や火災等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。
- (2) 消火水の放水による溢水に対しては、溢水防護区画において区画壁等の設置により区画分離

を行い、屋内消火栓を使用した消火活動の際に発生する被水の影響を受けない設計とする。

- (3) 電源盤等の設備は、固定式消火設備等の水消火を行わない消火手段(二酸化炭素消火設備、 消火器等)を採用し、被水の影響がない設計とする。
- (4) 被水する溢水防護対象設備は、「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)」における第二特性数字4以上相当の保護等級を有する機器を用い、被水の影響を受けない設計とする。
- (5) 被水する溢水防護対象設備は、保護カバーやパッキン等による被水防護措置を行い、被水の 影響を受けない設計とする。
- (6) 多重性又は多様性を有している溢水防護対象設備は、別区画に設置し、溢水が発生した場合 でも同時に安全機能を損なうことがない設計とする。
- 1.7.5.3 蒸気の影響への対策

溢水防護対象設備が放出された蒸気により安全機能を損なわないよう、以下に示すいずれか又は 組合せによる対策を講じる設計とする。

- (1) 漏水検知器等により蒸気の溢水の発生を早期に検知し、中央制御室からの遠隔操作又は現場 操作により漏えい箇所を早期に隔離できる設計とする。
- (2) 溢水防護区画外の蒸気放出に対しては、壁等による流入防止対策を図り蒸気の流入を防止する設計とする。壁等は、放出された蒸気流入を防止できる設計とするとともに、溢水の要因となる地震等により生じる環境や荷重条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。
- (3) 放出された蒸気を原子炉建家外へと逃がすブローアウトパネルを設け、溢水防護区画へ影響 が及ばない設計とするとともに、溢水の要因となる地震等により生じる環境や荷重条件に対し て当該機能が損なわれない設計とする。
- (4) 蒸気に曝される溢水防護対象設備は、蒸気に対して耐性を有する機器を用い、蒸気の影響を 受けない設計とする。
- 1.7.5.4 放射性物質を含む液体の管理区域外への漏えい防止対策

放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備の破損によって当該容器、配管その他 の設備から放射性物質を含む液体があふれた場合においても当該液体が管理区域外へ漏えいしない よう、以下に示すいずれか又は組合せによる対策を講じる設計とする。

- (1) 放射性物質を含む液体を内包する機器及び配管は、全て管理区域内に設置する。
- (2) 放射性物質を含む液体が管理区域内に漏えいした場合に、非管理区域に漏えいすることがな いように、管理区域の下階が管理区域となるように配置上できる限り考慮する。
- (3) 配置上、管理区域内より非管理区域に漏えいするおそれが否定できない箇所については、段 差を設けることにより非管理区域側へ漏えいしない設計とする。
- 1.7.6 参考文献
 - (1)「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(平成25年6月 原子力規制委員会)

1.8 竜巻防護

1.8.1 竜巻防護に関する基本方針

原子炉施設は、供用期間中に極めてまれであっても、その発生により原子炉施設に影響を与える 竜巻として「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(以下「竜巻評価ガイド」という。)⁽¹⁾を参考に 想定した竜巻に対して原子炉の安全性を損なわない設計とする。想定する竜巻に対しては、設備と 運用による対策を組み合わせ、安全確保上重要な原子炉の「停止」、「冷却」、「閉じ込め」及び「使 用済燃料冷却」機能を損なわない設計とする。このため、竜巻に対して防護する安全機能として、 高温工学試験研究炉の特徴を考慮した原子炉の緊急停止機能、放射性物質の閉じ込め機能(原子炉 冷却材圧力バウンダリ及び周辺公衆に過度の被ばくを与える可能性のある系統)及びそれらに必要 な監視機能並びに使用済燃料の貯蔵機能を抽出する。

なお、炉心冷却機能については、原子炉の停止後は原子炉の固有の安全性により、自然放熱による炉心の冷却が可能であること、及び使用済燃料の冷却機能については、冷却機能が喪失しても十分な時間的余裕をもって貯蔵機能が維持できることから防護する安全機能として抽出しない。

竜巻から防護する施設(以下「竜巻防護施設」という。)は「第1.2 安全機能の重要度分類」 に示すクラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器のうち、防護する安全機能を有するも のとして第1.3.1表に示す重要安全施設並びに使用済燃料貯蔵建家の貯蔵セル及び貯蔵ラックを選 定し、竜巻の影響を評価し、安全機能を損なわない設計とする。評価に当たっては、竜巻防護施設 を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を対象とする。なお、建家が損傷する可能性がある 場合には、その損傷の影響により竜巻防護施設が安全機能を損なわないことを評価し設計する。

竜巻に対しては、原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操作を講じるとともに、停止後の状態及び使用済燃料の冷却の状態を監視する。これらの状態の監視に必要な電源は竜巻防護施設である直流電源設備の蓄電池から供給する設計とし、さらに蓄電池の枯渇後(60分以降)は、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、商用電源が復旧するまでの間、必要な監視を継続して行う。

竜巻防護施設以外のクラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器は、竜巻による損傷を 受けたとしても原子炉は安全に停止・維持でき、また放射性物質の閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵 は確保できることから、竜巻による影響を評価する対象とせず、代替措置や修復等の対応により必 要な機能を確保する。

1.8.2 竜巻の影響に対する設計方針

竜巻評価ガイド⁽¹⁾を参考にして設定した設計竜巻の最大風速は92m/sとする。なお、竜巻の影響 に対する設計に当たっては、設計竜巻の最大風速92m/sに余裕を考慮して最大風速100m/sを用い る。また、竜巻評価ガイド⁽¹⁾を参考にして設定した最大接線風速は85m/sとする。

設計飛来物は、現地調査により抽出した建家に衝突する可能性がある飛来物について、竜巻評価 ガイド⁽¹⁾を参考に、形状、剛性及び飛散時の運動エネルギーを考慮して鋼製材(質量、長さ、幅、 奥行き:135kg、4.2m×0.3m×0.2m)及び鋼製パイプ(質量、長さ、直径:8.4kg、2m× φ 0.05m)を 選定する。 竜巻防護施設は、竜巻により生じる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃 による荷重を組み合わせた複合荷重とその他の荷重(常時作用する荷重、運転時荷重)を適切に組 み合わせた設計荷重に対して、安全機能を損なわない設計とする。なお、設計竜巻と設計基準事故 が同時に発生する頻度は低いことから、設計竜巻による荷重と設計基準事故時荷重との組合せは考 慮しない。また、竜巻以外の自然現象として雷、雪、雹及び大雨が想定されるが、いずれも施設へ の影響が相乗しないことから、竜巻以外の自然現象による荷重と設計竜巻との組み合わせは考慮し ない。

また、竜巻防護施設は、設計飛来物の衝突による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。このため、竜巻防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を外殻として防護する 設計とする。

ただし、竜巻による設計飛来物の衝突により、竜巻防護施設の設置区画の壁面に裏面剥離が生じ る可能性がある場合には、その影響により竜巻防護施設が安全機能を損なわないことを評価し設計 する。

竜巻随伴事象として、HTTR機械棟屋外タンクに飛来物が衝突することによる火災、飛来物が 衝突することによる屋外配管等の損傷による溢水及び外部電源喪失を想定し、これらに対して、竜 巻防護施設の安全機能を損なわない設計とする。火災については、「1.10 外部火災防護」にてHT TR 機械棟屋外タンクの火災を評価し影響のないことを確認している。溢水に対しては、飛来物 が衝突することによる屋外配管等の損傷による溢水の発生を考慮しても、竜巻防護施設を原子炉建 家及び使用済燃料貯蔵建家内に設置していることから、建家外壁により水の侵入を防止できるた め、竜巻防護施設への影響はない。外部電源喪失に対しては、原子炉停止後の監視に必要な直流電 源設備及び安全保護系用交流無停電電源装置を竜巻防護施設として安全機能を損なわない設計とす る。

竜巻防護対策として、資機材等の設置状況を踏まえ、飛来物となる可能性のあるもののうち、飛 来した場合の運動エネルギーが設計飛来物よりも大きいものについては、飛来物のサイズや剛性を 考慮し、飛来物とならないように、竜巻防護施設を内包する建家からの離隔、撤去、固縛、固定を 行う。また、竜巻防護対策の状況及び新規飛来物の有無について、原子炉起動前に飛来物調査を実 施し確認する。竜巻防護施設に対する竜巻防護対策等を第1.8.1表に示す。

竜巻の近接予測及び近接時の対策として、気象庁が発表する竜巻注意情報、雷注意報等の気象情 報により、1時間先までに竜巻等の発生する可能性が高まっている領域に敷地が含まれると予測さ れた場合、原子炉施設に影響が及ぶ前に原子炉の停止操作を行うとともに、車両の退避等の必要な 措置を講ずる。

また、竜巻により商用電源が喪失し、さらに非常用発電機による給電も期待できない場合は、直 流電源設備の蓄電池による電源供給により、原子炉停止後の状態及び使用済燃料冷却の状態を監視 する。さらに、蓄電池の枯渇後(60分以降)は、商用電源が復旧するまでの間、可搬型計器、可搬 型発電機等を用いて、原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出ロヘリウム圧力、貯蔵プール水位等 の必要な監視を継続して行う措置を講じる。可搬型発電機の設置場所は、竜巻飛来物の影響を考慮 し原子炉建家内の2箇所とするとともに、可搬型発電機の接続先は竜巻飛来物の影響が及ばない原 子炉建家内の地下とする。また、可搬型発電機は原子炉建家外の2箇所に各1式を設計竜巻の直径 (60m)以上の距離を離して保管するものとし、可搬型計器、ケーブル等は外殻として防護する原 子炉建家内の2箇所に各1式を分散して保管することにより、監視に必要な資機材を竜巻の影響か ら防護する。なお、可搬型発電機の原子炉建家内への設置作業は、竜巻の通過後等、竜巻による環 境影響が緩和した後に行う。

1.8.3 参考文献

(1)「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月 原子力規制委員会)

1.9 火山事象防護

1.9.1 火山事象防護に関する基本方針

原子炉施設は、供用期間中に極めてまれであっても、その発生により原子炉施設に影響を与える 火山事象として「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(以下「火山評価ガイド」という。)⁽¹⁾を参 考に想定した火山事象に対して原子炉の安全性を損なわない設計とする。想定する火山事象に対し ては、設備と運用による対策を組合せ、安全確保上重要な原子炉の「停止」、「冷却」、「閉じ込め」 及び「使用済燃料冷却」機能を損なわない設計とする。

このため、火山事象に対して防護する安全機能として、高温工学試験研究炉の特徴を考慮した原 子炉の緊急停止機能、放射性物質の閉じ込め機能(原子炉冷却材圧力バウンダリ及び周辺公衆に過 度の被ばくを与える可能性のある系統)及びそれらに必要な監視機能並びに使用済燃料の貯蔵機能 を抽出する。

なお、炉心冷却機能については、原子炉の停止後は原子炉の固有の安全性により、自然放熱による炉心の冷却が可能であること、及び使用済燃料の冷却機能については、冷却機能が喪失しても十分な時間的余裕をもって貯蔵機能が維持できることから防護する安全機能として抽出しない。

火山事象から防護する施設(以下「火山防護施設」という。)は、「第1.2 安全機能の重要度分 類」に示すクラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器のうち、防護する安全機能を有す るものとして第1.3.1表に示す重要安全施設並びに使用済燃料貯蔵建家の貯蔵セル及び貯蔵ラック を選定し、火山事象の影響を評価し、安全機能を損なわない設計とする。評価に当たっては、火山 防護施設を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を対象とする。

火山事象に対しては、火山の噴火及び降灰予報に係る情報を気象庁の発表等により入手し、火山 の噴火情報を確認し降灰予報による降灰の到達範囲に敷地が含まれる場合には、原子炉施設に影響 が及ぶ前に原子炉の停止操作を講じるとともに、停止後の状態及び使用済燃料の冷却の状態を監視 する。これらの状態の監視に必要な電源は、火山防護施設である直流電源設備の蓄電池から供給す る設計とし、さらに蓄電池の枯渇後(60分以降)は、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、商用 電源が復旧するまでの間、必要な監視を継続して行う。

火山防護施設以外のクラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器は、火山による損傷を 受けたとしても原子炉は安全に停止・維持でき、また放射性物質の閉じ込め及び使用済燃料の貯蔵 は確保できることから、火山事象による影響を評価する対象とせず、代替措置や修復等の対応によ り必要な機能を確保する。

8-1-33

1.9.2 火山事象の影響に対する設計方針

火山評価ガイド⁽¹⁾を参考に将来の活動可能性が否定できない火山について、原子炉施設に影響を 及ぼし得る火山事象を抽出した結果、該当する火山事象は降下火砕物のみである。

火山防護施設は、降下火砕物による影響に対して、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を外殻と して防護することにより安全機能を損なわない設計とする。このため、原子炉建家及び使用済燃料 貯蔵建家は、想定する降下火砕物の層厚 50cm (湿潤密度 1.5g/cm³)の荷重に加え、常時作用する荷 重及び自然現象(積雪、風)の荷重を適切に組み合わせた荷重に耐える設計とする。なお、降下火 砕物の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は低いことから、降下火砕物による荷重と設計基 準事故時荷重との組合せは考慮しない。

降下火砕物により施設に影響が及ぶおそれがある場合には、原子炉の停止、換気系の停止、建家 屋根に堆積した降下火砕物の除去作業等の必要な措置を行う。また、降下火砕物により商用電源が 喪失し、さらに、非常用発電機による給電も期待できない場合は、直流電源設備の蓄電池による電 源供給により、原子炉停止後の状態及び使用済燃料冷却の状態を監視する。さらに、蓄電池の枯渇 後(60分以降)は、商用電源が復旧するまでの間、可搬型計器、可搬型発電機等を用いて、原子炉 圧力容器上鏡温度、補助冷却器出ロヘリウム圧力、貯蔵プール水位等の必要な監視を継続して行う 措置を講じる。可搬型計器、ケーブル等は外殻として防護する原子炉建家内の2箇所に各1式を分 散して保管する。また、可搬型発電機は原子炉建家外の2箇所に各1式を分散して保管し、降下火 砕物により施設に影響が及ぶ前に原子炉建家内に搬入することにより、監視に必要な資機材を降下 火砕物の影響から防護する。

1.9.3 参考文献

(1)「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成25年6月 原子力規制委員会)

- 1.10 外部火災防護
 - 1.10.1 外部火災防護に関する基本方針

原子炉施設は、想定される外部火災の発生を想定しても、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災から防護する安全施設は、「1.2 安全機能の重要度分類」に示すクラス1、 クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。このうち、第1.3.1表に示す重要 安全施設を内包する原子炉建家及び使用済燃料貯蔵設備を内包する使用済燃料貯蔵建家並びに冷 却塔及び排気筒については、外部火災に対して外殻のコンクリート表面温度を評価し、防火帯を 設けること等によりコンクリート表面温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損 なわない設計とする。

固定モニタリング設備については、代替措置を講じることで安全機能を損なわない設計とする。 コンクリート表面温度の評価に当たっては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下 「外部火災評価ガイド」という。)⁽¹⁾を参考にする。外部火災としては、森林火災、近隣の産業施 設の火災・爆発及び航空機墜落による火災を想定する。

火災発生時には、発見者が大洗研究所通報連絡系統に従って、公設消防、連絡責任者等に連絡 するとともに、日中は従業員により編成する自衛消防隊、休日・夜間は常駐消防班により消火活

- 1.10.2 外部火災に対する設計方針
 - (1) 森林火災

森林火災に対して、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。森林火災の評価に当たって は以下の項目を考慮して行う。なお、敷地内で火災が発生した場合は、公設消防隊による消火活 動の他、自衛消防隊が出動し、散水等の延焼防止措置を行う。

a. 森林火災の想定

森林火災として、敷地外10km(原子炉施設からの距離)以内に発火点を設定し、原子炉施設に迫る火災を考慮した評価を実施する。

評価に当たっては、外部火災評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解 析コード(FARSITE)で使用されている計算式を使用する。

- (a) 森林の植生を把握するため、植生図を参考とし、ウォークダウンにより、樹種や生育状況に ついて調査する。
- (b) 風向及び風速は、過去 10 年間(2004 年~2013 年)の水戸気象台の気象観測データを調査して設定する。
- (c) 発火点は、卓越風向と敷地内外の植生の分布を考慮して設定する。
- b. 外殻のコンクリートの熱影響評価

原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は、許容 温度200℃(火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持 される保守的な温度)以下とすることで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

c. 防火帯の設定

原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の周囲に幅 9.5m の防火帯を確保するこ とにより、延焼による安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災評価ガイドを参考 に、必要な防火帯幅及び延焼防止に必要な距離である危険距離(外殻のコンクリート表面温度が許 容温度(200℃)を超える距離)を算出し、防火帯の外縁(火炎側)までの距離を、原子炉建家、使用 済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の危険距離を上回るように設定する。

防火帯では、原則として、駐車を禁止するとともに可燃物を置かないよう管理し、工事や物品の搬出入等に伴い、やむをえず防火帯に停車する必要がある場合や一時的に可燃物を置く必要がある場合についても、長時間の停車や仮置を禁止するとともに速やかに車両や物品を移動できるよう人員を配置する等の運用上の措置を講じる。

(2) 近隣の産業施設の火災・爆発

近隣の産業施設の火災・爆発に対して、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。外部火 災評価ガイドを参考に、これらの火災・爆発に対しては、敷地外10km(原子炉施設からの距離)以 内の石油コンビナート等の火災・爆発及び敷地内の危険物貯蔵設備等の火災を考慮した評価を実 施する。

a. 石油コンビナート等の施設の影響

敷地外10km(原子炉施設からの距離)以内の範囲において、石油コンビナート施設、LNG基地は存在しない。

敷地外10km(原子炉施設からの距離)以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の産業施設 としては、危険物貯蔵施設屋外タンク等が存在するが、これらの施設と原子炉施設までの距離は十 分あり、火災・爆発の影響を受けることはない。

b. 敷地内の危険物貯蔵設備等の影響

敷地内に存在する危険物貯蔵施設屋外タンクの火災として、原子炉施設までの距離が最短かつ 燃料量が最大であるHTTR機械棟屋外タンクの火災が発生した場合の影響評価を実施した結果、 原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度が許容温度 200℃を下回ることを確認することで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取扱施設)のナトリウム火災に対して、原子炉建 家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度が許容温度200℃を下 回ることを確認することで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

なお、敷地内に存在する高圧ガス貯蔵設備の危険限界距離は原子炉施設までの距離を十分に下 回っており安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

(3) 航空機墜落による火災

航空機墜落による火災に対して、外部火災評価ガイドを参考に、航空機落下による火災につい て落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に影響評価を実施し、原子炉建家、使用済燃料貯蔵 建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度が許容温度 200℃を下回ることを確認す ることで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。また、森林火災と航空機墜落による火 災の重畳及び危険物貯蔵施設屋外タンクの火災と航空機墜落による火災の重畳に対して影響評価 を実施し、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度 が許容温度 200℃を下回ることを確認することで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

(4) 二次的影響

森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等 に対して、中央制御室系換気空調装置の外気遮断循環運転を行うことにより、中央制御室での活 動性に影響を及ぼさない設計とする。

- 1.10.3 参考文献
 - (1) 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」 (平成 25 年 6 月 原子力規制委員会)
- 1.11 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針
 - 1.11.1 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25 年 12 月 18 日施行)への適合

原子炉施設は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合するように設計する。各条文に対する適合のための設計方針は次のとおりである。

(適用範囲)

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

- 一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)
- 二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。)であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉

適合のための設計方針

原子炉施設及びその附属施設の設計及び材料の選定に当たっては、設計及び工事の方法の認可、使 用前検査及び施設定期検査等にも配慮して、原則として現行国内法規に基づく規格及び基準によるも のとする。ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する 場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用 の妥当性を明らかにする。

 添付書類八の次の項目参照

 3. 原子炉及び炉心

 4. 1次冷却設備

 5. 2次ヘリウム冷却設備

 6. 加圧水冷却設備

 7. 工学的安全施設

 8. 原子炉補助施設

 9. 計測制御系統施設

 10. 電気施設

 11. 放射性廃棄物の廃棄施設

 12. 放射線管理施設

 13. プラント補助施設

 14. 実験設備

 16. 運転保守

(定義)

- 第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律において使用する用語の例による。
 - 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号。以下「試験炉規則」という。)第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。
 - 二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をい う。
 - 三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃 棄物をいう。
 - 四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視 区域をいう。
 - 五 「放射線業務従事者」とは、試験炉規則第一条の二第二項第七号に規定する放射 線業務従事者をいう。
 - 六「臨界実験装置」とは、炉心構造を容易に変更することができる試験研究用等原 子炉であって、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定す る用に専ら供するものをいう。
 - 七 「水冷却型研究炉」とは、一次冷却材として水を使用する試験研究の用に供する 試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)をいう。
 - 八 「中出力炉」とは、熱出力五百キロワット以上、十メガワット未満の水冷却型研 究炉をいう。
 - 九 「高出力炉」とは、熱出力+メガワット以上、五+メガワット以下の水冷却型研 究炉をいう。
 - + 「ガス冷却型原子炉」とは、気体状の一次冷却材を用いる試験研究の用に供する 試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)であって熱交換器を有するも のをいう。
 - +- 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験研究の用に供する試験研究用等原子炉 (船舶に設置するものを除く。)であって、一次冷却材としてナトリウムを用い、 かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをい う。
 - +二 「安全機能」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な 機能であって、次に掲げるものをいう。
 - イ その機能の喪失により試験研究用等原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又 は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすお それがある機能

- ロ 試験研究用等原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大 を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に 及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が試験研究用等原子 炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを 抑制し、又は防止する機能
- +三 「安全機能の重要度」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性の確保のために 必要な安全機能の重要性の程度をいう。
- 十四 「通常運転」とは、試験研究用等原子炉施設において計画的に行われる試験研 究用等原子炉の起動、停止、出力運転、燃料体の取替えその他の試験研究用等原 子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。
- 十五 「運転時の異常な過渡変化」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の単 一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻 度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態 が継続した場合には試験研究用等原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)又は 原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安 全設計上想定すべきものをいう。
- 十六 「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。
- +七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性 質を有する二以上の系統又は機器が同一の試験研究用等原子炉施設に存在する ことをいう。
- 十八 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環 境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なるこ とにより、共通要因(二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりそ の機能を失わせる要因をいう。以下同じ。)又は従属要因(単一の原因によって確 実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。)によ って同時にその機能が損なわれないことをいう。
- +九 「独立性」とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態 において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、 共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう。
- 二十 「燃料体」とは、試験炉規則第一条の二第二項第三号に規定する燃料体であって、試験用燃料体を除いたものをいう。
- 二十一 「燃料材」とは、熱又は中性子を発生させるために成形された核燃料物質をいう。
- 二十二 「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、一次冷却材に よる侵食を防ぐための金属管、金属板、炭化ケイ素皮膜その他の燃料材を覆うも

のをいう。

- 二十三 「燃料の許容設計限界」とは、燃料材を覆う燃料被覆材の損傷の程度であって、安全設計上許容される範囲内で、かつ、試験研究用等原子炉を安全に運転することができる限界をいう。
- 二十四 「反応度価値」とは、制御棒の挿入又は引き抜き、液体制御材の注入その他 の試験研究用等原子炉の運転に伴う試験研究用等原子炉の反応度の変化量をい う。
- 二十五 「制御棒の最大反応度価値」とは、試験研究用等原子炉が臨界(臨界近傍を 含む。)にある場合において、制御棒を一本引き抜くことにより炉心に生ずる反 応度価値の最大値をいう。
- 二十六 「反応度添加率」とは、試験研究用等原子炉の反応度を調整することにより 炉心に添加される単位時間当たりの反応度の量をいう。
- 二十七 「原子炉停止系統」とは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行し、及び未臨 界を維持するために試験研究用等原子炉を停止する系統をいう。
- 二十八 「反応度制御系統」とは、通常運転時に反応度を調整する系統をいう。
- 二十九 「安全保護回路」とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を検知し、 これらの事象が発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自 動的に作動させる設備をいう。
- 三十 「安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設のうち、安全機能を有するものをいう。
- 三十一 「重要安全施設」とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全 機能を有するものをいう。
- 三十二 「工学的安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の 異常による試験研究用等原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷 により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止 するための機能を有する安全施設をいう。
- 三十三 「一次冷却材」とは、炉心において発生した熱を試験研究用等原子炉から直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいう。
- 三十四 「一次冷却系統設備」とは、一次冷却材が循環する回路を構成する設備をいう。
- 三十五 「最終ヒートシンク」とは、試験研究用等原子炉施設において発生した熱を 最終的に除去するために必要な熱の逃がし場をいう。
- 三十六 「冠水維持設備」とは、水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設において、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合に、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持するための機能を有する設備をいう。
- 三十七 「試験用燃料体」とは、燃料体の研究及び開発を行うことを目的とする燃料

体をいう。

- 三十八 「カバーガス」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施 設において、ナトリウムの自由液面部を覆うことを主たる目的とする不活性ガス をいう。
- 三十九 「原子炉カバーガス」とは、カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。
- 四十 「炉心冠水維持バウンダリ」とは、水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉 施設において、原子炉容器及びそれに接続する配管で構成され、燃料体を冠水状 態に保持するための隔壁となる部分をいう。
- 四十一 「原子炉格納容器バウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉又はナトリウム冷却 型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定さ れる事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる 部分をいう。
- 四十二 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用 等原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、 圧力障壁となる部分をいう。
- 四十三 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究 用等原子炉施設において一次冷却材を内包するものであって、運転時の異常な過 渡変化時及び設計基準事故時において冷却材障壁を形成するもので、かつ、それ が破壊することにより一次冷却材漏えい事故となる部分をいう。
- 四十四 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る 試験研究用等原子炉施設の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内 包する部分のうち、原子炉冷却材バウンダリを除いたものをいう。

適合のための設計方針

本申請書において使用する用語の定義は、上記当該各号及び以下に定めるところによる。

- (1) 「原子炉冷却材系」とは、原子炉の通常運転時に原子炉を直接冷却する冷却材を内包する 系統をいい、具体的には、1次冷却設備及び補助ヘリウム冷却系をいう。
- (2) 「原子炉冷却系」とは、原子炉の通常運転時及び異常状態時において、原子炉から熱を除 去する系統をいい、具体的には、原子炉冷却材系、残留熱を除去する系統、最終的な熱の逃 し場へ熱を輸送する系統等をいう。
- (3) 「異常状態」とは、通常運転を逸脱させるような、何らかの外乱が原子炉施設に加えられ た状態であって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故をいう。
- (4) 「減圧事故」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊により、原子炉冷却材の圧力が急速に低下する事故をいう。

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

- 第三条 試験研究用等原子炉施設(水冷却型研究炉、ガス冷却型原子炉及びナトリウム 冷却型高速炉に係るものを除く。以下この章において同じ。)は、次条第二項の規定 により算定する地震力(試験研究用等原子炉施設のうち、地震の発生によって生ず るおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度 が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震 力を含む。)が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持 することができる地盤に設けなければならない。
 - 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがな い地盤に設けなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

耐震重要施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しな いことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。

2について

耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震 発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、そ の安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。

3について

耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことが確認された地盤に設置する。



(地震による損傷の防止)

- 第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなけれ ばならない。
 - 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれが ある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそ れがないものでなければならない。
 - 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

原子炉施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

なお、耐震重要度分類及び地震力については、「2 について」に示すとおりである。

2について

原子炉施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による 公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応 じて、以下のとおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに 応じた地震力を算定する。

(1) 耐震重要度分類

原子炉施設は「試験炉設置許可基準規則解釈 別記1「試験研究用等原子炉施設に係る耐 震重要度分類の考え方」」により以下のとおり分類する。

Sクラス: 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与 えるおそれのある設備・機器等を有する施設

> 上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失 による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超 えることをいう。

- Bクラス: 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さ い施設
- C クラス: S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全 性が要求される施設
- (2) 上記(1)のSクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定 する。

なお、Sクラス施設については弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか

大きい方の地震力を適応する。

a. 静的地震力

静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に応じて、次の地震層せん断係数Ci及び震度に基づき算定する。

(a) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断係数 C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、更に当該層以上の重量を乗じて算定する。

- S クラス 3.0
- Bクラス 1.5
- C クラス 1.0

ここで、C_iは、標準せん断力係数C₀を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、 地盤の種類等を考慮して求められる値である。

S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組 合せで作用するものとする。

鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の 種類等を考慮して求めた鉛直震度により算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向 に一定とする。

(b) 機器·配管系

静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求める。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方 向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

b. 弾性設計用地震動による地震力

弾性設計用地震動による地震力は、Sクラスの施設に適用する。

弾性設計用地震動は、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見⁶⁰を踏まえ、また、弾性設計用地震動を原子炉建家設計時より保守的な設定とするため、応答スペクトルに基づく基準地震動 Ss-D に係数 0.5 を乗じた弾性設計用地震動 Sd-D が、設計時に用いた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定)」に基づく基準地震動 S₁の応答スペクトルを下回らないものとして、工学的判断により添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。

また、弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組 合せたものとして算定する。

なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動により、その影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組合せて算定するものとする。

3について

耐震重要施設については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地 質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地 震動、即ち添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわ れるおそれがないように設計する。

基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組 合せたものとして算定する。

なお、耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、 その安全機能を損なわない設計とする。また、次に示す影響を確認する。

- a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- b. 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部及び支持部における相互影響
- c. 建家内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- d. 建家外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

4について

原子炉施設を設置する敷地に該当する斜面はない。

添付書類六の次の項目参照 地 5. 震 添付書類八の次の項目参照 安全設計 1.

(津波による損傷の防止)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大き な影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないも のでなければならない。

適合のための設計方針

津波による影響については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海 底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から適切な波源を想定し、津波の遡上による敷地 への影響を確認する。また、津波発生の要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊等地震以外の 要因も検討し、不確かさを考慮した数値解析により評価を実施する。

原子炉施設は、標高約36.5mの台地上に設置しており、添付書類六で示した津波による遡上を考慮 しても、原子炉施設に津波は到達しない。したがって、津波により原子炉施設の安全性が損なわれる ことはなく、津波を設計上考慮しない。


(外部からの衝撃による損傷の防止)

- 第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。) が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。
 - 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される試験研究用等原子炉施設 の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意 によるものを除く。)に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

安全施設は、以下のとおり構造物及び機器の条件を設定し、地震及び津波以外の想定される自 然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれないようにする。

- (1) 風(台風) 敷地付近で観測された瞬間最大風速は、水戸地方気象台の観測記録(1937年~2013年)に よれば44.2m/s(1939年8月5日)であるが、風荷重に対する設計は、日本の最大級の台風 を考慮した建築基準法に基づいて行う。
- (2) 洪水・降水

敷地は、太平洋に面した標高約35~40mの鹿島台地にあり、原子炉施設は標高約36.5m に設置している。敷地内には、窪地をせき止めて造成した夏海湖があり、水位は標高約29m、 水深は約6mである。敷地に降った雨水等の表流水のほとんどは夏海湖に集まり、一般排 水溝に流れる経路となるが、大雨等により万一夏海湖から溢れた場合でも、地形的な関係 から敷地北部の谷地を流れる経路となり、谷地や水路を伝って涸沼に流れる。このような 地形及び表流水の状況からみて洪水による被害は考えられない。また、夏海湖は那珂川か ら中継ポンプ場を介して取水しているため、河川の増水等の影響により夏海湖へ流入する ことはない。

(3) 積雪

水戸地方気象台の観測記録(1897年~2013年)によれば積雪量の日最大値は32cm(1945年 2月26日)であるが、積雪40cm相当とし、茨城県建築基準法関係条例に基づく積雪単位重 量指定値により設計を行う。

(4) 凍結

敷地付近の水戸地方気象台での記録(1897 年~2013 年)によれば、最低気温は-12.7℃ (1952 年 2 月 5 日)、月平均最低気温は-3.1℃(1 月)であるが、屋外機器で凍結のおそれの あるものは、必要に応じ、上記の最低気温に、適切な余裕をもった設計値で凍結防止対策を 行う。

(5) 落雷

雷害防止として、建築基準法に基づき排気筒へ避雷針を設置する。

また、避雷針の接地極

として、接地網を布設して接地抵抗の低減を図る。

安全保護系である原子炉保護設備及び工学的安全施設の計装ケーブル及び制御ケーブル はシールドケーブルを採用するとともに、屋外に敷設されるケーブルについては、鉄筋コン クリートトレンチ、金属製トレイ又は金属製電線管に収納し接地する。

(6) 火山の影響

火山防護施設は、降下火砕物による影響に対して、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家を 外殻として防護することにより安全機能を損なわない設計とする。このため、原子炉建家及 び使用済燃料貯蔵建家は、想定する降下火砕物の層厚 50cm (湿潤密度 1.5g/cm³)の荷重に 加え、常時作用する荷重及び自然現象(積雪、風)の荷重を適切に組み合わせた荷重に耐え る設計とする。また、降下火砕物の降灰と設計基準事故が同時に発生する頻度は低いことか ら、設計基準事故時荷重と降下火砕物との組合せは考慮しない。

降下火砕物により施設に影響が及ぶおそれがある場合には、原子炉の停止、換気系の停止、 建家屋根に堆積した降下火砕物の除去作業等の必要な措置を行う。

(7) 生物学的事象

原子炉施設は、海水及び夏海湖の取水を行っていないため、海生生物や微生物等による影響はない。補機冷却水設備冷却塔は、微生物等の発生による影響を軽減するため、薬液注入 による対策を行い、定期的に点検・清掃を行えるよう点検口等を設ける。

小動物の侵入については、屋外設置の端子箱貫通部等にシールを行うことにより防止する。

(8) 竜巻

竜巻防護施設は、最大風速100m/sの竜巻が発生した場合においても、竜巻による風圧力 による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝突荷重を組み合わせた荷重等に対して、安全 機能を損なわない設計とする。また、設計竜巻と設計基準事故が同時に発生する頻度は低い ことから、設計基準事故時荷重と設計竜巻との組合せは考慮しない。

施設に影響が及ぶおそれがある竜巻の接近が予測された場合は、原子炉の停止操作を行 うとともに、車両の退避等の必要な措置を講ずる。

(9) 森林火災

森林火災について外部火災評価ガイドを参考に影響評価を実施し、防火帯を確保するこ とにより、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面 温度を許容温度(200℃)以下とすることで、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 固定モニタリング設備については、代替措置を講じることにより安全機能を損なわない設 計とする。

また、敷地内において火災が発生した場合は、公設消防隊による消火活動の他、自衛消防 隊が出動し、散水等の延焼防止措置を行う。

(10) 地滑り

敷地には、地滑りの素因となるような地形の存在は認められないことから、安全施設の安 全機能を損なうような地滑り等が生じることはない。 自然現象の組合せについては、原子炉施設敷地で想定される自然現象(地震を除く。)として抽 出された10事象のうち、素因となる地形の存在が認められない地滑りを除いた9事象について、 自然現象が施設に与える影響(荷重、浸水、温度及び電気的影響)の観点から、同時に発生する ことにより影響が大きくなる事象の組合せを検討した結果、自然現象の組合せによる影響が生じ る可能性があるものとして、風(台風)、積雪及び火山の降下火災物による荷重の組合せを抽出す る。抽出した自然現象の組合せに対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

2について

原子炉施設のうち、次に示す重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれ があると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じ る応力をそれぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して、適切に組み合わせる設計とする。

- (1) クラス1
- (2) PS-2 のうち機能喪失した場合に周辺公衆へ過度の被ばくを及ぼす可能性のある系統及び MS-2 のうち設計基準事故時にプラント状態を把握する機能を有する系統

重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象は、第1項において選定した自然現象に含まれる。HTTRでは、重要安全施設は全て原子炉建家内に内包されており、 自然現象に対しては建家を外殻として防護する設計としている。このため、自然現象の衝撃が重 要安全施設に作用することはない。また、設計基準事故時に建家の健全性に影響を与える有意な 応力が生じることもない。

このことから、自然現象により重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力 を組み合わせる必要はなく、重要安全施設は、個々の自然現象に対して、安全機能を損なわない 設計とする。

3について

安全施設は、敷地及びその周辺において想定される原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全機能を損なわない設計とする。

想定される人為事象としては、航空機落下、ダムの崩壊、爆発、近隣工場の火災、有毒ガス、 船舶の衝突及び電磁的障害が挙げられる。

(1) 航空機落下

原子炉施設への航空機の落下確率の評価については「実用発電用原子炉施設への航空機 落下確率の評価基準について」(平成14・07・29原院第4号(平成14年7月30日原子力安 全・保安院制定))等に基づき実施する。航空機の落下確率の評価に当たっては、標的面積を 算出する際に考慮する施設は、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家及び冷却塔とする。また、 HTTR原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家及び冷却塔の特徴を踏まえ、有視界飛行方式民間 航空機の落下事故に係る小型機の係数を1として評価を行う。評価した結果、約6.0×10⁻⁸ 回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷回/炉・年を超えない。したが って、航空機落下を考慮する必要はない。

(2) ダムの崩壊

原子炉施設の近くには、崩壊により原子炉施設に影響を及ぼすようなダムはないため、ダ ムの崩壊による安全施設への影響については考慮する必要はない。

(3) 爆発

原子炉施設の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような爆発物の製造及び貯 蔵設備はない。

(4) 近隣工場等の火災

近隣の産業施設の火災・爆発について外部火災評価ガイドを参考に、敷地外 10km 以内の 石油コンビナート等の火災・爆発及び敷地内の危険物貯蔵設備等の火災を考慮した評価を 実施した結果、以下のとおり、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

石油コンビナート等の施設の影響については、敷地外10km以内の範囲において、石油コ ンビナート施設、LNG基地は存在しないため考慮する必要はない。敷地外10km以内の範 囲において、石油コンビナート施設以外の産業施設としては、危険物貯蔵施設屋外タンク等 が存在するが、これらの施設と安全施設までの距離は十分あり、火災・爆発の影響を受ける ことはない。

敷地内に存在する危険物貯蔵施設屋外タンクの火災として、原子炉施設までの距離が最 短かつ燃料量が最大であるHTTR機械棟屋外タンクの火災が発生した場合の影響評価を 実施した結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート 表面温度は許容温度200℃を下回り、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

敷地内に存在するナトリウム取扱施設(一般取扱施設)のナトリウム火災が発生した場合 の影響評価を実施した結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻の コンクリート表面温度は許容温度200℃を下回り、安全施設の安全機能を損なうおそれはな い。また、ナトリウム火災で発生する燃焼生成物の濃度は、HTTR 施設周辺では十分に低く、 燃焼生成物に対する防護の必要性はない。

なお、敷地内には高圧ガス貯蔵設備があるが、危険限界距離が原子炉施設までの距離を十 分に下回っており安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

航空機墜落による火災について、外部火災評価ガイドを参考に、落下カテゴリごとに選定 した航空機を対象に影響評価を実施した結果、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及 び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は許容温度200℃を下回り、安全施設の安全機能を 損なうおそれはない。また、森林火災と航空機墜落による火災の重畳及び危険物貯蔵施設屋 外タンクの火災と航空機墜落による火災の重畳について影響評価を実施した結果、原子炉 建家、使用済燃料貯蔵建家、冷却塔及び排気筒の外殻のコンクリート表面温度は許容温度 200℃を下回り、安全施設の安全機能を損なうおそれはない。

(5) 有毒ガス

原子炉施設周辺には、石油コンビナート等の大規模な有毒物質を貯蔵する固定施設はな く、陸上輸送等の可動施設についても、主要な幹線道路から原子炉施設は十分に離れている ことから、有毒ガスの影響は考慮する必要はない。 (6) 船舶の衝突

原子炉施設の東側には海岸があるが、原子炉施設からは十分離れており、船舶の衝突を考慮する必要はない。

(7) 電磁的障害

安全機能を有する安全保護回路は、施設内で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により 機能が喪失しないよう、絶縁回路の設置によるサージ・ノイズの侵入を防止するとともに、 鋼製筐体の適用等により電磁波の侵入を防止し、電磁的障害の発生を防止する設計とする。

/				\backslash
	添/	付書	類六の次の項目参照	
	2.	気	象	
	3.	地	盤	
	4.	水	理	
	6.	社会	≷環境	
	8.	火山	Ц	
	9.	竜巻	È.	
	10.	生	物	
\				/
/	100			\
	冻/	寸書	類八の次の項目参照	
	1.	安全	全設計	
<				/

(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子 炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物 件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正ア クセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に 規定する不正アクセス行為をいう。第十八条第六号において同じ。)を防止するため の設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

(1) 人の不法な侵入の防止措置

原子炉施設への人の不法な侵入を防止するため、大洗研究所(北地区)に人及び車両の立入り を制限するための区域を設定し、柵等の障壁を設置する。区域の出入口については、常時監視又 は施錠管理を行える設計とする。また、原子炉施設においても、区域を設定し、鉄筋コンクリー ト造の障壁その他の堅固な構造の障壁等により区画する。区域の出入口は施錠管理し、人の不法 な侵入を防止する設計とする。

また、緊急時に外部へ確実に通報するための通信連絡設備として、警備室に固定電話、携帯電 話等を設ける。

(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持ち込みの防止措置

不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそ れがある物件(以下「不正な物品」という。)が持ち込まれることがないよう、柵等の障壁で区 画し、人の立入りを制限するとともに持ち込み点検を行える設計とする。外部から搬入される郵 便物や宅配物については、大洗研究所(北地区)の立入りを制限するための区域外に確認場所を 設け、検査装置を用いて確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。 原子炉施設の立入りを制限するための区域へ入域する際は、警備員等による携帯品等の持込品 確認を行うことにより、不正な物品の持ち込みを防止する設計とする。

(3) 不正アクセス行為の防止措置

原子炉施設の運転制御に関する設備又は装置及び核物質防護のために必要な設備又は装置の 操作に係る情報システムは、電気通信回路を通じた外部からのアクセスを遮断するため、外部通 信回路と接続しない設計とする。また、外部から電子媒体が持ち込まれてコンピュータウィルス に感染する等によるシステムの異常動作を防ぐため、出入管理及び盤等を施錠管理することに より物理的アクセスを制限する設計とする。

(1)~(3)について、核物質防護に係るものについては核物質防護対策の一環としても実施する。

添付書類八の次の項目参照

(火災による損傷の防止)

- 第八条 試験研究用等原子炉施設は、火災により当該試験研究用等原子炉施設の安全性 が損なわれないよう、必要に応じて、火災の発生を防止することができ、かつ、早 期に火災発生を感知する設備及び消火を行う設備(以下「消火設備」という。)並び に火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。
 - 2 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子 炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

原子炉施設は、想定される火災によっても、原子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を 維持できること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さ らに、使用済燃料の貯蔵機能を維持できる設計とする。このため、必要に応じて火災の発生を防 止し、火災発生を早期に感知し、消火を行う設備を有し、火災の影響軽減を考慮した設計とする。

2について

消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても原子炉を安全に停止させるための 機能を損なわない設計とする。



(溢水による損傷の防止等)

第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設内における溢水が発生した場合において も安全機能を損なわないものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む 液体を内包する容器、配管その他設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合 において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

原子炉施設内に設置された機器及び配管の想定破損による溢水、火災の拡大防止のために設置 される系統からの放水による溢水、地震による機器の破損(スロッシングを含む。)により生じる 溢水が生じた場合においても、原子炉を停止でき、放射性物質の閉じ込め機能を維持できること、 また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに使用済燃料の 貯蔵機能を維持できる設計とする。

2について

原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。

 <u>添付書類八の次の項目参照</u>

 安全設計

(誤操作の防止)

第十条 試験研究用等原子炉施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなけ ればならない。

2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

運転員の誤操作を防止するため、中央制御室等の制御盤は次の方針により設計する。

- (1) 安全機能を有する機器及び弁については運転表示灯を設け、作動状態を確認できる設計 とする。
- (2) 警報表示は、重要度に応じて色分け区分すること、中央制御盤の上部に系統ごとにまとめ て配置すること等により、運転員への情報伝達の的確化及び判断の容易さを考慮した設計 とする。
- (3) 指示計、記録計、操作器等には、確認が容易に、かつ、正確にできるよう機器名称等を取付けるとともに、配置を考慮した設計とする。異常発生時に短時間で系統状態の把握及び操作を要求される設備に係る操作器については、プロセスの流れに沿って機器の機能的な関係を系統線図で表示する等の配置を考慮した設計とする。

なお、操作スイッチには、その重要性を考慮して操作方式の異なるものを用いる。

- (4) プラントの主要なパラメータは、ディスプレイ等に表示する設計とする。
- (5) 現場の盤及び弁に対して銘板の取付けによる識別を行い、保守点検における誤操作を防止する設計とする。

2について

原子炉を安全に停止するために必要な原子炉保護設備及び工学的安全施設関係の操作は、中央 制御室に集中して設ける。中央制御室は、放射線防護措置(遮蔽及び換気空調)、火災防護措置を 講じ、異常状態時においては、同時にもたらされる環境条件下においても操作可能な設計とする。 また、異常状態時においては、運転員が状況を判断し必要な操作が行えるよう、異常発生後10分 間は運転員の操作を期待しなくても、その異常を検知し自動的に原子炉保護設備及び工学的安全 施設を作動させる設計とする。

<u>添付書類八の次の項目参照</u>
 9. 計測制御系統施設
 15. 特殊運転

(安全避難通路等)

- 第十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
 - 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

適合のための設計方針

- 原子炉施設の建家内には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる
 安全避難通路を設ける。
- 二 安全避難通路には、非常用照明及び誘導灯を設ける。非常用照明及び誘導灯は、灯具に内蔵された蓄電池又は直流電源設備の蓄電池より給電し、通常の照明用電源喪失時にその機能を失うことがないようにし、容易に避難できる設計とする。
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、非常用発電機からの給電が可能な交流非常 灯(保安灯)又は蓄電池内蔵の照明を設ける。また、蓄電池による給電時間以降も対応を可能とす るため、携帯用照明等を備えることにより、昼夜、場所を問わず、必要な照明が確保できる設計 とする。

添付書類八の次の項目参照

- 2. 原子炉施設の配置
- 9. 計測制御系統施設
- 10. 電気施設

(安全施設)

- 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもので なければならない。
 - 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。
 - 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全て の環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
 - 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、 試験研究用等原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければな らない。
 - 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物に より、安全性を損なわないものでなければならない。
 - 6 安全施設は、二以上の試験研究用等原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

安全施設は、要求される安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し 得るように設計する。

各クラスの信頼度の目標は、次のとおりとする。

クラス1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。

クラス2:高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。

クラス3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持すること。

2について

安全機能を有する系統のうち、次に示す重要度が特に高い安全機能を有するものについては、 想定される単一故障及び商用電源が利用できない場合を仮定しても所定の安全機能を達成できる よう、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独 立性を有する設計とする。

- (1) PS-1 のうち、通常運転時に開であって、閉動作によって原子炉冷却材圧力バウンダリの 一部を形成する弁
- (2) MS-1 の系統
- (3) MS-2のうち、異常状態発生時に、過度の放射線影響を防止するために必要な異常の影響 緩和機能を果たすべき系統及び設計基準事故時のプラント状態を把握する機能を有する系統

3について

安全機能を有する構築物、系統及び機器の設計条件を設定するにあたっては、通常運転時及び 異常状態時に想定される各種の環境条件(圧力、温度、湿度、放射線等)を考慮し、十分安全側の 条件を与えるとともに、必要に応じて、それらの変動時間、繰返し回数等の過渡条件を設定し、 材料の疲労、クリープ、劣化等に対しても、十分な余裕をもって、機能を維持できる設計とする。

4について

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、原子炉の運転中又は停止中に次のような試験又は検査ができる設計とする。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリの供用期間中検査
- (2) 原子炉格納容器漏えい率試験、貫通部漏えい試験又は漏えい率試験並びに隔離弁作動試 験
- (3) 補助冷却設備の作動試験
- (4) 炉容器冷却設備の作動試験
- (5) 非常用空気浄化設備の作動試験
- (6) 非常用発電機の作動試験
- (7) 安全保護系の試験

なお、上記の(1)については、接近の可能性を配慮するとともに、(2)の漏えい率試験について は、試験に必要な器具の取付け等を考慮する。

5について

想定される飛来物及び配管破断に伴う影響により原子炉の安全を損なうことのないよう、次の 方針に基づいて設計する。

(1) 高温高圧の流体を内包する1次冷却設備の配管及び2次ヘリウム冷却設備の配管等については、内圧、熱、地震力等による応力の合計値が相対的に高い箇所で、配管の瞬時破断を想定する。この想定破断による配管のむち打ち、流出流体のジェット力、雰囲気の変化及び溢水により、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能が損なわれないよう、破断想定箇所と防護対象機器は、十分な隔離距離をとるか、破断想定箇所又は防護対象機器を障壁で囲む。これらのいずれの対策もとれない場合には、破断時の荷重に耐える配管ホイップレストレイントを設ける。

また、防護対象機器は、配管破断による雰囲気変化により、安全機能が損なわれないよう に設計するとともに、加圧水冷却設備等の配管破断による溢水に対しては、配置上の配慮を 行う。

- (2) 回転機器の損傷により、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能が損なわれな いように、回転機器の配置、機器の設計、製作等に際し配慮する。
- (3) 局所的な小規模漏えいによる影響が、安全機能を有する系統及び機器の安全機能を損な うことのない設計とする。

6について

原子炉の停止及び放射性物質の閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器並びに故障により 同時に2基以上の試験研究用等原子炉施設の事故をもたらすおそれのある構築物、系統及び機器 は、他の原子炉施設と共用しない設計とする。

なお、敷地周辺の放射線監視のための周辺環境モニタリング設備、現地対策本部において所内 外へ通信連絡するための通信連絡設備、及び消防自動車、消防ポンプ、屋外消火栓等の消火設備 は共用する。



(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

第十三条 試験研究用等原子炉施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 運転時の異常な過渡変化時において、設計基準事故に至ることなく、試験研究用
 等原子炉施設を通常運転時の状態に移行することができるものとすること。
- 二 設計基準事故時において次に掲げるものであること。
- イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷 却できるものであること。
- ロ 設計基準事故により当該設計基準事故以外の設計基準事故に至るおそれがあ る異常を生じないものであること。
- ハ 試験研究用等原子炉施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

適合のための設計方針

原子炉施設は、その安全設計の基本方針の妥当性を確認するため、「運転時の異常な過渡変化」及び 「設計基準事故」について解析を行い、判断基準を満足する設計とする。

添付書類十の次の項目参照

2. 運転時の異常な

過渡変化の解析

3. 設計基準事故解析

(安全保護回路)

- 第十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路を設 けなければならない。
 - 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を 超えないようにできるものとすること。
 - 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系 統及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
 - 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた 場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失 わないよう、多重性又は多様性を確保するものとすること。
 - 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとすること。
 - 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、試験 研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持すること により、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとする こと。
 - 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は 使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとする こと。
 - 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能 を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

適合のための設計方針

- 一安全保護系は、予想される各種の運転時の異常な過渡変化に対処し得る複数の原子炉スクラム 信号及び工学的安全施設作動信号を設け、運転時の異常な過渡変化時に、原子炉スクラム設定値 を超えた場合には、その異常を自動的に、かつ、速やかにこれを検出し、原子炉停止系統を作動 させて炉心を臨界未満にするとともに、補助冷却設備を作動させて原子炉停止後の炉心の核分裂 生成物の崩壊熱及びその他の残留熱を除去することにより、燃料の許容設計限界を超えないよう 設計する。
- 二 安全保護系は、設計基準事故時に異常な状態を検知し、原子炉スクラム設定値を超えた場合に は、これを検出し、原子炉停止系統及び必要な工学的安全施設の作動を自動的に開始させる安全 保護機能を有する設計とする。
- 三 安全保護系は、使用状態からの単一の取外しを行っても、あるいは異常状態時において、チャンネル又はトレインの単一故障を想定しても安全保護機能を失うことがないよう、チャンネル及びトレインを次のように多重化する。

- (1) チャンネルは偽の信号発生等による誤動作を防止することも考慮して「2 out of 3」構成と する。
- (2) トレインは「1 out of 2」構成とする。
- 四 安全保護系を構成するチャンネルに対しては、各チャンネル相互を分離し、独立性を図る設計 とする。具体的には、次のとおりである。
 - (1) 計装用配管は、原子炉格納容器貫通部を含めてチャンネルごとに分離、独立した設計とする。
 - (2) 各チャンネルに専用のケーブルトレイ、計器ラック等を設けるとともに、安全保護系の論理 回路はトレインごとに独立した設計とする。
 - (3) 各チャンネルの電源は、無停電電源よりそれぞれ独立に供給する設計とする。
- 五 安全保護系の双安定回路、原子炉スクラムしゃ断器等は、駆動源の喪失、系のしゃ断に対して、 原子炉をスクラムさせる方向に作動するように設計する。

その他の安全保護回路は、駆動源の喪失、系のしゃ断に対して安全保護動作が作動するか又は そのまま現在の状態を維持する。この現状維持の場合でも多重化された他の回路が保護動作を行 い、安全上支障がない設計とする。

- 六 安全保護系回路は、インターロック回路を含めリレーやスイッチング素子等の電気部品を用いた制御機器で構成されており、ソフトウェアを用いた装置を使用していないこと、原子炉建家及び中央制御室の出入管理並びに盤の施錠管理により物理的アクセスを制限していることから、外部ネットワークからの侵入防止等のサイバーセキュリティを考慮する必要はない。
- 七 安全保護系は、安全保護機能を失うような影響を受けないように、安全保護系以外の計測制御 系から分離した設計とする。安全保護系の一部から、安全保護系以外の計測制御系の信号を取出 す場合には、信号の分岐箇所に絶縁増幅器を使用し、出力側(安全保護系以外の計測制御系)で回 路の短絡、開放等の故障が生じても入力側(安全保護系)へ影響を与えない設計とする。



(反応度制御系統)

- 第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、反応度制御系統を 設けなければならない。
 - 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(構造材料その 他の実験のために使用されるものをいう。以下同じ。)の移動その他の要因による 反応度変化を制御できるものとすること。
 - 二 制御棒を用いる場合にあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものとすること。
 - ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものとすること。

適合のための設計方針

- 一 炉心の反応度は、制御棒系によって制御する。制御棒系は、出力変化、キセノン濃度変化、高 温から常温までの温度変化、更に燃料の燃焼に伴う反応度変化の補償を行って、通常運転時に生 じることが予想される反応度変化を制御するのに十分な反応度制御能力を有する設計とする。
- 二 制御棒の浮き上がりに対しては原子炉内における冷却材の流れを下降流とする流体力学的な対 策により、また、制御棒の飛び出しに対してはスタンドパイプ及びスタンドパイプ固定装置の構 造的な対策により、制御棒の浮き上がり又は飛び出しが起こらない設計とする。

万一、制御棒系を収納、支持しているスタンドパイプ及びスタンドパイプクロージャが破損し たとしても、スタンドパイプ固定装置によりスタンドパイプ及びスタンドパイプクロージャの飛 び上がりを防止し、過大な反応度が添加されるような制御棒の飛び出しを防止できる設計とする。

制御棒引き抜きによる反応度添加については、制御棒パターンインターロックで制御棒引き抜 きパターンを規制することにより、制御棒の最大反応度添加量を制限し、かつ、制御棒引き抜き 最大速度を制限することにより、過度の反応度添加率とならない設計とする。また、原子炉の出 力が異常に上昇した場合には、原子炉保護設備の信号により、原子炉は自動停止し、燃料の許容 設計限界を超えない設計とする。



8-1-63

(放射性廃棄物の廃棄施設)

- 第二十二条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物 を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならな い。
 - 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性 廃棄物を処理する能力を有するものとすること。
 - 二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する施 設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の 放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。
 - 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過 程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

適合のための設計方針

- 一気体廃棄物の廃棄施設は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を適切に
 考慮して、周辺環境に放出する放射性廃棄物による周辺公衆の線量が、合理的に達成できる限り
 低くなるように濃度及び量を低減できる設計とする。
 - (1) 燃料取扱設備のパージガス等の気体廃棄物Aは、フィルタにより微粒子、放射性よう素等を 除去した後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。
 - (2) 1次ヘリウム純化設備のコールドチャコールトラップ再生オフガス等の気体廃棄物Bは、減 衰タンクに一定期間(約30日)貯留することにより、放射能を減衰させた後、気体廃棄物Aを 処理する系を通して、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。
 - (3) 気体廃棄物の廃棄施設を設置している区域からの排気空気は、換気空調設備の原子炉建家 I系換気空調装置により、微粒子用フィルタ等を通した後、放射性物質の濃度を監視しながら 排気筒から放出する。
- 二 液体廃棄物の廃棄設備は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を適切に 考慮して、周辺環境に放出する放射性廃棄物による周辺公衆の線量が、合理的に達成できる限り 低くなるように濃度及び量を低減できる設計とする。原子炉施設から生じる液体廃棄物は、液体 廃棄物の廃棄設備の廃液槽に回収し、一時貯留後、放射性物質の濃度を測定する。測定した放射 性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を超える場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車によ り廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定め る濃度限度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す、 若しくは排水口より一般排水管へ放出する。

液体廃棄物の廃棄設備からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない 放出を防止するため、液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽を収納している機器室の床面及び壁面は、 液体状の放射性物質が室外に漏えいし難い構造にし、かつ、漏えいの拡大を防止するため、廃液 槽の周辺には堰等を設ける設計とする。廃液運搬車に設ける廃液移送容器は、液体廃棄物が漏え いし難い構造にし、漏えいの拡大を防止するため、周辺には受け皿を設ける設計とする。 三 原子炉施設には、放射性固体廃棄物の焼却、固型化等の処理を行う設備はない。



(保管廃棄施設)

第二十三条 工場等には、次に掲げるところにより、試験研究用等原子炉施設において 発生する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

- 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。
- 二 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄 物による汚染が広がらないものとすること。

適合のための設計方針

保管廃棄施設として固体廃棄物保管室を設ける。原子炉施設で発生した固体廃棄物は、固体廃棄物 保管室へ保管し、廃棄物管理施設へ引き渡す。固体廃棄物保管室は、固体廃棄物を廃棄物管理施設へ 移送するまでの間、発生が予想される量を保管できる容量とするとともに、ドラム缶等の容器に保管 する等の方法により放射性廃棄物が漏えいし難く、また放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮し た設計とする。

なお、使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制御棒等は、貯蔵プール、照射物貯蔵 ピット又は使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃棄物管 理施設へ引き渡す。



(工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護)
 第二十四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

通常運転時において、原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺 の空間線量率が「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」を参考 に、年間 50 マイクログレイ以下となるように設計する。

添付書類八の次の項目参照 12. 放射線管理施設

(放射線からの放射線業務従事者の防護)

第二十五条 試験研究用等原子炉施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要 がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

- 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設 けなければならない。
- 3 前項の放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該 情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

1 について

一原子炉施設は、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」に基づいて 管理区域を定めるとともに、通常運転時、定期検査時等において放射線業務従事者が受ける 線量が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等 を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないようにし、無 用の放射線被ばくを防止するように遮蔽及び機器の配置を行う。

なお、遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入り頻度、滞在時間等を考慮して基 準線量率を設け、これを満足するようにする。

放射性物質濃度の高い液体は、系外へ漏えいしない設計とする。また、万一漏えいが生じた場合でも汚染が拡大しないように、機器を独立した区画に配置する等の対策を施し、漏えいの拡大防止及び早期発見ができるように設計する。

換気空調設備は、放射線業務従事者が常駐するあるいは頻繁に立ち入る中央制御室、通路 等の立入り頻度の高い区域及びその他の区域に区分し、それぞれ適切な換気を行い、原子炉 施設内の雰囲気の浄化が行える設計とする。

二 中央制御室は、異常状態時においても中央制御室にとどまり各種の操作を行う運転員が「線 量告示」に定められた限度を超える被ばくを受けないように、遮蔽を設ける等の放射線防護 措置を講じた設計とする。

2 について

放射線業務従事者の放射線被ばくを十分に監視及び管理するために、作業環境モニタリング設備、放射線サーベイ設備、個人被ばくモニタリング設備(個人線量計)を備えるほか、管理区域内への立入り及び物品の搬出入を管理するための出入管理設備及び表面汚染管理設備を設ける。

3 について

作業環境モニタリング設備は、管理区域内の主要箇所の線量当量率及び空気中の放射性物質の 濃度を測定し、これを中央制御室に指示又は記録するとともに、異常状態が発生したときには、 中央制御室及びその他必要な箇所に警報を発する設計とする。

また、放射線業務従事者が特に頻繁に立入る箇所については、定期的及び必要の都度、サーベ イメータによる外部被ばくによる線量当量率、サンプリング等による空気中の放射性物質の濃度 及び表面の放射性物質の密度の測定を行う。



(保安電源設備)

- 第二十八条 試験研究用等原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必 要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなけ ればならない。
 - 2 試験研究用等原子炉施設には、非常用電源設備を設けなければならない。
 - 3 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を 確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、 運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基 準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するもの でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りで ない。
 - 一 外部電源を喪失した場合その他の非常の場合において工学的安全施設及び設計
 基準事故に対処するための設備へ電気を供給するための発電設備が常時作動している場合
 - 二 工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備が、無停電電源装置に常 時電気的に接続されている場合
 - 三 外部電源を喪失した場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす場合
 - イ 換気設備(非常用のものに限る。)を作動させる必要がないこと。
 - ロ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において
 未臨界を維持することができること。
 - ハ 燃料体の崩壊熱を適切に除去することができること。

適合のための設計方針

1について

原子炉施設は、第1.3.3表に示す重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器が その安全機能を達成するため、大洗研究所(北地区)北受電所から6.6kV配電線1回線で商用電源 を受電する。

2について

原子炉施設に、非常用電源として、非常用発電機2台及び蓄電池、充電器等から構成する2系 統の直流電源設備並びに3系統の安全保護系用交流無停電電源装置を設ける。

3について

非常用電源は、電気的及び物理的に独立な複数の系統で構成し、1系統の故障が他系統に影響 を及ぼすことのない設計とする。

また、非常用電源は、1系統が作動しないと仮定しても、他の系統で運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく、

原子炉を停止、冷却でき、あるいは減圧事故等の設計基準事故時の炉心の冷却を行い、かつ、安 全機能の維持に必要な系統及び機器の安全機能を確保できる機能及び容量を有する設計とする。



(実験設備等)

第二十九条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備(試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう。)及び利用設備(試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。)(以下「実験設備等」と総称する。)は、次に掲げるものでなければならない。
– 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものとすること。
二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものとすること。
三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものとすること。
匹 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものとすること。
五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所とすること。

適合のための設計方針

- 一及び二 燃料限界照射試料を除く照射試料及び実験設備は、その脱落等によって原子炉に過度の 反応度を与えないようにし、かつ、その異常又は損傷によって、原子炉の停止機能及び冷却機能 を損なわない等、原子炉の安全を損なわないように各構成要素が十分な強度を有する設計とする。
- 三 実験設備は、放射線業務従事者等の放射線被ばくを低減させるため、遮蔽に留意した設計とす るとともに、放射性物質の著しい漏えいが生じることがない設計とする。
- 四 実験設備に関する安全上必須なパラメータについては、照射試験中に中央制御室で監視できる 設計とする。
- 五 実験設備が設置されている場所には、送受話器等を設置し、中央制御室と相互に連絡ができる 設計とする。



(通信連絡設備等)

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要 な指示ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において試験研究用等原子炉施設外の 通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保 した通信回線を設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対し、必要な指示ができるように、敷地内に 構内一斉放送設備を設けるとともに、原子炉施設内については、中央制御室から指示できる非常 用放送設備(HTTR)及び中央制御室と原子炉施設内の各所との間で通信連絡を行うための送受 話器(ページング)を設ける。構内一斉放送設備、非常用放送設備(HTTR)及び送受話器(ページ ング)は、商用電源喪失時において使用できる設計とする。

2について

大洗研究所(北地区)には、設計基準事故が発生した場合において原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡は、次のような設計とする。

- (1) 大洗研究所(北地区)内に設置される現地対策本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機 関等へ連絡を行うための通信連絡設備は、一般電話回線、災害時優先回線、衛星回線等によ り多様性を確保した設計とする。
- (2) 大洗研究所(北地区)内部における必要箇所との間の通信連絡設備は、一般電話回線、災害 時優先回線等により多様性を備え、相互に連絡ができる設計とする。

<u>添付書類八の次の項目参照</u> 10. 電気施設 16. 運転保守 (炉心等)

- 第三十二条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するととも に、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御で きる能力を有するものでなければならない。
 - 2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に試験研究用等原子炉の運転 に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、 計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料の許容設計 限界を超えないものでなければならない。
 - 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、試験研究用等原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。
 - 4 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
 - 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。

適合のための設計方針

1について

低濃縮二酸化ウラン黒鉛減速型の本原子炉は、ドプラ効果による固有の負の反応度フィードバック特性を有するので、反応度の増加を伴う変化の場合に対しても、ドプラ効果により十分な出 力抑制効果を有する。

ドプラ効果、減速材温度効果などを総合した反応度出力係数は、全ての運転範囲で負となり、 出力の上昇を伴う変化に対して、出力抑制効果を有するように設計する。

通常運転時に起こり得る出力変化及び外乱に対し、固有の負の反応度フィードバック特性と原 子炉出力制御装置により、原子炉の出力振動が十分な減衰特性をもつように設計する。

キセノンによる出力の空間振動については、固有の負の反応度フィードバック特性により安定であるように設計する。

2について

原子炉の炉心は、それに関連する原子炉冷却系、原子炉停止系統、安全保護系を含む計測制御 系統施設の機能とあいまって、運転時の異常な過渡変化時において、被覆燃料粒子被覆層の有意 な破損及び Pd による炭化けい素層の腐食や燃料核の移動による被覆燃料粒子被覆層の著しい劣 化を生じさせないため、燃料最高温度が 1,600℃を超えないようにする。

燃料最高温度が 1,600℃を超えるおそれがある場合には、原子炉出力等の監視による安全保護系の動作により、原子炉を自動的に停止するように設計する。

また、運転時の異常な過渡変化時において、燃料最高温度が 1,600℃を超えないようにすると ともに、通常運転時においても被覆燃料粒子被覆層の破損率を十分許容し得る小さな値に制限す るため、通常運転時における熱的制限値を定め、これを超えないように設計する。 3について

燃料要素以外の炉心を構成する要素及び炉心近辺に位置する炉内構造物は、通常運転時及び異 常状態時において、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持し得るように、 次の方針に基づき設計する。

- (1) 燃料要素以外の炉心を構成する要素(黒鉛ブロック、制御棒案内ブロック、可動反射体ブロックなど)及び炉心を支持する構造物(高温プレナムブロック、サポートポスト、炉心支持格子、固定反射体ブロック、炉心拘束機構など)は、通常運転時及び異常状態時において、炉心の変位等により制御棒の挿入性を阻害しないように、また、炉心の冷却を確保できるようにする。
- (2) 制御棒は、通常運転時及び異常状態時における機械荷重、温度、温度勾配を考慮しても、 破壊又は過度の変形により炉心内への挿入が阻害されないようにする。

4について

- 一 燃料体は、原子炉内における使用期間中に生じ得る種々の劣化等を考慮しても、その構成
 要素である燃料要素及び黒鉛ブロックが十分な強度を有し、その機能が保持されるように、
 次の方針により設計する。
 - (1) 燃料要素は、被覆燃料粒子被覆層の有意な破損及びPdによる炭化けい素層の腐食や 燃料核の移動による被覆燃料粒子被覆層の著しい劣化を生じさせないため、運転時の 異常な過渡変化時において、燃料最高温度が 1,600℃を超えないようにするとともに、 通常運転時における熱的制限値を超えないようにする。
 - (2) 燃料要素及び黒鉛ブロックは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、 照射による変形や物性値の変化等を考慮しても、破損を生ずることがないようにする。 なお、上記(1)及び(2)の設計方針を十分満足するよう、高温試験運転期間を制限する。
- 二 燃料体は、輸送及び取扱いに際して加わる荷重により、き裂の発生等がないように設計する。また、輸送及び取扱いに当たっては、燃料体に過度な外力が作用しないよう十分配慮するとともに、輸送後に健全性を目視等により確認する。



第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

- 第四十二条 試験研究用等原子炉施設(ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施 設に限る。以下この章において同じ。)には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合 において原子炉停止系統及び原子炉冷却系統に係る設備を動作させるために必要 な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。
 - 2 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用 等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有 する蓄電池その他の非常用電源設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

外部電源が喪失した場合に、第1.3.3表に示す構築物、系統及び機器に必要な電力を供給する 非常用電源を設ける。非常用電源は、非常用発電機2台及び蓄電池、充電器等から構成する2系 統の直流電源設備並びに3系統の安全保護系用交流無停電電源装置を設け、安全保護系(停止 系)、安全保護系(工学的安全施設)、補助冷却設備及び炉容器冷却設備に対し、必要な電力を供 給できる設計とする。

2について

全交流動力電源が喪失した場合、安全保護系(停止系)からの作動指令により、反射体領域の 原子炉スクラムしゃ断器が開放され同領域の制御棒が速やかに炉心内に落下挿入される。次い で、40分経過後に燃料領域の原子炉スクラムしゃ断器が開放され同領域の制御棒が炉心内に落下 挿入され、全制御棒の落下挿入が完了する。原子炉の安全な停止を確認するため全制御棒の落下 挿入が完了するまでの間(40分間)、炉内の中性子束を監視する。また、炉心からの崩壊熱の除 去の状態を確認するため、原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出ロヘリウム圧力を監視す る。これらに必要な電源を一定時間(60分)確保する事を目的に、必要な容量を有した蓄電池等 の直流電源設備及び安全保護系用交流無停電電源装置を設け、安全保護系(停止系)、事故時監 視計器の一部(中性子束、原子炉圧力容器上鏡温度、補助冷却器出ロヘリウム圧力)に給電でき る設計とする。

蓄電池の枯渇後(60分以降)は、炉心からの崩壊熱の除去の状態を確認するため、可搬型の計 器等を用いて原子炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出ロヘリウム圧力を監視する。これらの可 搬型の計器等に必要な電源は、蓄電池枯渇前に準備する可搬型発電機から給電する設計とする。

使用済燃料からの崩壊熱の除去の状態を確認するため、蓄電池を内蔵する可搬型の計器により 使用済燃料貯蔵プール水位を適宜監視する。

また、原子炉施設及び原子炉施設の周辺監視区域の周辺の放射線量は、サーベイメータにより 測定及び監視する設計とする。

原子炉施設から関係官庁等への通信連絡については、携帯電話及び衛星携帯電話により相互に 連絡できる設計とする。



(試験用燃料体)

第四十三条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合において
- も、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。
- 二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用 等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれが ないものであること。
- 三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置を講じたものであること。
- 四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

適合のための設計方針

- 一燃料限界照射試料は、その量及び装荷位置を制限する等、その異常により原子炉の安全性を損なわないように、次の方針に基づいて設計する。
 - (1) 燃料限界照射試料の構造及び材料は、適切な強度、耐食性、耐放射線性等を有する設計とする。
 - (2) 炉心への装荷により、核的制限値及び熱的制限値を超えることがないようにする。
 - (3) その異常が生じても、燃料の破損が生ずることがない等、原子炉の安全性を損なわないようにする。
- 二 燃料限界照射試料は、運転時の異常な過渡変化時においては、燃料限界照射試料の著しい破損 が生じないように、また、設計基準事故時においては、原子炉の停止及び冷却に支障を与えるこ とのないようにする。
- 三 燃料限界照射試料は、他の系統の機能とあいまって、試験に伴って放出される核分裂生成物を 確実、かつ、速やかに検出できるよう配慮する。
- 四 燃料限界照射試料は、輸送中及び取扱中において有意な損傷を生じないようにする。



(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第四十四条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使 用する燃料体、試験用燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」と総 称する。)の取扱施設を設けなければならない。

- 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。
- 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
- 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。
- 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
- 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。
- 2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設を 設けなければならない。
 - 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。
 - イ 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものとすること。
 - ロ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 二 使用済燃料その他高放射性の燃料体の貯蔵施設にあっては、前号に掲げるもの のほか、次に掲げるものであること。ただし、使用済燃料中の原子核分裂生成物 の量が微量な場合その他の放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去のための設備を要し ない場合については、この限りでない。
 - イ 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力 を有するものとすること。
 - ロ 貯蔵された使用済燃料その他高放射性の燃料体が崩壊熱により溶融しない ものとすること。
 - ハ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆材が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止できるものとすること。
 - ニ 放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去に水を使用する場合にあっては、当該貯蔵施 設内における冷却水の水位を測定でき、かつ、その異常を検知できるものとす ること。
- 3 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料取扱場所の放射線 量及び温度を測定できる設備を設けなければならない。
 - 一燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるもの とすること。
 - 二 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の 温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものとすること。

適合のための設計方針

1について

燃料体等の取扱設備は、次の事項を考慮した設計とする。

一 新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、関連する機器間を連携し、当

該燃料体等を搬入、搬出できる設計とする。

- 二 燃料取扱設備の燃料交換機及び燃料出入機は、一度に取り扱う燃料体数を制限する構造と し、機器容量分の燃料体等を収容した状態でいかなる場合においても、臨界を防止する設計 とする。
- 三 使用済燃料は、燃料交換機により原子炉建家の使用済燃料貯蔵設備に移送し、その後、燃料出入機により使用済燃料貯蔵建家内へ移送する。燃料交換機及び燃料出入機は一度に取り 扱う燃料体数(崩壊熱)を制限することにより、燃料体の健全性を損なわない設計とする。
- 四 使用済燃料の取扱設備は、放射線防護のための適切な遮蔽を有する設計とする。
- 五 燃料取扱設備は、取扱中の燃料体等の落下を防止できる設計とする。
- 2について
 - ー 燃料体等の貯蔵設備は、以下のように設計する。
 - イ 新燃料の貯蔵容量は、約1.5 炉心相当分とする。使用済燃料の貯蔵容量は、原子炉建家 内で約2 炉心相当分、使用済燃料貯蔵建家内で約10 炉心相当分とする。
 - ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の新燃料を収納した状態で、万一純水で満たされたとしても、更に、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても実効増倍率が0.90以下で臨界未満となるようにする。
 - 原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の新燃料を収納した状態で実効増倍 率が最も高くなるような水分雰囲気で貯蔵ラック内が満たされたと仮定しても、実効増倍 率が 0.90以下で臨界未満となるようにする。

また、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵ラックは燃料体の間隔を十分確保 し、地震時にも健全性を維持して燃料体同士が接近することのないようにする。

- 二 使用済燃料の貯蔵設備は、以下のように設計する。
 - イ 貯蔵設備は、放射線防護のための適切な遮蔽を有する設計とする。
 - ロ 原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備では、使用済燃料の崩壊熱の除去はプール水冷却浄 化設備で行う。プール水冷却浄化設備は、十分な熱除去能力を有し、使用済燃料から除去 した熱を補機冷却水設備に輸送する。なお、補機冷却水設備は冷却塔を介して、最終的な 熱の逃し場である大気に熱を輸送する。

使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料の崩壊熱は、構造物及び雰囲気の空気に伝えられ、 大気に放散する。

- ハ 使用済燃料は、貯蔵ラックに格納し間接的に冷却されることから、使用済燃料が直接プ ール水に触れることはなく、燃料体の著しい腐食を考慮する必要はない。
- ニ 貯蔵設備の冷却水保有量が著しく減少することを防止し、適切な漏えい検知を行うことができる設計とする。また、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールの水位を監視するため、「水位低」の警報を設け、中央制御室に警報を発する設計とする。
- 3について
 - 一 核燃料の取扱い場所には、周辺の放射線監視のためのエリアモニタを設け、過度の放射線
レベルに達したときは中央制御室に警報を発する設計とする。

二 原子炉建家内の貯蔵プール水の温度を監視し、異常を検知したときは、中央制御室に警報 を発する設計とする。また、使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備では、崩壊熱は、 貯蔵セル内の空気に伝えられるので、雰囲気温度を現場で監視し、異常を検知したときは、 中央制御室に警報を発する設計とする。



(一次冷却系統設備)

第四十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、一次冷却系統設備を設けなければならない。

- 一 破損し、一次冷却材の漏えいが発生しないものとすること。
- 二 適切な冷却能力を有するものとすること。
- 三 原子炉圧力容器内部構造物の変形、破損その他の一次冷却材の流路が確保され ないおそれがある事象が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるも のとすること。
- 2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧カバウ ンダリを構成する機器を設けなければならない。
 - 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉
 心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構
 成する機器に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。
 - 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生 じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。
 - 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置を有 するものとすること。

適合のための設計方針

1について

- 原子炉冷却材圧力バウンダリは、異常な冷却材の漏えい又は破損の発生する可能性が極めて小さくなるように材料選定、設計、製作及び試験を行うとともに品質管理を十分に行い、
 通常運転時及び異常状態時において、その健全性を確保できる設計とする。
- 二 1次冷却設備は、中間熱交換器及び1次加圧水冷却器の伝熱特性の経年変化や伝熱管のプ ラグ等を考慮しても、通常運転時において原子炉で発生した熱を2次冷却設備及び加圧水冷 却設備に確実に伝えることができる設計とする。
- 三 1 次冷却設備は、構造物等の変形、破損、はく離等により、燃料体の冷却機能が阻害され る可能性が小さくなるよう材料選定、設計、製作及び試験を行うともに品質管理を十分に行う。

2について

一 1 次冷却材が高温であることを考慮して、1 次冷却設備及び補助ヘリウム冷却系の原子炉 冷却材圧力バウンダリのうち、大気との境界を形成する二重管の外管、中間熱交換器の外胴 等については、高温の1次冷却材が直接接しない構造とし、原子炉冷却材圧力バウンダリの 健全性を確保する設計とする。

原子炉圧力容器、中間熱交換器、加圧水冷却器等の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成す る機器については、想定されるそれぞれの過渡状態条件下において、十分な強度を有するこ とを詳細設計における解析により確認する。

- 二 原子炉冷却材系に接続する配管系には、その配管を通じての漏えいが十分許容できるほど に少ないものを除き、次のとおり隔離弁を設ける設計とする。なお、計装用の小口径配管に は、手動弁を設ける。
 - (1) 通常原子炉冷却材圧カバウンダリに開口し、設計基準事故時に隔離を必要とする配 管系には2個の隔離弁を設ける。
 - (2) 通常時隔離されており、設計基準事故時にも隔離されている配管系には1個の隔離 弁を設け、事故時には原子炉冷却材圧力バウンダリに開口する必要のある配管系は、前 記の(1)に準ずる。
- 三 通常運転時、保修時、試験時及び異常状態時において、原子炉冷却材圧カバウンダリは、 脆性的挙動を示さず、かつ、急激な伝播型破断を生じないように、フェライト系鋼材で製作 する機器に対しては、破壊じん性を考慮した材料選択、設計及び製作を行う。また、原子炉 圧力容器、加圧水冷却器胴、中間熱交換器胴等は、脆性破壊防止の観点から、黒鉛減速ヘリ ウムガス冷却型原子炉施設に関する構造等の技術基準に基づき破壊じん性を確認し、適切な 温度で使用するものとする。

さらに、1 次冷却設備の加熱時及び冷却時の運転に対しては、適切な加熱率及び冷却率 (50 ℃/h以下)を設けて運転を制限する。

なお、原子炉圧力容器は、中性子照射及び熱時効によって、破壊じん性が低下する可能性 があるので、試験片を原子炉圧力容器の中に挿入して照射し、計画的に取り出し、破壊じん 性を確認する。

四 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器への1次冷却材の漏えいの検出用として、 原子炉格納容器内雰囲気の放射能濃度を測定するガスモニタ、ダストモニタ等を設ける。更 に、1次冷却設備の圧力変化によっても漏えいが検出できる設計とする。

加圧水冷却設備の伝熱管から加圧水への1次冷却材の漏えい及び加圧水の1次側への漏え いは、1次冷却材と加圧水の差圧、加圧水冷却設備の放射能濃度及び1次冷却材中の湿分濃 度により、検出できる設計とする。

また、中間熱交換器の伝熱管での1次側への2次へリウムの漏えいは、1次冷却材と2次 ヘリウムの差圧により、検出できる設計とする。

冷却材の漏えいを検出した場合は、中央制御室に警報を発するように設計する。



(残留熱を除去することができる設備)

- 第四十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、試験研究用等原 子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去す ることができる設備を設けなければならない。
 - 一 燃料の許容設計限界を超えないようにするものとすること。
 - 二 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために監視することが必要な
 - パラメータが設計値を超えないようにするものとすること。

適合のための設計方針

一及び二 炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及びその他の残留熱は、原子炉の通常停止時においては、1次冷却設備、2次へリウム冷却設備(中間熱交換器と1次加圧水冷却器で除熱を行う並列運転時のみ)を経て、最終的には加圧水空気冷却器により、大気に伝達されることによって除去される。また、運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉スクラム時には、核分裂生成物等の崩壊熱及び他の残留熱は、補助冷却設備により、最終的には補助冷却水空気冷却器によって大気に伝達される。これらの設備により、燃料の許容設計限界を超えることなく、また、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を損なうことなく、核分裂生成物の崩壊熱及びその他の残留熱を除去できる設計とする。



(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)
 第四十七条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

通常運転時及び異常状態時において、重要安全施設で発生したか、又は蓄積された熱は、補機 冷却水設備の冷却塔及び補助冷却水空気冷却器により、最終的な熱の逃し場である大気へ確実に 伝達できるように設計する。

補機冷却水設備は、炉容器冷却設備の冷却器、補助ヘリウム循環機の電動機、補助冷却水循環 ポンプ等の重要安全施設の熱を除去し、また、補助冷却水系は、補助冷却器を介し1次冷却材の 熱を除去する。

> <u>添付書類八の次の項目参照</u> 7. 工学的安全施設 8. 原子炉補助施設

(計測制御系統施設)

- 第四十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施 設を設けなければならない。
 - 一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれら に関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通 常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できる ものとすること。
 - 二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定 される範囲内で監視できるものとすること。
 - 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパ ラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとすること。

適合のための設計方針

- 一 炉心、原子炉冷却材圧カバウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要な、炉心の中性子束、炉心の差圧、制御棒の位置及び各制御棒間の位置の偏差、1次冷却材中の放射能濃度、1次冷却材と加圧水の差圧、1次冷却設備、2次へリウム冷却設備及び加圧水冷却設備の温度及び流量、原子炉格納容器内の圧力及び温度等のパラメータを適切な範囲に維持制御できる設計とする。また、炉容器冷却設備の温度及び流量については、監視できる設計とする。
- 二 前号のパラメータについては、原子炉計装、プロセス計装等により、想定される範囲内での監 視が可能な設計とする。
- 三 設計基準事故時において、事故状態を知り、対策を講じるのに必要なパラメータである原子炉 格納容器内の圧力、放射能レベル等を適切な方法で、十分な範囲にわたり監視し、必要なものに ついては、記録できる設計とする。



(原子炉停止系統)

第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統 を設けなければならない。

- 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有する
 ものとすること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。
 - イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。
 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。
- 二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉 停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行すること ができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものと すること。
- 三 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとすること。
- 2 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材圧カバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような 炉心、炉心支持構造物又は原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。
- 3 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成 する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時 及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、 低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

適合のための設計方針

1について

 原子炉停止系統としては、制御棒系と後備停止系の原理の異なる2つの独立した系を設け る設計とする。

原子炉の最大過剰反応度は、0.165Δk/k以下である。これに対して、制御棒系による反応 度制御能力は、最大反応度効果をもつ1対の制御棒が完全引き抜き位置において固着し、炉 心に挿入できない場合でも、0.18Δk/k以上になるよう設計するので、0.01Δk/k以上の反応 度停止余裕をもって、高温の運転状態から、燃料の許容設計限界を超えることなく炉心を臨 界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できる。

後備停止系は、0.01Δk/k 以上の反応度停止余裕をもって、高温の運転状態から、炉心を 臨界未満とし、その状態を維持できる設計とする。

二 原子炉停止系統の1つである制御棒系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時にお いて、まず可動反射体領域の制御棒を挿入することにより、燃料の許容設計限界を超えるこ となく、速やかに炉心を臨界未満にし、次いで炉心が所定の温度に下がるのを待って、ある いは所定の時間間隔をおいて、燃料領域へ制御棒を挿入することにより、臨界未満を維持で きるようにする。

なお、過渡状態が収束したのちキセノン濃度が変化しても、十分に臨界未満を維持できる 設計とする。

三 原子炉停止系統の1つである制御棒系は、最大の反応度価値をもつ1対の制御棒が完全に 引き抜かれ炉心に挿入できない場合でも、0.01Δk/k 以上の反応度停止余裕を与えることが できる設計とする。

2について

反応度が大きく、かつ、急激に投入される事象としては、制御棒の浮き上がり又は飛び出しが ある。制御棒の浮き上がりに対しては原子炉内における冷却材の流れを下降流とする流体力学的 な対策により、また、制御棒の飛び出しに対してはスタンドパイプ及びスタンドパイプ固定装置 の構造的な対策により、制御棒の浮き上がり又は飛び出しが起こらない設計とする。

万一、制御棒系を収納、支持しているスタンドパイプ及びスタンドパイプクロージャが破損し たとしても、スタンドパイプ固定装置によりスタンドパイプ及びスタンドパイプクロージャの飛 び上がりを防止し、過大な反応度が添加されるような制御棒の飛び出しを防止できる設計とする。

また、反応度が急激に投入される事象である制御棒の連続引き抜きに対しては、制御棒パター ンインターロックで制御棒引き抜きパターンを規制することにより、制御棒の最大反応度添加量 を制限し、かつ、制御棒引き抜き最大速度を制限することにより、過度の反応度添加率とならな い設計とする。

更に、制御棒パターンインターロック等のインターロック機能を考慮せず、制御棒が最大速度 で連続的に引き抜かれたと仮定しても、制御棒系の作動により速やかに原子炉を臨界未満にし、 炉心及び炉内構造物は大きく損傷することなく、冷却形状が維持できる設計とする。

3について

反応度制御設備のうち、制御棒系は反応度制御系及び原子炉停止系統を共用している。制御棒 系は、フェイルセーフの設計とし、反応度制御系統の想定される故障を考慮しても、原子炉停止 系統としての機能を損なうことのない設計とする。

添付書類八の次の項目参照

- 3. 原子炉及び炉心
- 4. 1 次冷却設備
- 9. 計測制御系統施設

添付書類十の次の項目参照

- 運転時の異常な 過渡変化の解析
- 3. 設計基準事故解析

(原子炉制御室等)

第五十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設 けなければならない。

- 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視 できるものとすること。
- 二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により 行うことができるものとすること。
- 三 設計基準事故が発生した場合に試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。
- 四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。
- 2 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉を停止させ、崩壊熱を除去し、及び必要なパラメータを監視する装置を設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

- 中央制御室には、原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要なパラメータの監視が
 できるよう、次の機能を有する設備を設ける設計とする。
 - (1) 制御棒の動作状態の表示
 - (2) 原子炉及び原子炉冷却系に係る主要な循環機及びポンプの起動・停止状態の表示
 - (3) 原子炉及び原子炉冷却系に係る主要な弁の開閉表示
 - (4) 原子炉の炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれら に関連する系統並びに実験設備等の健全性を確保するために必要なパラメータを監視 するための指示又は記録
- 二 原子炉の安全を確保するために、原子炉停止系統、原子炉冷却系の手動操作を中央制御室 において、速やかに行える設計とする。
- 三 中央制御室において火災が発生する可能性を極力抑えるように、制御室内のケーブル、制 御盤等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、中央制御室には消火設備を設置す る。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤に格納し、火災の 延焼を防止するための措置を講ずる。

設計基準事故が発生した際には、運転員が原子炉の停止、補助冷却設備の起動、原子炉格 納容器の隔離等必要な安全機能の作動確認などを含む事故時の対策に必要な各種の操作を行 えるよう、中央制御室に接近でき、かつ、留まることができるよう、室内に留まる運転員の 線量が「線量告示」に定められた緊急作業に係る線量限度を十分下回るように、遮蔽を設ける。

また、中央制御室系換気空調装置は、設計基準事故時には外気としゃ断でき、フィルタを 通る閉回路循環運転を行うことにより、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。

四 中央制御室の近傍には、通常の出入口以外に直接原子炉建家外に退避可能な非常口を設け る。

2について

原子炉は、中央制御室外の適切な場所から停止することができるように、次の方針により設計 する。

- (1) 継電器室の原子炉スクラムしゃ断器を開くことにより、原子炉を停止できるようにする。
- (2) 中央制御室外の適切な場所に中央制御室外原子炉停止盤を設け、崩壊熱を除去するため に必要な機器の操作及び必要最小限のパラメータの監視が行えるようにする。



(監視設備)

- 第五十一条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な 過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放 射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を 監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情 報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を 設けなければならない。
 - 2 周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他の当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備のうち常設のものには、前項の規定によるほか、非常用電源設備、無停電電源装置又はこれらと同等以上の機能を有する電源設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

1について

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における原子炉施設及び敷地周辺 の放射線モニタリングを行うために、作業環境モニタリング設備、排気モニタリング設備及び周 辺環境モニタリング設備により、次に示すとおりモニタリングできる設計とする。

なお、設計基準事故時用の放射線監視設備は、商用電源喪失時において監視できる設計とする。

原子炉格納容器内雰囲気のモニタリングは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時には、 室内空気モニタによって連続的に行い、設計基準事故時には原子炉格納容器内のガンマ線エリア モニタ及び事故時ガンマ線モニタによって連続的に行い、中央制御室で監視及び測定できる設計 とする。また、原子炉格納容器内の空気をサンプリングすることによって行い、放射性物質の濃 度等を知ることができる設計とする。

放射性物質の放出経路については、排気筒及び排気管並びに使用済燃料貯蔵建家排気筒にモニ タを設置するほか、排気空気及び排水をサンプリングできる設計とする。また、これら必要な情 報を中央制御室又は適当な場所に表示できる設計とする。

原子炉施設の周辺監視区域の境界付近の放射線量の監視及び測定は、14基のモニタリングポストにより行う設計とする。

固定モニタリング設備のうち設計基準事故時における迅速な対応のためのモニタリングポスト 6 基について、必要な情報を中央制御室、現地対策本部等に表示するとともに、伝送系は有線及 び無線により多様性を確保した設計とする。

2について

固定モニタリング設備は、サーベイメータによる測定体制が整うまでの一定時間(90分)を給 電できる無停電電源装置を設ける設計とする。無停電電源装置からの電源枯渇後は、サーベイメ ータを用いて、モニタリングポスト14基による測定を代替できるものとする。

添付書類八の次の項目参照

12. 放射線管理施設

添付書類九の次の項目参照

- 原子炉施設の放射線
 管理
- 周辺監視区域境界付近 及び周辺地域の放射線 管理

(原子炉格納施設)

- 第五十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設 を設けなければならない。
 - 通常運転時において、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所
 定の漏えい率を超えることがないものとすること。
 - 二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原 子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものとすること。
 - 2 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡 変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有し、 かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないもので なければならない。
 - 3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を設けなければならない。ただし、 計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であって、当該配管を通じての漏えい 量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。
 - 4 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統の配管の損壊その他の一次冷却系統 内の圧力が降下する設計基準事故時に生ずる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納 容器の健全性を損なうおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下 させる設備を設けなければならない。
 - 5 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故その他の原子炉格納容器から気体状 の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合 は、原子炉格納施設内の放射性物質の濃度を低下させる設備を設けなければならな い。

適合のための設計方針

1について

- 通常運転時において、サービスエリアは負圧状態に維持し得る設計とし、かつ、原子炉格
 納容器は所定の漏えい率を超えることがない設計とする。
- 二 想定される減圧事故時等においては、核分裂生成物を原子炉格納容器内に閉じ込めること により、環境に放出される濃度を低減する。減圧事故時等において、原子炉格納容器からの 漏えい気体中に含まれるよう素及び粒子状放射性物質を除去し、環境に放出される核分裂生 成物の濃度を低減させるために、非常用空気浄化設備を設ける。即ち、原子炉格納容器から 漏えいした放射性物質を直接外気へは放出せず、フィルタを通して排気管へ導く設計とする。

2について

原子炉格納容器バウンダリは、通常運転時及び異常状態時において、原子炉格納容器バウンダ リの非延性破壊を防止するために、フェライト系鋼材で製作する部分に対しては、切欠じん性を 考慮した材料選択、設計及び製作を行う。原子炉格納容器バウンダリは、非延性破壊を防止する ため、最低使用温度(-12.7°C)を考慮した破壊じん性試験を行い、規定値を満足した材料を使用す る。

また、原子炉格納容器は、隔離機能とあいまって、原子炉格納容器全体の漏えい率を許容値以 下に保つように設計する。

3について

原子炉格納容器隔離弁は、原子炉格納容器に接近して設け、次の方針に基づき設置する。

(1) 原子炉格納容器内で開口しているか、又は原子炉冷却材圧力バウンダリに連結している 配管系のうち、原子炉格納容器外部で閉じていない配管系については、原子炉格納容器の内 側に1個、外側に1個の原子炉格納容器隔離弁を設ける。ただし、物理的あるいは環境条件 から隔離弁の設置が困難である場合には、外側に2個の隔離弁を設ける。

なお、通常閉、かつ、事故時隔離されている配管系には原子炉格納容器の外側に1個の原 子炉格納容器隔離弁を設ける。

隔離弁は、

- a. 自動隔離弁又はロック付閉止弁とする。
- b. 隔離弁に逆止弁を用いる場合には、事故時に十分な隔離機能を発揮し得る設計の ものとする。
- c. 2つの自動隔離弁の駆動動力源は、互いに独立なものとし、その系統を構成するい かなる機器の単一故障によっても隔離機能を喪失することのないように設計する。
- (2) 上記の(1)以外の配管系のうち、原子炉格納容器の内側又は外側において閉じている配管 系については、原子炉格納容器の外側に1個の原子炉格納容器隔離弁を設ける。

隔離弁は、

- a. 自動隔離弁又はロック付閉止弁とする。
- b. 隔離弁に逆止弁を用いる場合には、事故時に十分な隔離機能を発揮し得る設計の ものとする。

また、原子炉格納容器隔離弁は、閉止後駆動動力源の喪失によっても隔離機能が喪失する ことがないように設計する。

4について

想定される減圧事故後に、原子炉圧力容器内にある黒鉛構造物の酸化により発生する可燃性ガスの燃焼を防止するため、原子炉格納容器内の自由体積を小さくする。即ち、事故後酸化に寄与する空気の総量を制限することにより、原子炉格納容器内での可燃性ガス、空気及びヘリウムの 濃度割合を制限し、可燃性ガスが燃焼しないようにする。これにより、設計基準事故時に生ずる 可燃性ガス及び酸素により原子炉格納容器の健全性を損なうおそれがない設計とする。 5について

非常用空気浄化設備の動的機器は多重性を持たせ、また、非常用発電機から給電して、十分に その機能を果たせる設計とする。



(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止) 第五十三条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であっ て、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生 した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでな ければならない。

適合のための設計方針

1について

原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物 質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止する ために、目張り等による原子炉建家の気密の改善、さらに使用済燃料貯蔵プールへの冷却水の注 入による使用済燃料の冷却等、必要な措置を講じる設計とする。

<u>添付書類十の次の項目参照</u>

4. 多量の放射性物質等を放

出する事故の拡大の防止に
係る基本方針

5. 多量の放射性物質等を放

出する事故の拡大の防止

第1.2.1表 安全上の機能別重要度分類表

機能に	こよる分類	安全機能を有する			
		び機器	び機器		
		異常発生防止機	異常の影響緩和	ない構築物、系統	
		能を有するもの	の機能を有する	及び機器	
重要度による分類	į	(PS)	もの (MS)		
安全に関連する	安全に関連する クラス1		MS-1		
構築物、系統及	クラス 2	PS-2	MS-2		
び機器	クラス 3	PS-3	MS-3		
				安全機能以外の	
安全に関連しない構築物、				機能のみを行う	
糸統及び機器				もの	

(注) 上記の分類は、安全機能に着目した分類であるから、構築物が2つ以上の安
 全機能を有するときは、2個以上の欄に現れることになる。

第1.2.2表 安全上の機能別重要度分類表に係る定義及び機能

分類	定義	機能	構築物・系統・機器	特記すべき関連系
PS-1	1)その損傷又は故障により発 生する事象によって、燃料の 多量の破損を引き起こすお それがあり、敷地外への著し い放射性物質の放出のおそ	i)原子炉冷却材圧力バウンダ リ	①原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器配管系(計装等の小口径配管機器は除く。)	
	れのある構築物、系統及び機 器	ii)過剰反応度の印加防止	①スタンドパイプ ②スタンドパイプクロージャ	
		iii)炉心の形成	①炉心支持鋼構造物(炉心拘束機構の 拘束バンドは除く。)及び炉心支持 黒鉛構造物のうちサポートポスト (支持機能のみ)	

(続き)

分類	定義	機能	構築物・系統・機器	特記すべき関連系
MS-1	1) 異常状態発生時に、敷地周 辺公衆への過度の放射線の 影響を防止する構築物、系統	i)原子炉の緊急停止 ii)未臨界維持	①制御棒系	
	及び機器	iii)原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止	①1 次冷却設備の安全弁(開機能)	
		iv)過剰反応度の抑制	①スタンドパイプ固定装置	
	2)安全上必須なその他の設備	i)工学的安全施設及び原子炉 停止系への起動信号の発生	①安全保護系(停止系)	
		ii)安全上特に重要な関連機能	①中央制御室	

分	類	定義	機能	構築物・系統・機器	特記すべき関連系
PS-2		1)その損傷又は故障により発	i) 炉心の形成	①炉心構成要素(燃料体、可動反射体	
分	類	生する事象によって、燃料の	機能	ブロッな新御権案内ブロック)	特記すべき関連系
MS-2		195-200構築場 茶税及び機器の指傷又行散障が影性外	i)未臨界維持	後構の拘束バンド及び炉心支持黒	
		戦の電度の放射性物質の放 動地間辺公衆への放射線影 風空起をれのある構築物。糸	ii) 炉心冷却 工	())補助特約該備ートボスト(支持機) ())が超客路発験設備)	
		着たいわれてくりるように 空冬構築新 系統及び機器	前)教射物物育全物蘑(赤朝) E.込	し気 (小気) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
			雨子病治、却被押線の遮蔽及び	20月日前月建安大海中的流然料貯蔵設備	了排気間於冷却浄化設
			安に直接接続されているも	の貯蔵プール(冠水維持機能)及び	備 [PS-3]
			全を除く。)	貯蔵ラック(上蓋を除く。)	
			施	③使用済燃料貯蔵建家内使用済燃料	
			款		貯蔵セル排気糸
			ⅲ)原子炉冷却材圧力バウンタ		[P2-3]
			111)リの過熱防止内蔵(たたし、 : 原子-仮治部は伝示などウンダ	山砂炳容器将却設備設備	
			N ANS A CHERTEN AND HE		
			1111111111111111111111111111111111111	①女生休護糸(上子的女生施設)	
			vi)放射性物质被描述低了い	①排気管	
		2) 異常状態への対応上特に重	iな事後時は険気シント状態の担	①事故時監視計器の一部	
		要な構築物、系統及び機器	iv) 癢全弁の吹止り	①1 次冷却設備の安全弁(吹止り機	
			ii)中央制御室外からの安全停	伊中央制御室外原子炉停止盤	
			v) 実験・照射の関連機能	①実験設備の一部	
			(於分發生理要2項理機能	①中央制御室系換気空調装置	
			vi)燃料の安全な取扱い	①燃料交換機	
1					

(続	3) 安全上特に重要た 構築物、系統及び	よその他の i)安全上特に重要 巻器	要な関連機能 ① 非常用発電機 ② 補機冷却水設備	
き)		/Х нн	③制御用圧縮空気設備	
(続			④ 旦 流 電 源 設 頒 ⑤ 安 全 保 護 系 用 交 流 無 停 電	፤電源装置

き)

分類	定義	機能	構築物・系統・機器	特記すべき関連系
PS-3	1) 異常状態の起因事象となる	i)1次冷却材の保持(PS-1、PS-	①計装配管	
	ものであって、PS-1、PS-2以	2以外のもの)	②1 次ヘリウムサンプリング設備	
	外の構築物、系統及び機器		③1 次ヘリウム貯蔵供給設備	
		ii)放射性物質の貯蔵	①液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽	
			②保管廃棄施設	
		iii)1次冷却材の循環	①1 次ヘリウム循環機	
		iv)2次冷却系の通常時冷却	①2 次ヘリウム冷却設備	
			②加圧水冷却設備	
		v)1次・2次ヘリウムの差圧維	①2 次ヘリウム貯蔵供給設備	
		持		
		vi)電源	①非常用発電機以外の設備	
		vii)プラント計測・制御(安全保	①原子炉制御設備	
		護機能を除く。)	②原子炉計装	
			③プロセス計装	
		viii)プラント補機	①制御用圧縮空気設備(MS-2 以外の	
			もの)	
		ix) 炉容器冷却設備の通常時冷	①炉容器冷却設備	
		x)実験・照射の関連機能	①実験設備(PS-2以外のもの)	

(続 き)		2)原子炉冷却材中放射性物質 濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物、 系統及び機器	i)核分裂生成物の1次冷却材 中への放散防止ii)1次冷却材の浄化	 ①被覆層 ②黒鉛スリーブ(金属性核分裂生成物のみ) ①1 次ヘリウム純化設備 	
	分類	定義	機能	構築物・系統・機器	特記すべき関連系
	MS-3	 1)運転時の異常な過渡変化が あっても、MS-1、MS-2とあい まって、事象を緩和する構築 	i)出力上昇の抑制	①制御棒引抜阻止インターロック ②制御棒パターンインターロック	
		物、系統及び機器	ii) 炉心の除熱量の減少の抑制	 ①加圧水循環ポンプの電流しゃ断器 ②1 次加圧水冷却器加圧水入口温度 高インターロック ③2 次加圧水冷却器加圧水流量低イ ンターロック 	
			iii)原子炉冷却材圧力バウンダ リの温度上昇の抑制	 ①ヘリウム循環機の周波数変換器(停止機能) 	
			iv) 過冷却による反応度添加の 抑制	①ヘリウム循環機の周波数変換器(最 大回転数の制限機能)	
		2) 異常状態への対応上必要な 構築物、系統及び機器	i)緊急時の防災対策上重要な もの及び異常状態の把握	 ①事故時サンプリング系 ②通信連絡設備 ③放射線監視設備 ④事故時監視計器の一部 ⑤消火設備 ⑥安全避難通路 ⑦非常用照明 	

(約

No.	安全機能	構築物・系統・機器			
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器配管系			
2	過剰反応度の印加防止	スタンドパイプ、スタンドパイプクロージャ			
3	炉心の形成	炉心構成要素、炉心支持鋼構造物、炉心支持黒鉛構造物			
4	放射性物質の貯蔵	使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プール、貯蔵ラック			
5	1次冷却材の内蔵	1 次ヘリウム純化設備(原子炉冷却材圧力バウンダリとの接続部から 原子炉格納容器外側隔離弁までの範囲)			
6	実験・照射の関連機能 (核分裂生成物の放散防止)	実験設備の一部			
7	原子炉の緊急停止、未臨界維持	制御棒系			
8	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止	1次冷却設備の安全弁			
9	原子炉停止系への起動信号の発生	安全保護系(停止系)			
10	安全上特に重要な関連機能	中央制御室			
11	事故時のプラント状態の把握	事故時監視計器の一部			
12	ゆ人」性に手再も明実拠地	直流電源設備			
13	女王上府に里安な関連機能	安全保護系用交流無停電電源装置			

第	1.3.	1表	第6	条に関す	「る重要安全	施設
---	------	----	----	------	--------	----

No.	安全機能	構築物・系統・機器			
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリの一部を形成する弁			
2	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止	1次冷却設備の安全弁			
3	原子炉の緊急停止 未臨界維持	制御棒系			
4	工学的学人状现开究医了后信止系。而知到后日の恋生	安全保護系(停止系)			
5	上字的女生施設及び原于炉停止糸への起動信号の発生	安全保護系(工学的安全施設)			
6	恒心冷却	補助冷却設備			
0		炉容器冷却設備			
7	お射性物質の閉じ込め、お射線の海磁及び放出低減	原子炉格納容器隔離弁			
8		非常用空気浄化設備			
9	事故時のプラント状態の把握	事故時監視計器の一部			
10		非常用発電機			
11		補機冷却水設備			
12	安全上特に重要な関連機能	制御用圧縮空気設備			
13		直流電源設備			
14		安全保護系用交流無停電電源装置			

第1.3.2表 第12条に関する安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する安全施設

No.	安全機能	構築物・系統・機器			
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリの一部を形成する弁			
2	原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止	1次冷却設備の安全弁			
3	原子炉の緊急停止 未臨界維持	制御棒系			
4	工兴的史人按凯亚邓西之后信山ズ,の知動信日の改作	安全保護系(停止系)			
5	上子的女主施設及び原ナ炉停止糸への起動信号の発生	安全保護系(工学的安全施設)			
6	炬心冷却	補助冷却設備			
0		炉容器冷却設備			
7	放射性物質の閉じ込め、放射線の渡磁及び放出低減	原子炉格納容器隔離弁			
8		非常用空気浄化設備			
9	事故時のプラント状態の把握	事故時監視計器の一部			
10		非常用発電機			
11		補機冷却水設備			
12	安全上特に重要な関連機能	制御用圧縮空気設備			
13		直流電源設備			
14		安全保護系用交流無停電電源装置			

第1.3.3 表 第28条に関する重要安全施設

第1.4.1表 クラス別施設

		主要設備(*)	1)	補助設備(*	2)	直接支持構造物	(*3)	間接支持構造	造物 (* 4)		相互影響を考慮す	「べき設備(*5)	
クラス	クラス別施設	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	(*6)	適用範囲	検討用 地震動	(*6)
S	(i) 原子炉冷却材圧力 パウンダリを構成 する機器・配管系	 原子炉圧力容器 原子炉圧力容器 原子炉冷却材圧力 バウンダリに属す る容器(中間熱交 換器等)・配管(11 次ヘリウム配管(11 次ヘリウム配管)等)・循 環機(12次ヘリウ ム循環機等・弁(12 次冷却設備の主要 弁等) 	S	 隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備 	S	 原子炉圧力容器、中 間熱交換器、1 次加 圧水冷却器、1 次へ リウム循環機等の支 持構造物 2)機器・配管・電気計 装設備等の支持構造 物 	S	 原子炉建家 内部コンクリート 構造物 	Ss Ss		1) 排気筒	Ss	
	(ii) 使用済燃料を貯蔵 するための施設	 ①使用済燃料貯蔵設備貯蔵プール ②原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック(上蓋 を除く。) 	S S					1)原子炉建家	Ss		 原子炉建家天井クレーン 排気筒 原子炉建家屋根トラス 燃料交換機 制御棒交換機 	Ss Ss Ss Ss	
	 (iii) 原子炉の緊急停止負のために急激に回っために急激にするための応設を付加するための応設及び態子がの停止状態を維持する施設 	①制御棒及び制御棒 駆動装置(スクラ ム機能に関するもの)	S	 ①制御棒案内管 ②炉心支持鋼構造 物(拘束パンドは除く。) ③炉心支持黒鉛構造物(サポートボスト(支持機能のみ)) ④電気計装設備 	S S S	 1)機器・配管、電気計 装設備等の支持構造 物 	S	 原子炉建家 内部コンクリート構 造物 	Ss Ss				
	(iv) その他	 ①1 次へリウム純化 設備(原子炉格納) 容器(内のもの) ② 破損燃料検出系 (原子炉格納容器 内のもの) ③1 次へリウン プリング約容 ③1 次へリウ設備 (原 子炉格納容器内の) ④原子グリ合純納属内の もの) ④原子が原格納容器 ④原子が成本が (1次合却 材を)の原子配管 本載材を小蔵純に(な合却 材を)の原子配管 ※4 	S S S	 隔離弁を閉とするに必要な電気計 装設備 	S	 1)機器・配管等の支持 構造物 2)電気計装設備の支持 構造物 	S	 内部コンクリート 構造物 原子炉建家 	Ss Ss		1)原子炉格納容器	Ss	

8-1-111

	主要		1)	補助設備(*2)		直接支持構造物	(*3)	間接支持構造	告物(*4)		相互影響を考慮すべき設備(*5)			
クラス	クフス別施設	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	(*6)	適用範囲	検討用 地震動	(*6)	
В	 (i) 原子炉冷却材圧力 バウンダリに直接 接続されていて、1 次冷却材を内蔵し 	 ⑦1 次へリウム純化 設備(S、Cクラスに 属する設備を除 く。) 	В			 1)機器・配管等の支 持構造物 	В	 内部コンクリート構造物 2)原子炉建家 	S _B					
	ているか、又は内蔵 し得る施設	 2破損燃料検出系 (S、Cクラスに属す る設備を除く。) 	В											
		③1 次ヘリウムサン プリング設備(S、C クラスに属する設 備を除く。)	В											
	 (ii) 原子炉停止後、炉心 	①補助冷却設備(原	В	①補機冷却水設備(当	В	1)機器·配管、電気計	В	1)原子炉建家	S _B					
	から崩壊熱を除去 するための施設	子炉冷却材圧力パ ウンダリ、Cクラス に属するものは除 く		該王要設備に係わる もの) ②炉心支持鋼構造物の 拘束バンド及び炉心	В			2) 内部コンクリート構 造物	S _B					
		ו /		支持黒鉛構造物(サ ポートポスト(支持 機能のみ)を除く。)				 3)補機冷却水系の配管 トレンチ及び冷却塔 基礎 	S_B					
				 ③非常用発電機及びその計装設備 ④制御用圧縮空気設備 	B B									
	 (iii) 原子炉冷却材圧力 バウンダリ破損事 	 ①炉容器冷却設備(C クラスに属するも 	В	 補機冷却水設備(当 該主要設備に係わる 	В	 1)機器・配管、電気計 装設備等の支持構 	В	1)原子炉建家 2)内部コンクリート構	S _B S _B					
	政後、炉心から崩壊 熱を除去するため に必要な施設	のは除く。)		もの) ②中央制御室遮へい ③非常用発電機及びそ	B B	道物		^{這物} 3)補機冷却水系の配管 トレンチ及び冷却塔	SB					
				の計装設備 ④制御用圧縮空気設備	В			基礎						
	(iv) 原子炉冷却材圧力 バウンダリ破損事	①原子炉格納容器 ②原子炉格納容器バ	B B	 ・①隔離弁を閉とするに 必要な電気計装設備 	В	 1)機器・配管等の支 持構造物 	В	1)原子炉建家	S _B					
	∞の除に圧力障壁 となり、放射性物質 の拡散を直接防ぐ ための施設	ソンタリに馬する 配管・弁に次冷却 材を含まない補機 冷却水設備等原 子炉格納容器貫通 部配管・弁)				2) 電気計装設備の支 持構造物	В							

(続き)

												(続き)
		主要設備(*	1)	補助設備(#	¢2)	直接支持構造物	*3)	間接支持構成	告物 (*4)	相互影響を考慮すべき設備(*5)		
クラス	クラス別施設	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (*6)	適用範囲	検討用 地震動	(*6)
В	 (v) (v) (b) (b) (b) (c) (c)	①非常用空気浄化設 備	В	 ①非常用発電機及 びその計装設備 ②制御用圧縮空気 設備 	B B	 1)機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物 	В	1)原子炉建家 2)排気筒	S _B S _B			
	(vi) 使用済燃料を貯蔵 するための施設	 ①使用済燃料貯蔵建 家内の使用済燃料 貯蔵設備貯蔵ラッ ク(上蓋を除く。) 	В					1)使用済燃料貯蔵建家	S _B			
	(vii) 放射性廃る施設の たった たいため たしている を たいか たし、内蔵量が たし、 内蔵量が たいか ま の た の た た た いか ま し た い か 成 た の 成 定 が が か た た い の 成 量 が が い い い た の 、 の 成 定 、 の の 成 し て い い の 蔵 量 載 だ し 、 い の 蔵 し 、 の な 売 の 応 記 た し 、 の 成 し 、 の な 切 に い の 之 の 、 の た い た り 、 の た し 、 の 成 し 、 の 、 の た の 、 の た い に 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の	 ①廃棄物の廃棄施設 (Cクラスに属する 設備を除く。) 	В			 1)機器・配管等の支持 構造物 	В	1)原子炉建家	S _B			
	(viii) 放射性廃棄物以外 の放射性廃棄物に 変した施より公務 で、衆及 び放射線により の次 がな放射 線業たな放射 線 で、 なな が お で、 衆 し 、 衆 る で 、 衆 後 で 、 衆 数 で 、 衆 数 で 、 衆 数 で 、 衆 数 で 、 、 衆 、 衆 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 ①燃料交換機 ②原子炉速家天井クレーン ③放射線低減効果の大きい遮へい ④原子炉圧力容器リーク検出配管 ⑤使用済燃料貯蔵建家天井クレーン 	B B B B			 1)機器・配管等の支持 構造物 	В	 内部コンクリート構造物 ご約 (原子炉建家) (使用済燃料貯蔵建家) 	S _B S _B			
	(ix) 使用済燃料を冷却 するための施設	①使用済燃料貯蔵設備ブール冷却浄化設備(ブール冷却)や水冷設備(ブール水冷却)をした、	В	 (1)補機冷却水設備 (当該主要設備に 係わるもの) (2)電気計装設備 (3)制御用圧縮空気 設備 	B B B	 1)機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物 	В	 1)原子炉建家 2)補機冷却水設備の配管トレンチ及び冷却 塔基礎 	S _B			

		主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支持構造物(*3)		間接支持構	造物(*4)	相互影響を考慮すべき設備(*5)		
クラス	クラス別施設	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (*6)	適用範囲	検討用 地震動	(*6)
В	 (x) 放射性物質の放出 を伴うような場合 に、その外部放散を 抑制するための施 設でSクラスに属さ ない施設 	 ①使用済燃料貯蔵建 家換気空調設備の 一部 	В			 1)機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物 	В	1)使用済燃料貯蔵建家	Sa			
	(xi) その他	 ①炉内構造物(S ク ラスに属するもの を除く。) ②後備停止系 	B	 後備停止系案内 管 非常用発電機及 びその計装設備 制御用圧縮空気 設備 	B B	1)機器・配管、電気計装 設備等の支持構造物	В	 原子炉建家 内部コンクリート構造物 	S _B S _B			

(続き)

		土 西 む(借 (*1)		抽曲机曲/	k 0)	古位士住排作的	7 (42)	問始支持構造物(*/)					(祝さ)	
カニコ	カニッロボの	土安砹慵(*)	山 相助政権		* <i>∆)</i>	坦波入打把坦彻(*3) 工业		间1女义付佣呾初(*4) 检到田			相互影響を考慮う	* さ 成 1 桶 (*)	ə <i>)</i>	
クラス	クフス別施設	適用範囲		適用範囲	 クラス	適用範囲	 かラス	適用範囲	検討用 地震動	(*6)	適用範囲	検討用 地震動	(*6)	
С	(i) S,B クラスに属さ ない施設	 ①制御棒駆動装置(スク ラム機能に関する部 	С			 1)機器・配管、電気 計装設備等の支 	С	1) 内部コンクリート構 造物	Sc					
		分を除く。) ②補助冷却設備(二重管 内管)	С			狩構宣物		2)原子炉建家	Sc					
		③炉容器冷却設備(熱反 射板)	С											
		 ④2次ヘリウムサンプリング設備 	С											
		⑤新燃料貯蔵設備 ⑥2次ヘリウム冷却設備 ⑦加圧水冷却設備	C C C											
		 (8)1 次ヘリリム純化設 備、1 次ヘリウムサン プリング設備、破損燃 料検出系等のうち高 放射性物質に関連し た部分を除いた部分 	C											
		 ⑨2次ヘリウム純化設備 ⑩1次ヘリウム貯蔵供給 設備 	C C											
		①2次ヘリウム貯蔵供給 設備	С											
		 ⁽¹⁾廃乗物の廃乗施設の うち、高放射性物質に 関連した部分を除い た部分 	C											
		③使用済燃料貯蔵設備 プール冷却浄化設備 (プール水補給に関す る部分)	С											
		 ⑭消火設備 ⑮換気空調設備 ⑯電気計装設備(S、Bク ラスの関するものは 	C C C											
		除く。) ①補機冷却水設備 18一般用圧縮空気設備 19一般冷却水系 20保管廃棄施設	C C C C											

 20その他

 (*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
 (*3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

(*5) 相互影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_s:基準地震動 S_sにより定まる地震力。

SB: 耐震 B クラス施設に適用される静的地震力。

Sc:耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第1.8.1表	竜巻防護施設に対する竜巻防護対策等

竜巻防護施設	竜巻の最大 風速条件	飛来物対策	竜巻防護施設を 内包する建家	想定する 設計飛来物
原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器配管系 スタンドパイプ、スタンドパイプクロージャ 炉心構成要素、炉心支持鋼構造物、炉心支持黒鉛構造物 1次へリウム純化設備(原子炉冷却材圧カバウンダリと の接続部から原子炉格納容器外側隔離弁までの範囲) 制御棒系 1次冷却設備の安全弁 事故時監視計器の一部 安全保護系(停止系) 直流電源設備・安全保護系用交流無停電装置 実験設備の一部 中央制御室 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プール、貯蔵ラック	100m/s	固縛等の対策、 車両の退避等	原子炉建家 使用済燃料 貯蔵建家	鋼製材、 鋼製パイプ



- ※1:「機能が失われた状態」については、技術的にその状態を予測することができる場合には、予測した状態を前提に 評価を実施することができるものとする。当該予測に当たっては、Sクラス施設に適用される程度の地震力及び基準津波(第5条1の規定により策定する津波をいう。以下同じ。)相当の津波を想定して、予測を行うこと。ただし、基準津波相当の津波に係る津波高さ及び遡上範囲の設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表している想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、試験研究用等原子炉施設の立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することができるものとする。
- ※2:燃料破損が想定される場合には、燃料中の気体状の放射性物質が全量放出されるものとする。ただし、具体的な 燃料破損の状態を想定し得る場合には、その破損状態に応じて放出量を設定することができるものとする。
- ※3:気象条件、拡散条件及び被ばく評価条件については、設置(変更)許可申請書の事故評価に用いた条件が使用できるものとする。

第1.4.1図 原子炉施設全体としての具体的な分類方法



- 注1)本フロー図は、〈停止機能→冷却機能→閉じ込め機能〉の順で機能喪失した場合の分類方法を示しているが、〈停止機能→閉じ込め機能→ 冷却機能〉の順についても同様に実施した上で分類すること。
- 注2)停止機能、冷却機能及び閉じ込め機能を有するBクラスとしての設備・機器等を選定する際の本フロー図の適用については、「過度の放射 線被ばくを及ぼすおそれ」とあるのは、「敷地周辺の公衆が被ばくする実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以上であるおそれ」 とする。
- 注3) 「Bクラス対象設備・機器等の検討が必要な試験研究用等原子炉施設」に分類された試験研究用等原子炉施設のうち、通常運転時において 放射性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を含む。)並びに核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設にあっては、本フロー 図にかかわらず、安全機能を喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いものは、Cクラスに分類することができる。 こ の場合において、上記の「敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低い」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」 (昭和50年5月13日原子力委員会決定)を参考に、実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以下であることをいう。

第1.4.2図 試験研究用等原子炉施設に係る個別の設備・機器等の具体的な分類方法



第1.4.3図 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(NS 成分)


弹性設計用地震動 Sd-D

第1.4.4図 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(EW 成分)





第1.4.5図 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(UD 成分)



第1.4.6図 弾性設計用地震動 Sd-D の時刻歴波形







第1.4.7図 弾性設計用地震動 Sd-1 の時刻歴波形







第1.4.8図 弾性設計用地震動 Sd-2 の時刻歴波形







第1.4.9図 弾性設計用地震動 Sd-3の時刻歴波形









第1.4.10図 弾性設計用地震動 Sd-4 の時刻歴波形







第1.4.11図 弾性設計用地震動 Sd-5の時刻歴波形



第1.4.12図 弾性設計用地震動 Sd-D と基準地震動 S1の応答スペクトルの比較(水平成分)



第1.4.13図 弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(水平成分)



-- 一様ハザードスペクトル

第1.4.14 図 弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(鉛直成分)

2. 原子炉施設の配置

2.1 概 要

原子炉施設の建家及び構築物は、原子炉建家、使用済燃料貯蔵建家、搬出入建家、機械棟、冷却塔及 び排気筒等から構成され、運転、保守及び安全性を十分考慮に入れた配置とする。

- 2.2 設計方針
- (1) 原子炉施設の敷地内の配置は、平常運転時に線量が原子炉施設の設計との関連において、次の方針を満たす設計とする。
 - a. 周辺監視区域境界での線量が、「線量告示」に定められている線量限度を下回るものとする。
 - b. 原子炉施設の周辺の一般公衆の線量を、合理的に達成できる限り低くするものとする。
- (2) 敷地の特性及び自然条件を考慮し、安全性の確保、原子炉施設の機能が十分発揮できる配置とする。
- (3) 安全機能を有する構築物等への不法な接近、侵入の防止措置を考慮する。
- (4) 安全機能を有する機器の配置は、原子炉施設内部で発生が想定される飛来物により安全機能が損な われないように考慮する。
- 2.3 主要施設
- (1) 原子炉建家
- (2) 使用済燃料貯蔵建家
- (3) 搬出入建家
- (4) 機械棟
- (5) 冷却塔
- (6) 排気筒
- 2.4 全体配置

原子炉施設の全体配置を第2.4.1 図に示す。敷地は、津波等の影響のない T.P.+約36.5m に造成し、 主要施設を設置する。原子炉建家は、台地状敷地のほぼ中央に設置し、排気筒は敷地境界より離して設 置する。

- 2.5 建家及び構築物
 - 2.5.1 概 要

建家及び構築物は、地震、台風等の自然条件並びに回転機器の損傷及び高温、高圧の流体を内包 する配管の破断等により安全機能が損なわれないように構築物は十分な隔離距離をとるか、障壁 等で囲む等の対策により運転、保守及び安全性の確保を十分考慮した配置とする。

更に、安全上重要な構築物、系統及び機器を含む区画を設定し、これらの区域への第三者による 不法な接近、侵入を防止するための施錠、フェンス等の物的障壁を設ける。

原子炉建家の基礎は、十分安定な地盤に設置する。

建家内には、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を設ける。

原子炉建家の機器配置を第2.5.1図から第2.5.7図に示す。

2.5.2 原子炉建家

原子炉建家は、平面約 50m×約 48m のほぼ正方形で地下 3 階、地上 2 階の建物であり、内部には 原子炉格納容器を設置し、それらを取囲む周辺部に関連設備を収納する。

原子炉格納容器は、円筒胴に皿形の鏡を上・下部に取付けた鋼製の耐圧容器で、内径及び全高は それぞれ約 18.5m 及び約 30m である。原子炉格納容器への出入口としてエアロック、非常用避難 ロ、メンテナンスハッチ及び燃料交換ハッチを設ける。原子炉格納容器内には、原子炉圧力容器、 1 次冷却設備等を設置する。

原子炉建家内の原子炉格納容器周辺部には、加圧水冷却設備、放射性廃棄物の廃棄施設、燃料取 扱及び貯蔵設備、電気施設、制御室等を設置する。

原子炉建家は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造)で、鉄筋コンクリ ート造の基礎版上に構築する。

原子炉建家には、天井クレーンを設ける。

2.5.3 使用済燃料貯蔵建家

使用済燃料貯蔵建家は、原子炉建家の東側に設置する。使用済燃料貯蔵建家は、鉄筋コンクリート造で、建家屋上に地上高さ約20mの使用済燃料貯蔵建家排気筒を設ける。建家内部には、使用 済燃料貯蔵設備、検査設備等を設置する。

使用済燃料貯蔵建家には天井クレーンを設ける。

2.5.4 搬出入建家

搬出入建家は、原子炉建家と使用済燃料貯蔵建家との間に設置し、これらの建家への機器の搬入 並びに建家相互の間の機器等の移送の際に通路として使用する。

2.5.5 機械棟

機械棟は、原子炉建家の北西に設置し、淡水供給設備、蒸気供給設備等を設置する。

2.5.6 冷却塔

冷却塔は、原子炉建家の北側に設置し、補機冷却水設備用に2基、一般冷却水設備用に1基設ける。

2.5.7 排気筒

排気筒は、原子炉建家の北東に設置し、その位置は敷地境界より約 320m 離れている。排気筒の地上高さは約 80m である。

- 2.6 評 価
- (1) 周辺監視区域境界での線量は、添付書類九に示すように線量限度を下回る。
- (2) 原子炉施設は、予想される自然現象及び火災等によって原子炉施設の事故が誘因されることはなく、拡大されることもない。
- (3) 安全機能を有する構築物への第三者の不法な接近、侵入の防止措置を講じているので安全性を損なうことはない。
- (4) 安全機能を有する機器の配置は、内部飛来物に対して十分な離隔距離をとるか障壁等で囲む設計と なっており原子炉施設の安全性を損なうことはない。



第2.4.1 図 原子炉施設全体配置図



第2.5.1 図 原子炉建家平面図(地下3階)



第2.5.2 図 原子炉建家平面図(地下2階)



第2.5.3 図 原子炉建家平面図(地下1階)



第2.5.4 図 原子炉建家平面図(1 階)



第2.5.5 図 原子炉建家平面図(2 階)



第2.5.6 図 原子炉建家断面図(1)



第2.5.7 図 原子炉建家断面図(2)

3.1 概 要

原子炉及び炉心は、炉心を構成する要素(以下「炉心構成要素」という。)、炉内構造物及び反応度制御 設備から構成する。

炉心は、六角柱状の黒鉛ブロックである燃料体、制御棒案内ブロック及び可動反射体ブロックから構成し、これらの炉心構成要素を円柱状に積上げたものである。

また、ブロックを積上げた軸方向の1列をカラムと称し、炉心は合計61カラムからなり、第3.1.1図 及び第3.1.2図に示すように、燃料体を含む燃料領域及びその外側を囲む可動反射体領域に分けられる。 各々の領域には、制御棒を挿入するための制御棒案内ブロックからなるカラムを設ける。

燃料体には、A型燃料体及びB型燃料体があり、更にB型燃料体にはB-1型、B-2型及びB-3型燃料体の3種類がある。B型燃料体は、燃料照射試験時にA型燃料体の一部と交換して、試験燃料体として使用する。炉心には、燃料体としてA型燃料体のみを用い照射試験を行わない炉心(以下「基準炉心」という。核的、熱的に影響を及ぼさない試料の照射を行う炉心を含む。)と照射試験(試験燃料体を装荷しての燃料照射試験、反射体領域での材料・燃料照射試験並びに中央カラムでの材料照射試験及び燃料限界照射試験)を行う炉心(以下「照射炉心」という。)がある。

A型燃料体は、六角柱状の黒鉛ブロックに燃料要素である燃料棒を挿入する構造で、燃料棒は、黒鉛 スリーブ、燃料コンパクト等から構成する。燃料コンパクトは、二酸化ウランの燃料核を熱分解炭素層 等で四重に被覆した被覆燃料粒子を黒鉛と炭素の混合物からなる素地(以下「黒鉛素地」という。)に分 散した中空の円柱形状である。

B型燃料体は、A型燃料体と同じ外形寸法を有する六角柱状の黒鉛ブロックに試験用の燃料要素である燃料棒を挿入する構造である。B-1型、B-2型及びB-3型燃料体の装荷位置は、第3.1.3図に示すとおりである。即ち、各燃料体は、炉心中央の3カラムのA型燃料体と交換して、カラムの燃料領域の上段から2段目に1体、最大3カラム、計最大3体装荷する。

制御棒案内ブロックは、燃料体と同じ対面間距離の六角柱状の黒鉛ブロックで、制御棒案内ブロック には、2本の制御棒を挿入する2個の孔と後備停止系の炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体(以下「炭化 ほう素ペレット」という。)を落下させるための1個の孔、計3個の孔を設ける。

可動反射体ブロックは、燃料体と同じ対面間距離の六角柱状の黒鉛ブロックで、燃料領域の上下及び 側部の可動反射体領域に配置する。燃料領域の上下の可動反射体ブロックには、燃料体の冷却材流路に 対応した冷却孔を設ける。

炉内構造物は、固定反射体ブロック、高温プレナムブロック、サポートポスト、炉床部断熱層等から なる炉心支持黒鉛構造物と炉心支持板、炉心支持格子、炉心拘束機構等からなる炉心支持鋼構造物及び 遮へい体などで構成する。固定反射体ブロックは、積層ブロックからなる炉心の水平方向の変位を拘束 して炉心を所定の位置に配置し、炉心拘束機構により、固定反射体を半径方向に締付けるとともに、固 定反射体ブロックの水平方向の変位を拘束する。高温プレナムブロック、サポートポスト、炉心支持板、 炉心支持格子、炉床部断熱層等は、炉心からの荷重を支持し、その荷重を原子炉圧力容器へ伝える。ま た、遮へい体は、上部遮へい体ブロック及び側部遮へい体ブロックからなり、主に熱中性子遮蔽機能を 有する。炉内構造物は、更に、原子炉内での流路の形成、炉心の流量配分、断熱等の機能を有する。 1次冷却材は、原子炉圧力容器の底部に設けた1次ヘリウムノズルと二重管の内管との間の環状流路 から原子炉圧力容器内に入り、原子炉圧力容器の内壁に沿って上方向に流れ、炉心上部のプレナムに至 る。その後、1次冷却材は、炉心内を下降しながら高温となり、炉心下部の高温プレナムで混合した後、 二重管の内管へ送られる。なお、二重管の内管は、1次ヘリウムノズルを通って高温プレナムまで配管 されている。

1 次冷却材の原子炉出口温度は、定格運転時には約 850℃であり、高温試験運転時には約 950℃であ る。なお、高温試験運転は、基準炉心で運転期間を制限して行う。

原子炉の反応度制御は、制御棒の操作により行う。この制御方式に加えて、過剰反応度を抑制するた め、反応度調整材を使用する。制御棒は、常温から運転温度までの温度変化に伴う反応度変化、燃料の 燃焼に伴う反応度変化、燃焼によるキセノン、サマリウムの濃度変化に伴う反応度変化や反応度調整材 の濃度変化に伴う反応度変化等の全ての反応度変化を制御する。

制御棒は、原子炉圧力容器ふたに取付けた制御棒スタンドパイプ内部に収容した制御棒駆動装置に より駆動する。原子炉停止系としては、制御棒系のほかに後備停止系を有する。後備停止系は、炭化ほ う素ペレットを収納するホッパの下部の電動プラグを開放することにより、炉心内に炭化ほう素ペレ ットを重力で落下させ、原子炉を停止する。制御棒系として16対の制御棒を用いるが、照射炉心で中 央カラムを照射用として用いる場合には、中央の制御棒1対は用いず、15対の制御棒を用いる。

核設計においては、制御棒の諸元、燃料の濃縮度と配置、反応度調整材の諸元及び配置等を決定し、 同一スタンドパイプ内にある最大の反応度価値を有する1対の制御棒が全引抜位置のまま挿入できな い場合でも、適切な反応度制御ができるようにする。

熱流力設計においては、原子炉を構成する各種構造物の寸法、出力及び冷却材流量等について、局所 的な分布も考慮して、燃料要素の表面と冷却材との間で適切な熱伝達が行われるようにする。

原子炉及び炉心の設備仕様の概略を第3.1.1表に示す。

3.2 機械設計

3.2.1 燃料

3.2.1.1 概 要

燃料体はA型及びB型燃料体から構成する。A型燃料体は、基準炉心を構成するもので、B 型燃料体は、燃料照射試験を目的とした試験燃料体であり、照射試験時にA型燃料体の一部と 交換して使用する。

A型燃料体は、燃料棒を黒鉛ブロック内に挿入したピン・イン・ブロック型である。燃料棒 は、被覆燃料粒子を黒鉛素地に分散させた燃料コンパクトを黒鉛スリーブに挿入し、上端又は 上下端を黒鉛端栓で閉じたものである。B型燃料体は、A型燃料体と同様に燃料棒を黒鉛ブロ ック内に挿入したピン・イン・ブロック型であり、B-1型、B-2型及びB-3型燃料体の3種類が ある。B-1型、B-2型及びB-3型燃料体は被覆燃料粒子を除き、A型燃料体と同一構造である。

黒鉛ブロックの材料には、第3.2.1表に示す特性を有する原子炉級微粒等方性黒鉛(IG-110相当)を使用する。

燃料体の水平方向の位置決めは、ダウエルピン及びダウエルソケット(以下、それぞれを「ダ ウエル」及び「ソケット」という。)により行う。

- 3.2.1.2 設計方針
 - (1) 燃料要素

燃料要素(燃料棒)は、核分裂生成物の生成及び放出、熱膨張、照射クリープ等を考慮し、健 全性が確保されるように設計する。このため、燃料要素は通常運転時及び運転時の異常な過渡 変化時において、次の方針を満足するように設計する。

- a. 被覆燃料粒子からの核分裂生成物の放出を少なくするため、被覆燃料粒子被覆層(以下「燃料粒子被覆層」という。)の初期(製造時)破損率は、貫通破損率及び炭化けい素層(以下「SiC層」という。)又は炭化ジルコニウム層(以下「ZrC層」という。)破損率の和で0.2%以下とする。燃料粒子被覆層の破損率は、全被覆燃料粒子数に対する燃料粒子被覆層の破損している被覆燃料粒子数の比率で表わす。
- b. 通常運転時の被覆燃料粒子からの核分裂生成物の放出を少なくするため、運転中に発生 する燃料粒子被覆層の破損は十分許容しうる小さな値に制限する。
- c. 運転時の異常な過渡変化時において、燃料粒子被覆層の有意な破損及びPdによるSiC層 腐食や燃料核の移動による燃料粒子被覆層の著しい劣化を生じさせないため、実験結果 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾に基づき、燃料最高温度は1,600℃を超えないこととする。燃料温度と燃料粒子被 覆層の破損に関する試験データを第3.2.1(a)図及び第3.2.1(b)図に示す。
- d. 燃料コンパクトは、熱的効果(主として熱応力)及び照射効果(被覆燃料粒子と黒鉛素地との照射変形の差による相互作用)に対して割れ、欠け等が生じないようにする。
- e. 燃料要素は、熱膨張及び照射変形等による割れ、欠け等の発生により構造健全性が保持し 得なくなるような燃料コンパクトと黒鉛スリーブとの機械的相互作用が起らないようにす る。このため、運転中に、燃料コンパクトと黒鉛スリーブとの間のギャップを確保できるよ う、両者間に初期(製造時)ギャップを設ける。
- f. 黒鉛スリーブは、熱的効果(主として熱応力)及び照射効果(主として照射変形差による残 留応力)等に対して割れ、欠け等が生じないようにする。
- (2) 燃料体(黒鉛ブロック)
 - a. 燃料体は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に加わる荷重に対して、十分な強度 を有し、その健全性が保持できる設計とする。

このため、黒鉛ブロックに作用する荷重に、ブロック内の温度差に起因した熱膨張差、照 射変形差等による発生応力を考慮して「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」に定め られた許容応力以下となるようにする。

また、黒鉛ブロックは設計基準事故時において、冷却形状が維持できなくなるような損傷 がない設計とする。

b. 燃料粒子被覆層の有意な破損及び著しい劣化を生じさせないよう、燃料最高温度を極力 低くするために、燃料体の黒鉛ブロック同士及び他の炉心構成要素との隙間は可能な限り 小さくし、燃料体及び制御棒の冷却に直接寄与しない炉心構成要素及び炉内構造物間の隙 間を流れる冷却材流量を少なくする。このため、原子炉停止時に燃料交換が可能な隙間を確 保するとともに、通常運転時において燃料体が固定反射体を押広げることのない範囲で、燃 料体間の隙間が可能な限り小さくなるよう燃料体の配列を定める。

- c. 燃料体は、通常の輸送及び取扱時に受ける荷重に対して、割れ、欠け等が生じないよう+ 分な強度を有する設計とする。
- 3.2.1.3 解析方法
 - (1) 燃料要素
 - a. 初期(製造時)破損率は、燃料の受入れ検査時に、抜取りによる破壊検査によって確認する。
 - b. 運転中の燃料粒子被覆層の破損機構としては、これまでの国内外における燃料に関する試験結果に基づき、核分裂生成物のPdによるSiC層の腐食及び燃料核の移動による破損を考慮する。

なお、ZrC層は、Pdに対して十分な耐食性を有している⁽⁵⁾のでPdによるZrC層の腐食は考慮しない。

(a) Pd による SiC 層の腐食

PdによるSiC層の腐食に起因する燃料粒子被覆層の有意な破損のないことは試験データにより確認する。

(b) 燃料核の移動

被覆燃料粒子の燃料核は、照射下で温度勾配の方向に沿って燃料粒子被覆層の中に食い込んで行くアメーバ効果と呼ばれる現象によって移動する。その機構は、燃焼に伴って 過剰となった酸素が炭素被覆層と反応し、熱力学的な平衡から、反応によって消費された 炭素が低温側に輸送され析出し、その結果、燃料核が低温側から高温側に押出されるもの と考えられている。

A型、B-1型及びB-2型燃料体については、燃料核の移動速度は、これまでの燃料に関する試験結果⁽¹⁾に基づき次の式を用いる。

 $KMR=2 \times 10^{-6} exp(-1.48 \times 10^{4}/T) \cdot 1/T^{2} \cdot dT/dr \cdots (8-1)$

 KMR : 燃料核移動速度 (m/s)

 T : 燃料温度 (K)

 dT/dr : 燃料温度勾配 (K/m)

である。

上式で求めた燃料核の移動距離が第3層の内面までの厚さに達した時点で、燃料粒子被 覆層の破損が生じるものとする。

B-3型燃料体については、燃料核移動による燃料粒子被覆層の有意な破損のないことは、 試験データに基づき確認する。

(c) 燃料粒子被覆層の破損の評価に使用する温度

上記の(8-1)式において、燃料核の移動距離を算出するために用いる温度は、出力分布 や流量配分の不確かさ及び原子炉熱出力の測定誤差等の系統的な性質を有する工学的安 全係数⁽⁶⁾を考慮して、次に示す式を用いて計算する。被覆燃料粒子の破損評価用温度計算 に用いる工学的安全係数の項目と値を第3.2.2表に示す。

$$T = T g_{in} + \sum_{i=1}^{5} (f_i \cdot \Delta T_i)$$

ここで、 T : 燃料温度

- Tgin : 炉心入口冷却材温度
- ΔT_i:温度差又は温度上昇
- f_i : ΔT_i に係る因子
 - i=1: 冷却材温度上昇
 - 2: 膜温度差
 - 3:黒鉛スリーブ温度差
 - 4:ギャップ温度差
 - 5:燃料コンパクト温度差

である。

温度差又は温度上昇に係る因子 fi は、次の式により求める。

$$f_i = \prod_{j=1}^{n(i)} S_{i,j}$$

ここで、 Si, j : ΔT_i に係る系統的性質を有する システマティック因子 n(i): ΔT_i に係る $S_{i,j}$ の数

である。

- c. 通常運転時の燃料最高温度の評価は、3.4.5に示す方法により行う。また、運転時の異常 な過渡変化時に、燃料最高温度が1,600℃を超えないことの確認は、添付書類十「2. 運転 時の異常な過渡変化の解析」に示す方法により行う。
- d. 燃料要素の構造健全性の確認は、次の方法により行う。
 - (a) 燃料コンパクトに割れ欠け等が生じない等の構造健全性は、試験データにより確認す る。
 - (b) 黒鉛スリーブと燃料コンパクトの機械的相互作用に関しては、初期ギャップ、熱膨張 及び照射効果を考慮して寸法変化を計算し、照射期間における両者間のギャップが確保 されることを確認する。
 - (c) 黒鉛スリーブの健全性評価では、熱膨張、照射変形等を考慮して、「高温ガス炉炉心黒 鉛構造設計方針」に基づいて応力を評価し、許容応力以下であることを確認する。

- (2) 燃料体(黒鉛ブロック)
 - a. 原子炉内における燃料体の健全性評価は、黒鉛ブロック内の温度差による熱膨張差、照射 変形差等を考慮して、「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」に基づいて応力を評価 し、許容応力以下であることを確認する。ここで、黒鉛ブロック内に生じる全ひずみは、機 械的荷重による弾性ひずみ及び熱膨張差による熱ひずみ以外に、照射による過渡及び定常 クリープひずみ並びに照射変形差による照射ひずみの和として求め、その照射によるクリ ープ現象は Maxwell-Kelvin モデル⁽⁷⁾で表わし、線形粘弾性解析により黒鉛ブロック内の応 力値を算出する。なお、応力の評価に使用する温度境界条件は、カラム間の冷却材の流れ、 黒鉛ブロック間のふく射伝熱等を考慮して得られる定常及び非定常状態における炉心内の 流量配分及び冷却材温度を適用する。
 - b. 燃料体の寸法と配列は、受入れ検査により確認する。
 - c. 通常の輸送及び取扱時に受ける荷重に対して、十分な強度を有することを解析又は実験 により確認する。解析による評価の場合、有限要素法等により「高温ガス炉炉心黒鉛構造物 の構造設計指針」に基づいて応力を評価し、許容応力以下であることを確認する。

3.2.1.4 主要設備の仕様

燃料要素及び燃料体の仕様の概略を第3.2.3表に示す。

3.2.1.5 主要設備

(1) 燃料要素

燃料棒は、第3.2.2 図に示すとおり、底付き又は底なしの黒鉛スリーブ内に燃料コンパクト を挿入し、それぞれ上部又は上、下部を黒鉛端栓でねじ止めをする。挿入した燃料コンパクト の上下部には、輸送時及び取扱時の荷重を低減するため、炭素化合物の緩衝板を挿入する。燃 料コンパクトと黒鉛スリーブとの間には、運転中の相互作用を避けるため、直径で約0.25mm のギャップを設ける。

燃料コンパクトは、被覆燃料粒子を黒鉛素地に分散させた中空の円柱形状である。黒鉛素地は、天然黒鉛粉末及び人造黒鉛粉末を、それぞれ、約80%及び約20%の割合で混合して、バインダのフェノール樹脂を添加し、焼成したものであり、バインダの一部は炭素化する。

黒鉛スリーブは、構造健全性を確保するために高い強度を有するとともに、照射に対する寸 法変化が少ないことが要求される。また、黒鉛材料の酸化による減肉を少なくするために耐食 性に優れているとともに、核的には高純度であることが要求される。そのため、黒鉛スリーブ の材料には、機械的性質、照射特性及び腐食特性に優れた高純度の原子炉級微粒等方性黒鉛 (IG-110 相当)を使用する。IG-110 黒鉛の主要な特性を第3.2.1 表に示す。

全ての燃料棒には、第3.2.3 図に示すとおり、上部に回り止め用のリブを1箇所、側部に偏 心防止用のスペーサを軸方向3箇所、周方向3箇所の計9箇所設ける。最下部のスペーサは、 黒鉛ブロック突起により支持され、燃料棒は黒鉛ブロック内に保持される。

被覆燃料粒子は、第3.2.2 図に示すとおり、燃料核を熱分解炭素等で四重に被覆したもので ある。燃料粒子被覆層は、内側から順に低密度熱分解炭素(第1層)、高密度熱分解炭素(第2 層)、SiC(B-2型燃料体の粒子では、ZrC)(第3層)、高密度熱分解炭素(第4層)を材料とし、燃料核で発生する核分裂生成物の放出を防止する。低密度熱分解炭素層は、燃料核表面から核分裂により飛び出した核分裂片を受止め、外側の高密度熱分解炭素層(第2層)が、これにより損傷するのを防ぐとともに、気体状の核分裂生成物及び一酸化炭素ガスを蓄えるための空間を提供し、燃料核のスウェリングを吸収する機能を有する。低密度熱分解炭素層の外側の高密度熱分解炭素層(第2層)は、特に気体状の核分裂生成物を保持する能力を有する。SiC 層及び ZrC 層は、気体状の核分裂生成物及び金属状の核分裂生成物に対して優れた保持能力を有する。更に、高密度熱分解炭素層(第4層)の照射収縮による締付効果とあいまって被覆燃料粒子の機械的強度を保つ機能を有している。最外層の高密度熱分解炭素層(第4層)は、気体状の核分裂 生成物を保持する能力をもつとともに、高温照射中に収縮することにより外部から SiC 層又は ZrC 層を締付け、SiC 層又は ZrC 層が内部ガス圧により引張り状態になり、破損することを阻止する機能を有している。

(2) 燃料体(黒鉛ブロック)

A型及びB型燃料体は、第3.2.4 図に示すとおり、対面間距離約360mm、高さ約580mmの六 角柱状の黒鉛ブロック及び燃料棒から構成する。黒鉛ブロックには、炉心最外周カラムのA型 燃料体では31箇所、最外周カラム以外の燃料体では33箇所の燃料棒挿入孔を設ける。また、第 3.2.3 図に示すように、燃料棒挿入孔の上部には、燃料棒のリブに対応した縦溝を設け、燃料 棒の回転を防止するとともに、下部には燃料棒支持用の突起を設け、燃料棒の最下部のスペー サを支持し、燃料棒を保持する。黒鉛ブロックの上部には、燃料体の取扱いのためのつかみ孔 を設ける。

黒鉛ブロックの上面のコーナ部3箇所にはダウエルを設け、黒鉛ブロックの下面のコーナ 部に設けた3箇所のソケットにより、積重ねた燃料体の水平方向の位置決めを行う。ダウエル 孔の底部には、燃焼に伴う反応度変化の一部を補償する反応度調整材を装荷するための孔を 設ける。

燃料棒は、燃料棒と燃料棒挿入孔との間の冷却材流路を下向きに流れる 1 次冷却材により 除熱される。

黒鉛ブロックは、減速材としての機能も有し、黒鉛ブロックには、原子炉級微粒等方性黒鉛 (IG-110 相当)を使用する。

- 3.2.1.6 評 価
 - (1) 構成材料

被覆燃料粒子の燃料核の材料(U02、及び(U、Th)02)、燃料粒子被覆層の材料(熱分解炭素、 炭化けい素及び炭化ジルコニウム)及び燃料部の黒鉛素地は、炉心の運転温度及び圧力条件下 で、黒鉛スリーブの材料である黒鉛並びに1次冷却材(ヘリウムガス)に対して化学的に安定 であるとともに、耐熱及び耐照射特性に優れている。

黒鉛ブロック及び黒鉛スリーブの材料である原子炉級微粒等方性黒鉛(IG-110 相当)は、原 子炉における使用条件で十分な強度、耐熱性、耐食性及び耐放射線性を有する。 (2) 被覆燃料粒子の照射実験

A型燃料体の被覆燃料粒子と同一の仕様の国産被覆燃料粒子は、JRR-2、JMTRで第 3.2.5 図に示す範囲での照射試験を行い、十分な性能及び健全性が確認されている⁽¹⁾。また、 第3.2.6 図に示すように、実際の運転を模擬した条件下での実験によると、核分裂生成物の放 出率は運転期間中ほぼ一定であり、照射中の有意な燃料粒子被覆層の破損はないことが確認 されている⁽¹⁾。B-1型、B-2型及びB-3型燃料体については、照射試験により十分な性能及び 健全性が確認されている⁽¹⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。各燃料体の照射条件を第3.2.4表、第3.2.5表及び第3.2.6 表に示す。また、一般に、被覆燃料粒子の照射健全性については、西独のAVR⁽⁸⁾、米国のPe ach Bottom⁽⁹⁾、Fort St.Vrain⁽¹⁰⁾等で使用実績があり、良好な結 果が報告されている。

- (3) 燃料要素
 - a. 燃料粒子被覆層の初期(製造時)破損率は、受け入れ検査により確認するので 0.2%以下と することができる。なお、A型燃料体については、燃料粒子被覆層の初期(製造時)破損率は、 最近の製造実績に基づけば、貫通破損率は10⁻⁵のオーダー、SiC 層破損率は10⁻⁴のオーダー である⁽¹⁾。
 - b. A型燃料体について、燃料核の移動距離が厳しくなるのは、高温試験運転時である。この時の燃料核の移動距離は、第3.2.11図に示すA点及びB点の場合で約55µm程度であり、 第3層までの被覆層の厚さ90µmに比して小さい値である。

B-1型及びB-2型燃料体については、燃料の最高温度、最大温度勾配ともに、高温試験運転を行うA型燃料体の場合より低く、燃料核の最大移動距離はA型燃料体の場合より小さい。B-3型燃料体については、A型燃料体の場合と同様な方法⁽¹⁾で試験が行われた。第3.2.7 図に示すように、燃料核移動速度係数(KMC)の試験データは、A型燃料体の設計値より十分小さい。また、B-3型燃料体は燃料最高温度を995℃以下に制限するため、燃料核の移動距離は十分小さな値となる。

Pd による SiC 層の腐食については、第3.2.7表に示す A 型燃料体の使用条件を満たす範囲 において照射後の観察を行い、最大腐食距離がほぼ $10 \mu m$ を超えるものがないことを確認 している⁽¹⁾。SiC 層の腐食距離が SiC 層の厚さに達した時点で燃料粒子被覆層の核分裂生成 物に対する閉じ込め機能が損われると考えられ、SiC 層の初期厚さは約 $25 \mu m$ であるので、 Pd による SiC 層の腐食に起因する燃料粒子被覆層の有意な破損は生じないと評価できる。

B-1 体型燃料体については、燃料最高温度が高温試験運転時のA型燃料体の燃料最高温度 より低いため、全運転期間を通じての燃料核からのPd 放出量がA型燃料体の場合より少な く、従って、PdによるSiC層腐食距離がより小さい。B-2型燃料体については、ZrC層がPd に対して十分な耐食性を有している⁽⁵⁾ので、Pd によるZrC層の腐食は考慮する必要がな い。B-3型燃料体については、使用条件を満たす範囲において、PdによるSiC層の有意な腐 食が観察されていない⁽¹²⁾ことから、PdによるSiC層の腐食に起因する運転中の燃料粒子被 覆層の有意な破損は生じないと評価できる。

以上のことより、運転中に発生する燃料粒子被覆層の有意な破損はないと評価できる。 c. 運転時の異常な過渡変化時における燃料最高温度は、添付書類十「2. 運転時の異常な過 渡変化の解析」に示すように、1,600℃を超えることはない。

- d. A 型及び B 型燃料体の燃料コンパクトとほぼ同一の仕様の燃料コンパクトについての照射 試験実績⁽¹⁾より、燃料コンパクトの構造健全性は、使用条件において十分確保できると評価 できる。
- e. 燃料コンパクトは熱的効果及び照射効果を考慮しても、黒鉛スリーブとのギャップ幅は確 保され、構造健全性が保持し得なくなるような黒鉛スリーブとの機械的相互作用はない。即 ち、燃料コンパクトと黒鉛スリーブ間の初期ギャップ幅は、製作公差を考慮しても直径で 0.05mm以上確保されており、一般に、燃料コンパクトの照射による寸法収縮は、黒鉛スリー ブの照射による寸法収縮より大きいため、燃料コンパクトが照射中に黒鉛スリーブを押広げ ることはない。
- f. 黒鉛スリーブには、通常時に内・外面の温度差に起因する熱応力の他、照射による寸法変 化及び照射クリープ変形によるひずみに起因する応力(以下「照射応力」という。)が発生す る。運転中の熱応力は、クリープ現象により運転に伴って減少するため、運転初期が最も厳 しくなる。一方、照射応力は、運転末期の原子炉停止時に最も厳しくなる。これらの発生応 力は、高温試験運転を考慮しても「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」に定めた許 容応力以下とするので、黒鉛スリーブの構造健全性は確保できる。
- (4) 燃料体
 - a. 黒鉛ブロックには、通常時に黒鉛スリーブと同様に、熱応力及び照射応力が発生する。こ れらの応力は、高温試験運転を考慮しても燃焼期間を通じて許容応力以下であり、黒鉛ブロ ックの健全性は維持できる。第3.2.8 図に高温試験運転を実施する場合の最も厳しいケース を含めて照射応力(膜応力)の燃焼による変化を示す。なお、膜応力以外の(膜+曲げ)応力及 び全応力並びに運転中の熱応力は、それぞれの許容応力に対して十分小さい。また、設計基 準事故時における黒鉛ブロックの温度は、添付書類十「3. 設計基準事故解析」に示すよう に、2,500℃を超えることがないので、黒鉛ブロックの機械的強度は確保される⁽¹³⁾。更に、 設計基準事故時に黒鉛ブロックに有意な機械的荷重も作用することがないので、黒鉛ブロ ックの構造健全性は確保でき、炉心の冷却形状は維持できる。
 - b. 原子炉停止時の燃料体カラム間の隙間は、据付後の初期において 1mm 以上あり、黒鉛ブロ ックは、燃焼とともに寸法収縮するので、燃料交換を行うのに十分な隙間を確保している。 また、通常運転時においては、隣合う燃料体は熱膨張、寸法公差、物性値誤差等を考慮して も押合うことはなく、かつ、固定反射体を押広げることもない。
 - c. 燃料取扱時の燃料交換機による荷重は、グリッパ駆動装置の特性で決まり、最大でも 6G 程度である。また、輸送時には必要に応じてショックアブソーバ等を設けることなどにより、 燃料体に加わる荷重が 6G以下になることを目標にする。一方、黒鉛ブロックの自重約 100kg の 6G の荷重が、最も厳しい側部に集中荷重として加わったとしても、発生応力は、「高温ガ ス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」に定めた許容応力以下となるようにするので、燃料 体は通常の輸送及び取扱時に受ける荷重に対して、十分な強度を確保できる。

3.2.1.7 燃料の製作及び品質管理

燃料体の製造工程の概略を第3.2.9 図(a)から第3.2.9 図(c)に示す。また、黒鉛スリーブ及び黒鉛ブロックの素材である IG-110 黒鉛の製造工程の概略を第3.2.10 図に示す。

製造工程中、原材料及び各部品について、必要な化学分析、強度試験、寸法及び外観検査、 燃料粒子被覆層の破損率測定等を行い、厳重に品質管理をする。

製造工程の段階では、製造工程書類と品質保証計画によって、設計仕様書を満たしているこ との確認及び燃料の品質保証のための非破壊及び破壊試験を行う。破壊試験には、金相試験、 密度測定、化学分析、強度試験、燃料粒子被覆層の破損率測定等がある。燃料粒子被覆層の破 損率測定は、硝酸等を用いて燃料粒子被覆層からウランを浸出させる方法等によって行う。燃 料粒子被覆層が健全な場合には、ウランの浸出は生じないので、全ウラン量に対する浸出ウラ ン量の比によって破損率を定める。

製造後の燃料要素及び黒鉛ブロックの全数について、寸法検査及び外観検査を行うととも に、燃料体の完成品については、燃料要素が正しく装荷されていることの確認を目視検査によ って行う。

3.2.1.8 燃料の誤装荷対策

燃料要素の黒鉛ブロックへの装荷及び燃料体の炉心への装荷に関しては、誤装荷を避ける ため十分な注意を払うとともに、燃料受入れから燃料装荷まで、保管場所、装荷手順、装荷位 置等の確認を多重に管理するとともに更に次の対策を講じる。

- a. 各燃料要素、燃料体には識別番号、記号等の刻印を付すことにより、それぞれが十分識別 できるようにする。
- b. 濃縮度ごとに、燃料体の黒鉛ブロックのダウエルの頂部の形状、寸法、マーキングを変えること等により、濃縮度が容易に判別できるようにする。
- c. 燃料棒に取付けるリブ、下部スペーサ等を濃縮度ごとに異なる形状、寸法、位置とし、 黒鉛ブロックの縦溝、突起等をそれぞれ対応させた構造とする。このようにすることにより、 濃縮度の異なる燃料棒が誤って別の黒鉛ブロックに装荷した場合には、容易に識別できる。 なお、1燃料体内の燃料棒の濃縮度は全て同一である。
- d. 各新燃料体を貯蔵ラックに保管する場合、原則として、炉心の1カラムに対応させて、1 カラムごとに1つの貯蔵ラックに燃料体を保管する。燃料体を原子炉に装荷する場合、1カ ラム分の燃料体を同時に取扱う燃料交換機により、原則として、原子炉内の1カラム分の燃 料体(初装荷炉心ではダミーの燃料体)を取除いた後、新燃料体を1カラムごとに炉心に装 荷する。従って、1燃料体だけが炉心内の他のカラムに誤装荷される可能性はない。また、 燃料体の装荷に際し、燃料体の方位が変らないように、燃料交換機のグリッパを2本のチェ ーンで吊る構造とする。
- 3.2.1.9 高温試験運転期間の範囲

原子炉出口冷却材温度は、定格850℃であるが、原子炉外への安定な高温の熱の取出しに関する技術基盤を確立するため、950℃の高温試験運転を実施する。

高温試験運転の期間は、3.2.1.2 に示す設計方針を満足するよう、1 燃焼サイクルにおける高 温試験運転の積算運転日数を第3.2.11 図に示す範囲とする。ただし、高温試験運転のみを実施 する場合は、積算運転日数を最大330 日とする。

第3.2.11 図は、基準炉心のみで運転を行う場合と基準炉心及び照射炉心で運転を行う場合について、高温試験運転終了日の関数として高温試験運転期間の範囲を示したもので、高温試験 運転終了の日以降は定期検査等の短期間の運転を除き、高温試験運転は実施しない。

高温試験運転期間を上記のように定める理由は、運転履歴を考慮した燃料粒子被覆層の劣化、黒鉛ブロックに発生する照射応力の増加等を所定の範囲内とし十分安全余裕を持って燃料体の健全性を確保するためである。

3.2.2 制御棒案内ブロック

3.2.2.1 概要

制御棒案内ブロックは、燃料領域及び可動反射体領域に配置し、制御棒及び炭化ほう素ペレ ットを炉心に挿入するための案内機能とともに、中性子の減速・反射等の機能を有する構造と する。

制御棒案内ブロックは、燃料体と同じ対面間距離の六角柱状の黒鉛ブロックで、原子炉停止 時に必要に応じて燃料交換機により取替える。制御棒案内ブロックの装荷総数は、144 体(中 央カラムを使用する照射試験時には135 体)である。

3.2.2.2 設計方針

制御棒案内ブロックは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、地震時及び設計基準事故 時において加わる荷重に対して十分な強度を有するとともに、制御棒及び炭化ほう素ペレッ トを炉心に挿入するための案内機能が保持できる設計とする。また、燃料体と同様に、制御棒 案内ブロックの交換が可能で、かつ、固定反射体を押広げることのない範囲で、燃料体又は可 動反射体ブロックとの隙間が可能な限り小さくなるように、制御棒案内ブロックの配列を定 める。

3.2.2.3 主要設備の仕様

制御棒案内ブロックの設備仕様を第3.2.8表に示す。

3.2.2.4 主要設備

制御棒案内ブロックは、燃料領域の7カラム(中央カラムを使用する照射試験時には6カラム)に各5段とその上・下部に各2段の計9段、及び燃料領域の外側の可動反射体領域の9カラムに各9段を配置する。その構造は、第3.2.12(a)図から第3.2.12(e)図に示すように、六角柱状の黒鉛ブロックに制御棒挿入孔及び炭化ほう素ペレット落下孔を設けたものである。

制御棒案内ブロックには、第3.2.12(a)図に示すように、3個の孔を設け、このうちの2個は 制御棒の挿入用、残りの1個は炭化ほう素ペレットの落下用である。ただし、炭化ほう素ペレ ット落下孔は、第3.2.12(c)図に示すように、炉心上部より7段目(燃料領域最下段)の制御棒 案内ブロックにおいて下端が閉じた構造とし、炉心上部より 8 段目の制御棒案内ブロックに は、第3.2.12(d)図に示すように、炭化ほう素ペレット落下孔は設けない。また、最下段の制御 棒案内ブロックは、第3.2.12(e)図に示すように、制御棒挿入孔及び炭化ほう素ペレット落下 孔は設けず、制御棒を冷却するための流路を形成する冷却孔を設ける。なお、第3.2.12(b)図 から第3.2.12(d)図に示すように炉心上部から6段目の制御棒案内ブロックの下端側及び7~ 8段目の制御棒案内ブロックにおいては、制御棒挿入孔径をそれより上段のものより大きくす る構造とする。これは、制御棒が炉心に挿入された場合、高温部において制御棒が制御棒案内 ブロックに接触して、制御棒被覆管が高温化するのを防止するためである。制御棒を冷却する 1次冷却材は、炉心上部より制御棒挿入孔内を流れ、最下段ブロックの冷却孔を通り、炉心の 下部で、燃料体の流路を流れた冷却材と合流し、高温プレナムに流下する。制御棒案内ブロッ クの上面には3個のダウエルを、下面には同数のソケットを設け、これにより制御棒案内ブロ ックの水平方向の位置決めを行う。制御棒案内ブロックの中央部には、燃料体と同様のつかみ 孔を設ける。更に、燃料領域の制御棒案内ブロックのうち燃料領域最上段の3体には、つかみ 孔の下部に中性子源を装荷するための孔を設ける。

カラム最下段の制御棒案内ブロックは、他のブロックより高さを低くして、燃料体カラムと 制御棒案内カラムとの重ね面をずらし、地震時のブロック層間のせん断力をブロック側面で 受持たせる構造とする。また、このカラム最下段の制御棒案内ブロックの下端には、炉内の鋼 構造物及び原子炉圧力容器の放射化量を低減する目的で、熱中性子遮蔽用の炭化ほう素と黒 鉛粉末の混合焼成体である遮へいピンを装荷するための孔を設ける。

制御棒案内ブロックの材料には、原子炉級微粒等方性黒鉛(IG-110相当)を使用する。

3.2.2.5 評価

ブロック内の温度差による熱膨張差、照射変形差等を考慮して評価した制御棒案内ブロック に発生する応力は、「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」で定めた許容応力以下とな るように、また、地震時及び設計基準事故時に受ける荷重に対して、十分な強度を有するよう に設計するので、制御棒案内ブロックは、制御棒及び炭化ほう素ペレットを炉心に挿入するた めの案内機能を保持できる。更に、制御棒案内ブロックは、燃料体と同様に、固定反射体を押 広げることがなく、かつ、制御棒案内ブロックの交換が可能な隙間を確保している。

3.2.2.6 制御棒案内ブロックの品質管理

制御棒案内ブロックの製作に当たっては、素材の段階で化学分析及び強度試験を、また、製作中には寸法検査、外観検査等を実施し、厳重な品質管理を行う。

3.2.3 可動反射体ブロック

3.2.3.1 概 要

可動反射体ブロックは、中性子反射及び減速並びに原子炉圧力容器に対する中性子遮蔽の 機能を有するとともに、燃料領域の上下部の可動反射体ブロックは、1次冷却材の流路を形成 する構造とする。可動反射体ブロックは、燃料体と同じ対面間距離及び高さを有する六角柱状 の黒鉛ブロックで、原子炉停止時に必要に応じて燃料交換機により取替える。可動反射体ブロックは、原子炉内に最大 255 体装荷する。

3.2.3.2 設計方針

可動反射体ブロックは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において加わる荷重に 対して、十分な強度を有する設計とする。また、燃料体と同様に、可動反射体ブロックの交換 が可能で、かつ、固定反射体を押広げることのない範囲で、可動反射体ブロック間又は他の炉 心構成要素との隙間が可能な限り小さくなるように、可動反射体ブロックの配列を定める。

3.2.3.3 主要設備の仕様

可動反射体ブロックの設備仕様を第3.2.9表に示す。

3.2.3.4 主要設備

可動反射体ブロックは、第3.2.13(a)図から第3.2.13(d)図に示すとおり、燃料体のカラムの 上部及び側部に各1種類、下部に2種類の計4種類に大別される。いずれも対面間距離は約 360mmの六角柱状の黒鉛ブロックである。

燃料体のカラム上部及び下部の上段の可動反射体ブロックには、燃料要素を冷却するための 冷却流路を形成するために、第3.2.13(a)図に示すように、A型、B-1型、B-2型、及びB-3型 燃料体の冷却材流路に対応した冷却孔を設ける。冷却孔径は、流路断面積が燃料体とほぼ等し くなるようにする。更に、このカラム下部の上段ブロックの冷却孔上端には、突起を設ける。 燃料体カラム下部の下段の可動反射体ブロックでは、第3.2.13(d)図に示すように、燃料体カ ラム下部の上段の可動反射体ブロックからの多数の冷却チャンネルを 6 チャンネルに合流さ せるためのプレナムをブロック上面に設けるとともに、下面にも下流側に 1 次冷却材を導く ためのプレナムを設ける。更に、この下段ブロックの下端には、制御棒案内ブロック最下段の 下端と同様に熱中性子遮蔽用の炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体である遮へいピンを装荷 するための孔を設ける。

燃料領域の側部の可動反射体ブロックは、燃料体と同じ外形であり炉心の最外周部に配置 する。可動反射体ブロックの上面には3個のダウエルを、下面には同数のソケットを設け、こ れにより可動反射体ブロックの水平方向の位置決めを行う。可動反射体ブロックの中央部に は、燃料体と同様のつかみ孔を設ける。一部の可動反射体ブロックには、サーベイランス試験 片を装荷するための孔を設ける。

なお、可動反射体ブロックには、必要に応じて炭化ほう素等を中性子吸収材として装荷する。 可動反射体ブロックの材料には、原子炉級微粒等方性黒鉛(IG-110相当)を使用する。

3.2.3.5 評価

ブロック内の温度差による熱膨張差、照射変形差等を考慮して評価した可動反射体ブロックに発生する応力は、「高温ガス炉炉心黒鉛構造物の構造設計指針」で定めた許容応力以下とするので、可動反射体ブロックの構造健全性は確保できる。また、可動反射体ブロックは、燃

料体と同様に、固定反射体を押広げることがなく、かつ、可動反射体ブロックの交換が可能な 隙間を確保している。

3.2.3.6 可動反射体ブロックの品質管理

可動反射体ブロックの製作に当たっては、素材の段階で化学分析及び強度試験を、また、製 作中には寸法検査、外観検査等を実施し、厳重な品質管理を行う。

- 3.2.4 炉内構造物
 - 3.2.4.1 概要

炉内構造物は、炉心を支持するための炉心支持黒鉛構造物と炉心支持鋼構造物、遮へい体等 から構成する。

炉内構造物は、黒鉛ブロックの積層構造からなる炉心を外側から所定の位置に配置し、炉心 重量を支持するとともに、炉内の1次冷却材の流量を適正に配分できる構造とする。更に、中 性子漏えい防止、熱遮蔽、放射線遮蔽等ができる構造とする。

炉内構造物の概略構造を第3.2.14図に示す。

炉心を直接支持する構造物には、核的特性が優れているとともに、高温における強度特性が 安定している黒鉛材を使用する。この黒鉛構造物を支持し、原子炉圧力容器に荷重を伝える構 造物には、炉床部断熱層の設置及び炉心への戻り冷却材での冷却により約500℃以下となるた め、じん性及び材料強度の高い金属材を使用する。

3.2.4.2 設計方針

炉内構造物は、次の方針により設計する。

- (1) 炉内構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時に破損することがないように、必要 な強度を有するとともに、地震時及び設計基準事故時にその機能を保持できるようにする。
- (2) 炉心支持黒鉛構造物は、固定反射体ブロック間及び高温プレナムブロック間の隙間を流れる1次冷却材の漏れ流量を制限し、炉心を十分冷却できるように、1次冷却材の流量を配分できるようにする。また、炉心出口の冷却材を混合し、炉心から導き出す流路を形成できるようにする。
- (3) 炉心支持黒鉛構造物及び炉心支持鋼構造物は、地震時の変位を考慮して、燃料体、制御棒案 内ブロック等からなる炉心を所定の位置に確実に保持し、炉心構成要素の破損が生じないよ う、機械的相互作用を制限できるようにする。また、炉心支持鋼構造物の冷却が可能なように、 1 次冷却材の流量を配分できるようにする。
- (4) 遮へい体及び炉心支持黒鉛構造物は、原子炉圧力容器に対する中性子照射を少なくし、使用 材料のじん性の著しい低下を防止するとともに、放射化量を低減するようにする。
- 3.2.4.3 主要設備の仕様

炉内構造物の主要設備の仕様を第3.2.10表に示す。
3.2.4.4 主要設備

(1) 炉心支持黒鉛構造物

炉心支持黒鉛構造物は、第3.2.15 図に示すように、固定反射体ブロック、高温プレナムブロ ック、サポートポスト、炉床部断熱層等から構成する。

固定反射体は、第3.2.16(a)図及び第3.2.16(b)図に示すように、隣接ブロック相互にキーと キー溝による結合構造で円筒状に一体化する。更に、漏れ流量を制限するため、シール要素を 設ける。

炉心側部の固定反射体は、円筒内面の形状を円柱状炉心の多角形外面と同一にするととも に、各カラム間の隙間が、炉心構成要素の交換を妨げない範囲で、かつ、固定反射体を押広げ ることがないように、内のり寸法を定めることにより、炉心構成要素を所定の位置に保持し、 カラム間の漏れ流量を抑制する。また、中性子の漏えい防止、熱遮蔽、放射線遮蔽等のために、 黒鉛材の厚さを側部可動反射体の厚さと合わせて約 1m とする。炉心下部の支持構造物の側部 では、高温プレナムブロック、炉床部断熱層のプレナム下部ブロック及び下端ブロックとの間 も、キーとキー溝による結合構造を用いて一体化を図り、これ等の炉心支持黒鉛構造物を所定 の位置に保持する。

炉心下部の炉心支持黒鉛構造物は第3.2.17 図に示すように、高温プレナムブロック、サポートポスト及びポストシート、炉床部断熱層からなり、炉心を支持し、その荷重を原子炉圧力容器へ伝えるとともに、炉心を通過した1次冷却材を合流、混合させるための高温プレナムを形成する。

高温プレナムブロックは、シール用ブロック及びキー結合用ブロックからなる2層構造で、 炉心領域の下にあり、炉心を支持し、その荷重をサポートポストへ伝えるとともに、燃料領域 で昇温された冷却材を高温プレナムに導く構造である。上側のシール用ブロックは、各々の上 面に炉心構成要素7カラムに対応したダウエル及び冷却材流路孔を設ける。流路孔にはブロ ック内の温度勾配を緩和させるために、流路孔スリーブを設置する。このブロックの側面には、 炉心領域のカラム間ギャップからの冷却材の流れ込みを防止するために、シール要素を挿入 する。下側のキー結合用ブロックは、ブロック中央に大径の冷却孔を設け炉心構成要素7カラ ム分の冷却材を高温プレナムに導くもので、3組のサポートポスト及びポストシートにより支 えられる。相接するキー結合用高温プレナムブロックは、構造的一体性確保のため側面でキー 結合とする。高温プレナムブロックは、漏れ流量を少なくするため、固定反射体を押広げない 範囲で、ブロック間の隙間が可能な限り小さくなるよう固定反射体の内のり寸法と調整して、 高温プレナムブロックの対面間距離を定める。

サポートポストは、高温プレナムブロックを支持し、高温プレナムを形成するもので、その 両端はポストシートと球面で接し、地震力及び熱膨張差による高温プレナムブロック部と炉 床部断熱層の水平方向相対変位を、転がり回転で逃す構造である。

炉床部断熱層は、高温プレナムの下部にあって、炉心重量を支持する鋼構造物の高温化を抑 制するもので、プレナム下部ブロック、炭素ブロック及び下端ブロックの積層構成である。な お、1次へリウム配管への冷却材出口孔を設け、二重管の内管の開口端と接続する。補助へリ ウム配管への冷却材出口孔は、同様の構造で、周辺部の炉床部断熱層に設ける。

固定反射体ブロックには、中性子束検出器、照射試料等を上部から挿入するための孔と高温 プレナム部温度計装用熱電対等を側部から高温プレナムブロックへ導くための孔を設ける。 高温プレナムブロックには、高温プレナム部温度計装用熱電対等を挿入するための孔を設け る。

炉心を支持する構造物のうち、特に高強度が要求されるサポートポスト、ポストシート及び キーには、高強度を有している原子炉級微粒等方性黒鉛(IG-110 相当)を用いる。また、炉床 部断熱層の一部を除くその他の構造物には、組合せブロック面間からの漏れ流量を少なくす るとともに、炉心を支持する構造を単純化する等のため、大型の構造物の製作が可能な原子炉 級準等方性黒鉛(PGX 相当)を使用する。PGX 黒鉛の主要な特性を第3.2.1 表に、製造工程の概 略を第3.2.10 図に示す。更に、炉床部断熱層の一部には、断熱性能に優れるとともに安定に荷 重を支持できるように、高温における寸法安定性を有する炭素(ASR-ORB 相当)を使用する。 ASR-ORB 炭素の主要な特性を第3.2.1 表に示す。

(2) 炉心支持鋼構造物

炉心支持鋼構造物は、第3.2.15 図に示すように、炉床部断熱層の下部に設ける炉心支持板、 炉心支持格子、炉心支持黒鉛構造物の側部に設ける炉心拘束機構等から構成する。

炉心支持板は、炉心構成要素、炉心支持黒鉛構造物等の垂直荷重を直接支持する鋼製構造物 で、黒鉛構造物の積層基準面を形成する鋼板と、この鋼板を炉心支持格子により支持するため の支持板支持柱等から構成する。炉心支持板の冷却は、炉心支持板と炉心支持格子で形成され る隙間を流れる炉心への低温の戻り冷却材で行われる。

炉心支持格子は、炉心支持板からの荷重を支持するために、円筒胴内に菱型格子状梁を溶接 組みして、たわみ剛性及びねじれ剛性を高めた構造物であり、炉内構造物の重量をつば部にラ ジアルキー等で接続した支持金物を介して、原子炉圧力容器内の支持部に伝える。

なお、炉心支持格子の上面に、支持板支持柱を固定するための支持座、二重管の内管を支持 するための支持座等を設ける。

炉心拘束機構は、第3.2.18 図に示すように、原子炉圧力容器の内側にあって、隣接する固定 反射体ブロック間の隙間を流れる 1 次冷却材の漏れ流量を抑制するために、固定反射体を周 方向に緊縛するとともに、固定反射体を所定の位置に支持し、地震時の炉心及び炉内構造物の 水平荷重を受け、水平方向変位に対して炉心を拘束する。炉心拘束機構は、側部遮へい体の外 面に設置するバンド支え、拘束バンド、レストレイントリング及びレストレイントリングに加 わる荷重を原子炉圧力容器に伝えるために、原子炉圧力容器の内面に取付けるラジアルキー 等から構成する。拘束バンドは、炉心を取巻いたバンド状の鋼構造物であって、側部遮へい体 を介して固定反射体を周方向に緊縛する。レストレイントリングは、各段の拘束バンドの上下 に設置したリング状の鋼板で、地震時の拘束バンドの変位を制限する。炉心の水平荷重は、レ ストレイントリングからラジアルキーを介して原子炉圧力容器で支持する。万一、拘束バンド が損傷しても、レストレイントリングで直接荷重を支持し、地震時の炉心の水平方向の過大な 変位を拘束する。

(3) 遮へい体

遮へい体は、上部可動反射体ブロックの上に配置した上部遮へい体ブロック、固定反射体ブ ロックの外側に配置した側部遮へい体ブロックから構成し、放射線による炉内の鋼構造物及 び原子炉圧力容器の著しい劣化及び放射化を抑制するためのもので、主に熱中性子の遮蔽を 行う。更に、炉心側部の鋼構造物の冷却及び炉心の上部で各燃料体カラムへの流量配分を適正 化するための1次冷却材流路も形成する。

上部遮へい体ブロックは、第3.2.19(a) 図から第3.2.19(c) 図に示すように、可動反射体ブロ ックと同じ対面間距離の六角柱状のオーステナイト系ステンレス鋼又は低合金鋼の容器内に 炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体からなる中性子吸収体を収納したものである。燃料体カ ラム部の各上部遮へい体ブロックには、燃料体カラムの発熱に応じた流量配分を行うために、 適切な流路孔径を有する流量調整板及び冷却対流路を設ける。容器上面には、交換用に燃料体 と同様のつかみ孔を設ける。

側部遮へい体ブロックは、第3.2.18 図及び第3.2.20 図に示すように、固定反射体ブロック の外側に設置する台形平板型オーステナイト系ステンレス鋼容器内に炭化ほう素と黒鉛粉末 の混合焼成体からなる中性子吸収体を収納したものである。側部遮へい体ブロックの固定反 射体ブロック側に4本の支持脚を設け、側部遮へい体ブロックを固定反射体ブロックで支持 するとともに、固定反射体ブロックとの間に、炉心への戻り冷却材を導く冷却材流路を形成し て、側部遮へい体ブロックを強制冷却する。背面には、炉心拘束機構のバンド支えの受け座を 設け、炉心拘束機構による拘束力を固定反射体に伝える。

なお、炉心下部では、最下段の可動反射体ブロック及び最下段の制御棒案内ブロックが、 各々の下端に炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体の遮へいピンを埋め込み、遮へい体と同様 の遮蔽機能を兼ねる。

(4) その他の構造物

炉内構造物のその他の構造物として、固定反射体の高温プレナム側部での熱負荷を平坦化 するために、側部の黒鉛材厚さを補正する高温プレナム側部ブロック、高温プレナム内の冷却 材の混合を促進するために、第3.2.21 図に示すように、炉床部断熱層中央部の冷却材出口孔 の上部に設ける黒鉛製の混合促進板等がある。

- 3.2.4.5 評価
 - (1) 炉内構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、地震時及び設計基準事故時における応力及び変形を「高温ガス炉炉心支持黒鉛構造物の構造設計指針」、「高温ガス炉第1種機器の高温構造設計指針」等の定めた許容値以下に制限しているので、必要な強度及び機能を維持できる。
 - (2) 漏れ流れに対しては、流れが生じる構造物間の隙間を狭くするとともに、相接する炉心支持 黒鉛構造物間にシール要素を設けるので、漏れ流量を制限できる。また、高温プレナム構造及 び混合促進板により、炉心出口の冷却材を混合し、炉心から導き出す流路を形成できる。
 - (3) 炉心の垂直及び水平荷重を支持する炉心支持黒鉛構造物並びに炉心支持鋼構造物は、炉心 とその支持構造物との隙間を狭くするとともに、黒鉛ブロック間に設けたキーとキー溝によ る結合構造、炉心拘束機構、炉心支持格子等により、地震時においても炉心の位置を確実に保

持でき、炉心構成要素の破損が生じないように、機械的相互作用を制限できる。

また、炉心支持鋼構造物の冷却に対しては、炉心への低温の戻り冷却材を鋼構造物へ導く流 路を設けることにより、鋼構造物の冷却に必要な冷却材の配分ができる。

- (4) 原子炉圧力容器への中性子照射量は、可動反射体と炉心支持黒鉛構造物による中性子の反射効果に加えて、炉心の上部及び側部に遮へい体を設けることにより、使用材料のじん性の著しい低下を防止し、放射化量の低減ができる。
- 3.2.4.6 試験検査

炉内構造物の製作に当たっては、素材の段階で化学分析及び強度試験を、また製作中には、 寸法検査、非破壊試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

炉内構造物は、健全性を確認するため、定期検査時等に必要に応じて炉心部の固定反射体内 面、高温プレナムブロック上面、サポートポスト等について、目視による観察及びサーベイラ ンス試験片による酸化検査を実施する。

- 3.2.5 反応度制御設備
 - 3.2.5.1 概 要

原子炉の通常運転時の反応度制御は制御棒系及び反応度調整材で行う。制御棒系は制御棒 と制御棒駆動装置から構成する。制御棒は、2本を1対とし、1対ごとに電動機によるワイヤ ロープ巻取り式の制御棒駆動装置により駆動され、原子炉スクラム時には、電磁クラッチの切 離しにより炉心内に挿入される。原子炉スクラム時には、まず、可動反射体領域へ制御棒9対 を挿入し、次いで炉心温度が所定の温度以下に下がるのを待って、あるいは所定の時間間隔を おいて、燃料領域へ制御棒7対(炉心中央カラムを照射試験に使用する場合は、6対)を挿入す る2段階方式とする。ただし、減圧事故の場合には、全制御棒を同時に挿入する。

反応度調整材は、過剰反応度を抑制するために使用する。

後備停止系は、何らかの原因で制御棒が挿入できない場合、中性子吸収材である炭化ほう素 ペレットを炉心内に落下させ、全ての運転状態から原子炉を停止する。

3.2.5.2 設計方針

反応度制御設備は、次の方針により設計する。

- (1) 反応度制御設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び地震時に 確実、かつ、安全に原子炉を停止できるようにする。原子炉停止系としては、制御棒系及び後 備停止系の原理の異なる2つの独立した系統を設ける。
- (2) 反応度制御設備は、原子炉の反応度を次のとおり制御する。
 - a. 制御棒系は、出力変化、キセノン濃度変化、高温から常温までの温度変化、燃料の燃焼と 反応度調整材の減少等によって生じる反応度変化を制御する。この制御棒に加えて、反応度 調整材により過剰反応度を抑制する。

また、制御棒系は、原子炉を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できるようにする。 b. 後備停止系は、あらゆる運転状態から原子炉を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持で きるようにする。

- (3) 制御棒系は、フェイルセーフであるようにする。
- (4) 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度事故に対して、炉心冷却を 損なうような炉心及び炉内構造物の破壊を生じないようにする。このため、制御棒の最大連続 引抜速度は、電動機の制御部が動作不良の場合でも電動機の最大回転数と減速機構等により 制限し、過度の反応度添加率を抑制できるようにする。また、スタンドパイプ固定装置により、 万一スタンドパイプが破断したとしても、制御棒の過度の飛び上がりがないようにする。
- (5) 後備停止系は、多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故に対して、基準地震動が発生した際であっても、作動できるようにする。このため、後備停止系の作動に係る、現場盤、原子炉格納容器貫通部、スタンドパイプ、ホッパ、駆動軸、ガイド管、電動機等の機器及び制御棒案内ブロック等の炉内構造物は基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有する設計とする。
- 3.2.5.3 主要設備の仕様

反応度制御設備の設備仕様を第3.2.11表、第3.2.12表及び第3.2.13表に示す。

- 3.2.5.4 主要設備
 - (1) 制御棒系
 - a. 制御棒

制御棒は、第3.2.22 図に示すように、軸方向に多分割した二重円筒ベント型であり、総数 が16 対(中央カラムを使用する照射試験時は15 対)で制御棒案内ブロックに設けた制御棒 挿入孔内を上下に移動する。

制御棒は、10 個の制御棒要素を支持板を介して連結棒に連結し、各要素間は可とう性を 有する構造であり、最下部には、ワイヤロープの万一の破断による制御棒の落下に備えて、 ショックアブソーバを設ける。

制御棒の中性子吸収材は、炭化ほう素と黒鉛粉末を混合焼成したもので、耐食耐熱超合金 製の被覆管内に収納される。

制御棒の冷却は、制御棒挿入孔内を流れる1次冷却材により行う。

b. 制御棒駆動装置

制御棒は、原子炉圧力容器に取付けた制御棒スタンドパイプ内に収納、支持された制御 棒駆動装置により、1対ごとにそれぞれ独立に駆動する。この制御棒駆動装置は第3.2.23図 に示すように、駆動部のほか、制御棒案内管、スタンドパイプ内遮へい体等から構成され、 制御棒スタンドパイプの上端部に設けるスタンドパイプクロージャに支持枠を介して支持 する。

制御棒スタンドパイプ内に収納、支持した制御棒駆動装置は、2本の制御棒のワイヤロー プを1つの巻取機構で巻上げ、巻下げることにより、1対の制御棒を同時に駆動する。原子 炉スクラム時の制御棒挿入時間(制御棒要素下端部が炉心有効長の 80%挿入されるまでの時 間)は、原子炉スクラムしゃ断器開後、12秒以下である⁽¹⁴⁾。 制御棒スタンドパイプが、万一破断したとしてもスタンドパイプの上部に設けるスタン ドパイプ固定装置により、制御棒の飛び上がりが抑制される。スタンドパイプ固定装置は、 スタンドパイプの附属装置であり、ダンパ機能及びストッパ機能により、破断したスタンド パイプ及びスタンドパイプクロージャの瞬時変位量及びそれ以降の変位速度をそれぞれ 5mm 以下及び 10mm/s 以下に制限するとともに、合計の変位量を最大 100mm 以下に制限する ことにより、制御棒の飛び出しを抑制する。

(a) 駆動部

駆動部は、電動機、減速機構、電磁クラッチ、調速機構、緩衝機構、制御棒のワイヤ ロープの巻取機構、位置検出機構、スラックロープ検出機構、手動駆動機構、ワイヤロ ープ等から構成する。電動機は、電磁ブレーキ内蔵型で、減速機構、電磁クラッチ、伝 動歯車を介して巻取機構を回転させてワイヤロープの巻上げ、巻下げを行う。また、電 動機の駆動トルクにより、減速機構、電磁クラッチ、ワイヤロープの巻取機構等を介し て制御棒の位置を保持する。制御棒の機械的最大引抜速度は、電動機の制御部が動作不 良の場合でも、電動機の最大回転数と減速機構により70mm/s以下に制限される。

電磁クラッチへの電流が原子炉スクラム信号によりしゃ断されると、電磁クラッチが 切離され、調速機構を介して制御棒が重力により炉心内に落下挿入される。調速機構は、 ワイヤロープ等に作用する荷重を緩和するため、原子炉スクラム時の制御棒の挿入速度 を一定に保持する機能を有する。また、緩衝機構は、原子炉スクラム終了時の衝撃を緩 和するため、原子炉スクラム動作の終りに落下速度を減速する緩衝機能を有するもので ある。制御棒の挿入及び引抜き位置の検出は、位置検出機構により行う。スラックロー プ検出機構は、ワイヤロープのゆるみ及び万一の破断を検出する。手動駆動機構は、燃 料交換時等の制御棒駆動操作に用いる。

なお、特殊運転時には、作動させる制御棒駆動装置を除いて、運転モード選択装置に より電動機の電源をしゃ断し、制御棒の引抜きを阻止するとともに、内蔵する電磁ブレ ーキにより電動機の回転軸を固定し、これによって制御棒の位置を保持する。

(b) その他

制御棒案内管は、ステンレス鋼製でスタンドパイプ内遮へい体の下部に設置され、制 御棒の挿入及び引抜きをスタンドパイプ内遮へい体下端から上部遮へい体ブロックの 上端まで案内するものである。

スタンドパイプ内遮へい体は、制御棒駆動装置の駆動部の下部に設け、炉心からの放 射線及び熱を遮蔽するもので、黒鉛等を鋼製容器で内包した構造である。なお、スタン ドパイプ内遮へい体下部には、制御棒駆動装置の挿入案内のために、案内スリーブを設 ける。案内スリーブはスタンドパイプ破損時の空気侵入量を制限する機能も有する。

(2) 後備停止系

後備停止系は、第3.2.24 図に示すように、中性子吸収材である炭化ほう素ペレット、炭化ほう素ペレットを収納するホッパ、電動プラグ、電動プラグを作動する後備停止系駆動装置及び 案内管等で構成する。後備停止系駆動装置は、電動機、ボールねじ、電動プラグの位置検出機 構等から構成する。後備停止系は、16 基(中央カラムを使用する照射試験時は15 基)を設け、 手動で操作する。

後備停止系を動作させる場合は、電動機によりホッパの下部の電動プラグを駆動し、ホッパ を開放することにより炭化ほう素ペレットを炉心内へ重力で落下させる。

案内管は、ホッパから放出された炭化ほう素ペレットを飛散させることなく、制御棒案内ブ ロックの炭化ほう素ペレット落下孔内へ確実に充填するものである。

(3) 反応度調整材

反応度の一部を抑制するための反応度調整材を設ける。反応度調整材は、炭化ほう素と黒鉛 粉末を混合焼成したもので、第3.2.4 図に示すように、燃料体の黒鉛ブロックのダウエルピン の下部に装荷する。

(4) その他

制御棒及び制御棒駆動装置の交換のために制御棒交換機を設ける。

炉心内に落下させた炭化ほう素ペレットの回収のために、後備停止系素子回収装置を設ける。

- 3.2.5.5 評価
- (1) 独立性 反応度制御設備は、制御棒系による制御棒の挿入と後備停止系による炭化ほう素ペレットの落下挿入の原理の異なる2次系統を有しており、独立性を維持できる。
 - (2) 反応度制御及び炉停止機能 制御棒系及び後備停止系は、「3.3 核設計」に示すように、必要な反応度制御及び炉停止機 能を有している。
 - (3) 制御棒及び制御棒駆動装置

電磁クラッチへの電流が、原子炉スクラム信号によりしゃ断されると、制御棒を保持してい る電磁クラッチが切離され、制御棒は炉心内へ重力により確実に落下挿入される。

反応度添加率については、制御棒引抜きパターンの規制及び制御棒の最大反応度価値を制限することとあいまって、制御棒の機械的最大引抜速度を電動機の最大回転数と減速機構で70mm/s以下に制限することにより、過度の反応度添加率を抑制できる。また、スタンドパイプが破断したとしても、制御棒の飛び出しは200mm以下になるので、炉心及び炉内構造物は破損することはない。

(4) 後備停止系

後備停止系は、炭化ほう素ペレットを重力により確実に炉心内へ落下させることにより、あ らゆる運転状態から原子炉を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できる。

3.2.5.6 試験検査

制御棒系及び後備停止系の製作に当たっては、原材料及び各構成部品について必要な化学 分析、強度試験、外観・寸法検査及び非破壊試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。また、 供用期間中は、各系の動作性を確認するため、必要に応じて作動検査を行う。

3.2.6 その他の主要な設備

その他の主要な設備として、次のものを設ける。

(1) 中性子源

原子炉を起動するための中性子源を設ける。中性子源は外径約 8mm、長さ約 10mm で、線源強度約 3.7×10⁹Bq のカリフォルニウム 252 であり、ステンレス鋼製のカプセル内に入れて、制御棒案 内ブロックのつかみ孔の下部に設けた孔に装荷する。装荷位置は、燃料領域の最上段のブロック 3 体である。

(2) 遮へいピン

炉心下部の炉内構造物及び原子炉圧力容器に対する中性子を遮蔽するための遮へいピンを設ける。遮へいピンは、炭化ほう素と黒鉛粉末を混合焼成したもので、第3.2.12(e)図及び第3.2.13(d) 図に示すように、最下段の可動反射体ブロック及び制御棒案内ブロックに装荷する。遮へいピンの 構造は、直径約13mm、長さ約150mm、ピン間距離約27mmであり、三角ピッチ配列とする。また、 遮へいピンに用いるほう素は、天然ほう素であり、その濃度は1wt%である。

- 3.3 核設計
 - 3.3.1 概 要

原子炉は、低濃縮二酸化ウランを燃料とする黒鉛減速型炉であり、核分裂反応は主に黒鉛で減速 された熱中性子によるものである。二酸化ウラン燃料中のウラン238は共鳴吸収が大きく、その効 果を利用することによって、大きい負の反応度フィードバック特性をもつ設計ができる。

核設計では、運転の態様を考慮して原子炉の反応度制御設備の機能分担と制御すべき反応度を 定め、反応度制御設備が設計方針を満足することを確認するとともに、原子炉の制御上必要な反応 度係数を算出し、原子炉が固有の安全性を有していることを示す。また、出力分布は熱流力設計と あいまって燃料最高温度を低くするように設計している。

原子炉の出力運転中の中性子平均寿命は約0.7ms であり、炉心寿命中の変化は小さい。実効遅発 中性子割合は、燃焼初期において約0.0065 であり、燃焼が進むとともに減少し、燃焼末期では約 0.0047 となる。ドプラ反応度係数は負で大きいことから、反応度出力係数は負となり、反応度印 加時の出力上昇は十分安全な範囲に抑制され、原子炉の安全性は確保される。また、キセノンによ る出力分布の振動は発生しない。

3.3.2 設計方針

核設計は、次の方針を満足するように設計する。

(1) 反応度停止余裕

制御棒系は、反応度効果の最も大きい制御棒1対が完全に引抜かれた状態にあっても、臨界未満 を維持するため0.01 Δk/k以上の反応度停止余裕をもつようにする。この制御棒系に加えて、過剰 反応度を抑制するため必要に応じて反応度調整材を使用する。

また、後備停止系は、運転モードや燃焼状態を考慮した全ての運転状態から制御棒が挿入できな

い場合でも、低温状態で0.01 Δk/k 以上の反応度停止余裕を有するようにする。

(2) 反応度添加率

制御棒による最大反応度添加率は、最大反応度効果を有する制御棒 1 対が引抜き可能な最大速 度で引抜かれても、炉心冷却を損なうような炉心及び炉内構造物などの破壊を生じさせないよう にする。このため、最大反応度添加率は、制御棒が引抜き手順上可能な最大速度で引抜かれても、 約2.4×10⁻⁴Δk/k/s 以下とする。

(3) 反応度係数

炉心は、出力レベルが変動した場合、その変動を減衰させるような反応度係数を有するようにす る。このため、炉心が負の反応度フィードバック特性をもつように、ドプラ係数は負であり、燃料 及び減速材の温度係数を総合した反応度出力係数は、運転モードや燃焼状態等を考慮したすべて の運転範囲で負となるようにする。

(4) 出力分布

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における熱的制限条件を満たすようにするため、燃料最高温度が低くなるように燃料の濃縮度、配置、反応度調整材の配置等を適切に定め、燃料温度 分布が平坦になる出力分布を得られるようにする。

(5) 安定性

キセノンの生成による出力分布の空間振動が生じないように、炉心が十分な減衰特性をもつよ うにする。

(6) 燃焼度

A型、B-1型及びB-2型燃料体の燃料体平均の最高燃焼度は、33,000MWd/tとする。 B-3型燃料体の燃料体平均の最高燃焼度は、22,000MWd/tとする。 ただし、高温試験運転のみの場合は、16,500MWd/tとする。

3.3.3 解析方法

核設計計算では、少数群定数作成用に多群中性子スペクトル計算コード並びに炉心核特性解析 用に少数群中性子輸送及び拡散計算コードを用いる。核データ及び種々の計算コードを使用する 核設計計算手法は、臨界実験データの解析により、その妥当性を確認している。

(1) 群定数の作成

燃料体、反応度調整材、制御棒案内ブロック、可動反射体、固定反射体及び実験用照射物等に対 する群定数は、核データファイルである ENDF/B-III及びIV⁽¹⁵⁾のデータを処理して作成した多群核 定数ライブラリーデータを内蔵する多群中性子スペクトル計算コード⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾を用いて作成して いる。燃料体及び反応度調整材の群定数は、燃料体及び反応度調整材の構成から定まる中性子スペ クトルを考慮し、格子計算を行って求めている。A型及びB型燃料体並びに中実棒状の反応度調整 材の群定数の作成は、多領域円環型格子モデルを使用している。減速材である黒鉛による中性子の 散乱効果の計算には、黒鉛の結晶構造を考慮したモデルを使用している。また、共鳴吸収計算は、 被覆燃料粒子と燃料要素によって生じる燃料の二重非均質効果を考慮して行っている。制御棒案 内ブロック、可動反射体及び固定反射体の群定数は、これらの空隙率を考慮した平均密度を求める とともに、燃料体の中性子スペクトルを考慮して求めている。照射実験用の照射物の群定数の作成 は、照射実験用の照射物及びその周囲に黒鉛を配置した円環状モデルを用い、燃料体の中性子スペクトルを考慮して求めている。エネルギー範囲の上限を10MeVとしており、高速中性子領域と熱中性子領域の境界エネルギーを2.38eVとしている。

制御棒及び後備停止用炭化ほう素ペレットの遮へい因子は、2次元輸送計算コード⁽¹⁹⁾を用いて 評価し、先に求めた定数にこれを考慮して制御棒系及び後備停止系に対する少数群定数を作成し ている。

(2) 炉心計算

実効増倍率、反応度停止余裕、反応度添加率、反応度係数、出力分布、燃料燃焼度分布等の核特性は、上記(1)で述べた手法により作成した少数群定数を用いて、制御棒対数、照射物並びに原子炉出口冷却材温度等の運転の態様を考慮して、2次元及び3次元の拡散計算コード⁽²⁰⁾により求めている。計算体系には、3角メッシュ体系及び3角柱メッシュ体系を使用している。

(3) 臨界実験装置による実測値との比較

上記の(1)及び(2)の方法による核設計計算手法について、高温ガス炉臨界実験装置(VHTRC)及び 半均質臨界実験装置(SHE)により得られた臨界質量、制御棒反応度価値、反応度調整材の反応度価 値、反応率分布等に関する実測値より、その妥当性を確認している⁽²¹⁾⁽²²⁾。

3.3.4 核設計値及び炉心内の配置

核設計値は、第3.3.1表に示すとおりである。また、基準炉心における燃料体、制御棒、後備停止系及び反応度調整材装荷孔の炉心内の配置は、第3.3.1図に示すとおりである。

- 3.3.5 核設計の内容及び評価
 - 3.3.5.1 反応度制御

炉心の反応度制御は、制御棒の操作及び反応度調整材で行う。通常の起動、停止時の反応度 補償は制御棒によって行う。また、制御棒による原子炉停止のほかに、そのバックアップとし て後備停止系を設ける。

原子炉の反応度制御設備等による反応度制御分担は、次のとおりである。

(1) 制御棒

制御棒は、燃料領域の制御棒7対(中央カラムを使用する照射試験時は6対)と可動反射体 領域の制御棒9対からなり、原子炉の起動、停止は、制御棒1対ずつの挿入、引抜きによっ て行う。制御棒は、次のような反応度制御能力を有している。

- a. 制御棒は、原子炉が停止状態から定格出力運転状態まで変化したときの燃料温度変化、減 速材温度変化、キセノンの蓄積等による負の反応度変化を補償する出力補償を行う。
- b. 制御棒は、燃料の燃焼及び反応度調整材のほう素の減少に伴う反応度変化やキセノンを 除く核分裂生成物等の蓄積による反応度変化を補償する燃焼補償を行う。
- c. 制御棒は、運転余裕としての反応度や照射試験時に生じる反応度変化を補償する。
- d. 最大過剰反応度は、第3.3.1表に示すように、燃焼初期の低温状態では約0.165Δk/k である。このうち、出力補償に必要な反応度は約0.088Δk/k、燃焼補償に必要な反応度は約0.043 Δk/k、運転や照射試験に必要な余裕は約0.018Δk/k である。更に、誤差を約0.016Δk/k

としている。

一方、制御棒が補償できる反応度は、最大反応度効果を有する1対の制御棒が完全に引抜 かれた状態で、かつ15対の制御棒で構成する照射炉心で0.18Δk/k以上であり、制御棒は 0.015Δk/k以上の炉停止余裕を確保できる設計となっている。従って、制御棒は、最大反 応度効果をもつ制御棒1対が全引抜き位置のまま挿入できない場合でも、少なくとも0.01 Δk/kの反応度停止余裕を有する。原子炉スクラム時には、まず、可動反射体領域へ制御棒 を挿入することによって原子炉を未臨界にでき、次いで炉心温度が所定の温度以下に下が るのを待って、あるいは所定の時間間隔をおいて燃料領域へ制御棒を挿入することにより、 原子炉の未臨界が維持できる。

制御棒は、以上の能力を持つとともに、中性子吸収材のほう素の減少等を考慮した十分余裕のある設計となっている。

(2) 反応度調整材

過剰反応度を抑制するために反応度調整材を用いる。基準炉心の反応度調整材の諸元を第 3.3.2表に示す。

A型及びB型燃料体の反応度調整材装荷孔の位置を第3.2.4図に示す。

(3) 後備停止系

後備停止系は、万一制御棒が挿入できない場合に炭化ほう素ペレットを炉心内に落下させることにより、原子炉を停止することができる。その抑制能力として中央カラムの後備停止系落下孔を使用しない照射炉心で 0.18Δk/k が確保される設計になっており、運転モードや燃焼状態を考慮したすべての運転状態から低温状態で原子炉を臨界未満にし、0.01Δk/k以上の反応度停止余裕をもって未臨界を維持できる。

3.3.5.2 反応度係数

原子炉で反応度を変化させる主要な効果は、ドプラ効果と減速材温度効果である。ドプラ効 果は、燃料温度の変化に対して反応度が変化する効果であり、反応度係数は常に負である。減 速材温度効果は、減速材温度の変化に対して反応度が変化する効果であり、反応度係数は燃焼 末期の中間出力の一部領域を除いて負である。減速材密度係数及び1次冷却材圧力係数が出 力係数に与える影響は小さい。

これらを総合した出力係数は、運転モードや燃焼状態を考慮した全ての運転範囲で負であ り、原子炉に固有の安全性を与えている。

3.3.5.3 出力分布

炉心出入口の冷却材温度差が大きい本原子炉では、燃料温度分布を平坦化することが重要 である。このため、平坦化した燃料温度分布となる出力分布を達成するように、半径方向及び 軸方向に対する燃料の装荷は、次の方法によって行う。

a. 基準 炉心では、出力分布を平坦化するように半径方向を4領域に分け、炉心中心から外側 領域へ向って濃縮度の高い燃料を配置する。

B型燃料体は、燃料領域中央部の3カラムに所定の燃料体数に限定して装荷する。

b. 燃料温度を軸方向に平坦化するため、炉心を軸方向に4領域に分け、上部領域には下部領 域より濃縮度の高い燃料を装荷する。

なお、制御棒は、平坦化された半径方向の出力分布を乱すことのないように、制御棒相互 の挿入深さの差を適切な範囲に制限する。

基準炉心の燃料装荷の配置及び反応度調整材装荷孔数は、第3.3.2表に示すとおりである。 また、B型燃料体の炉心内装荷位置及び装荷方法は、第3.1.3図に示すとおりである。

3.3.5.4 安定性

キセノンの生成による出力分布の空間振動は、炉心内の中性子移動距離に対する炉心の直 径や高さ等の炉心寸法の比及び中性子束レベルに依存する⁽²³⁾。炉心では、中性子移動距離に 対する直径及び高さの比率は12以下であり、この値は炉心の中性子束レベルに対して空間振 動の発生の有無が問題となる比率30に比較して小さいので、キセノンによる出力の空間振動 が起こることはない。

- 3.4 熱流力設計
 - 3.4.1 概要

原子炉の熱流力設計は、核設計から得られた出力分布をもとに熱出力、伝熱面積、熱伝達率、1 次冷却材流量、1次冷却材圧力、工学的安全係数⁽⁶⁾、燃料体の形状、熱的制限値等を勘案して決定 される。

原子炉の熱出力 30MW は、燃料体、可動反射体ブロック、制御棒等各種炉心構成要素の発熱によって達成される。熱出力の約 99%は、炉心の燃料領域の発熱によるが、その約 95%が燃料要素の発熱である。

燃料体は、31本及び33本の燃料棒を装荷した六角柱状の黒鉛ブロックである。炉心の燃料領域には、燃料体、上下可動反射体ブロックを積重ねたカラム30カラムと制御棒案内ブロックを積重ねた カラム7カラムの計37カラムが装荷される。

原子炉で発生する熱エネルギー約 30MW のうち約 29.4MW は、定格運転時には 12.4kg/s、高温試 験運転時には 10.2kg/s の流量の 1 次冷却材により原子炉圧力容器外に取出され、最終的に空気冷 却器より大気に放散される。残りの約 0.6MW は、原子炉圧力容器を取囲む炉容器冷却設備によって 除熱され、補機冷却水設備の冷却塔から大気に放散される。

炉心の効果的な冷却を行うため、固定反射体ブロック間の隙間を通り炉心に直接流れ込む漏れ 流量を極力低く抑え、燃料の冷却に直接寄与する炉心流量を十分に確保するとともに、燃料体、制 御棒等各炉心構成要素の発熱に応じた冷却材を流すように流量配分を行う。流量配分は、上部遮へ い体ブロック、燃料領域上部及び下部の可動反射体ブロック、燃料体、制御棒案内ブロック等の組 合せにより行う。

熱流力設計においては、炉心及び燃料の構造の特徴を踏まえ、通常運転時及び運転時の異常な 過渡変化時において、燃料粒子被覆層の有意な破損及び著しい劣化を生じさせないために、3.4.2 に示す設計方針を定めている。全ての炉心における通常運転時の燃料最高温度は、基準炉心の高温 試験運転時において生じ約1,492℃であり、通常運転時には燃料最高温度が熱的制限値1,495℃を 超えないようにするとともに、運転時の異常な過渡変化時に燃料最高温度が1,600℃を超えないように設計している。

3.4.2 設計方針

熱流力設計においては、原子炉冷却系、原子炉停止系及び安全保護系を含む計測制御系統施設の 機能とあいまって、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料粒子被覆層の有意な 破損並びに著しい劣化を生じさせないために、次の設計方針を満足するように設計する。

- (1) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料粒子被覆層の有意な破損並びに著し い劣化を生じさせないため、通常運転時における熱的制限値を設け、通常運転時にこれを超えない ようにする。
- (2) 運転時の異常な過渡変化時において、燃料粒子被覆層の有意な破損並びに著しい劣化を生じさ せないため、運転時の異常な過渡変化時に燃料最高温度が 1,600℃を超えないようにする。
- 3.4.3 解析方法

原子炉の熱流力特性の決定においては、次に示す方法により炉心領域の冷却材流量を決定し、燃料体内の冷却材温度、燃料温度等の評価を行う。

3.4.3.1 流量配分

燃料体、可動反射体ブロック、制御棒等の炉心構成要素は、その種類に応じて炉内における 発熱量が異なる。また、燃料体は、燃料の濃縮度及び炉心に装荷される場所に応じて、その発 熱量に差がある。従って、燃料の冷却に直接寄与する炉心流量を確保し、定格出力運転時の燃 料最高温度を極力低くするとともに、各カラムの燃料最高温度がほぼ均一となるように、流量 配分を行う。

冷却材は、原子炉圧力容器の底部に設けた 1 次ヘリウムノズルと二重管の内管との間の環 状流路から原子炉圧力容器内に入り、原子炉圧力容器の内壁に沿って上方向に流れ、炉心上部 のプレナムに至る。その後、冷却材は、炉心内を下降しながら燃料で発生する熱を除去して高 温となり、炉心下部の高温プレナムで混合した後、二重管の内管へ送られる。なお、二重管の 内管は、1 次ヘリウムノズルを通って高温プレナムまで配管されている。

原子炉は、燃料体、可動反射体ブロック、固定反射体ブロック等の黒鉛構造物を積重ねて構成されるため、炉心の冷却材の流れには、燃料体の冷却材流路のほかに、固定反射体ブロック間の隙間から炉心に直接流れ込む洩れ流れ、燃料体等のカラム間の隙間を流れる流れ、燃料体等の積層面を横切るクロス流れがある。従って、流量配分解析では、これらの流れの流路を等価な流路長、流路断面積、等価水力直径を有する1次元流路でモデル化し、更に流路間を等価な熱伝導率、熱伝導距離等を有する伝熱路で結合して炉心内の流量配分及び冷却材温度を計算する⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾。なお、燃料体及び制御棒案内ブロックの冷却材流路は、1ブロック当り1流路でモデル化し、カラムごとの冷却材流量を計算する。

燃料体の冷却材流路、シール要素を設置した固定反射体ブロック間及び高温プレナムブロ ック間の隙間の流路、燃料体等の積層面の流路等の圧力損失特性は、模擬燃料体伝熱流動試験 ⁽²⁶⁾、シール要素性能試験⁽²⁷⁾及び模擬炉床部流動特性試験⁽²⁸⁾、2ブロッククロス流れ試験⁽²⁹⁾等 に基づいて評価する。

3.4.3.2 燃料温度分布

燃料温度解析では、流量配分解析により得られた1次冷却材流量及び核設計で得られた出 力分布をもとに、工学的安全係数等を考慮して燃料温度分布を求める⁽³⁰⁾⁽³¹⁾。

解析では、燃料コンパクトと黒鉛スリーブ間のギャップコンダクタンスを考慮し、燃料体内の1燃料棒を同心円筒でモデル化し、燃料温度を計算する。

3.4.4 熱流力設計値

熱流力設計値を第3.4.1表に示す。

- 3.4.5 熱流力設計の内容及び評価
 - 3.4.5.1 熱流力設計に用いる出力分布

原子炉内の出力分布は、燃料の燃焼状態、制御棒の挿入状態により変化するので、これらの 影響を考慮した出力分布を使用している。

出力分布を特徴づける量として、出力ピーキング係数が用いられる。この出力ピーキング係数を半径方向出力ピーキング係数、軸方向出力ピーキング係数、全出力ピーキング係数に分類 する。半径方向出力ピーキング係数は、

と表わされ、軸方向出力ピーキング係数は、同一チャンネルの軸方向出力分布に対し、

として表される。全出力ピーキング係数は、

$$\begin{pmatrix} \text{全出力} \\ \text{ピーキング係数} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{半径方向出力} \\ \text{ピーキング係数} \end{pmatrix} \times \begin{pmatrix} \text{軸方向出力} \\ \text{ピーキング係数} \end{pmatrix} \\ = \frac{(着目するチャンネルの最大出力密度)}{(炉心内平均出力密度)}$$

で表わされる。ここで、チャンネルとは、燃料要素を核設計で得られる1燃料カラムを周方向

に6分割した三角柱で代表させたものをいう。

最高出力点における全出力ピーキング係数を第3.4.1表に示す。

更に、各燃料体端部の黒鉛による軸方向の出力スパイク及び燃料体外周部の黒鉛によるカ ラム内出力分布のひずみを考慮して燃料温度を評価している。

3.4.5.2 冷却材流量配分

原子炉の炉心部における冷却材流量配分は、定格出力運転時の燃料最高温度を極力低くす るように、燃料の冷却に直接寄与しない冷却材流量を低減し、燃料体の冷却材流路を流れる炉 心流量を確保するとともに、各カラムの燃料最高温度がほぼ均一となるように、各カラムに燃 料体の発熱量を考慮した冷却材を流すように流量配分を行っている。

冷却材の漏れ流量を低減するために、第3.2.16(a)図、第3.2.16(b)図及び第3.2.17 図に示 すように、固定反射体ブロック間の隙間及び高温プレナムブロック間の隙間にシール要素を設 置する。

冷却材の流量配分は、燃料領域上部及び下部の可動反射体ブロック、燃料体等の組合せに よる圧力損失特性を考慮して行っている。

隣接する燃料体ブロック間の隙間は、漏れ流れ等の流量を極力少なくするために、可能な限 り狭くするとともに、①原子炉停止時に燃料交換が可能なように隙間1mm以上を確保し、②通 常運転時において燃料体が固定反射体を押広げることのないように、初期据付時の値を定め ている。

冷却材の流量配分解析に用いる隣接する燃料体ブロック間の隙間は、高温プレナムブロッ ク及び燃料体の配列ピッチに基づいて、通常運転時の炉心構成要素及び炉内構造物の熱変形 及び照射変形を考慮して評価している。

流量配分の決定に当たっては、燃料体及び制御棒案内ブロック内の冷却材流路を流れる流 量のほかに、①固定反射体ブロックの外側の流路から、固定反射体ブロック間の隙間を通って 炉心に流れる漏れ流量、②隣接する燃料体間等の隙間を流れる流量、③燃料体等の積層面を横 切って流れるクロス流れ流量、④その他の構造物の隙間を流れる流量等を考慮している。

基準炉心において、原子炉出口冷却材温度850℃運転時の1次冷却材全流量約12.4kg/sは、 燃料体の冷却材流路へ約11.0kg/s、制御棒案内ブロックの冷却材流路へ約0.7kg/s配分され、 残りの流量は、その他の炉心構成要素及び炉内構造物の隙間を流れる。

3.4.5.3 燃料温度の評価

燃料温度の評価は、燃料要素の熱伝導率及び熱伝達率の燃焼による変化、工学的安全係数等 を考慮して行い、3.4.2の設計方針を満足することを確認する。

(1) 燃料温度計算

燃料温度の計算は、中空の燃料コンパクト、燃料コンパクトと黒鉛スリーブの間のギャッ プ、黒鉛スリーブ及び冷却材流路からなる同心状の多重円筒モデルを用いて、燃料棒を半径方 向及び軸方向に分割して行っている。計算に使用する出力分布は、核設計で得られた出力分布 をもとに、燃料体内の局所的な出力分布のひずみを考慮して用いている。また、温度計算に用 いるカラム内の冷却材流量は、流量配分解析で得られたカラムごとの流量配分をもとに、燃料 体内の局所的な出力分布のひずみの効果を考慮して算出した流量を用いている。 燃料最高温度は、工学的安全係数を考慮した次の式を用いて評価している。

$$\mathbf{T} = \mathbf{T} \mathbf{g}_{in} + \sum_{i=1}^{5} (\mathbf{F}_i \cdot \boldsymbol{\Delta} \mathbf{T}_i)$$

- ここで、 T :燃料コンパクト内面温度
 - Tgin : 炉心入口冷却材温度
 - ΔT_i : 温度差、又は温度上昇
 - F_i : ΔT_i に係る因子
 - i=1:冷却材温度上昇
 - 2: 膜温度差
 - 3:黒鉛スリーブ温度差
 - 4:ギャップ温度差
 - 5:燃料コンパクト温度差

である。

温度差又は温度上昇に係る因子 Fiは、次の式により求める。

$$F_{i} = \prod_{j=1}^{n(i)} S_{i,j} \left\{ 1 + \sqrt{\sum_{k=1}^{m(i)} (R_{i,k})^{2}} \right\}$$

ここで、 S_{i,j} : ΔT_iに係る系統的性質を有する

システマティック因子

- n(i) : ΔT_iに係る S_{i, i}の数 R_{i, k} : ΔT_i に係る統計処理を行うランダム因子
- m(i) : ΔT_i に係る $R_{i,k}$ の数

である。

a. 燃料コンパクトの熱伝導率

燃料コンパクトの熱伝導率は、温度及び高速中性子照射量により変化する(1)ことを考慮し て燃料温度を保守的に高く評価するため、一定値 0.003kcal/m·s·℃を使用している。

b. ギャップコンダクタンス

燃料コンパクトと黒鉛スリーブ間のギャップコンダクタンスは、ふく射とギャップ内の ヘリウムガスの熱伝導率及びギャップの寸法をもとに計算している。ギャップ寸法は、燃 料コンパクト及び黒鉛スリーブ、それぞれの熱膨張及び高速中性子照射量による変形を考 慮した値を用いている。

c. 黒鉛スリーブの熱伝導率

黒鉛スリーブの熱伝導率は、実験データ⁽³²⁾に基づいた温度及び高速中性子照射量による 変化を考慮した値を用いている。

d. その他の物性定数

燃料温度解析に使用する1次冷却材の密度、定圧比熱、熱伝導率及び粘性係数を、第3.4.2 表⁽³³⁾に示す。

e. 熱伝達率

燃料棒表面の熱伝達率は、対流熱伝達率h及び燃料棒表面から黒鉛ブロックへのふく射熱 伝達率を考慮する。ふく射による熱伝達は、燃料棒及び黒鉛ブロックのふく射率を保守的な 低い値 0.8 として、同心円筒間の形態係数を適用して計算している。

燃料棒の表面の対流熱伝達率は、実験結果⁽²⁶⁾を保守的に評価した次の式を用いる。

$$\frac{h \cdot De}{k} = 0.02 \cdot Re^{0.8} \cdot Pr^{0.4} \left(\frac{Tw}{Tb}\right)^{-0.5} \left(\frac{Di}{Do}\right)^{-0.16}$$
(Re>2000)

ここで、	h	: 熱伝達率	(kcal/m²⋅s⋅℃)
	De	:流路の等価水力直径(=Do-Di)	(m)
	Di	: 環状流路内径	(m)
	Do	: 環状流路外径	(m)
	k	: 流体の熱伝導率	(kcal/m⋅s⋅°C)
	Re	: レイノルズ数	
	Pr	: プラントル数	
	Tw	: 黒鉛スリーブ表面温度	(K)
	Tb	: 流体の混合平均温度	(K)

である。

f. 工学的安全係数

燃料温度評価に対して、設計上十分な余裕を見込むため、工学的安全係数を考慮し、燃料 最高温度の評価を行っている。

工学的安全係数は、発熱、除熱条件等各部の温度上昇の算出において最大値を見積もるための因子であり、製作公差、熱流動関係諸定数のばらつきなどの統計処理を行うランダム因子及び出力分布や流量配分の不確かさ並びに原子炉熱出力の測定誤差等の系統的な性質を有するシステマティック因子を含む。これらの工学的安全係数から、燃料最高温度評価用に得られた冷却材温度上昇、膜温度差、被覆部温度差、燃料部温度差及びギャップ温度差に係る各因子 F_i(i=1~5)を第3.4.1 表に示す。

(2) 燃料最高温度

燃料最高温度は、第3.4.1 表に示すように、基準炉心の原子炉出口冷却材温度が950℃の高 温試験運転時において生じ約1,492℃である。基準炉心の原子炉出口冷却材温度850℃運転時 における燃料最高温度は、約1,420℃である。照射炉心の燃料最高温度は、約1,456℃である。 燃料最高温度は、約1,492℃であり、3.2.1.6(3)に示すように燃料粒子被覆層の有意な破損 及び著しい劣化は生じない。

通常運転時にあっては、燃料最高温度が主要な熱的制限値である1,495℃を超えないように 原子炉出力、原子炉圧力容器出入口での1次冷却材温度、1次冷却材流量等を監視する。

添付書類十「2. 運転時の異常な過渡変化の解析」に示すとおり、運転時の異常な過渡変化 時において、燃料温度は1,600℃を超えることなく、また通常運転時における燃料温度は熱的 制限値である1,495℃を超えることがないことから、3.4.2に示す設計方針を満足する。

3.4.5.4 運転時の過出力防護

通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における燃料最高温度が、1,600℃を超えないよう 「出力領域中性子束高スクラム」の動作により防護される。「出力領域中性子束高」の設定値は、 定格出力の105.5%としており、過出力運転状態での燃料最高温度は、1,600℃を超えない。

3.5 動特性

3.5.1 概 要

原子炉は、運転制御の観点から次の特性をもっている。

炉心の出力密度が低く、炉心の熱容量が大きい。1次冷却材のヘリウムガスは良好な伝熱特性を もち、相変化しない。炉心出入口温度差が大きく、炉心を出た1次冷却材の温度が高い。ヘリウム ガスの熱容量は、炉心及び冷却系機器の熱容量に比較して小さい。原子炉の反応度出力係数は、全 ての出力範囲で負に保たれており、原子炉は自己制御性を持っている。

更に、適切な原子炉出力制御系の動作により、原子炉出力を十分な減衰性を持って設定値に制御 する。また、適切な原子炉入口温度制御系の動作により、原子炉入口冷却材温度を第3.5.1 図に示 すような原子炉出力に応じた設定値に制御する。

ステップ状及びランプ状の出力変更に対しては、冷却材のヘリウムに比べて炉心及び冷却系機 器の熱容量が大きいことに加え、原子炉出力制御系、原子炉入口温度制御系の動作により、原子炉 出力、冷却材温度等の主要諸変数は十分な減衰性を持って変化する。また、通常運転時に生じる外 乱に対しても、原子炉出力及び冷却材温度等の主要諸変数を、十分な減衰性をもって初期状態に制 御する。

3.5.2 設計方針

原子炉制御設備は、定格出力の30%以上における次の出力変化に対して、原子炉出力、冷却材 温度等の主要諸変数が過度のオーバーシュートあるいはアンダーシュートがなく、かつ、十分な減 衰性をもって変化し、原子炉を安定に運転できるように設計する。

- a. ±10 %のステップ状出力変化
- b. ±1.0 %/min のランプ状出力変化
- 3.5.3 解析方法

応答解析は、計算機によるプラントシミュレーションによって行う。使用する動特性解析コード

は、検証済の解析コードとの相互比較並びに実炉での実測データとの比較検討により、その妥当性 を確認している⁽³⁴⁾。シミュレーションモデルの概略を第3.5.2 図に示す。次に計算モデルの概要 を示す。

- (1) 核動特性は、遅発中性子6群の1点近似動特性モデルによって求める。
- (2) 熱特性は、1 チャンネルモデルを用いる。チャンネル内部の燃料、上下部可動反射体及びチャンネル周辺の減速材の温度は、半径方向及び軸方向に多分割した2次元円筒モデルによって求める。
- (3) 中間熱交換器、1次及び2次加圧水冷却器は、軸方向を多分割した1チャンネルモデルを用いる。
- (4) 二重管は、半径方向及び軸方向に多分割した2次元円筒モデルを用いる。
- (5) 主要な制御系は、非線形要素やインターロックも考慮する。

なお、原子炉の運転には、原子炉出口冷却材温度が850℃の定格運転及び950℃の高温試験運転 があり、それぞれの運転には、中間熱交換器と1次加圧水冷却器を用いる並列運転並びに1次加 圧水冷却器のみを用いる単独運転がある。原子炉の動特性は、定格運転及び高温試験運転はほぼ同 じであり、また、制御対象の多い並列運転の方が、単独運転より制御動作が複雑となる。従って、 制御特性を見る観点から、定格運転の並列運転について解析結果を示す。また、高温試験運転につ いても並列運転の解析結果を示す。

3.5.4 過渡応答

(1) ±10 %ステップ状出力変化

原子炉出力の設定値を、定格出力の 90 %から 100 %にステップ状に変更させたときの応答を、 第3.5.3 図及び第3.5.4 図に示す。

原子炉出力制御系は、原子炉出力の設定値と中性子束検出器からの信号との偏差に応じて、制御 棒駆動装置に制御棒の引抜きの速度信号を発信する。従って、設定値をステップ状に変化させた直 後では大きな偏差が生じ、許容される最大速度に近い速度で制御棒が引抜かれるので、原子炉出力 は定格出力近傍まで急激に上昇するが、燃料温度の上昇による負の温度フィードバック効果によ り、原子炉出力の上昇は抑えられ、定格出力の約95%まで一度下降する。その後は、制御棒の引 抜きに従ってゆるやかに上昇し、ほとんどオーバーシュートせず約40分後に整定する。原子炉入 口温度制御系の設定値は、プログラム制御により原子炉出力に応じて変更される。このとき、原子 炉入口冷却材温度の設定値に追従するように、加圧水空気冷却器のバイパス流量調節弁の開度が 調整され、加圧水空気冷却器の加圧水流量が減少し、加圧水温度が上昇することによって原子炉入 口冷却材温度は上昇する。最終的には、原子炉出力の設定値に対応する原子炉入口冷却材温度の設 定値まで上昇する。原子炉出口冷却材温度は、原子炉出力制御系、原子炉入口温度制御系により、 制御された原子炉出力及び原子炉入口冷却材温度の変化に応じて、緩やかに所定の温度まで上昇 する。

原子炉出力の設定値を、定格出力の100 %から90 %にステップ状に変更させたときの応答を、 第3.5.5 図及び第3.5.6 図に示す。

この場合は、定格出力の90 %から100 %へのステップ状の出力設定値の変更時とほぼ逆の応答

を示す。

以上のように、原子炉制御設備の動作により、原子炉出力、原子炉入口冷却材温度、原子炉出口 冷却材温度等が適切に制御され、安定にステップ状出力の変更ができる。

(2) ±1.0 %/min ランプ状出力変化

原子炉出力の設定値を変化率1.0 %/min で、定格出力の30 %から100 %まで変更させたときの 応答を、第3.5.7 図に示す。

原子炉出力制御系は、1.0 %/min の原子炉出力設定値の変化率に原子炉出力が追従して変化する ように制御棒を引抜く。原子炉入口温度制御系の設定値は、プログラム制御により原子炉出力に応 じてランプ状に変更される。このとき、原子炉入口冷却材温度が、設定値の変化に追従するように 加圧水空気冷却器のバイパス流量調節弁等の開度を調整して、加圧水空気冷却器の加圧水流量が 調整される。原子炉出口冷却材温度は、原子炉出力及び原子炉入口冷却材温度の変化に応じて、緩 やかに所定の温度まで上昇する。

原子炉出力の設定値を変化率 1.0 %/min で、定格出力の 100 %から 30 %までランプ状に変更さ せたときの応答を、第 3.5.8 図に示す。

この場合は、変化率1.0 %/min で定格出力の30 %から100 %までランプ状に変更させたときと ほぼ逆の応答を示す。

以上のように、変化率1.0 %/min、変化幅70 %のランプ状出力変化時にも、原子炉制御設備の動作によって、安定に出力変更ができる。

また、高温試験運転の並列運転の動特性について、±10 %ステップ状出力変化を第3.5.9 図から 第3.5.12 図に、また、±1.0 %/min ランプ状出力変化を第3.5.13 図及び第3.5.14 図に示す。高温試験 運転の動特性は定格運転の動特性とほぼ同じである。

3.5.5 評価

定格出力の30%以上での通常運転時における±10%ステップ状出力変化及び±1.0%/min ラン プ状出力変化に対し、原子炉出力制御系、原子炉入口温度制御系等の適切な応答動作により、原子 炉出力、原子炉入口冷却材温度、原子炉出口冷却材温度等の主要諸変数を、十分な減衰性をもたせ て安定に制御することができる。

- 3.6 参考文献
 - (1) 福田他;「高温ガス炉用燃料に関する試験研究」、JAERI-M 89-007(1989).
 - (2) Kashimura, S. and Ikawa, K. ; "Survival Temperature Limit of Unirradiated Coated Fuel Particles", JAERI-M 85-068 (1985).
 - (3) 小川他;「被覆燃料粒子の超高温加熱試験(Ⅲ)ランプ加熱試験結果」、日本原子力学会 1989 年年 会(1989 年4月、大阪大学工学部)H15.
 - (4) 林他;「高温工学試験研究炉用燃料の健全性の評価と許容設計限界」、JAERI-M 89-162 (1989).
 - (5) Ogawa, T. and Ikawa, K.; "Reactions of Pd with SiC and ZrC", High Temperature Science, Vol. 22, pp. 179-193 (1986).
 - (6) 丸山他;「高温工学試験研究炉炉心燃料最高温度計算用工学的安全係数の評価」、JAERI-M 88-250

(1988).

- (7) Price, R. J.; "Irradiation-induced creep in graphite; A Review", GA-A16402 (1981).
- (8) Wimmers, M.; "Das Verhalten Kugelformiger HTR-Brennelemente bei der Massenerprobung im AVR-Reaktor", INIS-mf-4591 (1976).
- (9) Turner, R. F. et al.; "HTGR Fuel Performance in the Peach Bottom Reactor", Gulf-GA-A12675 (1973).
- (10) Saurwain, J. J. et al.; "Postirradiation Examination and Evaluation of Fort St. Vrain Element 1-0743", GA-A16258 (1981).
- (11) Ogawa, T. et al.; "Reseach and development of ZrC-coated UO₂ Particle Fuel at the Japan Atomic Energy Research Institute", Nuclear Fuel Performance, Proc. BNES Conf. London (1985) pp. 163-169.
- (12) 白鳥 他;「酸化トリウム系被覆粒子燃料の照射挙動」、JAERI-M 88-220 (1988).
- (13) 佐藤他;「黒鉛及び炭素繊維/炭素複合材料の高温における強度と破壊靭性」、日本材料強度学会
 誌, Vol. 20, №3, pp. 99–114 (1985).
- (14) 伊与久他;「高温ガス炉の地震時に於ける制御棒挿入特性,(I)」,日本原子力学会 1989 年秋の大会
 (1989年10月、原研東海)D15.
- (15) Garber, D. and Kinsey, R.; "ENDF-102 Data Formats and Procedures for the Evaluated Nuclear Data File", ENDF, BNL-NCS-50496 (1979).
- (16) 土井他;「高温ガス冷却炉・格子燃焼計算コード DELIGHT-6」、JAERI-M83-176 (1983).
- (17) 山下他;「高温ガス冷却炉・格子燃焼計算コード DELIGHT-6(Revised)」、JAERI-M 85-163(1985).
- (18) Tsuchihashi, K. et al.; "Revised SRAC Code System", JAERI 1302 (1986).
- (19) Lathrop, K. D. and Brinkley, F. W.; "TWOTRAN-II : An Interfaced Exportable Version of the TWOTRAN Code for Two-Dimensional Transport", LA-4848-MS (1973).
- (20) Fowler, T. B. and Vondy, D. R.; "Nuclear Reactor Core Analysis Code, CITATION", ORNL-TM-2496 (1969).
- (21) Takano, M. et al.; "Analysis of SHE Critical Experiments by Neutronic Design Code for Experimental Very High Temperature Reactor", J.Nucl. Sci.Technol., vol. 22, No.5, pp. 358-370 (1985).
- (22) 山下他;「VHTRCの実験データに基づく高温工学試験研究炉の核設計計算手法の精度検討」、 JAERI-M 88-245 (1988).
- (23) Randall, D. and St. John, D. S.;" Xenon Spatial Oscillation", Nucl. Sci. Eng., Vol. 14, pp. 204-206 (1962).
- (24) 鈴木 他;「多目的高温ガス実験炉における炉内流動特性解析」、FAPIG-102 (1982).
- (25) 丸山 他;「炉内流動解析コード FLOWNET の検証」、JAERI-M 88-138 (1988).
- (26) 高瀬他;「高温ガス実験炉燃料体の伝熱流動試験(I)」、日本原子力学会誌, Vol. 28, No.5, pp. 428-435 (1986).

- (27) 鈴木 他;「多目的高温ガス実験炉の炉心シール性能データ」、JAERI-M 85-183 (1985).
- (28) 国富他;「炉内構造物実証試験部(HENDEL T2)における漏洩量の計測試験と解析」、日本原子力学 会誌, Vol. 30, No.7, pp617-623 (1988).
- (29) 滝塚他;「多目的高温ガス実験炉炉心のクロス流れ(I)」、日本原子力学会誌, Vol. 27, No4, pp347-356 (1985)
- (30) 小林他;「高温ガス炉用炉心伝熱流動解析コード「TEMDIM」の開発」、FAPIG-88(1978).
- (31) 丸山 他;「燃料温度解析コード TEMDIM の検証」、JAERI-M 88-170 (1988).
- (32) 松尾;「高温ガス炉用黒鉛材料の寸法及び物理的性質に及ぼす高温照射の影響」、JAERI-M 87-207(1988).
- (33) Harth, R. and Hammeke, K.; "Thermodynamische Stoffwerte von HELIUM im Bereich von 0 bis 3000°C und 0.2 bis 200 bar", Juel-666-RB (1970).
- (34) 藤本他;「高温工学試験研究炉用制御動特性解析コード-ASURA-」、JAERI-M 89-195(1989).

炉心熱出力	約 30 MW
1 次冷却材全流量	約 12.4 kg/s (高温試験運転時は) 約 10.2 kg/s
原子炉圧力容器入口冷却材温度	約 395 ℃
原子炉圧力容器出口冷却材温度	約 850 ℃ (高温試験運転時は、 約950 ℃
原子炉運転圧力	約3.9 MPa[gage](約 40 kg/cm² g)
炉心燃料領域	
有効高さ	約 2.9 m
等価直径	約 2.3 m
反射体領域厚さ	
半径方向(平均)	約 1 m
上部及び下部	約 1.2 m
全ウラン装荷量(基準炉心の場合)	約 900 kg
トリウム最大装荷量	11 kg
(B-3型燃料体装荷時)	
冷却回路数	1

第3.2.1 表 IG-110 黒鉛、PGX 黒鉛及び ASR-ORB 炭素の主要な特性値(標準値)

(未照射材)

		IG-110 黒鉛	PGX 黒鉛	ASR-ORB 炭素
かさ密度*	(g/cm^3)	1.78	1.73	1.65
平均引張強さ*	MPa	25.3	8.1(T)	6.8(T)
	(kg/cm^2)	(258)	(83(T))	(69(T))
平均圧縮強さ*	MPa	76.9	30.6(T)	50.4(T)
	(kg/cm^2)	(784)	(312(T))	(514(T))
縦弾性係数*	MPa	0.79 $\times 10^{4}$	$0.65 \times 10^4 (T)$	0.87 \times 10 ⁴ (T)
	(kg/cm^2)	(0.81×10^5)	$(0.66 \times 10^5 (T))$	$(0.89 \times 10^5 (T))$
$(\pm \frac{1}{3}Su \ (5mm) **$				
平均熱膨張係数	(10 ⁻⁶ /°C)	4.06	2.34(T)	4.40(T)
(20∼400°C)			2.87(L)	4.89(L)
熱伝導率	W/m • K	80	75(T)	10
(400°C)	(kcal/m⋅s⋅°C)	(1.9×10^{-2})	$(1.8 \times 10^{-2} (T))$	(2.4×10^{-3})
灰 分***	(ppm)	100 以下	7,000以下	5,000以下
粒 径	(μm)	20	800以下	2,000以下

* :室温での値

** : 応力-歪曲線における引張及び圧縮基準強さの 1/3 の点を結んだ直線の勾配

***: 耐腐食性を必要としない部材には適用しない。

T :素材の長軸方向に垂直な方向(径方向)

L:素材の長軸方向に水平な方向(軸方向)

	基準炉心の	高温試験	照射炉心
	定格運転時	運転時	
f1(冷却材温度上昇)	約 1.12	約1.11	約 1.13
f2(膜温度差)	約 1.15	約 1.14	約 1.16
f ₃ (黒鉛スリーブ温度差)	約 1.10	約 1.10	約 1.10
f4(ギャップ温度差)	約 1.10	約 1.10	約 1.10
f ₅ (燃料コンパクト温度差)	約 1.10	約 1.10	約 1.10

第3.2.2表 被覆燃料粒子の破損評価用温度計算に用いる因子

第 3.2.3 表 燃料の仕様

			A型燃料体	B−1 型及び B−2 型燃料体	B-3型燃料体
(1)	燃料要素				
	燃料要素形式		燃料棒	燃料棒	燃料棒
	被覆燃料粒子				
	粒子形式		4 重被覆型	4 重被覆型	4 重被覆型
	粒子直径		約 920 µm(A型)	約 940 µm	約 830 µm
	燃料核				
	材	質	UO_2	UO_2	(U, Th) O_2
					(Th/U比約4)
	密	度	理論密度の約 95 %	理論密度の約 95 %	理論密度の約 95 %
	直	径	約 600 µm	約 570 µm	約 500 µm

(つづき)

	Δ 开圳校兴北休	R-1 刑 及 7 ℃ R-2 刑 燃 彩 休	B-3 刑燃料休
			D 0 ± ///11 /+
被覆層材質、厚さ			
第1層	低密度熱分解炭素	低密度熱分解炭素	低密度熱分解炭素
	約 60 µm	約 80 µm	約 60 µm
第2層	高密度熱分解炭素	高密度熱分解炭素	高密度熱分解炭素
	約 30 µm	約 30 µm	約 30 µm
第3層	炭化けい素	炭化けい素(B-1型)	炭化けい素
	約 25 µm	約 35 µm	約 30 µm
		炭化ジルコニウム(B-2型)	
		約 35 µm	
第4層	高密度熱分解炭素	高密度熱分解炭素	高密度熱分解炭素
	約 45 µm	約 40 µm	約 45 µm
ウラン 235 濃縮度	約 3~10 wt%(平均 約 6wt%)	約 5 wt%	約 20 wt%

(つづき)

	A型及びB型燃料体
燃料コンパクト	
構 造	中空円柱
材 質	被覆燃料粒子、
	黒鉛と炭素混合材(黒鉛素地)
粒子充填率	約 30 vol % (A型、B-3型)
	約 35 vol % (B-1型、B-2型)
寸 法	外径 約 26 mm、内径 約 10 mm
	燃料コンパクト1個の高さ 約 39 mm
	燃料部有効長さ約 546 mm (燃料コンパクト 14 個)
黒鉛スリーブ	
構 造	円筒
材 質	黒 鉛

(つづき)

		A型及びB型燃料体
	寸 法	外径 約 34 mm
		厚さ約 4 mm
		長さ 約 580 mm
	燃料コンパクトと黒鉛スリーブ ギャップ幅(直径)	約 0.25 mm
(2)	燃料体	
	形式	ピン・イン・ブロック型
	形状	六角柱状ブロック
	ブロック寸法	
	対面間距離	約 360 mm
	高さ	約 580 mm
	燃料棒挿入孔径	約 41 mm

		A 型及びB型燃料体
	ブロック間ピッチ	約 362 mm
	ブロック材質	黒鉛(IG-110 相当)
	燃料体当り燃料要素数	33(ただし、燃料領域最外周は 31)
(3)	その他の構造	
		・反応度調整材装荷孔をブ
		ロックに設ける。
		・ブロック水平方向位置決
		めのため、ブロックにダ
		ウエル及びソケットを、
		それぞれ3個設ける。

キャプセル	キャプセル名	燃料コンパクト	SiC 層	照射温度	照射日数	燃 焼 度	高速中性子照射量
の種類		個数	厚さ(µm)	(°C)		(MWd/t)	(n/cm², E>0.18MeV)
JMTR密封	82F-1A	3個	30	1,540	86	24,000	2. 4×10^{21}
JMTR密封	82F-2A	2 個	30	1,530	64	13, 000	7. 7 \times 10 ²⁰
JMTRスイープ ガスキャプセル	84F-9A	4 個	30	1,290	62	8,000	6. 0×10^{20}
JMTR密封	84F-11A	2 個	30	1,600	86	23,000	2. 2×10^{21}
JMTR密封	86F-2A	4 個	45	800	63	12,000	1. 6×10^{21}
JMTR密封	85F-6A	1 個	45	1, 390	168	45,000	4. 5×10^{21}

第3.2.4 表 SiC 層を厚くした被覆燃料粒子の燃料コンパクトの照射試験の実績

注) 複数個の燃料コンパクトの照射条件(温度、燃焼度、高速中性子照射量)は、それらの最大値を示す。

* SiC 層厚さ以外の燃料粒子被覆層の厚さは、A 型燃料体の被覆燃料粒子に同じ。

キャプセル の 種 類	キャプセル名	燃料形態 (燃料コンパク ト個数)	最高照射 温度 (℃)	照射日数	燃 焼 度 (MWd/t)	高速中性子 照射量(n/cm², E>0.18MeV)
JMTR 密封	78F-4A	4 個	1,360	81	35, 000	2. 2×10^{21}
JRR-2 密封	ICF-26H	2 個	1,500	135	16, 000	1×10^{21}
JMTR スイープガス キャプセル	80F-4A	2 個	1,000	80	14, 000	1.2×10^{21}
JRR-2	VOF-8H	ディスク	1, 360	156	15,000	_
効果	VOF-14H	ディスク	1,600	139	13,000	_
++) 2/2	VOF-20H	ディスク	1,550	48	5,000	_
JMTR 密封	84F-11A	粒子	_	86	9,000	1×10^{21}

第3.2.5 表 ZrC 四重被覆燃料粒子の照射試験の実績

* ZrC 層厚さは25µm、その他の燃料粒子被覆層の厚さは、A型燃料体の被覆燃料粒子に同じ。

キャプセルの種類	キャプセル名	燃料形態*	燃料製造	U:Th比	U濃縮	照射	最高温度	最大燃焼度	最大高速中性子
		(燃料コンパ	バッチ名	(モル%)	度(%)	日数	(°C)	(MWd/t)	照射量(n/cm²,
		クト個数)							E>0.18MeV)
JRR-2密封	ICF-28H	粒子	78TU1	6:94	93	43	1, 185	4, 300	1.6×10^{20}
JMTR 密封	78F-4A	粒子	78TU1	6:94	93	82	1,000	22,000	2. 2×10^{21}
JMTR 密封	80F-3A	ディスク ディスク	79TU1 79TU2	20:80 20:80	20 93	83 83	1, 340 1, 340	15,000 60,000	9.1×10^{20}
JMTR 密封	84F-11A	2個 2個 ディスク ディスク	84TUC1 84TUC2 83TU1 83TU2	6:94 20:80 6:94 20:80	93 93 93 93	86 86 86 86	1, 390 1, 390 1, 390 1, 390 1, 390	24,000 67,000 24,000 67,000	$ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$

第3.2.6表 (U, Th)02核-四重被覆燃料粒子の照射試験の実績

* 被覆燃料粒子の寸法諸元は、燃料核 500 µm、第1層(低密度熱分解炭素) 60 µm、

第2層(高密度熱分解炭素)30µm、第3層(SiC)25µm、第4層(高密度熱分解炭素)45µmである。

第3.2.7 表 Pd による SiC 層の腐食の観察・分析を実施した

キャプセル名	試料名	濃縮度	照射日数	燃焼度	温 度
		(²³⁵ U %)	(日)	(MWd/t)	(°C)
75F-5A	75FP2A-1	4.0	78	15, 000	1,500~1,200
76F-5A	78FP2A-1	4.0	120	33, 000	1,400~1,000
77F-4A	76FP1A-9	4.0	101	13, 000	1,200~1,000
77F-5A	77FP2A-1	4.0	183	9, 100	1,200~1,000
78F-3A	79FP2A-14	8.0	82	47,000	1,550~1,200
78F-3A	79FP2A-15	8.0	82	33, 000	$1,350 \sim 1,250$
5 次 OGL-1	790P (B-10)	19.9	142	27,000	1,400~1,250
80F-6A	80FP3A-6	8.0	117	32,000	1,700~1,400
80F-6A	80FP3A-8	8.0	117	35, 000	1,650~1,350
80F-6A	80FP2A-3	8.0	117	35, 000	1,600~1,350
82F-1A	T82F1A-4	8.0	86	42,000	1,400~1,300
82F-1A	T82F1A-8	8.0	86	43, 000	$1,350\sim 1,250$
82F-1A	T82F1A-9	8.0	86	40,000	1,500~1,350

燃料コンパクト試料の照射条件

第3.2.8 表 制御棒案内ブロックの設備仕様

ブロック数	
燃料領域	7 カラム×5 段 計 35 又は 6 カラム×5 段 計 30 (中央カラムを照射試験に 使用する場合)
可動反射体領域 (遮へいピン付きを含む)	
燃料領域側部	9カラム×9段 計81
燃料領域上下部	7 カラム×4 段 計 28 又は 6 カラム×4 段 計 24 (中央カラムを照射試験に 使用する場合)
形状	六角柱状ブロック
材 質	黒鉛(IG-110 相当)
主要寸法	
対面間距離	約 360 mm
高 さ	約 580 mm 及び約 480 mm(最下段)
制御棒挿入孔	
孔 数	2(ブロック1体当り)
孔 径	約 123 mm 及び約 140 mm
炭化ほう素ペレット落下孔	
孔 数	1(ブロック1体当り)
孔 径	約 123 mm
ダウエル及びソケット数	各3(ブロック1体当り)
他のブロックとのピッチ	約 362 mm

第3.2.9表 可動反射体ブロックの設備仕様

ブロック数				
		燃料領域上部	30カラム×2段 計60	
		燃料領域下部 (遮へいピン付きを含む)	30 カラム×2 段 計 60	
		燃料領域側部	最大 15 カラム×9 段 計 135	
	形	状	六角柱状ブロック	
	材	質	黒鉛(IG-110 相当)	
	主要	夏寸法		
		対面間距離	約 360 mm	
		高 さ	約 580 ㎜及び約 480 ㎜(照射カラム	
			最下段)	
	冷去	叩孔		
		燃料体カラム上部及び下部上段ブロック		
		孔 数		
		燃料領域内側	33(ブロック1体当り)	
		燃料領域最外周	31(ブロック1体当り)	
	燃料体カラム下部下段(最下段)ブロック			
		孔 数	6(ブロック1体当り)	
	ダウ	ウエル及びソケット数	3(ブロック1体当り)	
	他0)ブロックとのピッチ	約 362 mm(平均)	
第3.2.10表 炉内構造物の設備仕様

(1) 炉心支持黒鉛構造物	
固定反射体ブロック	
ブロック数	96
形状	多角形柱状ブロック
材 質	黒鉛(PGX 相当)
主要寸法	
高さ	約 900 mm~約 1,250 mm
高温プレナムブロック	
ブロック数	14
形状	六角柱状ブロック(シール用ブロッ クとキー結合用ブロックの積層構造)
材 質	黒鉛(PGX 相当)
主要寸法	
対面間距離	約 950 mm
積層高さ	約 900 mm
サポートポスト	
本 数	21
形状	両端球面円柱
材 質	黒鉛(IG-110 相当)
主要寸法	
直 径	約 150 mm
高 さ	約 600 mm

炉床部断熱層	
プレナム下部ブロック	
ブロック数	7
形状	六角柱状ブロック
材 質	黒鉛(PGX 相当)
主要寸法	
対面間距離	約 950 mm
高 さ	約 350 mm
炭素ブロック	
ブロック数	14
形状	六角柱状ブロック(積層構成)
材質	黒鉛(ASR-ORB 相当)
主要寸法	
対面間距離	約 950 mm
積層高さ	約 600 mm
下端ブロック	
ブロック数	7
形状	六角柱状ブロック
材 質	黒鉛(PGX 相当)
主要寸法	
対面間距離	約 950 mm
高さ	約 200 mm

(2) 炉心支持鋼構造物	
炉心支持板	
数 量	一式
形状	多角形プレート組合せ板
材質	低合金鋼及びオーステナイト系 ステンレス鋼
主要寸法	
外 径	約 4.8 m
厚さ	約 90 mm
炉心支持格子	
数 量	一式
形状	つば付き円筒胴と菱形格子状梁組合せ 構造
材質	低合金鋼
主要寸法	
外 径	約 4.7 m
高さ	約 1.0 m
炉心拘束機構	
形状	異種金属組合せ連結バンド
拘束バンド	
バンド数量	10
材 質	オーステナイト系ステンレス鋼 及び低合金鋼
バンド外径	約 190 mm

レストレイントリング	
リング数量	20
材 質	低合金鋼
リング外径	約 5.5 m
(3) 遮へい体	
上部遮へい体ブロック	
ブロック数	61
形状	六角柱状ブロック
材 質	
中性子吸収体	炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体
容器	オーステナイト系ステンレス鋼又は低合金鋼
主要寸法	
対面間距離	約 360 mm
高さ	約 300 mm
側部遮へい体ブロック	
ブロック数	96
形状	台形平板
材 質	
中性子吸収体	炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体
容器	オーステナイト系ステンレス鋼
主要寸法	
厚さ	約 90 mm
高 さ	約 900 mm~約 1,200 mm

(4)その他の構造		
高温プレナム(則部ブロック	
ブロック数	汝	12
形 状		多角形柱状ブロック
材質		黒鉛(PGX 相当)
主要寸法		
高	さ	約 400 mm
混合促進板		
個 数		1
形 状		円板
材 質		黒鉛(IG-110 相当)
主要寸法		
厚	<i>t</i>	約 100 mm

制御棒要素				
形式	二重円筒ベント型			
基数	16 対(32 本) (中央カラムを使用する 照射試験時は15 対とする)			
主要寸法				
有効長さ	約 3.1 m			
要素外径				
被覆管部	約 110 mm			
突起部	約 116 mm			
要素内径	約 70 mm			
被覆管				
厚さ	約 2 mm			
材 料	耐食耐熱超合金			
中性子吸収材				
外 径	約 105 mm			
内 径	約 75 mm			
材 料	炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体			
ほう素-10 装荷量	約 1.4kg/本			
連結棒				
外径	約 10 mm			
材料	耐食耐熱超合金			
ショックアブソーバ				
形式	クラッシャブル型			
外径	約 106 mm			
長さ	約 500 mm			
材 料	耐食耐熱超合金			

駆動方式	
通常運転時	電動機駆動ワイヤロープ巻取り駆動
原子炉スクラム時	電磁クラッチの切離しによる重力落下
駆動装置数	16 基 (中央カラムを使用する 照射試験時は 15 基とする)
ストローク	
運転時	最大約 4.1 m
燃料交换時	約 5.0 m
駆動速度	約 1 mm/s \sim 10 mm/s 可変
挿入時間 原子炉スクラム時、 炉心有効長の 80% 挿入までの時間	原子炉スクラムしゃ断器開後 12 秒以下

第3.2.13表 後備停止系の設備仕様

作動方式		炭化ほう素ペレット重力変下
1 31/1 20		
基 数		16 (中央カラムを使用する 照射試験時は 15 とする)
炭化ほう素	ペレット	
直	径	約 10 mm
長	さ	約 10 mm
材	料	炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体
ほう素-10	装荷量	約 2.6 kg/基

燃料	↓交換法	試験燃料体を除き、原則として 全炉心同時取替方式
燃料	装荷法	領域別燃料装荷
	径方向	4 領域
	軸方向	4 領域
領域	切燃料濃縮度分布	約 3 \sim 10 wt%
平均	回燃料濃縮度	約 6 wt%
燃料	ł燃焼度	
	平 均(燃料体)	約 22,000 MWd/t (高温試験運転のみの場合 約 11,000 MWd/t
	最 大(燃料体) A 型	、B-1型及びB-2型 33,000MWd/t (高温試験運転のみの場合 約 16,500 MWd/t
	B	-3型 22_000/Wd/+
反応	度収支	22,000mwd/t
	過剰反応度 (基準炉心の高温試験運転時、	燃焼初期)
	出力補償	約 0.088 Δk/k
	派庞桶值 運転余裕	約 0.043 $\Delta k/k$ 約 0.018 $\Delta k/k$
	(照射試験余裕を含む) 誤 差	約 0.016 Δ k/k
	合 計	約 0.165 $\Delta k/k$
	制御棒反応度価値 (照射炉心の制御棒1対スタッ	0.18 Δk/k 以上 ク時)
	炉停止余裕	0.01 Δk/k 以上
反応	下度係数	
	ドプラ係数	$-(4.6 \sim 1.5) \times 10^{-5}$ $\Delta k/k/^{\circ}C$
	減速材温度係数	$(-17.1 \sim +0.99) \times 10^{-5} \Delta k/k/^{\circ}C$
	反応度出力係数	-2. 4×10^{-3} ~-4. 0×10^{-4} $\Delta k/k/MW$
動特	5性パラメータ	
	遅発中性子寿命	約 0.67~0.78 ms
	実効遅発中性子割合	約 0.0047~0.0065

第3.3.1表 核設計値

第3.3.2表 燃料及び反応度調整材の炉心内装荷

(基準炉心)

· 領域 (*1)	燃料濃縮度(wt %)			(*2) 反応度調整材 諸元			
	1	0	0	4	直径	天然ほう素	ブロック内
上から の段数	1	2	3	4	(mm)	濃度(wt%)	装荷孔数
1	約 6.7	約7.9	約9.4	約9.9	約14	約 2.0	3
2	約 5.2	約6.3	約7.2	約7.9	約14	約 2.5	3
3	約4.3	約 5.2	約5.9	約6.3	約14	約 2.5	3
4	約3.4	約3.9	約4.3	約4.8	約14	約 2.0	3
5	約3.4	約3.9	約4.3	約4.8	約14	約 2.0	3

(*1) 領域番号は第3.3.1図に示すとおりである。

(*2) 反応度調整材は炭化ほう素と黒鉛粉末の混合焼成体であり、

装荷高さは最大 500mm である。

炉心熱出力	約 30 MW
1 次冷却材压力	約3.9 MPa[gage](約 40 kg/cm² g)
1 次冷却材流量	約 12.4 kg/s 【高温試験運転時は、 約 10.2 kg/s
原子炉圧力容器入口冷却材温度	約 395 ℃
原子炉圧力容器出口冷却材温度	約 850 ℃ (高温試験運転時は、約) 950 ℃
平均出力密度	約 2.5 W/cm ³
	基準炉心の 高温試験運転時 照射炉心 定格運転時
全出力ピーキング係数	約 1.69 約 1.66 約 1.65
燃料最高温度評価に用いる因子	
F1(冷却材温度上昇)	約1.17 約1.16 約1.18
F2(膜温度差)	約1.25 約1.24 約1.26
F3(黒鉛スリーブ温度差)	約1.17 約1.17 約1.17
F4(ギャップ温度差)	約1.73 約1.73 約1.73
F ₅ (燃料コンパクト温度差)	約1.17 約1.17 約1.17
燃料最高温度	約 1, 420℃ 約 1, 492℃ 約 1, 456℃*

*B-3 型燃料体の燃料最高温度は、995℃である。

常却材密度

$$\rho = \frac{-1 + \sqrt{1 + 4A \cdot B}}{2 \cdot A}$$

$$A = 4.5 \times 10^{-4} + \frac{5.42}{2163.16 + T}$$

$$B = \frac{P}{R \cdot (T + 273.16)}$$

$$\rho : 流却材密度 (kg/m2)$$

$$P : 流却材密度 (kg/m2)$$

$$P : 流却材密度 (C)$$

$$R : ガス定数 (=2077.23 \frac{kg}{m \cdot s^{-2}} \cdot \frac{m^{2}}{kg \cdot K})$$
冷却材定圧比熱
$$Cp = 1.24$$

$$Cp : 流却材定圧比熱 (kcal/kg \cdot C)$$
冷却材密度 (kcal/kg \cdot C)
$$k = 7.09 \times 10^{-7} \cdot (T + 273.16)^{0.69} + \frac{2.20 \times 10^{6} \cdot T}{T^{5} + 4.29 \times 10^{14}}$$

$$+ 5.57 \times 10^{-8} \cdot \rho + 5.71 \times 10^{-10} \cdot \rho^{2}$$

$$k : 流却材密度 (kg/m2)$$
冷却材密度 (kg/m²)
$$\mu = 3.85 \times 10^{-8} \cdot (T + 273.16)^{0.69} + \frac{2.90 \times 10^{-5}}{569.35 + T}$$

$$+ 2.72 \times 10^{9} \cdot \rho^{2}$$

$$\mu : 流却材密度 (kg/m2)$$
T : 流却材密度 (kg/m²)

本表のみ kg は質量単位系による。

燃料コンパクト・黒鉛	$\Delta \operatorname{gap} = 1.569 \times 10^{-4} + 2.047 \times 10^{-5} \cdot \phi - 1.430 \times 10^{-6} \cdot \phi^{2}$			
スリーブ間ギャップ幅	+ 4. $088 \times 10^{-8} \cdot \phi^3$			
	Δ gap :ギャップ幅 (m)			
	φ : 照射量 (10 ²⁴ n/m ²)			



第3.1.1 図 原子炉本体構造説明図



第3.1.2 図 原子炉平断面説明図



・B型燃料体は、燃料領域の2段目に装荷する。

・中央カラムを創御棒案内カラムとして使用しないときは、

必要に応じて照射試験用ブロックを装荷する。

第3.1.3 図 B型燃料体装荷位置



A型燃料体の被覆燃料粒子の炉外における定速昇温加熱試験結果

第3.2.1(a)図 燃料温度と被覆燃料粒子の破損の関係(1)



B-1型燃料体の被覆燃料粒子は、A型燃料体の被覆燃料粒子と 燃料核及び被覆層の材質が同一であり、被覆層の寸法はほぼ同一 であるため、異常高温時の被覆層の破損挙動は、本質的にA型燃 料体の場合と同一である。

本図に示すのは、B-2型燃料体のZrC被覆燃料粒子(燃焼度 35,000MWd/t、最高照射温度 1,360℃、粒子数 101個)の60℃/hの 炉外定速昇温加熱試験結果である。

B-3型燃料体の(U, Th)O₂核被覆燃料粒子(燃焼度 24,000 MVd/t、最高照射温度 1,390℃、粒子数 97個)は、本図に示した のと同じ方法で2,300℃まで加熱したが、被覆層の破損は生じな かった。

B型燃料体の被覆燃料粒子の炉外における定速昇温加熱試験結果

第3.2.1(b)図 燃料温度と被覆燃料粒子の破損の関係(2)



第3.2.2 図 燃料要素説明図



第3.2.3 図 燃料棒支持方法説明図



第3.2.4 図 燃料体説明図



第3.2.5図 HTTR用燃料の照射試験の範囲



第3.2.6図 OGL-1燃料照射試験における⁸⁸Krの放出率



温度(℃)

第3.2.7 図 (U、Th)02燃料核被覆燃料粒子の燃料核移動速度係数の実測データ及び HTTR設計曲線



・炉心最外周3段目ブロック

ケースA, B, C, Dは、高温試験運転を行う場合で、第3.2.11図
 に示したA, B, C, Dの運転ケースに対応

第3.2.8 図 黒鉛ブロック中に発生する照射応力(膜応力)の燃焼による変化



(二酸化ウラン被覆燃料粒子)

第3.2.9(a)図 燃料体の製造工程概略図(1)



(ウラン・トリウム混合酸化物 被覆燃料粒子)

第3.2.9(b)図 燃料体の製造工程概略図(2)



第3.2.9(c)図 燃料体の製造工程概略図(3)



第3.2.10図 IG-110 黒鉛素材及び PGX 黒鉛素材の製造工程概略図



(図中のム,B,C,D点は、それぞれ第3.2.8図に示した) 解析ケ-スム,B,C,Dに対応した運転ケ-ス

第3.2.11図 高温試験運転期間の範囲



炉心上部から5段目まで

第3.2.12(a)図 制御棒案内ブロック構造説明図(1)



炉心上部から6段目

第3.2.12(b)図 制御棒案内ブロック構造説明図(2)



炉心上部から7段目

第3.2.12(c)図 制御棒案内ブロック構造説明図(3)



炉心上部から8段目

第3.2.12(d)図 制御棒案内ブロック構造説明図(4)



炉心上部から9段目(炉心最下段)

第3.2.12(e)図 制御棒案内ブロック構造説明図(5)



燃料体カラム上部

第3.2.13(a)図 可動反射体ブロック構造説明図(1)



第3.2.13(b)図 可動反射体ブロック構造説明図(2)


燃料体カラム下部上段

第3.2.13(c)図 可動反射体ブロック構造説明図(3)



燃料体カラム下部下段

第3.2.13(d)図 可動反射体ブロック構造説明図(4)



第3.2.14 図 炉内構造物構造説明図



第3.2.15 図 炉内構造物説明図



炉心下部の支持構造物側部

第3.2.16(a)図 固定反射体構造説明図(1)



炉心偑部

第 3.2.16(b)図 固定反射体構造説明図(2)



第3.2.17図 炉床部構成要素の構造説明図



第3.2.18 図 炉心拘束機構構造説明図



燃料体カラム上部

第3.2.19(a)図 上部遮へい体ブロック構造説明図(1)



制御禘案内カラム上部

第3.2.19(b)図 上部遮へい体ブロック構造説明図(2)



第3.2.19(c)図 上部遮へい体ブロック構造説明図(3)



第3.2.20図 側部遮へい体ブロック構造説明図



第3.2.21 図 混合促進板概略構造説明図



第3.2.22 図 制御棒構造説明図



第3.2.23 図 制御棒駆動装置構造説明図



第3.2.24 図 後備停止系構造説明図





第3.3.1 図 炉心配置説明図



第3.5.1図 原子炉出力と原子炉入口温度制御系の設定値



第3.5.2図 動特性解析ブロック図



第3.5.3図 10%ステップ状出力増加の場合(定格運転)(1)



第3.5.4図 10%ステップ状出力増加の場合(定格運転)(2)



第3.5.5図 10%ステップ状出力減少の場合(定格運転)(1)



第3.5.6図 10%ステップ状出力減少の場合(定格運転)(2)



第3.5.7図 1%/min ランプ状出力増加の場合(定格運転)



第3.5.8図 1%/min ランプ状出力減少の場合(定格運転)



第3.5.9図 10%ステップ状出力増加の場合(高温試験運転)(1)



第3.5.10図 10%ステップ状出力増加の場合(高温試験運転)(2)



第3.5.11図 10%ステップ状出力減少の場合(高温試験運転)(1)



第3.5.12図 10%ステップ状出力減少の場合(高温試験運転)(2)



第3.5.13図 1%/min ランプ状出力増加の場合(高温試験運転)



第3.5.14図 1%/min ランプ状出力減少の場合(高温試験運転)

4. 1次冷却設備

4.1 概 要

1 次冷却設備は、1 次冷却材を循環させて炉心を冷却する設備であり、原子炉圧力容器、1 次ヘリウム循環機、中間熱交換器、1 次加圧水冷却器、1 次ヘリウム配管、弁類等から構成し、原子炉格納容器内に設置する。

炉心で加熱された1次冷却材は、原子炉圧力容器に接続する二重管の内管を通って1次加圧水冷却 器あるいは中間熱交換器に送られ、加圧水あるいは2次冷却材であるヘリウムガスと熱交換して低温 になり、各1次ヘリウム循環機で昇圧された後、二重管の内管と外管との間の環状部を通って原子炉圧 力容器に環流する。

1次冷却設備は、中間熱交換器で約10MW及び1次加圧水冷却器で約20MWの除熱を行う並列運転、又は1次加圧水冷却器で約30MWの除熱を行う単独運転のいずれかの方法で運転する。並列運転と単独運転の運転方法の変更は、原子炉を停止して行う。

1次冷却設備は、補助ヘリウム冷却系及び関連する原子炉補助施設の配管等との接続部を含めて原子 炉冷却材圧力バウンダリを構成する。

1次冷却設備の系統を第4.1.1図に、原子炉冷却材圧カバウンダリの範囲を第4.1.2図に、それぞれ示 す。

4.2 設計方針

1次冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 1次冷却設備は、中間熱交換器及び1次加圧水冷却器の伝熱特性の経年変化や伝熱管のプラグ等を考慮しても、通常運転時において原子炉で発生した熱を2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備に確実に伝え、加圧水冷却設備の空気冷却器から大気に放散するようにする。
- (2) 1 次冷却設備の冷却材圧力は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高使用圧力の 1.1 倍以下となるようにする。
- (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、適切な規格、基準に基づいて設計、製作、 据付及び検査を行い高い品質を確保する。
- (4) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、非延性破壊を防止する。
- (5) 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器、配管等は、通常運転時の起動、停止時における温度変 化率を50℃/h以下に制限し、また、通常運転時、異常状態時に想定される1次冷却材圧力、温度等を 考慮し、地震時に生ずる荷重をも適切に重合わせ、繰返し回数等の過渡条件を想定し、疲労や高温下の クリープ、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有するようにする。
- (6) 1次冷却設備は、1次冷却材の漏えいを防止・抑制するようにする。
- (7) 1次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度を低くして、健全性を高めるようにする。
- (8) 1次冷却設備は、圧力、温度及び地震時に生ずる荷重を考慮し、1次ヘリウム配管の適切な箇所に破断を想定しても、あるいは1次ヘリウム循環機のミサイルを想定しても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を損なわないようにする。

4.3 主要設備の仕様

1次冷却設備の設備仕様を第4.3.1表に、主要設備の設備仕様を第4.3.2表から第4.3.7表に示す。

4.4 主要設備

4.4.1 原子炉圧力容器

原子炉圧力容器(以下「圧力容器」という。)は、第4.4.1 図に示すとおり、上部及び底部が半球 状のたて置円筒型で、圧力容器ふたは、フランジで圧力容器胴にボルト締めする。圧力容器の内部 には燃料体、反射体、炉内構造物、制御棒等を収容する。

圧力容器ふたは、スタンドパイプを設置するための制御棒スタンドパイプノズル、照射スタンド パイプノズル等のノズルを約32個設ける。圧力容器ふたの内面には、第4.4.2図に示すとおり、 スペーサを介した多層の熱反射板で構成する熱遮へい板を取付ボルトで固定し、設計基準事故時 の圧力容器ふたの過大な昇温を防止する。

圧力容器ふたのフランジ当り面には、1次冷却材の漏えいを抑制するために、同心円に二重に溝 を設け、ここに高ニッケル合金製0リングを取付け、シールを行う。シール部分からの漏えいの監 視は、胴側フランジのタップ孔から、漏えいした1次冷却材の測定によって行う。

圧力容器の底部には、1次冷却材の出入口となる1次ヘリウムノズル、補助ヘリウムノズル等の ノズルを約7個設け、胴部には計測用のノズル等を約3個設ける。

圧力容器の内面には、底部に炉心構成要素及び炉内構造物の鉛直荷重を支持するためのサポー トリブ及びサポートリングを取付ける。胴部には、第3.2.18 図に示すとおり、地震時の炉心拘束 機構からの荷重を支持するために、ラジアルキー座を溶接により取付ける。ラジアルキー座は、レ ストレイントリングの外周部で、キーとキー溝結合するラジアルキーを圧力容器に取付けるため の台座である。

圧力容器胴の外面には、圧力容器を支持するために、底部に圧力容器スカートを、上部にスタビ ライザブラケットを6個取付ける。

圧力容器の主要材料には、低合金鋼を使用する。低合金鋼は、日本電気協会電気技術規程(原子 力編) JEAC 4206-1986「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」に準拠した試験を 実施し、関連温度(RT_{NUT})を求め、破壊力学等の検討(JEAC 4206 の付録 1)により非延性破壊が防止 できる最低使用温度を定める。

供用開始時の圧力容器材の関連温度は、約−20℃以下とする。圧力容器外表面には、熱電対を取 付け、運転時の圧力容器表面温度を測定する。

4.4.2 1次ヘリウム循環機

1次ヘリウム循環機は、たて型遠心式動圧ガス軸受型循環機であり、中間熱交換器用に1台、1 次加圧水冷却器用に3台設置する。これら4台の循環機は、全て同一構造であり、インペラ、上 部・下部ケーシング、熱遮へい板、電動機、冷却ファン、冷却水ジャケット、フィルタ等から構成 する。

1次ヘリウム循環機は、1次冷却材の系外への漏えいを防止するため、駆動軸及び電動機をケー シング内に組込んだ密閉型である。電動機とインペラの主軸は、一体構造であり、ジャーナル軸受 及びスラスト軸受により支持する。

両軸受は、動圧型のガス軸受であり、主軸は高速回転時にはそれぞれの軸受と接触しない構造である。

1次ヘリウム循環機は、周波数変換器により電動機の回転数を連続的に変えて、運転状態に応じた1次冷却材の循環流量を確保する。また、1次ヘリウム循環機は、必要に応じ電気的制動により10秒以内に停止する。

1次ヘリウム循環機は、1次冷却材中の微粒子等が軸受に混入するのを抑制するために、上部ケ ーシング内にフィルタを設ける。

中間熱交換器と1次加圧水冷却器の並列運転では、中間熱交換器用及び1次加圧水冷却器用の1 次へリウム循環機を合計4台運転し、1次加圧水冷却器の単独運転では、1次加圧水冷却器用の1 次へリウム循環機を3台運転する。

ケーシング及び主軸には、強度の高い低合金鋼を使用する。

1次ヘリウム循環機の構造を第4.4.3図に示す。

4.4.3 中間熱交換器

中間熱交換器は、たて置ヘリカルコイル型であり、胴部は二重胴構造になっている。二重胴の内 胴内側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設ける。

並列運転時には、炉心で加熱された高温の1次冷却材は、二重管の内管内を通って下部の1次 冷却材二重ノズルの内側より流入し、ヘリカルコイル伝熱管の外側を上昇しながら2次冷却材(ヘ リウムガス)により冷却されて、1次冷却材出ロノズルより1次ヘリウム循環機に導かれ、昇圧さ れる。昇圧された1次冷却材は、1次冷却材入ロノズルより内胴と外胴の間の環状部に流入して胴 部を冷却した後、1次冷却材二重ノズルの環状部より二重管の環状部を通って原子炉圧力容器へ環 流する。二重胴の環状部を流れる低温の1次冷却材は、内胴内を流れる高温の1次冷却材より高 圧に保たれるので、万一内胴に漏えいが生じた場合にも1次冷却材と大気との境界をなす外胴の 使用温度は、低温に保たれる。一方、二重管の内管と外管との環状部を流れてきた低温の2次冷却 材は、4本の分配管に分配され、上部の2次冷却材入口ノズルに導かれる。2次冷却材入口ノズル に流入した2次冷却材は、低温管板で伝熱管内に分配され、ヘリカルコイル伝熱管内を下降しなが ら加熱されて下部の高温ヘッダ内に再び集められる。この高温の2次冷却材は、内筒内を上昇し、 2次冷却材二重ノズルより二重管の内管へ導かれる。

単独運転時には、二重管の内管内から中間熱交換器内に至る 1 次冷却材の自然循環が発生する のを防止し、胴部の使用温度を下げるために、二重管の環状部を流れる低温の 1 次冷却材の一部 は、中間熱交換器の二重胴の環状部を通り、中間熱交換器の胴側部に設けたバイパスラインを経て 上部から中間熱交換器内へ流入する。流入した 1 次冷却材は、ヘリカルコイル伝熱管の外側を下降 した後、下部の 1 次冷却材二重ノズルの内側より二重管の内管内へ流入し、1 次加圧水冷却器へ環 流する。並列運転時には、バイパスラインの止め弁は閉める。

伝熱管は、管束支持板により支持する。管束支持板及び内筒は、低温の上部から吊下げて下方に 自由に熱膨張させる構造として熱膨張応力を低減する。また、高温ヘッダ及び内筒には断熱材を設 けて金属部の温度を低くしている。 中間熱交換器の外胴及び内胴には、強度の高い低合金鋼を使用し、高温の冷却材に接する伝熱管、 高温ヘッダ、内筒、断熱材のライナ、管束支持板等には、1次冷却材及び2次冷却材中の不純物に よる高温酸化腐食に対して耐酸化性に優れ、高温強度の高いニッケル基耐食耐熱超合金を使用す る。

中間熱交換器の構造を第4.4.4図に示す。

4.4.4 1次加圧水冷却器

1次加圧水冷却器は、たて置U字管型であり、胴部は二重胴構造になっている。二重胴の内胴内 側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設ける。

炉心で加熱された高温の1 次冷却材は、二重管の内管内を通って胴下部の二重ノズルの内側よ り流入し、管外をバッフル板により流れを反転して上昇しながら加圧水により冷却されて、胴上部 の1 次冷却材出ロノズルより1 次へリウム循環機に導かれ、昇圧される。昇圧された1 次冷却材 は、1 次冷却材入ロノズルより内胴と外胴との間の環状部に流入して胴部を冷却した後、二重ノズ ルの環状部より二重管の環状部を通って原子炉圧力容器へ環流する。二重胴の環状部を流れる低 温の1 次冷却材は、内胴内を流れる高温の1 次冷却材より高圧に保たれるので、万一内胴に漏え いが生じた場合にも1 次冷却材と大気との境界をなす外胴の使用温度は、低温に保たれる。一方、 加圧水は下鏡の加圧水入ロノズルより流入し、伝熱管内を流れて加熱され、加圧水出ロノズルより 出る。1 次加圧水冷却器は、単独運転時には約 300W の除熱を行い、並列運転時には約 200W の除熱 を行う。この二通りの除熱容量の切換えは、伝熱面積を変えることにより行う。そのために1 次冷 却材出ロノズルを、1 次へリウム循環機ごとに上下に2 個ずつ計6 個設ける。

1次加圧水冷却器の内胴及び外胴には、強度の高い低合金鋼を使用し、伝熱管には、加圧水に対 する耐食性に優れ、高温強度が高いオーステナイト系ステンレス鋼を、バッフル板及びライナには、 ニッケル基耐食耐熱超合金を用いる。

1次加圧水冷却器の構造を第4.4.5図に示す。

4.4.5 1次ヘリウム配管

1次ヘリウム配管には、二重管と単管があり、二重管は、原子炉圧力容器と中間熱交換器及び1 次加圧水冷却器を接続し、単管は、中間熱交換器及び1次加圧水冷却器と1次ヘリウム循環機等 を接続する。

二重管の内管内側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設け、炉心で加熱された高温の1次 冷却材を流し、内管と外管との間の環状部には原子炉圧力容器へ環流する低温の1次冷却材を流 す。環状部を流れる低温の1次冷却材は、内管内を流れる高温の1次冷却材より高圧に保たれる ので、万一内管に漏えいが生じた場合にも1次冷却材と大気との境界をなす外管の使用温度は、低 温に保たれる。

二重管の熱膨張は、中間熱交換器及び1次加圧水冷却器を浮動支持することにより吸収する。

単管ならびに二重管の外管及び内管には、強度の高い低合金鋼を使用し、ライナには、ニッケル 基耐食耐熱超合金を使用する。

二重管の構造を第4.4.6図に示す。

4.4.6 弁 類

1次冷却設備の弁類として、止め弁、逆止弁、安全弁等を設ける。これらの弁類は、原子炉冷却 材バウンダリの機能を有するものである。

1次加圧水冷却器が単独運転時及び並列運転時の除熱を行うために、伝熱面積を変えて除熱容量 を切換えることを目的として、1次加圧水冷却器の1次冷却材出ロノズルごとに止め弁を設ける。 単独運転時には30MW除熱用止め弁を開け、20MW除熱用止め弁を閉める。並列運転時には、20MW除 熱用止め弁を開け、30MW除熱用止め弁を閉める。これらの止め弁には、閉止時の気密保持が確実 で、軸封部の漏えいのないベローシール弁を使用する。

逆止弁は、スイングチェッキ弁を使用する。

安全弁は、バネ式安全弁であり、1次冷却設備の圧力を最高使用圧力の1.1倍以下に維持するの に必要な容量を有している。安全弁の入口側には、安全弁の弁座からの漏えいを防止するために反 転式破壊板を設ける。

4.4.7 スタンドパイプ

スタンドパイプは、圧力容器ふたに溶接によって取付けられ、原子炉冷却材圧力バウンダリの一 部を形成するもので、制御棒駆動装置等を収納する制御棒スタンドパイプ、実験設備の炉内設備等 の装荷及び取出しに用いる照射スタンドパイプ等から構成する。

スタンドパイプの主要材料には、低合金鋼を使用する。制御棒スタンドパイプ及び照射スタンドパ イプの頂部には、原子炉停止時に着脱可能なスタンドパイプクロージャ(以下「クロージャ」という。) を設ける。クロージャは、第4.4.7 図に示すとおり、クロージャに設けたラッチがスタンドパイプ の溝にはめ合うことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの一部を構成する。クロージャの着脱は、 制御棒交換機又は照射物取扱機を用いて行う。

制御棒スタンドパイプの構造説明図を第4.4.7 図に示す。なお、照射スタンドパイプは、制御棒 スタンドパイプとほぼ同様の形状であり、クロージャのケーブル貫通孔等の仕様が異なる。

スタンドパイプには、スタンドパイプ固定装置及び防振支持梁を附属設備として設ける。

スタンドパイプ固定装置は、第4.4.8 図に示すとおり、制御棒スタンドパイプ及び照射スタンド パイプの上部の上部生体遮へい体のプラグ下面に設けたスナバと上部生体遮へい体の上面に設け た支持板等から構成し、万一スタンドパイプが破断した場合に、スタンドパイプ頂部をスナバで拘 束することで、クロージャに取付けた実験設備の炉内設備の引抜き及び制御棒駆動装置に連結し た制御棒の浮き上がりを抑制するとともに、1 次冷却材の流出流量を抑制するものである。スナバ は、ダンパ機能及びストッパ機能を有するもので、万一のスタンドパイプ破断時に、スタンドパイ プ及びスタンドパイプクロージャの瞬時変位量、それ以降の変位速度及び合計の変位量をそれぞ れ 5mm 以下、10mm/s 以下及び 100mm 以下に抑制する。破断スタンドパイプからスナバを介して上 部生体遮へい体に伝えられた荷重は、原子炉格納容器内の内部コンクリートである 1 次側部遮へ い体で支持される。なお、スナバは、通常運転時の圧力容器の熱膨張に伴うスタンドパイプの変位 には、ダンパ機能により追従する構造となっている。
防振支持梁は、第4.4.8 図に示すとおり、スタンドパイプの頂部に設けた梁構造からなり、地震 時にスタンドパイプに発生する応力を低減するために、スタンドパイプの振動を抑制する。また、 制御棒スタンドパイプの支持梁には、制御棒駆動装置に加わる加速度を抑制するために、防振器を 設ける。スタンドパイプから伝えられた荷重は、防振支持梁を通して、側部の遮へい体で支持され る。なお、防振支持梁は、通常運転時の圧力容器の熱膨張に伴うスタンドパイプの変位は拘束しな い構造となっている。

- 4.4.8 支持構造物
 - (1) 原子炉圧力容器

圧力容器は、底部に溶接した圧力容器スカートによって支持する。圧力容器スカートは、圧力容 器下部のコンクリート台座で支持する。地震時の鉛直方向荷重は、圧力容器スカートで支持し、水 平荷重は、圧力容器スカート、圧力容器胴の上部に取付けたスタビライザ及びスタンドパイプ上部 に取付けた防振支持梁を介して1次側部遮へい体で支持する。

温度変化による圧力容器の熱膨張に伴う半径方向の動きは、圧力容器スカートの変形及びスタ ビライザの滑りにより吸収し、軸方向の動きは、圧力容器スカートの下端を基準として伸び、スタ ビライザの滑りにより吸収する。

(2) 中間熱交換器

中間熱交換器の鉛直方向荷重は、上鏡に設けられた吊り金具をコンスタントハンガで、原子炉格 納容器内の2次上部遮へい体から吊下げることにより支持する。コンスタントハンガは、1次ヘリ ウム配管等の熱膨張による中間熱交換器の移動に追従する。

地震時の水平方向の荷重は、中間熱交換器の上部及び下部に設けたスナバを介して原子炉格納 容器内の2次側部遮へい体に伝え、鉛直方向の荷重は、中間熱交換器の側部に設けたスナバを介し て原子炉格納容器内の中間床に伝える。

(3) 1次加圧水冷却器

1次加圧水冷却器の鉛直方向の荷重は、胴の上部に設けられた吊り金具を支持コラムで原子炉格 納容器内の中間床から吊下げることにより支持する。支持コラムは、1次へリウム配管等の熱膨張 による1次加圧水冷却器の水平方向の移動に追従する。

地震時の水平方向の荷重は、1次加圧水冷却器の側部に設けたスナバを介して原子炉格納容器内の2次側部遮へい体に伝え、鉛直方向の荷重は、支持コラムを介して原子炉格納容器内の中間床に 伝える。

(4) 1次ヘリウム配管

1次ヘリウム配管には、配管ホイップレストレイントを設け、破断時におけるむち打ちを防止する。

4.5 評 価

- (1) 1次冷却設備は、通常運転時に、2次ヘリウム冷却設備、加圧水冷却設備と連繋して炉心を冷却する ことができる。
- (2) 1 次冷却設備の圧力は、安全弁により通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高使用

圧力の1.1倍以下とすることができる。

- (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、適切な規格、基準等に基づいて設計、製作、据付及び検査を行うので、高い品質を確保することができる。
- (4) フェライト系鋼材(低合金鋼)を使用する機器については、材料の破壊じん性値を確認するので、非 延性破壊が生じるおそれはない。
- (5) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、通常運転時の起動、停止時における温度 変化率を50℃/h以下に制限しており、また、通常運転時、異常状態時に想定される圧力、温度等を考慮 し、地震時に生ずる荷重をも重ね合わせ、繰返し回数等の過渡条件を想定して設計するので、疲労や高 温下のクリープ、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有している。
- (6) 1次冷却設備は、破壊板の安全弁入口側への設置やベローシール弁を用いることなどにより、1次冷 却材の漏えいを防止・抑制している。
- (7) 1次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度が低く、必要な強度を有している。
- (8) 1次冷却設備は、適切に配置しており、更に1次ヘリウム配管の破断に対しては、配管ホイップレストレイントを設けているので、万一、配管破断あるいは、1次ヘリウム循環機のミサイルが発生しても安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を損なうおそれはない。
- 4.6 試験検査
 - 4.6.1 原子炉圧力容器

圧力容器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、非破壊 試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

圧力容器の実際の運転条件下における中性子照射脆化及び熱時効脆化の程度を知るために、日本電気協会電気技術規程(原子力編)JEAC 4201-1980「原子炉構造材の監視試験方法」に準拠した圧力容器構造材の監視試験を計画的に実施する。この計画では、引張試験片及びVノッチシャルピー 衝撃試験片を圧力容器内に挿入して照射し、計画的に取出して試験を行うことにより、材料特性の変化を監視する。

圧力容器は、その健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験等を実施できる構造とする。

4.6.2 1次ヘリウム循環機

1次ヘリウム循環機の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

1次ヘリウム循環機は、健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験 等を実施できる構造とする。

4.6.3 中間熱交換器

中間熱交換器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、非 破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

中間熱交換器は、健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験等を実

施できる構造とする。

4.6.4 1次加圧水冷却器

1次加圧水冷却器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、 非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

1次加圧水冷却器は、健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験等 を実施できる構造とする。

4.6.5 1次ヘリウム配管

1次ヘリウム配管の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、 非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

1次ヘリウム配管は、健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験等 を実施できる構造とする。

冷却材	ヘリウムガス	
ループ数	1	
	定格運転時	高温試験運転時
冷却材流量	約 45 t/h	約 37 t/h
冷却材温度		
原子炉圧力容器入口	約 395 ℃	約 395 ℃
原子炉圧力容器出口	約 850 ℃	約 950 ℃
運転圧力	約3.9 MPa[gage]	約3.9 MPa[gage]
	(約 40 kg/cm² g)	(約 40 kg/cm² g)

形式	たて置円筒型
最高使用圧力	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
最高使用温度	440 °C
運転圧力	約3.9 MPa[gage](約 40 kg/cm² g)
原子炉圧力容器入口冷却材温度	約 395 ℃
主要寸法	
内 径	約 5.5 m
全 高(内のり)	約 13.2 m
胴部厚さ	約 120 mm
ふた部厚さ	約 160 mm
主要ノズル個数	
1 次ヘリウムノズル	1
補助ヘリウムノズル	1
制御棒スタンドパイプノズル	16
照射スタンドパイプノズル	5
主要材料	低合金鋼 (JIS G4109及び JIS G3203)

第4.3.3表 1次ヘリウム循環機の設備仕様

		中間熱交換器用	1 次加圧水冷却器用
形	式	たて型遠心式 動圧ガス軸受型	たて型遠心式 動圧ガス軸受型
台	数	1	3
流	量(最大)	約 15 t/h/台	約 15 t/h/台
昇	圧(最大)	約 79.4 kPa(約 0.81 kg/cm²)	約 107.9 kPa(約 1.1
			kg/cm^2)
最高位	使用圧力	4.7 MPa[gage](48 kg/cm² g)	4.7 MPa[gage](48 kg/cm² g)
最高位	使用温度	430 °C	430 °C
材	料		
)	ケーシング	低合金鋼	低合金鋼
-	主 軸	低合金鋼	低合金鋼
電動	り 機		
Ŧ	形 式	かご型誘導電動機	かご型誘導電動機
L L	出力	約 190 kW	約 260 kW
[回 転 数(可変)	約 3,000~12,000 rpm	約 3,000~12,000 rpm
周波教	数変換器の形式	サイリスタインバータ	サイリスタインバータ
フィル	ルタ		
Ŧ	形 式	焼結金属型	焼結金属型
t	材 料	オーステナイト系 ステンレス鋼	オーステナイト系 ステンレス鋼

形式	たて置ヘリカルコイル型	
基 数	1	
最高使用圧力		
外 胴	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)	
伝 熱 管	0.29 MPa(3 kg/cm²)(差圧)	
最高使用温度		
外 胴	430 °C	
伝 熱 管	955 ℃	
	定格運転時 高温試験運転時	
1次冷却材流量(最大)	約 15 t/h 約 12 t/h	
1 次冷却材入口温度	約 850 ℃ 約 950 ℃	
1 次冷却材出口温度	約 390 ℃ 約 390 ℃	
2 次冷却材流量(最大)	約 14 t/h 約 12 t/h	
2 次冷却材入口温度	約 300 ℃ 約 300 ℃	
2 次冷却材出口温度*	約 775 ℃ 約 860 ℃	
容 量	約 10 MW	
伝熱管寸法		
外 径	約 31.8 mm	
厚さ	約 3.5 mm	
胴部外径	約 2.0 m	
全 高	約 11.0 m	
材 料		
外胴及び内胴	低合金鋼	
伝 熱 管	ニッケル基耐食耐熱超合金	
高温ヘッダ及び内筒	ニッケル基耐食耐熱超合金	

第4.3.4表 中間熱交換器の設備仕様

て置日之俗刑
7 MPa[gage](48 kg/cm² g)
7 MPa[gage](48 kg/cm² g)
℃ ℃
℃ ℃
30 MW
20 MW
格運転時 高温試験運転時
45 t/h 約 37 t/h
30 t/h 約 24 t/h
850℃ 約950℃
395℃ 約395℃

第4.3.5表 1次加圧水冷却器の設備仕様

(つづき)

	定格運転時	高温試験運転時
加圧水流量		
単独運転時	約 640 t/h	約 630 t/h
並列運転時	約 420 t/h	約 420 t/h
加圧水入口温度	約 150 ℃	約 150 ℃
加圧水出口温度	約 190 ℃	約 190 ℃
伝熱管寸法		
外 径	約 25.4 mm	
厚さ	約 2.6 mm	
胴部外径	約 2.1 m	
全 高	約 7.1 m	
材料		
外胴及び内胴	低合金鋼	
伝 熱 管	オーステナイト系スラ	テンレス鋼
管板	低合金鋼	

	重 管 最高伸用圧力	
	外管	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm²g)
	最高使用温度	
	外 管	430 °C
	外管寸法	
	外 径	約 860 mm
	厚さ	約 42 mm
	内管寸法	
	外 径	約 660 mm
	厚さ	約 15 mm
	内部断熱材厚さ	約 90 mm
	材料	
	外管	低合金鋼
	内 管	低合金鋼
	ライナ	ニッケル基耐食耐熱超合金
単	管	
	最高使用圧力	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
	最高使用温度	430 °C
	寸 法	
	中間熱交換器1次冷却材出口ノズル	~1 次へリウム循環機の単管
	外 径	約 510 mm
	厚さ	約 26 mm
	その他の単管	
	外 径	約 270 mm
	厚さ	約 15 mm
	材料	低合金鋼

名称	形式	材料(本体)	個数	操作
止め弁				
30MW 除熱用止め弁	ベローシール玉形弁	低合金鋼	3	手動
20MW 除熱用止め弁	ベローシールアングル弁	低合金鋼	3	手動
逆 止 弁	スイングチェッキ弁	低合金鋼	4	_
安 全 弁	バネ式	低合金鋼	2	_

第4.3.7表 主な弁類の設備仕様



第4.1.1 図 1 次冷却設備系統説明図





8-4-18



第4.4.1 図 原子炉圧力容器構造説明図



熟進へい板の配置



熟達へい板の構造

第4.4.2 図 圧力容器ふたの熱遮へい板構造説明図



第4.4.3図 1次ヘリウム循環機構造説明図



第4.4.4 図 中間熱交換器構造説明図



第4.4.5 図 1 次加圧水冷却器構造説明図



第4.4.6 図 二重管構造説明図



第4.4.7 図 制御棒スタンドパイプ構造説明図



第4.4.8図 スタンドパイプ固定装置構造説明図

5. 2次ヘリウム冷却設備

5.1 概 要

2次ヘリウム冷却設備は、並列運転時に運転し、2次冷却材(ヘリウムガス)を循環させて1次冷却材 を冷却する設備であり、2次ヘリウム循環機、2次加圧水冷却器、2次ヘリウム配管、弁類等から構成 し、原子炉格納容器内に設置する。

中間熱交換器で加熱された2次冷却材は、中間熱交換器に接続する二重管の内管を通って2次加圧 水冷却器に送られ、加圧水と熱交換して低温になり、2次ヘリウム循環機で昇圧された後、内管と外管 の間の環状部を通り、中間熱交換器に環流する。中間熱交換器における2次冷却材の圧力は、1次冷却 材の圧力よりも高くなるよう制御する。

2次ヘリウム冷却設備の系統を第5.1.1図に示す。

5.2 設計方針

2次ヘリウム冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 2次ヘリウム冷却設備は、2次加圧水冷却器の伝熱特性の経年変化や伝熱管のプラグ等を考慮しても、 通常運転時に1次冷却材に伝えられた原子炉で発生した熱のうち、中間熱交換器を介して2次冷却材 に伝えられた熱を加圧水冷却設備に確実に伝え、加圧水冷却設備の空気冷却器から大気に放散するようにする。
- (2) 2次ヘリウム冷却設備の2次冷却材圧力は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、最 高使用圧力の1.1倍以下となるようにする。
- (3) 2次ヘリウム冷却設備は、通常運転時、異常状態時に想定される2次冷却材圧力、温度等を考慮して 設計条件を設定し、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有するようにする。
- (4) 2次ヘリウム冷却設備は、2次冷却材の漏えいを防止・抑制するようにする。
- (5) 2次ヘリウム冷却設備は、中間熱交換器において、1次冷却材が2次冷却材に漏えいするのを抑制す るようにする。
- (6) 2次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度を低くし、健全性を高めるようにする。
- (7) 2次ヘリウム冷却設備は、2次ヘリウム循環機のミサイルを想定しても、安全機能を有する構築物、 系統及び機器の安全機能を損なわないようにする。
- 5.3 主要設備の仕様

2次ヘリウム冷却設備の主要設備の設備仕様を第5.3.1表から第5.3.4表に示す。

- 5.4 主要設備
 - 5.4.1 2次ヘリウム循環機

2次ヘリウム循環機は、たて型遠心式動圧ガス軸受型であり、2次加圧水冷却器に1台設置する。 2次ヘリウム循環機は、インペラ、上部・下部ケーシング、熱遮へい板、電動機、冷却ファン、 冷却水ジャケット等で構成し、2次冷却材の系外への漏えいを防止するため、駆動軸及び電動機を ケーシング内に組込んだ密閉型である。電動機とインペラの主軸は一体構造であり、スラスト軸受 とジャーナル軸受で支持する。両軸受は、動圧型のガス軸受であり、主軸は高速回転時にはそれぞれの軸受と接触しない構造である。

2次ヘリウム循環機は、周波数変換器により電動機の回転数を連続的に変え、運転状態に応じた 2次冷却材の循環流量を確保する。また、2次ヘリウム循環機は、電気的制動により10秒以内に停止することができる。

2次ヘリウム循環機は、2次冷却材中の微粒子等が軸受に混入するのを抑制するために、上部ケ ーシング内にフィルタを設ける。

2次ヘリウム循環機の構造を第5.4.1図に示す。

5.4.2 2次加圧水冷却器

2次加圧水冷却器は、たて置U字管型であり、胴部は二重胴構造になっている。二重胴の内胴内 側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設ける。

中間熱交換器から出た高温の 2 次冷却材は、二重管の内管内を通って胴上部の二重ノズルの内 側より流入し、管外をバッフル板により流れを反転して下降しながら加圧水により冷却され、胴下 部の2次冷却材出ロノズルより2次へリウム循環機に導かれる。2次へリウム循環機で昇圧された 2次冷却材は、2次冷却材入ロノズルから二重胴の内胴と外胴との間の環状部に流入して胴部を冷 却した後、胴上部の二重ノズルの環状部より二重管の環状部を通って中間熱交換器へ環流する。二 重胴の環状部を流れる低温の 2 次冷却材は、内胴内を流れる高温の 2 次冷却材より高圧に保たれ るので、万一内胴に漏えいが生じた場合にも 2 次冷却材と大気との境界をなす外胴の使用温度は、 低温に保たれる。一方、加圧水は、下鏡の加圧水入ロノズルより流入し、伝熱管内を流れて加熱さ れ、加圧水出口ノズルより出る。

2次加圧水冷却器の内胴及び外胴には、強度の高い低合金鋼を使用し、伝熱管には、加圧水に対する耐食性に優れ、高温強度が高いオーステナイト系ステンレス鋼を、バッフル板及びライナには、 ニッケル基耐食耐熱超合金を用いる。

2次加圧水冷却器の構造を第5.4.2図に示す。

5.4.3 2次ヘリウム配管

2次ヘリウム配管は、中間熱交換器と2次加圧水冷却器を結ぶ二重管と、2次加圧水冷却器と2 次ヘリウム循環機を結ぶ単管等から構成する。

二重管の内管内側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設け、中間熱交換器で加熱された高 温の2次冷却材を流し、内管と外管との間の環状部には、2次へリウム循環機で昇圧された低温の 2次冷却材を流す。環状部を流れる低温の2次冷却材は、内管内を流れる高温の2次冷却材より高 圧に保たれるので、万一内管に漏えいが生じた場合にも2次冷却材と大気との境界をなす外管の 使用温度は低温に保たれる。

二重管の熱膨張は、2次加圧水冷却器を浮動支持することにより吸収する。

単管並びに二重管の外管及び内管には、強度の高い低合金鋼を使用し、ライナには、ニッケル基 耐食耐熱超合金を使用する。 5.4.4 弁 類

2次ヘリウム冷却設備の弁類として、安全弁を設ける。安全弁は、バネ式安全弁であり、2次ヘ リウム冷却設備の圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に維持するのに必要な容量を有している。安 全弁の入口側には、安全弁の弁座からの2次冷却材の漏えいを防止するために、反転式破壊板を設 ける。

5.4.5 支持構造物

2次加圧水冷却器の鉛直方向荷重は、上鏡に設けられた吊り金具をコンスタントハンガで、原子 炉格納容器内の2次上部遮へい体から吊下げることにより支持する。コンスタントハンガは、2次 ヘリウム配管等の熱膨張による2次加圧水冷却器の移動に追従する構造とする。

また、地震時の水平方向の荷重は、2次加圧水冷却器の側部に設けたスナバを介して原子炉格納 容器内の2次側部遮へい体に伝える。

- 5.5 評 価
- (1) 2次ヘリウム冷却設備は、通常運転時において加圧水冷却設備と連繋して、1次冷却材を冷却することができる。
- (2) 2次ヘリウム冷却設備の圧力は、安全弁により通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最 高使用圧力の1.1倍以下とすることができる。
- (3) 2次ヘリウム冷却設備は、通常運転時、異常状態時に想定される2次冷却材圧力、温度等を考慮して 設計条件を設定するので、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有している。
- (4) 2次ヘリウム冷却設備は、安全弁入口側に破壊板を設けることなどにより、2次冷却材の漏えいを防止・抑制している。
- (5) 2次冷却材の圧力は、1次冷却材より高い圧力に維持することにより、中間熱交換器において1次冷却材が2次冷却材へ漏えいするのを抑制している。
- (6) 2次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度が低く、必要な強度を有している。
- (7) 2次ヘリウム冷却設備は、適切に配置しているので、万一、2次ヘリウム循環機のミサイルが発生しても安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を損なうおそれはない。

5.6 試験検査

2次ヘリウム循環機、2次加圧水冷却器及び2次ヘリウム配管の製作に当たっては、素材の段階で化学 的、機械的試験を、また、製作中には、非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。 供用開始後は、定期的に耐圧試験等を実施できるようにする。

形式	たて型遠心式動圧ガス軸受型
台 数	1
流 量(最大)	約 15 t/h
昇 圧(最大)	約 107.9 kPa(約 1.1 kg/cm²)
最高使用圧力	5.0 MPa[gage] (51 kg/cm ² g)
最高使用温度	350 °C
材料	
ケーシング	低合金鋼
主軸	低合金鋼
電動機	
形式	かご型誘導電動機
出力	約 200 kW
回転数(可変)	約 3,000~12,000 rpm
周波数変換器の形式	サイリスタインバータ
フィルタ	
形 式	焼結金属型
材料	オーステナイト系ステンレス鋼

第5.3.2表 2次加圧水冷却器の設備仕様

形式	たて置U字管型	
基数	1	
最高使用圧力		
外 胴	5.0 MPa[gage] (51 kg/cm² g)	
伝 熱 管	4.7 MPa[gage](48 kg/cm² g)	
最高使用温度		
外 胴	350 °C	
伝 熱 管	380 ℃	
	定格運転時 高温試験運転時	
2 次冷却材流量(最大)	約 15 t/h 約 12 t/h	
2 次冷却材入口温度	約 775 ℃ 約 860 ℃	
2 次冷却材出口温度	約 300 ℃ 約 300 ℃	
加圧水流量(最大)	約 220 t/h 約 210 t/h	
加压水入口温度	約 150 ℃ 約 150 ℃	
加圧水出口温度	約 190 ℃ 約 190 ℃	
容 量	約 10 MW	
伝熱管寸法		
外 径	約 25.4 mm	
厚さ	約 2.6 mm	
胴部外径	約 1.4 m	
全 高	約 5.4 m	
材 料		
外胴及び内胴	低合金鋼	
伝 熱 管	オーステナイト系ステンレス鋼	
管板	低合金鋼	

二重管		
最高使用圧力		
外 管	5.0 MPa[gage] (51 kg/cm ² g)	
最高使用温度		
外 管	350 °C	
外管寸法		
外 径	約 610 mm	
厚さ	約 31 mm	
内管寸法		
外 径	約 460 mm	
厚さ	約 15 mm	
断熱材厚さ	約 60 mm	
材料		
外管	低合金鋼	
内 管	低合金鋼	
ライナ	ニッケル基耐食耐熱超合金	
最高使用圧力	5.0 MPa[gage] (51 kg/cm² g)	
最高使用温度	350 °C	
外 径	約 270 mm	
厚さ	約 15 mm	
材料	低合金鋼	

第5.3.3表 2次ヘリウム配管の設備仕様

第5.3.4表 主な弁類の設備仕様

安全弁		
形 式	バネ式	
材料(本体)	低合金鋼	
個 数	2	



中間熱交換器



第5.4.1図 2次ヘリウム循環機構造説明図



第5.4.2 図 2 次加圧水冷却器構造説明図

6. 加圧水冷却設備

6.1 概 要

加圧水冷却設備は、1次加圧水冷却器及び2次加圧水冷却器に加圧水を循環させることにより、1次 冷却材及び2次冷却材(ヘリウムガス)を冷却した後、その熱を加圧水空気冷却器で大気に放散する設 備であり、加圧水循環ポンプ、加圧水空気冷却器、加圧水加圧器、加圧水配管等から構成する。

加圧水冷却設備は、並列運転時には1次加圧水冷却器及び2次加圧水冷却器に加圧水を循環させ、単 独運転時には1次加圧水冷却器に加圧水を循環させて除熱を行う。

1次加圧水冷却器における加圧水の圧力は、1次冷却材の圧力よりも低くなるよう制御する。 加圧水冷却設備の系統を第6.1.1図に示す。

6.2 設計方針

加圧水冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 加圧水冷却設備は、加圧水空気冷却器の伝熱特性の経年変化や伝熱管のプラグ、大気条件の変化等を 考慮しても、通常運転時に1次加圧水冷却器及び2次加圧水冷却器を介して加圧水に伝えられた熱を、 加圧水空気冷却器から確実に大気に放散するようにする。
- (2) 加圧水冷却設備の圧力は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、最高使用圧力の1.1 倍以下となるようにする。
- (3) 加圧水冷却設備は、通常運転時及び異常状態時に想定される加圧水の圧力、温度等を考慮して設計条件を設定し、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有するようにする。
- (4) 加圧水冷却設備は、1次加圧水冷却器において加圧水が1次冷却材中に侵入するのを抑制するように する。
- (5) 加圧水冷却設備は、圧力、温度及び地震時に生ずる荷重を考慮して配管の適切な箇所に破断を想定し、 あるいは加圧水循環ポンプのミサイルを想定しても安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能 を損なわないようにする。
- 6.3 主要設備の仕様

加圧水冷却設備の主要設備の仕様を第6.3.1表から第6.3.5表に示す。

- 6.4 主要設備
 - 6.4.1 加圧水循環ポンプ

加圧水循環ポンプは、横置遠心式で、2台設置する。

6.4.2 加圧水空気冷却器

加圧水空気冷却器は、フィン付管型の冷却器であり、伝熱管、ファン等で構成し、1次加圧水冷 却器及び2次加圧水冷却器を介して加圧水に伝えられた熱を大気に放散する。

加圧水空気冷却器は、伝熱管外に空気を、管内には加圧水を流す。加圧水空気冷却器の下部に設 けられたファンにより加圧水空気冷却器内に取込まれた空気は、伝熱管内を流れる加圧水と熱交 換した後、加圧水空気冷却器の上部より大気中に流出する。ファンは、外気温度の変化に応じて、 風量を調節することができる。

6.4.3 加圧水加圧器

加圧水加圧器は、たて置の円筒形の容器で、加圧水加圧器内の窒素ガス圧力を調整することにより、通常運転時の加圧水圧力を1次冷却材圧力より低い圧力に維持するとともに、運転温度の変化 に伴う体積変化を吸収する。

6.4.4 加圧水配管

加圧水配管は、加圧水循環ポンプから1次加圧水冷却器、2次加圧水冷却器、加圧水空気冷却器 を経て加圧水循環ポンプへ戻る循環回路を形成する。

加圧水配管には、配管ホイップレストレイントを設け、破断時におけるむち打ちを防止する。

6.4.5 弁 類

隔離弁、安全弁、逃し弁、逆止弁、止弁及び流量調節弁を設ける。安全弁及び逃し弁は、加圧水の圧力を最高使用圧力の1.1倍以下に維持するのに必要な容量を有する。

6.5 評 価

- (1) 加圧水冷却設備は、通常運転時において、1次冷却材及び2次冷却材を冷却することができる。
- (2) 加圧水冷却設備の圧力は、安全弁及び逃し弁により通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、最高使用圧力の1.1倍以下とすることができる。
- (3) 加圧水冷却設備は、通常運転時及び異常状態時に想定される加圧水の圧力、温度等を考慮して設計条件を設定するので、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有している。
- (4) 加圧水冷却設備の圧力は、1次冷却材の圧力より低い圧力に維持することにより、加圧水が1次冷却 材中に侵入するのを抑制している。
- (5) 加圧水冷却設備は、適切に配置しており、更に配管破断に対しては配管ホイップレストレイントを設 けているので、万一、配管破断あるいは加圧水循環ポンプのミサイルが発生しても安全機能を有する構 築物、系統及び機器の安全機能を損なうおそれはない。

6.6 試験検査

加圧水循環ポンプ、加圧水空気冷却器、加圧水加圧器、加圧水配管等の製作に当たっては、素材の段 階で化学的、機械的試験を行う。また、製作中には非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理 を行う。

供用開始後は、定期的に耐圧試験等を実施できるようにする。

第6.3.1表 加圧水循環ポンプの設備仕様

形 式	横置遠心式
台 数	2(内1台予備)
流 量(最大)	約 640 t/h/台
揚 程(最大)	糸勺 90 m
電動機出力	約 240 kW

第6.3.2表 加圧水空気冷却器の設備仕様

形式	フィン付管型
基数	1
最高使用圧力	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
最高使用温度	262 °C
加圧水流量(最大)	約 640 t/h
空気流量(最大)	約2,600 t/h
空気入口温度	約 40 ℃
空気出口温度	約 80 ℃
容 量	約 30 MW
伝熱管寸法	
外径	約 25 mm
厚さ	約 2.9 mm
伝熱管材料	炭素鋼
ファン	
形式	軸流ファン(可変ピッチ式)
台 数	6

第6.3.3表 加圧水加圧器の設備仕様

形式	たて置円筒型
基数	1
最高使用圧力	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
最高使用温度	262 °C
寸 法	
外 径	約 2.5 m
高さ	約 4.6 m

第6.3.4表 加圧水配管の設備仕様

外 径						
1 次加圧水冷却器側	約 270 mm					
2 次加圧水冷却器側	約 165 mm					
厚さ						
1 次加圧水冷却器側	約 9.3 mm					
2 次加圧水冷却器側	約 7 mm					
材料	炭素鋼					
隔	離 弁					
----------------	--------------	-------	-------	--	--	--
	形	式	玉形弁			
	個	数	4			
止	め 弁					
	形	式	玉形弁			
	個	数	2			
安	全 弁					
	形	式	バネ式			
	個	数	1			
逃	し弁					
	形	式	バネ式			
	個	数	2			
逆	止 弁					
	形	式	スイング式			
	個	数	2			
加度	王水流量	書調節弁				
	形	式	玉形弁			
	個	数	1			
空	空気冷却器出口流量調節弁					
	形	式	玉形弁			
	個	数	1			
バィ	イパス流	記量調節弁				
	形	式	玉形弁			
	個	数	1			
加圧器窒素ガス入口流量調節弁						
	形	式	玉形弁			
	個	数	1			
加圧器窒素ガス出口流量調節弁						
	形	式	玉形弁			
	個	数	1			



第6.1.1 図 加圧水冷却設備系統説明図

7. 工学的安全施設

7.1 概 要

工学的安全施設は、原子炉施設の設計基準事故時に、大量の燃料の破損や原子炉施設外への放射性物 質の放散を防止若しくは抑制して、原子炉施設周辺の一般公衆の安全を確保するためのものであり、補 助冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施設及び非常用空気浄化設備から構成する。

- 7.2 補助冷却設備
 - 7.2.1 概 要

補助冷却設備は、1次冷却設備、2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備の冷却能力喪失等の 運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉スクラム時及び設計基準事故時等において、強制循環によ る炉心の冷却が可能な場合に、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去するため のものである。

補助冷却設備は、1次冷却材が循環する補助ヘリウム冷却系及び1次冷却材の除熱を行う補助冷 却水系から構成する。補助ヘリウム冷却系は、補助冷却器、補助ヘリウム循環機、配管、弁類等か ら構成し、補助冷却水系は、補助冷却水空気冷却器、補助冷却水循環ポンプ、補助冷却水加圧器、 配管、弁類等から構成する。補助冷却設備の系統を第7.2.1図に示す。

通常運転時には、補助冷却設備起動時の急激な温度上昇と熱衝撃を緩和するため、少量の1次冷却材を原子炉から補助冷却器に導く。補助冷却器で補助冷却水により冷却された1次冷却材は、1 次へリウム純化設備に導かれ、不純物を除去した後、1次へリウム純化設備のガス循環機により補助冷却器を経て原子炉に環流する。補助冷却水系は、待機運転を行う。

運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉スクラム時及び設計基準事故時には、補助冷却設備起動 信号により、補助ヘリウム循環機、補助冷却水空気冷却器のファン等が起動し、原子炉を冷却する。

7.2.2 設計方針

補助冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 補助冷却設備は、運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉スクラム時に、燃料の許容設計限界を超 えることなく、かつ、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去できるようにする。
- (2) 補助冷却設備は、減圧事故及び1次冷却設備の二重管内管破断事故等以外の強制循環による炉 心冷却が期待できる設計基準事故時に、燃料からの多量の放射能放出を有効に防止でき、かつ、炉 心、炉内構造物及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できるようにする。
- (3) 補助冷却設備は、工学的安全施設作動信号により自動起動するようにする。
- (4) 補助冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の安全機能を果たせるようにする。
- (5) 補助冷却設備の冷却材圧力は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高使用圧 力の1.1倍以下となるようにする。
- (6) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、適切な規格、基準等に基づいて設計、 製作、据付及び検査を行い高い品質を確保する。

- (7) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、非延性破壊を防止する。
- (8) 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器、配管等は、通常運転時の起動、停止時における温度変化率を50℃/h以下に制限し、また、通常運転時及び異常状態時に想定される1次冷却材圧力、温度等を考慮し、地震時に生ずる荷重をも適切に重ね合わせ、繰返し回数等の過渡条件を想定し、疲労や高温下のクリープ、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有するようにする。
- (9) 補助冷却設備は、通常運転中に異常を検知できるとともに、定期的に作動試験ができるようにする。
- (10) 補助ヘリウム冷却系は、1次冷却材の漏えいを防止・抑制するようにする。
- (11) 補助冷却器の伝熱管に、万一漏えいが生じた場合にも、補助冷却水が1次冷却材中に侵入するの を抑制できるようにする。
- (12) 1次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度を低くして、健全性を高めるようにする
- (13) 補助ヘリウム冷却系に接続する配管系には必要に応じて隔離弁を設けるようにする。
- (14) 補助冷却設備は、圧力、温度及び地震時に生ずる荷重を考慮して配管の適切な箇所に破断を想定し、あるいは補助冷却水循環ポンプのミサイルを想定しても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を損なわないようにする。

7.2.3 主要設備の仕様

補助冷却設備の主要設備の設備仕様を第7.2.1表から第7.2.7表に示す。

- 7.2.4 主要設備
 - (1) 補助冷却器

補助冷却器は、たて置U字管型であり、胴部は二重胴構造となっている。二重胴の内胴内側には ライナにより表面を覆った断熱材を設ける。

原子炉圧力容器から導かれた1次冷却材は、二重ノズルの内側から流入し、伝熱管の外側を上昇 しながら、伝熱管の中を流れる補助冷却水により冷却されて、1次冷却材出ロノズルから補助ヘリ ウム循環機に導かれ昇圧される。昇圧された1次冷却材は、1次冷却材入ロノズルから、内胴と外 胴との間の環状部に流入して胴部を冷却しながら下降し、二重ノズルの環状部から二重管の環状 部を通って原子炉圧力容器へ環流する。伝熱管は、バッフル板により支持する構造になっている。 補助冷却器の構造を第7.2.2 図に示す。

(2) 補助ヘリウム循環機

補助ヘリウム循環機は、たて型遠心式動圧ガス軸受型で、インペラ、軸受、駆動用電動機等をケーシング内に収めた構造である。

補助ヘリウム循環機は、原子炉スクラム直後の炉心冷却に必要な容量のものを2台設置し、それ ぞれ独立の非常用低圧母線から給電し、補助冷却設備起動信号により起動する。

(3) 補助冷却水空気冷却器 補助冷却水空気冷却器は、フィン付管型の冷却器であり、伝熱管、ファン等から構成し、補助冷 却水系に伝えられた熱を大気に放散する。

補助冷却水空気冷却器は、1 基設置し、通常運転時には待機運転を行う。補助冷却水空気冷却器

のファンは、原子炉スクラム直後の炉心冷却に必要な量に対して 50%の容量のものを 4 台設置し、 それぞれ 2 台ずつ独立の非常用低圧母線から給電する。

(4) 補助冷却水循環ポンプ

補助冷却水循環ポンプは、横置遠心式で、原子炉スクラム直後の炉心冷却に必要な容量のものを 2 台設置し、それぞれ独立の非常用低圧母線から給電し、通常運転時に待機運転を行う。

(5) 補助冷却水加圧器

補助冷却水加圧器は、たて置円筒型で1基設置し、気相部のヘリウムガス圧力を調整することに より、待機運転時及び運転時の補助冷却水圧力を1次冷却材よりも低く維持するとともに、温度変 化による補助冷却水の体積変化を吸収する。

(6) 配管

補助ヘリウム冷却系の配管には、二重管と単管がある。二重管は、原子炉圧力容器と補助冷却器 を接続し、単管は、補助冷却器と補助ヘリウム循環機等を接続する。補助冷却水系の配管は、補助 冷却器と補助冷却水空気冷却器等を循環する回路を形成する。

二重管の内管内側には、ライナにより表面を覆った断熱材を設け、炉心で加熱された高温の1次 冷却材を流し、内管と外管との管の環状部には、原子炉圧力容器へ環流する低温の1次冷却材を流 す。

二重管の熱膨張は、補助冷却器を浮動支持することにより吸収する。二重管の外管及び内管並び に単管には、強度の高い低合金鋼を使用し、ライナには、ニッケル基耐食耐熱超合金を使用する。 補助へリウム冷却系には、配管ホイップレストレイントを設け、破断時におけるむち打ちを防止 する。

(7) 弁 類

隔離弁、安全弁、逃し弁、逆止弁及び止め弁を設ける。止め弁には、閉止時の気密保持が、確実 で、軸封部の漏えいのないベローシール弁を使用する。

安全弁及び逃し弁は、補助冷却水系の圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に維持するのに必要な 容量を有する。

- 7.2.5 評 価
 - (1) 補助冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、運転時の異常な過渡変化 に伴う原子炉スクラム時に、燃料の許容設計限界を超えることなく、また、原子炉冷却材圧力バウ ンダリの健全性を損なうことなく、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去でき る。
 - (2) 補助冷却設備は、減圧事故及び1次冷却設備の二重管内管破断事故等以外の強制循環による炉 心冷却が期待できる設計基準事故時に、商用電源喪失時の動的機器の単一故障を仮定しても、燃料 からの多量の放射能放出を有効に防止でき、かつ、炉心、炉内構造物及び原子炉冷却材圧力バウン ダリの健全性を確保できる。
 - (3) 補助冷却設備は、工学的安全施設作動設備の補助冷却設備起動信号により自動起動する。
 - (4) 補助冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の安全機能を確保で きる。

- (5) 補助ヘリウム冷却系の1次冷却材圧力は、1次冷却設備の安全弁により、また、補助冷却水系の 冷却材圧力は安全弁及び逃し弁により、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において最高 使用圧力の1.1倍以下とすることができる。
- (6) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器、配管等は、適切な規格、基準等に基づいて設計、 製作、据付及び検査を行うので、高い品質を確保することができる。
- (7) フェライト系鋼材(低合金鋼)を使用する補助ヘリウム冷却系の機器については、材料の破壊じん性値を確認するので、非延性破壊が生ずるおそれはない。
- (8) 原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器、配管等は、通常運転時の起動、停止時における温度変化率を50℃/h以下に制限しており、また、通常運転時及び異常状態時に想定される圧力、温度等を考慮し、地震時に生ずる荷重をも重ね合わせ、繰返し回数等の過渡条件を想定して設計するので、疲労や高温下のクリープ、腐食等を考慮しても、健全性を損なわない構造強度を有している。
- (9) 補助冷却設備は、通常運転中にも定期的に作動試験を行うので、異常を検知することができる。
- (10) 補助ヘリウム冷却系は、ベローシール弁を用いることなどにより、1次冷却材の漏えいを防止・ 抑制している。
- (11) 補助冷却器の伝熱管に、万一、漏えいが生じた場合には、1次冷却材の圧力を補助冷却水の圧力 より高くしてあり、かつ、隔離弁を設置してあるので、補助冷却水が1次冷却材中に侵入するのを 抑制できる。
- (12) 1次冷却材と大気との境界となる耐圧部は、使用温度が低く、必要な強度を有している。
- (13) 補助ヘリウム冷却系に接続する1次ヘリウム純化設備の配管系には2個の隔離弁を設けている。
- (14) 補助冷却設備は、適切に配置しており、更に配管破断に対しては、配管ホイップレストレイント を設けているので、万一配管破断あるいは、補助冷却水循環ポンプのミサイルが発生しても安全機 能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を損なうおそれはない。
- 7.2.6 試験検査

補助冷却設備の機器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中には、非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

現地据付後に機能を発揮することを確認するため、動的機器の作動試験及び系統機能試験を行う。また、通常運転中にも運転可能性を確認するため、定期的に試験を行う。

補助ヘリウム冷却系は、健全性を確認するため、供用期間中に耐圧試験及び溶接部の非破壊試験等を実施できる構造とする。

- 7.3 炉容器冷却設備
 - 7.3.1 概 要

炉容器冷却設備は、強制循環による炉心の冷却が期待できない減圧事故及び1次冷却設備の二 重管内管破損事故時等に、原子炉圧力容器、炉内構造物、炉心構成要素等の健全性を維持し、燃料 に過大な損傷を生じさせないように、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去す るために設けるものであり、水冷管パネル、循環ポンプ等から構成する。

水冷管パネルは、原子炉圧力容器を取囲む1次遮へい体等の表面に設け、ふく射及び自然対流に

よって、原子炉圧力容器の外面から間接的に炉心を冷却する。

- 炉容器冷却設備は、原子炉の通常運転時において、原子炉圧力容器を取囲む1次遮へい体のコン クリートを冷却するために稼働しており、設計基準事故が発生した場合には継続して運転する。 炉容器冷却設備の系統図を第7.3.1図に示す。
- 7.3.2 設計方針

炉容器冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 炉容器冷却設備は、減圧事故及び1次冷却設備の二重管内管破損事故時に原子炉圧力容器、炉内 構造物、炉心構成要素及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持し、燃料に過大な損傷が生 じないようにする。
- (2) 炉容器冷却設備は、通常運転時における1次遮へい体のコンクリート温度が65℃以下になるようにする。
- (3) 炉容器冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の安全機能を達成 できるようにする。
- (4) 炉容器冷却設備は、通常運転時及び異常状態時に想定される冷却水圧力、温度等を考慮して設計 条件を設定し、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有するようにする。
- (5) 炉容器冷却設備は、通常運転中に異常を検知でき、原子炉停止時に必要な試験及び検査ができる ようにする。
- 7.3.3 主要設備の仕様

炉容器冷却設備の設備仕様を第7.3.1表に示す。

7.3.4 主要設備

炉容器冷却設備は、通常運転時及び設計基準事故時に必要な除熱容量を有する独立 2 系統で構成し、各系統に水冷管パネル、循環ポンプ、冷却器、サージタンク等を設ける。

循環ポンプは、水冷管パネルに冷却水を供給する。冷却水は、原子炉圧力容器からのふく射及び 原子炉圧力容器外側の空気の自然対流によって、水冷管パネルに伝えられた熱を除去するととも に、原子炉圧力容器を取囲む1次遮へい体のコンクリートを冷却した後、冷却器にて補機冷却水設 備の冷却材と熱交換し、再び循環ポンプに戻る。水冷管パネルの前面には熱反射板を設け、原子炉 圧力容器から水冷管パネルへのふく射による除熱量を所定の値にする。

サージタンクは、循環ポンプの入口の配管と接続し、タンク内の窒素ガス圧力を制御することに より、冷却水を所定の圧力に維持する。

循環ポンプは、各系統に1台で必要容量を有するものをそれぞれ2台ずつ設置し、それぞれ非 常用低圧母線から給電する。

また、特殊運転で実施する炉容器冷却設備停止試験では、循環ポンプの一部又は全てを停止する。

7.3.5 評 価

(1) 炉容器冷却設備は、強制循環による炉心の冷却が期待できない設計基準事故時に原子炉圧力容

器、炉内構造物、炉心構成要素及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持し、燃料の過大な 損傷を防止できる。

- (2) 炉容器冷却設備は、通常運転時において1次遮へい体のコンクリート温度を65℃以下に維持で きる。
- (3) 炉容器冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、独立に2系統有しているので所定の安全機能を達成できる。
- (4) 炉容器冷却設備は、通常運転時及び異常状態時に想定される冷却水圧力、温度等を考慮して設計 条件を設定するので、腐食等を考慮しても健全性を損なわない構造強度を有している。
- (5) 炉容器冷却設備は、通常運転時に、流量、温度等を測定することにより異常を検知できる。
- 7.3.6 試験検査

炉容器冷却設備の機器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験を、また、製作中 には、非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。

現地据付後に機能を発揮することを確認するため、動的機器の作動試験及び系統機能試験を行う。

供用開始後、機能が十分に発揮できることを確認するため定期的に動的機器の作動試験を行う。

- 7.4 原子炉格納施設
 - 7.4.1 概 要

原子炉格納施設は、原子炉格納容器及びその附属設備で構成し、1次冷却設備の二重管破断事故 時等において放射性物質の外部への放散を抑制し、原子炉施設周辺の一般公衆及び従事者等の安 全を確保するためのものである。

原子炉格納容器は、二重管破断事故時等に圧力障壁となり、かつ、放射性物質の放散に対する障 壁を形成するため、原子炉格納容器を貫通する配管には隔離弁を設ける。

原子炉格納容器への出入は、エアロックを通して行い、補修等における機器の搬出入は、メンテ ナンスハッチによって行う。燃料交換は、燃料交換ハッチを通して行う。

7.4.2 設計方針

原子炉格納施設は、次の方針により設計する。

- (1) 原子炉格納容器は、想定される1次冷却設備の二重管破断事故による減圧事故に対しても、設計 基準事故時の最大の圧力と温度に耐えるようにする。
- (2) 原子炉格納容器の設計荷重としては、通常運転時荷重、試験時荷重、設計基準事故時荷重及び設計用地震力を考慮し、これらの荷重を適切に組合せた各荷重状態において、必要な構造強度を有するようにする。
- (3) 非延性破壊防止のため、原子炉格納容器については、最低使用温度(-12.7℃)を考慮した温度で 破壊じん性試験を行い、規定値を満足する材料を使用する。
- (4) 配管、電線等のすべての原子炉格納容器貫通部は、漏えいが十分小さい構造とする。原子炉格納 容器は、常温、空気、最高使用圧力の0.9倍の圧力において原子炉格納容器内空気重量の0.1%/d

以下の漏えい率となるようにする。

- (5) 原子炉格納容器を貫通する配管で、設計基準事故時に閉鎖が要求されるものには隔離弁を設け、 原子炉格納容器内部と外気との間に隔壁を構成し、設計基準事故時に原子炉格納容器の機能を維 持できるようにする。
- (6) 原子炉格納容器は、必要な時に原子炉格納容器の漏えい率試験を行えるようにする。また、ベローズを用いてシールする配管、電線、エアロック等の貫通部も、個々にあるいは小群にまとめて漏えい試験又は漏えい率試験ができるようにする。
- (7) 減圧事故時に原子炉圧力容器内にある黒鉛構造物の酸化により発生する可燃性ガスの燃焼を防止する。
- 7.4.3 主要設備の仕様

原子炉格納容器の設備仕様を第7.4.1表に示す。

- 7.4.4 主要設備
 - 7.4.4.1 原子炉格納容器

原子炉格納容器は、皿形の上鏡部及び下鏡部と円筒胴部から構成する鋼製の耐圧容器で、附 属設備として上鏡部には、燃料交換ハッチ及びメンテナンスハッチを設け、胴部にはエアロッ ク等を設ける。

原子炉格納容器と基礎版との接続部には弾性充填材を使用し、設計基準事故時における内 圧、熱膨張で生じる不連続部応力の緩和を図る。

原子炉格納容器は、常温、空気、最高使用圧力の0.9倍の圧力において原子炉格納容器内空 気重量の0.1%/d以下の漏えい率となるようにする。

原子炉格納容器バウンダリの非延性破壊を防止するため、フェライト系鋼材で製作する部 分に対しては、最低使用温度(-12.7℃)を考慮した温度で破壊じん性試験を行い、規定値を満 足する材料を使用する。

原子炉格納容器の形状を第7.4.1 図に、原子炉格納容器バウンダリの範囲を第7.4.2 図に、 それぞれ示す。

- 7.4.4.2 原子炉格納容器附属設備
 - (1) 配管、電線及びダクト貫通部

配管及び電線の原子炉格納容器貫通部は、原子炉格納容器壁に溶接したスリーブ中に配管 及び電線を通し、また、ダクト及び一部の配管は、直接原子炉格納容器壁に溶接し、原子炉格 納容器バウンダリとしての機能を十分満足できる構造とする。なお、電線及びベローズを用い てシールする配管の原子炉格納容器貫通部は、個々にあるいは小群にまとめて漏えい試験又 は漏えい率試験が行えるようにする。

原子炉格納容器貫通部の設計に際しては、内圧、熱膨張及び地震による荷重を考慮する。

(2) エアロック、メンテナンスハッチ、燃料交換ハッチ等

原子炉格納容器への出入口として、エアロック、非常用避難口及びメンテナンスハッチを設

ける。高温プレナム部温度計装用熱電対の交換のため、熱電対交換ハッチを設ける。また、燃料交換のための燃料交換ハッチを設ける。

エアロックは、原子炉格納容器内に設置する機器の点検及び保守作業の際に使用し、非常用 避難口は、緊急時の出入に使用するためのもので、エアロックから離れた位置に設ける。

エアロック及び非常用避難口の扉は、原子炉格納容器の最高使用圧力の 0.9 倍の圧力に対 して気密性を保つ。熱電対交換ハッチ、メンテナンスハッチ及び燃料交換ハッチのふたは、ボ ルト締めとし、シール部は2重ガスケットシールによる気密構造とする。

(3) 隔離弁

原子炉格納容器を貫通する配管には、次に示す方針で隔離弁を設け、原子炉格納容器バウン ダリを構成する。

- a. 原子炉冷却材圧カバウンダリに連絡するか、又は原子炉格納容器内に開口し、原子炉格 納容器を貫通する配管には、設計基準事故時に閉鎖が要求されない配管及び計装配管等の 特殊な細管を除いて、次の事項を満足する隔離弁を設ける。
 - (a) 原子炉格納容器の内側に1個、外側に1個の隔離弁を設ける。ただし、物理的あるい は環境条件から隔離弁の設置が困難である場合には、外側に2個の隔離弁を設ける。隔 離弁は、自動隔離弁、ロック付閉鎖弁又は設計基準事故時に十分な隔離機能を有する逆 止弁とする。
 - (b) 隔離弁は、原子炉格納容器に近接して設ける。
 - (c) 自動隔離弁の駆動動力源は、その多重性を考慮し、駆動動力源の単一故障を想定して も隔離機能が失われないようにする。
- b. 原子炉格納容器の内側又は外側において閉じた系は、少なくとも1個の自動隔離弁を原 子炉格納容器に接近して設ける。
- c. 計装配管のような特殊な配管で、その配管を通じての漏えいが十分許容できるほどに少 ないものには、隔離弁を設けないことができる。
- d. 自動隔離弁は、原子炉格納容器隔離信号により自動的に閉鎖することができるものとする。
- 7.4.5 評 価
 - (1) 原子炉格納容器は、通常運転時及び異常状態時に生じる圧力及び温度に、地震荷重を適切に組合 せた状態で健全性を損なわない設計としているので、1次冷却設備の二重管破断事故により生じる 最高圧力及び温度に耐えることができる。
 - (2) 原子炉格納容器は、原子炉格納容器漏えい率試験により常温、空気、最高使用圧力の 0.9 倍の圧 力において、原子炉格納容器内空気重量の 0.1%/d 以下の漏えい率であることを確認できる。
 - (3) 原子炉格納容器バウンダリを構成する機器は、最低使用温度(-12.7℃)を考慮した破壊じん性試験を行い、規定値を満足する材料を使用し、設計、製作に留意するので、脆性的挙動を示さず、かつ、急速な伝播型破断を生じるおそれはない。
 - (4) 原子炉格納容器を貫通する配管で、設計基準事故時に閉鎖が要求されるものには、隔離弁を設けて、原子炉格納容器内部と外気との間に隔壁を構成し、設計基準事故時に原子炉格納容器の機能を

維持できる。

- (5) 減圧事故時、原子炉格納容器内の酸素がすべて黒鉛酸化に消費され、一酸化炭素が発生したと仮 定しても、可燃性ガスの燃焼は起こらない。
- 7.4.6 試験検査
 - (1) 原子炉格納容器漏えい率試験 原子炉格納容器は、漏えい率が測定できるようにする。試験方法は、日本電気協会電気技術規程 (原子力編), JEAC 4203-1974「原子炉格納容器の漏えい試験」に準じて行う。
 - (2) 原子炉格納容器貫通部漏えい試験

エアロック、電気配線、ベローズを用いてシールする配管等の原子炉格納容器貫通部については、 必要に応じて個々にあるいは小群にまとめて漏えい試験を行う。試験方法は、日本電気協会電気技 術規程(原子力編)JEAC 4203-1974「原子炉格納容器の漏えい試験」に準じて行う。

(3) 原子炉格納容器隔離弁試験

現地据付後及び使用開始後、定期的に原子炉格納容器バウンダリの健全性を確認するため、原子 炉格納容器隔離信号による隔離弁の作動試験を行う。

- 7.5 非常用空気浄化設備
 - 7.5.1 概 要

非常用空気浄化設備は、排風機と排気フィルタユニット等で構成し、減圧事故時等において、サ ービスエリアを負圧に維持するに必要な容量のものを2系統設置する。

非常用空気浄化設備は、原子炉格納容器を取囲み、原子炉建家内の燃料取扱及び貯蔵設備、1次 ヘリウム純化設備、実験設備の炉外設備等を収納するサービスエリア内の放射能濃度が上昇する おそれのある場合及び放射能濃度が上昇した場合に自動起動し、サービスエリア内を負圧に維持 し、サービスエリアの空気を浄化して環境に排気管により放出し放射性物質を低減させる。 非常用空気浄化設備の系統を第7.5.1図に示す。

7.5.2 設計方針

非常用空気浄化設備は、次の方針により設計する。

- (1) 非常用空気浄化設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、サービスエリアの 負圧を達成できるようにする。
- (2) 排気フィルタユニットによるよう素除去効率は、95%以上となるようにする。
- (3) 非常用空気浄化設備は、定期的に起動試験及び性能の確認ができるようにする。
- 7.5.3 主要設備の仕様

非常用空気浄化設備の設備仕様を第7.5.1表に示す。

- 7.5.4 主要設備
 - (1) 排風機

排風機は、1台で十分な容量を有するものを2台設け、それぞれ独立した非常用低圧母線から給 電する。

(2) 排気フィルタユニット

排気フィルタユニットは、1基で十分な容量を有するものを2基設ける。排気フィルタユニット は、よう素除去フィルタ及び微粒子フィルタを内蔵しており、設計基準事故時に排気中のよう素及 びじんあい濃度を低減する。よう素の除去効率は、95%以上とする。

(3) 排気管

排気管は、原子炉建家に隣接する排気筒にそわせて設置し、非常用空気浄化設備からの排気を地 上高さ約80mの排気口から大気に放出する。

- 7.5.5 評 価
 - (1) 非常用空気浄化設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、サービスエリアの 負圧を達成できる。
 - (2) 排気フィルタユニットは、減圧事故時において、環境に放出される放射性物質の濃度を低減する ことができる。
 - (3) 非常用空気浄化設備は、定期的に起動試験及び性能の確認を行うことができる。
- 7.5.6 試験検査

非常用空気浄化設備は、プラント運転に先立ち、設備作動信号による系統試験を行い、サービス エリアの負圧維持能力を確認する。供用開始後は定期的に排風機の作動試験及びよう素除去フィル タのサンプルを取出し、吸着試験を行う。フィルタ差圧については測定表示し、目詰りを監視する。

形式	たて置U字管型
基 数	1
最高使用圧力	
外 胴	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
伝 熱 管	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm²g)
最高使用温度	
外 胴	430 ℃
伝 熱 管	420 °C
1次冷却材流量(最大)	約 4.3 t/h
1次冷却材入口温度(最高)	約 950 ℃
1次冷却材出口温度	約 390 ℃
補助冷却水流量	約 60 t/h
補助冷却水入口温度	約 100 ℃
補助冷却水出口温度	約 150 ℃
容 量	約 3.5 MW
伝熱管寸法	
外 径	約 25.4 mm
肉 厚	約 2.6 mm
胴部外径	約 1.1 m
全 長	約 5.2 m
材 料	
胴 部	低合金鋼
伝 熱 管	オーステナイト系ステンレス鋼

形式	たて型遠心式動圧ガス軸受型
台 数	2
流 量	約 3.0 t/h/台
昇 圧	約19.6kPa (約 0.2 kg/cm²)
最高使用圧力	4.7 MPa[gage] (48 kg/cm ² g)
最高使用温度	430 °C
電 動 機	
形 式	かご型三相誘導電動機
出力(最大)	約 15 kW
回転数(最大)	約 12,000 rpm

第7.2.3 表 補助冷却水空気冷却器の設備仕様

形式	フィン付管型
基数	1
最高使用圧力	4.7 MPa[gage](48 kg/cm ² g)
最高使用温度	262 °C
補助冷却水流量	約 60 t/h
空気流量	約 300 t/h
空気入口温度	約 40 ℃
空気出口温度	約 84 ℃
容量	約 3.5 MW
伝熱管寸法	
外 径	約 25.4 mm
肉 厚	約 2.0 mm
伝熱管材料	炭素鋼

第7.2.4 表 補助冷却水循環ポンプの設備仕様

形	式	横置遠心式
台	数	2
流		約 60 t/h/台
揚	程	約 50 m
電動	機出力	約 19 kW

第7.2.5表 補助冷却水加圧器の設備仕様

形式	たて置円筒型
基数	1
最高使用圧力	4.7 MPa[gage](48 kg/cm ² g)
最高使用温度	262 °C
寸 法	
外 径	約 0.8 m
高さ	約 2.5 m

補助ヘリウム冷却系の配管							
	重管						
	外	管					
		外	径		約	508	mm
		肉	厚		約	28	mm
	内	管					
		外	径		約	381	mm
		肉	厚		約	12	mm
単	督	會(補助	ヘリウム	循環機~補助	助冷却器))	
	外	径			約	165	mm
	肉	厚			約	11	mm
補助冷却水系の配管							
	外	径			約	102	mm
	肉	厚			約	6	mm

第7.2.6表 補助冷却設備の配管の設備仕様

隔離弁		
形	式	玉形弁
個	数	6
安全弁		
形	式	バネ式
個	数	1
逃し弁		
形	式	バネ式
個	数	1
逆止弁		
形	式	スイング式
個	数	5
止め弁		
形	式	玉形弁
個	数	15

第7.2.7表 補助冷却設備の主要弁の設備仕様

第7.3.1表 炉容器冷却設備の設備仕様

系統数	2
最高使用圧力	0.98 MPa[gage] (10 kg/cm ² g)
最高使用温度	90 °C
水冷管パネル	
流体	水
流 量	約 90 t/h/系統
主要材質	炭素鋼
循環ポンプ	
形 式	横置遠心式
台 数	2/系統(うち1台は予備)
流 量	約 90 t/h/台
揚 程	約 40 m
冷却器	
形 式	横置 U 字管型
基数	1/系統
冷却容量	約 0.3 MW/基
主要材質	炭素鋼

形式	鋼製上下部皿形鏡円筒型
最高使用圧力	0.39 MPa[gage](4.0 kg/cm ² g)
最高使用温度	150 °C
主要寸法	
胴部内径	約 18.5 m
全 高	約 30 m
胴部肉厚	約 30 mm
鏡部肉厚	約 38 mm
燃料交換ハッチ内径	約 8.5 m
メンテナンスハッチ内径	約 2.4 m
エアロック内径	約 2.5 m
自由体積	約 2,800 m ³
材 質	炭素鋼(JIS G 3118)
漏えい率	原子炉格納容器内空気重量 の 0.1%/d 以下 (常温、空気、最高使用王力) の0.9倍の圧力において

第7.5.1表 非常用空気浄化設備の設備仕様

排気フィルタユニット	
形式	電気ヒータ、微粒子フィルタ及び よう素除去フィルタ内蔵型
基数	2
風量	約 56 m³/min/基
チャコール層厚さ	約 50 mm
よう素除去効率	95 %以上 (相対湿度約 80%、温度 50℃において)
微粒子除去効率	99 %以上(0.7µm粒子)
排 風 機	
台 数	2
風 量	約 56 m³/min/台



第7.2.1 図 補助冷却設備系統説明図

8-7-20



第7.2.2 図 補助冷却器構造説明図



第7.3.1 図 炉容器冷却設備系統説明図

8-7-22



第7.4.1 図 原子炉格納容器説明図



第7.4.2 図 原子炉格納容器バウンダリ説明図



第7.5.1 図 非常用空気浄化設備系統説明図

8. 原子炉補助施設

8.1 概 要

原子炉補助施設は、原子炉の運転及び安全を保持するための施設であり、次の各設備から構成する。

- (1) 残留熱除去設備
- (2) 1次ヘリウム純化設備
- (3) 1次ヘリウム貯蔵供給設備
- (4) 2次ヘリウム純化設備
- (5) 2次ヘリウム貯蔵供給設備
- (6) 燃料取扱及び貯蔵設備
- (7) 試料採取設備
- 8.2 残留熱除去設備
 - 8.2.1 概 要

残留熱除去設備は、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去するものである。原 子炉の通常停止時には、1次冷却設備が2次へリウム冷却設備及び加圧水冷却設備と連繋して、ま た、1次冷却設備等の補修時あるいは異常状態時においては、工学的安全施設の補助冷却設備又は 炉容器冷却設備が残留熱除去設備として機能する。

8.2.2 設計方針

残留熱除去設備としての1次冷却設備、補助冷却設備及び炉容器冷却設備は、次の方針により設計する。

- (1) 1次冷却設備は、原子炉の通常停止時に2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備と連繋して、 炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を加圧水冷却設備の加圧水空気冷却器により大 気に放散できるようにする。
- (2) 補助冷却設備は、1次冷却設備等の補修時、運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉のスクラム時及び設計基準事故時(減圧事故、1次冷却設備の二重管内管破断事故、補助冷却設備の二重管内管破断事故等、強制冷却による炉心冷却が期待できない設計基準事故を除く)に炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去し、補助冷却水空気冷却器から大気に放散するようにする。
- (3) 炉容器冷却設備は、減圧事故、1次冷却設備の二重管内管破断事故、補助冷却設備の二重管内管 破断事故時等、強制冷却による炉心冷却が期待できない設計基準事故時に、補機冷却水設備と連繋 して原子炉圧力容器を外側から間接的に冷却することにより、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱 及び他の残留熱を除去し、補機冷却水設備の冷却塔から大気に放散するようにする。
- (4) 補助冷却設備及び炉容器冷却設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達成できるようにする。
- 8.2.3 主要設備の仕様

1次冷却設備の設備仕様を「4.1次冷却設備」に、補助冷却設備の設備仕様を「7.2 補助冷却設

備」に、炉容器冷却設備の設備仕様を「7.3 炉容器冷却設備」に、それぞれ示す。

8.2.4 主要設備

1次冷却設備の主要設備を「4. 1次冷却設備」に、補助冷却設備の主要設備を「7.2 補助冷却設備」に、炉容器冷却設備の主要設備を「7.3 炉容器冷却設備」に、それぞれ示す。

- 8.2.5 評価
 - (1) 1次冷却設備は、原子炉の通常停止時に、2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備と連繋して、 炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去するとともに、原子炉冷却材圧力バウン ダリの健全性を維持することができる。
 - (2) 補助冷却設備は、1次冷却設備等の補修時及び運転時の異常な過渡変化に伴う原子炉のスクラム時及び設計基準事故時(減圧事故、1次冷却設備の二重管内管破断事故、補助冷却設備の二重管内管破断事故等、強制冷却による炉心冷却が期待できない設計基準事故を除く)に炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及びその他の残留熱を除去するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持することができる。
 - (3) 炉容器冷却設備は、補助冷却設備による炉心冷却が期待できない設計基準事故時に補機冷却水設備と連繋して、原子炉圧力容器を外側から間接的に冷却することにより、原子炉圧力容器の健全性を維持するとともに、炉心からの核分裂生成物の崩壊熱及び他の残留熱を除去し、燃料から1次冷却材中への多量の放射能の放出を有効に防止することができる。
 - (4) 補助冷却設備及び炉容器冷却設備は、動的機器を多重にし、かつ、それぞれ独立の非常用低圧母線から給電しているので、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても所定の機能を達成することができる。
- 8.2.6 試験検査
 - (1) 1次冷却設備の試験検査は、「4. 1次冷却設備」に示す。
 - (2) 2次ヘリウム冷却設備の試験検査は、「5. 2次ヘリウム冷却設備」に示す。
 - (3) 加圧水冷却設備の試験検査は、「6. 加圧水冷却設備」に示す。
 - (4) 補助冷却設備の試験検査は、「7.2 補助冷却設備」に示す。
 - (5) 炉容器冷却設備の試験検査は、「7.3 炉容器冷却設備」に示す。
- 8.3 1次ヘリウム純化設備
 - 8.3.1 概要

1次ヘリウム純化設備は、プレチャコールトラップ、入口加熱器、酸化銅反応筒、冷却器、モレ キュラーシーブトラップ、コールドチャコールトラップ、ガス循環機、戻り加熱器等から構成する。

1次へリウム純化設備は、補助冷却器より1次冷却材の一部を抜出し、不純物を除去した後、補助冷却器及び原子炉圧力容器の制御棒スタンドパイプへ戻す。また、1次へリウム貯蔵供給設備に よる1次冷却材の供給及び回収は、1次へリウム純化設備を通して行うことができる。

モレキュラーシーブトラップ及びコールドチャコールトラップで捕集した不純物は、一定期間

保持した後、吸着材から分離し、気体廃棄物の廃棄施設へ移送する。

1次ヘリウム純化設備の系統を第8.3.1図に示す。

8.3.2 設計方針

1次ヘリウム純化設備は、次の方針により設計する。

- (1) 1次ヘリウム純化設備は、1次冷却材中の化学的不純物を除去して黒鉛構造物及び1次冷却設備 等の金属構造物の腐食を低減するとともに、1次冷却材中の放射能を低減するために放射性物質を 除去し、1次冷却材の純化を行えるようにする。
- (2) 1次ヘリウム純化設備は、環境への放出放射能量を低減するために、1次冷却材から除去した放 射性物質を一定期間(約50日)保持し、放射能を減衰させることができるようにする。
- (3) 1次ヘリウム純化設備は、制御棒駆動装置の汚染を低減するために制御棒スタンドパイプ内へパ ージ用のヘリウムガスを供給できるようにする。
- 8.3.3 主要設備の仕様

1次ヘリウム純化設備の設備仕様を第8.3.1表に示す。

- 8.3.4 主要設備
 - プレチャコールトラップ
 プレチャコールトラップは、活性炭を充填した吸着筒で、1次冷却材中のよう素及び金属性核分裂生成物を吸着除去する。
 - (2) 入口加熱器

入口加熱器は、酸化銅反応筒での反応を促進するために、1次冷却材を電気ヒータにより約250℃ に加熱する。

- (3) 酸化銅反応筒
 酸化銅反応筒は、酸化銅を充填したもので、1次冷却材中のH₂、COを酸化してH₂0、CO₂にする。
- (4) 冷却器 冷却器は、モレキュラーシーブトラップでの吸着を促進するため、酸化銅反応筒からの1次冷却 材を冷水装置の冷却水により冷却する。
- (5) モレキュラーシーブトラップ モレキュラーシーブトラップは、モレキュラーシーブを充填した吸着筒で、1 次冷却材中の H₂0 及び CO₂を吸着除去する。
- (6) コールドチャコールトラップ コールドチャコールトラップは、活性炭を充填した吸着筒を液体窒素により冷却し、1次冷却材 中の希ガス、CH4、0.及びNoを吸着除去する。
- (7) ガス循環機 ガス循環機は、2 台設置し、1 台は予備とする。流量は、ガス循環機のバイパス流量を調節する ことにより制御する。

(8) 戻り加熱器

戻り加熱器は、補助冷却器へ戻す1次冷却材を電気ヒータにより、約365℃に加熱する。

- 8.3.5 評価
 - (1) 1 次ヘリウム純化設備は、黒鉛構造物及び 1 次冷却設備等の金属構造物の腐食を低減するために、1 次冷却材中の化学的不純物を除去できる。また、1 次冷却材中の希ガス、よう素及び金属性核分裂生成物の量を低減することができる。
 - (2) 1次ヘリウム純化設備は、モレキュラーシーブトラップ及びコールドチャコールトラップにおいて、1次冷却材から除去した希ガス及び金属性核分裂生成物を一定期間(約 50 日)保持し、放射能を減衰させることにより、環境への放出放射能量を低減することができる。
 - (3) 1次ヘリウム純化設備は、制御棒スタンドパイプ内へパージ用のヘリウムガスを供給することに より、制御棒駆動装置の汚染を低減することができる。
- 8.4 1次ヘリウム貯蔵供給設備
 - 8.4.1 概 要

1 次へリウム貯蔵供給設備は、貯蔵タンク、供給タンク、ヘリウム移送圧縮機等から構成する。
 1 次へリウム貯蔵供給設備は、通常運転時にヘリウムガスを貯蔵しており、必要に応じて1次冷却設備、1 次へリウム純化設備等にヘリウムガスを供給する。

1次ヘリウム貯蔵供給設備の系統を第8.4.1図に示す。

8.4.2 設計方針

1次ヘリウム貯蔵供給設備は、次の方針により設計する。

- (1) 1次ヘリウム貯蔵供給設備は、通常運転時において、1次冷却材の圧力を所定の値に維持できるようにする。
- (2) 1次ヘリウム貯蔵供給設備は、1次冷却設備、1次ヘリウム純化設備等にヘリウムガスを供給で きるようにする。
- 8.4.3 主要設備の仕様

1次ヘリウム貯蔵供給設備の設備仕様を第8.4.1表に示す。

- 8.4.4 主要設備
 - (1) 貯蔵タンク

貯蔵タンクは、1次冷却設備及び補助冷却設備の1次冷却材全保有量を貯蔵できる容量とし、燃料交換時等に1次冷却設備から1次冷却材であるヘリウムガスを回収し高圧貯蔵する。また、通常運転時は、1次冷却材の圧力の調整のために1次冷却材を1次冷却設備等から必要に応じて回収する。

(2) 供給タンク 供給タンクは、ヘリウムガスを高圧貯蔵し、通常運転時の原子炉冷却材圧力バウンダリからの1 次冷却材の小さな漏えいに対する補給及び圧力の調整のために、1次へリウム純化設備を介してへ リウムガスを1次冷却設備へ供給する。また、1次へリウム純化設備等にヘリウムガスを供給する。

- (3) ヘリウム移送圧縮機 ヘリウム移送圧縮機は、ヘリウムガスの貯蔵タンクへの受入れ及び貯蔵タンクから供給タンク への移送に用いる。
- 8.4.5 評 価
 - (1) 1次ヘリウム貯蔵供給設備は、供給タンクからのヘリウムガスの供給あるいは貯蔵タンクへの1 次冷却材の回収により、通常運転時に1次冷却材の圧力を所定の値に維持することができる。
 - (2) 1次ヘリウム貯蔵供給設備は、1次冷却設備、1次ヘリウム純化設備等にヘリウムガスを供給す ることができる。
- 8.5 2次ヘリウム純化設備
 - 8.5.1 概要

2 次へリウム純化設備は、入口加熱器、酸化銅反応筒、冷却器、モレキュラーシーブトラップ、 コールドチャコールトラップ、ガス循環機、戻り加熱器等から構成する。

2次ヘリウム純化設備は、2次加圧水冷却器から2次冷却材(ヘリウムガス)の一部を抜出し、不 純物を除去した後、2次加圧水冷却器へ戻す。また、2次ヘリウム貯蔵供給設備による2次冷却材 の供給及び回収は、2次ヘリウム純化設備を通して行う。モレキュラーシーブトラップ及びコール ドチャコールトラップで捕集した不純物は、吸着材から分離し、原子炉建家I系換気空調装置へ移 送する。

2次ヘリウム純化設備の系統を第8.5.1図に示す。

8.5.2 設計方針

2次ヘリウム純化設備は、2次ヘリウム冷却設備の金属構造物の腐食を低減するために、2次冷却材の純化を行うことができる設計とする。

8.5.3 主要設備の仕様

2次ヘリウム純化設備の設備仕様を第8.5.1表に示す。

- 8.5.4 主要設備
 - (1) 入口加熱器

入口加熱器は、酸化銅反応筒での反応を促進するために、2次冷却材を電気ヒータにより約250℃ に加熱する。

- (2) 酸化銅反応筒 酸化銅反応筒は、酸化銅を充填したもので、2次冷却材中のH₂、COを酸化してH₂O、CO₂にする。
- (3) 冷却器 冷却器は、モレキュラーシーブトラップでの吸着を促進するため、酸化銅反応筒からの2次冷却

材を冷水装置の冷却水により冷却する。

- (4) モレキュラーシーブトラップ
 モレキュラーシーブトラップは、モレキュラーシーブを充填した吸着筒で、2次冷却材中のH₀0
 及び CO₂を吸着除去する。
- (5) コールドチャコールトラップ コールドチャコールトラップは、活性炭を充填した吸着筒を液体窒素により冷却し、2次冷却材 中の CH₄、0₂及び №を吸着除去する。
- (6) ガス循環機

ガス循環機は、2 台設置し、1 台は予備とする。流量は、ガス循環機のバイパスラインの流量を 調節することにより制御する。

- (7) 戻り加熱器 戻り加熱器は、2次加圧水冷却器へ戻す2次冷却材を電気ヒータにより、約350℃に加熱する。
- 8.5.5 評価

2 次へリウム純化設備は、2 次冷却材の純化を行うことにより、2 次へリウム冷却設備の金属構造物の腐食を低減することができる。

- 8.6 2次ヘリウム貯蔵供給設備
 - 8.6.1 概 要

2 次ヘリウム貯蔵供給設備は、貯蔵タンク、供給タンク、ヘリウム移送圧縮機等から構成する。
2 次ヘリウム貯蔵供給設備は、通常運転時にヘリウムガスを貯蔵しており、必要に応じて2 次へ
リウム冷却設備、2 次ヘリウム純化設備にヘリウムガスを供給する。

2次ヘリウム貯蔵供給設備の系統を第8.6.1図に示す。

8.6.2 設計方針

2次ヘリウム貯蔵供給設備は、次の方針により設計する。

- (1) 2次ヘリウム貯蔵供給設備は、通常運転時に、1次・2次ヘリウム差圧制御系とあいまって2次 冷却材の圧力を所定の値に維持できるようにする。
- (2) 2次ヘリウム貯蔵供給設備は、2次ヘリウム純化設備にヘリウムガスを供給できるようにする。
- 8.6.3 主要設備の仕様

2次ヘリウム貯蔵供給設備の設備仕様を第8.6.1表に示す。

- 8.6.4 主要設備
 - (1) 貯蔵タンク

貯蔵タンクは、2次ヘリウム冷却設備の2次冷却材全保有量を貯蔵できる容量を有し、燃料交換 時等に2次ヘリウム冷却設備から2次冷却材であるヘリウムガスを回収し、高圧貯蔵する。また、 通常運転時には1次冷却設備と2次ヘリウム冷却設備の差圧を所定の値に維持するために2次冷 却材を2次ヘリウム冷却設備から必要に応じて回収する。

(2) 供給タンク

供給タンクは、ヘリウムガスを高圧貯蔵し、通常運転時の2次ヘリウム冷却設備からの2次冷 却材の小さな漏えいに対する補給及び圧力の調整のために、ヘリウムガスを2次ヘリウム冷却設 備に供給する。また、2次ヘリウム純化設備等にヘリウムガスを供給する。

(3) ヘリウム移送圧縮機

ヘリウム移送圧縮機は、ヘリウムガスの貯蔵タンクへの受入れ及び貯蔵タンクから供給タンク への移送に用いる。

- 8.6.5 評価
 - (1) 2次ヘリウム貯蔵供給設備は、供給タンクからのヘリウムガスの供給あるいは貯蔵タンクへの2 次冷却材の回収により、通常運転時に2次ヘリウム冷却設備の冷却材の圧力を所定の値に維持す ることができる。
 - (2) 2次ヘリウム貯蔵供給設備は、2次ヘリウム純化設備等にヘリウムガスを供給することができる。

8.7 燃料取扱及び貯蔵設備

8.7.1 概要

燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料、使用済燃料等の取扱い及び貯蔵を安全、かつ、確実に行うた めのものであり、原子炉建家内に設ける新燃料貯蔵設備、燃料取扱設備、使用済燃料貯蔵設備及び 使用済燃料検査設備並びに使用済燃料貯蔵建家内に設ける使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備 から構成する。

燃料交換は、照射試験及び照射後試験に供するものを除き、約3年に一回行い、全炉心同時取替 方式を予定している。

原子炉建家内の燃料取扱及び貯蔵設備の概略を第8.7.1 図に、使用済燃料貯蔵建家内の燃料取扱 及び貯蔵設備の概略を第8.7.2 図に示す。

燃料取扱及び貯蔵設備は、燃料体のほか、上部遮へい体ブロック、可動反射体ブロック、制御棒 案内ブロック、制御棒、燃料限界照射試料等も取扱う。

原子炉施設に搬入した新燃料は、受入検査後、新燃料貯蔵設備に貯蔵する。

燃料交換は、原子炉の停止後に、原子炉格納容器の燃料交換ハッチを取外し、圧力容器ふたに取 付けた制御棒スタンドパイプ内の反応度制御設備を取出した後、燃料交換機によりカラムごとに 燃料体1体ずつ行う。

使用済燃料は、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備で、2年以上冷却する。冷却後は、燃料出入 機により、使用済燃料貯蔵建家内に搬入し、同建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵保管する。なお、 使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制御棒、燃料限界照射試料等は、必要に応じ

て貯蔵プール等で一時貯蔵した後、使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵する。

原子炉建家内の燃料交換機等の移動は、原子炉建家天井クレーンを使用し、使用済燃料貯蔵建家 内の燃料出入機等の移動は、使用済燃料貯蔵建家天井クレーンを使用して行う。

燃料取扱いルート説明図を第8.7.3図に示す。

8.7.2 設計方針

燃料取扱及び貯蔵設備は、次の方針により設計する。

- (1) 燃料取扱及び貯蔵設備のうちの燃料交換機、使用済燃料貯蔵設備及び燃料出入機は、定期的な試 験及び検査が行えるようにする。
- (2) 燃料の貯蔵設備は、適切な格納性を有し、換気系を備えた区画に配置する。また、使用済燃料の 貯蔵ラックは、気密性を有するようにする。
- (3) 新燃料貯蔵設備は、約1.5 炉心相当分の燃料貯蔵容量を有し、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備は、約2 炉心相当分の燃料貯蔵容量を有するようにする。使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備は、約10 炉心相当分の燃料貯蔵容量を有するようにする。
- (4) 燃料取扱設備は、燃料体等の取扱中落下を防止できるようにする。
- (5) 燃料取扱設備は、燃料体等の設計及び燃料交換手順の管理とあいまって、燃料体等の誤装荷を防止できるようにする。
- (6) 使用済燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、放射線業務従事者等の被ばくを合理的に達成可能な限 り低くするようにする。
- (7) 使用済燃料貯蔵設備は、燃料の崩壊熱を除去するため十分な熱除去能力を有するようにする。
- (8) 原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、プール水の保有量が著しく減少することを防止するために、十分な耐震性を有するようにするとともに、貯蔵プールに接続する配管等はプール水の著しい減少を引き起こすことのないようにする。
- (9) 使用済燃料貯蔵設備は、十分な構造強度及び耐震性を有するようにし、燃料体等の取扱中落下を 想定しても、プール水の漏えい等を引き起こすような重大な損傷を起こさないようにする。
- (10) 燃料を貯蔵する貯蔵ラックは、燃料体の水平配置の間隔を十分にとり、貯蔵容量分の新燃料を貯蔵した状態で、実効増倍率が最も高くなるような水分雰囲気で貯蔵ラック内が満たされたと仮定しても、実効増倍率は0.90以下で十分な未臨界性を確保できるようにする。また、地震時にも健全性を維持し、燃料体同士を接近させないようにする。新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備は、浸水することがないようにするが、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても、実効増倍率を0.90以下で臨界未満となるようにする。

燃料取扱設備は、一度に取扱う燃料体数を制限する構造とし、臨界を防止するようにする。

- (11) 燃料の取扱場所は、周辺の放射線監視を行い、過度の放射線レベルに達した場合は中央制御室に 警報を発するようにする。原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、プール水の漏えい の監視のため、漏えい検出と水位監視ができるようにするとともに、「水位低」警報を設け、中央制 御室に警報を発するようにする。プール水冷却浄化設備の運転状況は、現場及び中央制御室で監視 できるようにする。
- (12) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、多量の放射性物質等を放出するおそれのある事故に対して、基準地震動が発生した際であっても、貯蔵プールに注水ができるようにする。このため、仮設ホース等を接続して貯蔵プールに注水する配管は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有する設計とする。
- (13) 使用済燃料は、原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールで、2年以上冷却後、使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵セルに貯蔵保管する。

使用済燃料貯蔵建家内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵セルに使用済燃料を貯蔵する際、1 つのラックに貯蔵する冷却期間が同一の使用済燃料は5体までとする。これにより1つのラックに10体の使用済 燃料を貯蔵する際は、冷却期間2年以上の使用済燃料5体をラックの上側に、さらに冷却期間4年以上の使用済燃料5体をラックの下側に貯蔵する。使用済燃料の貯蔵保管については、運用方法を定め管 理する。

- 8.7.3 主要設備
 - 8.7.3.1 原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備

原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料貯蔵設備、燃料取扱設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料検査設備及び附属機器から構成する。

原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様を第8.7.1表に示す。

(1) 新燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備は、新燃料搬入時に、燃料要素、黒鉛ブロック等の検査及び燃料誤装荷防止 のための番号確認を行い、燃料要素を黒鉛ブロックに挿入して、貯蔵を行うもので、貯蔵セル、 不活性ガス置換装置等から構成する。なお、新燃料貯蔵設備には、燃料体のほか、可動反射体 ブロック、制御棒案内ブロック、燃料限界照射試料等を貯蔵する。

a. 貯蔵セル

貯蔵セルは、鉄筋コンクリート造の貯蔵セル内に貯蔵ラックを設け、約1.5 炉心相当分の 燃料貯蔵容量を有する。燃料体等は、貯蔵ラックに挿入して保管し、燃料誤装荷防止のため、 貯蔵ラックには燃料体、可動反射体等を、炉心に装荷するときと同じ順列で貯蔵する。

貯蔵ラックは上部にプラグを取付けた円筒たて型容器で、耐震 B クラスとし、貯蔵容量分の新燃料を貯蔵した状態で、万一純水で満たされたとしても、更に、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても実効増倍率を 0.90以下で臨界未満となるように、燃料体の水平配置の間隔を十分確保する。

貯蔵セルの構造を第8.7.4図に示す。

b. 不活性ガス置換装置

不活性ガス置換装置は、燃料体等を炉心に装荷する以前に乾燥状態とするもので、貯蔵ラ ック内を不活性ガス雰囲気とするものである。

新燃料貯蔵設備の周辺の放射線レベルは、放射線管理設備により監視する。

(2) 燃料取扱設備

燃料取扱設備は、燃料体、可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、燃料限界照射試料等の原子炉への装荷、取出し等を行うもので、燃料交換機及び附属機器から構成する。

a. 燃料交換機

燃料交換機は、燃料交換機本体、グリッパ、グリッパ駆動部、回転ラック、ドアバルブ、 冷却空気ブロワ等から構成する。燃料体等の原子炉への装荷、取出し操作は、制御棒スタン ドパイプを通して1体ごとに実施する。

燃料交換機の構造を第8.7.5図に示す。

燃料交換機本体は、十分な放射線遮蔽を設け、密封構造とする。
グリッパは、燃料体等のつかみ、切離し操作を行うためのものであり、つかみ孔を有する 燃料体等を取扱う構造とフランジ型の燃料限界照射試料を取扱う構造の2種類がある。燃 料体等の取扱中落下を防止するために、グリッパの爪、グリッパを吊るチェーン等を多重化 し、グリッパ駆動部の電源の喪失や運転員の誤操作が生じた場合でも、燃料体等を保持でき るようにインターロックを設ける。また、燃料交換機は、燃料体の装荷順序等が変わらない ように、あらかじめ定めた操作手順に従って、グリッパの昇降、爪の開閉作業等を自動化す ることにより燃料誤装荷を防止する。

グリッパ駆動部は、モータ駆動方式であり、グリッパの昇降、爪の開閉動作等を行う際、 燃料体等を取扱中に破損させないために、燃料体等には過大な加速度が加わらないように する。

回転ラックは、円周方向に4つの収納用の筒を配置し、上部遮へい体ブロック1個及び 炉心構成要素1カラム分の収納容量を有し、収納容量分の燃料を収納しても臨界未満を維 持できる。

ドアバルブは、燃料交換機の底部に取付けられ、燃料交換時等に、床上ドアバルブとともに、気密部の形成及び放射線遮蔽を行う。

冷却空気ブロワは、使用済燃料の崩壊熱を除去する。

b. 附属機器

燃料取扱設備の附属機器として、燃料交換機メンテナンスピットを設け、燃料交換機のメ ンテナンス等を行う。

(3) 使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵設備は、原子炉で照射された燃料体、可動反射体ブロック、制御棒案内ブロ ック、制御棒、燃料限界照射試料等の貯蔵を行うもので、貯蔵プール、プール水冷却浄化設備、 照射物貯蔵ピット等から構成する。

a. 貯蔵プール

貯蔵プールは、耐震 S クラスの強固な構造物で、十分な放射線遮蔽能力を有する鉄筋コン クリート造の貯蔵プール内に貯蔵ラックを設けるもので、約 2 炉心相当分の燃料貯蔵容量 を有する。貯蔵プールの内面は、オーステナイト系ステンレス鋼板で内張りをし、プール水 の漏えいを防止する。

プール水の著しい減少防止のために、プール水冷却浄化設備の取水のための配管は、貯蔵 プールの上部に取付け、注水のための配管には逆止弁を設ける。また、貯蔵プール底部には 排水口は設けない。

貯蔵プールの内張りから、万一漏えいが生じた場合、漏えい水の検知ができるように漏え い検知装置を設置する。また、貯蔵プールには、「水位低」の警報装置を設け、プール水冷却 浄化設備室及び中央制御室に警報を発する。

貯蔵ラックは、上部に遮へいプラグを取付けた円筒たて型容器で、気密性を有する耐震 S クラスの設計とし、貯蔵容量分の新燃料を貯蔵した状態で実効増倍率が最も高くなるよう な水分雰囲気で貯蔵ラック内が満たされたと仮定しても、実効増倍率を 0.90 以下で臨界未 満となるように、燃料体の水平配置の間隔を十分確保する。 貯蔵プールの構造を第8.7.6 図に示す。

b. プール水冷却浄化設備

プール水冷却浄化設備は、使用済燃料からの崩壊熱を冷却器により除去するとともに、プ ール水を浄化し、純度を維持する。

プール水冷却浄化設備の系統を第8.7.7図に示す。

c. 照射物貯蔵ピット

照射物貯蔵ピットは、制御棒、照射物等を貯蔵する。

使用済燃料貯蔵設備がある区画の空気は、原子炉建家 I 系換気空調装置によって換気され、排気フィルタユニットを通った後、排気筒から大気に放出する。

使用済燃料貯蔵設備の周辺が過度の放射線レベルに達した場合は、放射線管理設備により中央制御室に警報を発する設計とする。

(4) 使用済燃料検査設備

使用済燃料検査設備は、使用済の燃料体、可動反射体ブロック等の試験・検査等を行うもの で、使用済燃料検査室(I)、検査機器、附属機器等から構成する。附属機器としては、燃料体 を冷却期間4ヶ月未満で取扱う場合、万一の設計基準事故に備えて、気密性を有する燃料取扱 密封容器等を設ける。

(5) 附属機器

原子炉建家内の燃料取扱及び貯蔵設備の附属機器として、床上ドアバルブ、ガス置換装置、 燃料取扱設備制御盤等を設ける。

床上ドアバルブは、燃料交換機及び制御棒交換機のドアバルブとともに、気密部の形成及び 放射線遮蔽を行う。ガス置換装置は、燃料交換機及び制御棒交換機の内部の放射性物質を含む ガスを清浄なヘリウムガス又は空気と置換し、気体廃棄物の廃棄施設に排気するためのもの である。燃料取扱設備制御盤は、燃料取扱設備の操作及び運転状況の監視等を行うために設け る。

8.7.3.2 使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備

使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備は、使用済燃料貯蔵設備、燃料取扱設備及び附 属機器から構成する。

使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様を第8.7.2表に示す。

(1) 使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造の十分な放射線遮蔽能力を有する貯蔵セル内 に、貯蔵ラックを設け、約10炉心相当分の燃料貯蔵容量を有する。貯蔵ラックには、使用済 の燃料体、可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制御棒、燃料限界照射試料等を挿入し、 貯蔵する。使用済燃料貯蔵設備の構造を第8.7.8図に示す。

貯蔵ラックは、上部に遮へいプラグを取付けた円筒たて型容器で、気密性を有する耐震 B ク ラスの設計とし、貯蔵容量分の新燃料を貯蔵した状態で、万一純水で満たされたとしても、更 に、いかなる密度の水分雰囲気で満たされたと仮定しても実効増倍率を 0.90 以下で臨界未満 となるように、燃料体の水平配置の間隔を十分確保する。 使用済燃料貯蔵建家の使用済燃料の崩壊熱は、貯蔵セルの換気用空気によって除熱され、その空気は、排気フィルタユニットを通った後、使用済燃料貯蔵建家排気筒から大気に放出される。なお、貯蔵セル内の雰囲気温度は、現場で監視できる設計とする。

使用済燃料貯蔵設備の周辺が過度の放射線レベルに達した場合は、放射線管理設備により、 中央制御室に警報を発する設計とする。

(2) 燃料取扱設備

燃料取扱設備として、燃料出入機を設ける。燃料出入機は、原子炉建家と使用済燃料貯蔵建 家との間において、使用済の燃料体、可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制御棒、燃 料限界照射試料等を移送するものであり、燃料出入機本体、グリッパ、グリッパ駆動部、

ドアバルブ等から構成する。なお、使用済燃料貯蔵設備と使用済燃料検査設備の間の燃料体等の移動も燃料出入機で行う。

燃料出入機本体は、十分な放射線遮蔽を設け、密封構造とする。

グリッパは、燃料体等のつかみ、切離し操作を行うためのものであり、つかみ孔を有する燃料体等を取扱う構造とフランジ型の燃料限界照射試料を取扱う構造の2種類がある。燃料体等の取扱中における落下を防止するために、グリッパの爪、グリッパを吊るチェーン等を多重化し、グリッパ駆動部の電源の喪失や運転員の誤操作が生じた場合でも、燃料体等を保持できるようにインターロックを設ける。

グリッパ駆動部は、モータ駆動方式で、グリッパの昇降、爪の開閉動作等を行い、燃料体等 を取扱中に破損させないために、燃料体等には過大な加速度が加わらないようにする。

ドアバルブは、燃料出入機底部に取付けられ、燃料取扱時に、気密部の形成及び放射線遮蔽 を行う。燃料出入機は、燃料体3体の収納容量を有する構造とし、収納容量分の燃料を収納し ても臨界未満を維持できる。

(3) 附属機器

附属機器として、床上ドアバルブ、ガス置換装置等を設ける。

- 8.7.4 評価
 - (1) 燃料取扱及び貯蔵設備のうち、燃料交換機、燃料出入機、使用済燃料貯蔵設備は、定期的に試験 及び検査が行える構造である。
 - (2) 燃料の貯蔵設備は、貯蔵ラックが気密性を有し、貯蔵設備がある区画の空気は、換気空調装置に よって換気される設計とするので、適切な格納性を有し、換気系を備えた区画に配置している。
 - (3) 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、原子炉の運転計画に支障がないように、十分な貯蔵 能力を有している。
 - (4) 燃料取扱設備の燃料交換機及び燃料出入機は、グリッパの爪、グリッパを吊るチェーン等の多重 化による落下防止対策が施されており、インターロックにより燃料体等の取扱中に駆動電源の喪 失又は運転員の誤操作が生じても、燃料体等の落下を防止できる。
 - (5) 燃料交換機は、グリッパ等の動作をあらかじめ定めた操作手順によって自動化する設計とするので、燃料体の誤装荷防止のための設計及び燃料交換手順の管理とあいまって、燃料体等の誤装荷を防止できる。

- (6) 燃料交換機及び燃料出入機は、十分な放射線遮蔽能力を有し、遠隔操作で燃料体等を取扱える設計とするので、放射線業務従事者等の被ばくを低減できる。また、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プール及び貯蔵セルは、十分な放射線遮蔽能力を有する設計とするので、放射線業務従事者等の被ばくを低減できる。
- (7) 使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料の崩壊熱は、原子炉建家内においてはプール水冷却浄化設備 により、使用済燃料貯蔵建家内においては貯蔵セルの換気用空気により、十分除去できる。
- (8) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、耐震 S クラスの設計とし、配管の取付位置はプール上部と するので、プール水の著しい減少を防止できる。
- (9) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵ラックは、十分に堅牢な設計とするので、万一、燃料体等の取扱中落 下を想定しても、燃料体等が貯蔵プール等に直接衝撃荷重を加えることはないので、プール水の漏 えい等の重大な損傷は防止できる。
- (10) 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵ラックは、燃料体の水平配置の間隔を確保し、その耐震設計に応じた設計とするので、地震時においても臨界未満を維持できる。燃料交換機及び燃料出入機は、燃料体の収納数を限定する設計とするので、いかなる操作状況にあっても、臨界未満を維持できる。
- (11) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵プールは、プール水の漏えいを検知するために、漏えい検知装置及び 水位計を設ける設計とするので、「水位低」の警報は、プール水冷却浄化設備室及び中央制御室に発 せられる。原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家の燃料取扱場所には、周辺の放射線レベルを検知す るために、放射線管理設備のエリアモニタを設ける設計とするので、「放射線レベル高」の警報を中 央制御室に発せられる。
- 8.7.5 試験検査

燃料取扱及び貯蔵設備の機器の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験検査を行う。 また、製作中には、非破壊試験、気密試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。 燃料交換機及び燃料出入機は、使用前に作動試験を実施する。

- 8.8 試料採取設備
 - 8.8.1 概要

試料採取設備は、1次ヘリウムサンプリング設備及び2次ヘリウムサンプリング設備から構成す る。1次ヘリウムサンプリング設備は、1次冷却設備及び1次ヘリウム純化設備から1次冷却材を 採取し、その分析を行う。2次ヘリウムサンプリング設備は、2次ヘリウム冷却設備及び2次ヘリ ウム純化設備から2次冷却材を採取し、その分析を行う。

8.8.2 設計方針

試料採取設備は、次の方針により設計する。

- (1) 1次ヘリウムサンプリング設備の試料の採取及び分析は、自動的に行えるようにする。
- (2) 1次ヘリウムサンプリング設備で測定した後の試料は、1次冷却設備に戻すか、又は気体廃棄物の廃棄施設に送るようにする。

- (3) 2次ヘリウムサンプリング設備で測定した後の試料は、2次ヘリウム冷却設備に戻すか、又は原 子炉建家I系換気空調装置に送り排気筒より放出する。
- 8.8.3 主要設備
 - (1) 1 次ヘリウムサンプリング設備

1次ヘリウムサンプリング設備は、1次冷却設備及び1次ヘリウム純化設備から1次冷却材を採 取し、化学的不純物の測定及び放射能測定を行い、中央制御室に測定値を表示する。測定のために 使用した試料は、気体廃棄物の廃棄施設に導くか、又は1次ヘリウム純化設備を通して1次冷却 設備に戻す。1次ヘリウムサンプリング設備は、次の装置から構成する。

a. 水分計

水分計は、1次冷却材中の水分濃度を連続的に自動測定する。

b. ガスクロマトグラフ質量分析計

ガスクロマトグラフ質量分析計は、1次冷却材中のCO₂、H₂、CO、CH₄等を間けつ的に自動測定 する。

c. 放射能測定器

放射能測定器は、1次冷却材中のγ線、β線等を連続的に自動測定する。

(2) 2次ヘリウムサンプリング設備

2次ヘリウムサンプリング設備は、2次ヘリウム冷却設備及び2次ヘリウム純化設備から2次冷 却材を採取し、化学的不純物の測定及び放射能測定を行う。測定のために使用した試料は、原子炉 建家I系換気空調装置に導き、その他の試料は2次ヘリウム純化設備を通して2次ヘリウム冷却 設備に戻す。2次ヘリウムサンプリング設備は、次の装置から構成する。

a. 水分計

水分計は、2次冷却材中の水分濃度を連続的に測定する。

b. ガスクロマトグラフ質量分析計

ガスクロマトグラフ質量分析計は、2次冷却材中のCO₂、H₂、CO、CH₄等を測定する。

- c. 放射能測定器 放射能測定器は、2次冷却材中のy線を測定する。
- 8.8.4 評価
 - (1) 1次ヘリウムサンプリング設備の試料の採取及び分析は、自動的に行うことができる設計となっている。
 - (2) 1次ヘリウムサンプリング設備で採取した試料は、測定後、1次ヘリウム純化設備又は、気体廃 棄物の廃棄施設に導くようにしている。
 - (3) 2次ヘリウムサンプリング設備で採取した試料は、測定後、2次ヘリウム純化設備又は、原子炉 建家 I 系換気空調装置に導くようにしている。

入口加熱		
形	式	電気ヒータ
基	数	1
流	重	約 200 kg/h
冷却器		
形	式	横置U字管型
基	数	1
流	量	約 200 kg/h
プレチャ	コールトラップ	
形	式	たて置円筒式
基	数	1
流	量	約 200 kg/h
酸化銅反	芯筒	
形	式	たて置円筒式
基	数	2
流	量	約 200 kg/h/基
モレキュ	ラーシーブトラップ	
形	式	たて置円筒式
基	数	2
流	重	約 200 kg/h/基
コールド	チャコールトラップ	
形	式	液体窒素浸漬式
基	数	2
流	量	約 50 kg/h/基

第8.3.1表 1次ヘリウム純化設備の設備仕様

(ごごうさ)	()	づき)
--------	-----	----	---

ガス循環	機	
形	式	往復動無給油式
台	数	2
流	量	約 200 kg/h/台
戻り加熱	器	
形	式	電気ヒータ
基	数	1
流	量	約 130 kg/h

貯蔵タンク		
基数	6	
内 容 積	約 18 m³/基	
貯蔵容量	約 1,320 kg(合計)	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage] (88 kg/cm ² g)	
供給タンク		
基数	1	
内 容 積	約 10 m ³	
貯蔵容量	約 110 kg	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage] (88 kg/cm ² g)	
ヘリウム移送圧縮機		
形 式	往復動式	
台 数	2	
容 量	約 16 m³/h/台	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage] (88 kg/cm ² g)	

第8.4.1表 1次ヘリウム貯蔵供給設備構成機器の設備仕様

第8.5.1表 2次ヘリウム純化設備の設備仕様

入口加熱		
形	式	電気ヒータ
基	数	1
流	量	約 10 kg/h
酸化銅反	忘筒 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
形	式	たて置円筒式
基	数	2
流	量	約 10 kg/h/基
冷 却 器		
形	式	横置 U 字管型
基	数	1
流	量	約 10 kg/h
モレキュ	ラーシーブトラップ	
形	式	たて置円筒式
基	数	2
流	量	約 10 kg/h/基
コールド	チャコールトラップ	
形	式	液体窒素浸漬式
基	数	1
流	量	約 10 kg/h
ガス循環	幾	
形	式	往復動無給油式
台	数	2
流	量	約 10 kg/h/台
戻り加熱		
形	式	電気ヒータ
基	数	1
流	量	約 10 kg/h

貯蔵タンク		
基 数	1	
内 容 積	約 8.5 m ³	
貯蔵容量	約 100 kg	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage](88 kg/cm ² g)	
供給タンク		
基数	1	
内 容 積	約 2 m ³	
貯蔵容量	約 25 kg	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage](88 kg/cm ² g)	
ヘリウム移送圧縮機		
形式	往復動式	
台 数	2	
容量	約 3 m ³ /h/台	
最高使用圧力	8.6 MPa[gage](88 kg/cm ² g)	

第8.6.1表 2次ヘリウム貯蔵供給設備構成機器の設備仕様

第8.7.1 表 原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様

新燃料貯蔵設備(貯蔵セル)	
基数	1
貯蔵容量	燃料体 約 1.5 炉心相当分
貯蔵ラック材質	オーステナイト系ステンレス鋼
貯蔵ラックピッチ	約 650 mm
燃料取扱設備(燃料交換機)	
基数	1
収納容量	
	貯蔵ラック遮へいプラグ 1 上部遮へい体ブロック 1 炉心構成要素 1カラム分
主要材質	炭素鋼及びオーステナイト系 ステンレス鋼
使用済燃料貯蔵設備	
貯蔵プール	
基数	1
貯蔵容量	燃料体 約2炉心相当分
貯蔵ラック材質	オーステナイト系ステンレス鋼
内張り材質	オーステナイト系ステンレス鋼
貯蔵ラックピッチ	約 650 mm
プール水冷却浄化設備	
基数	1
除熱容量	約 90 kW
その他の設備	
照射物貯蔵ピット	
基数	1
貯蔵容量	使用済制御棒 約3炉心相当分 照射物等 約10体相当分

第8.7.2表 使用済燃料貯蔵建家内燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様

使用済燃料貯蔵設備(貯蔵セル)		
基数	1	
貯蔵容量	燃料体 約 10 炉心相当分	
	可動反射体ブロック 及び制御棒案内ブロック 約 4 炉心相当分	
貯蔵ラック材質	オーステナイト系ステンレス鋼	
貯蔵ラックピッチ	約 650 mm	
燃料取扱設備(燃料出入機)		
基数	1	
収納容量	貯蔵ラック遮へいプラグ 1	
	炉心構成要素 3	
主要材質	炭素鋼及びオーステナイト系 ステンレス鋼	



第8.3.1図 1次ヘリウム純化設備系統説明図



第8.4.1図 1次ヘリウム貯蔵供給設備系統説明図



第8.5.1図 2次ヘリウム純化設備系統説明図



第8.6.1図 2次ヘリウム貯蔵供給設備系統説明図



第8.7.1 図 原子炉建家内燃料取扱及び貯蔵設備説明図





第8.7.3 図 燃料取扱いルート説明図



第8.7.4 図 新燃料貯蔵設備構造説明図



第8.7.5 図 燃料交換機構造説明図



第8.7.6 図 使用済燃料貯蔵設備(原子炉建家内)構造説明図



第8.7.7 図 プール水冷却浄化設備系統説明図



第8.7.8 図 使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯蔵建家内)構造説明図

- 9. 計測制御系統施設
 - 9.1 概 要

計測制御系統施設は、次の各設備で構成する。

- (1) 原子炉の運転制御及び保護動作に必要な情報を得るための原子炉計装及びプロセス計装
- (2) 原子炉出力、原子炉出口冷却材温度等を制御し、原子炉施設の主要なパラメータが安定な応答をする ように設ける制御系、誤操作を防止したり、異常が拡大するのを防止するためのインターロック回路等 からなる原子炉制御設備
- (3) 異常状態を検知し、異常又は故障の程度によっては原子炉スクラム信号を発生し、制御棒を炉心に挿 入させることにより原子炉を自動停止する原子炉保護設備
- (4) 設計基準事故の拡大を防止あるいは環境への放射性物質の放出を抑制するための設備を作動させる 工学的安全施設作動設備
- (5) これらの各設備から出される情報をもとに原子炉施設の運転に必要なパラメータの監視及び主要な 機器の操作を集中管理するための中央制御室
- (6) 中央制御室に留まることができない場合に、中央制御室外から原子炉を停止し、安全な状態に維持す ることができる中央制御室外原子炉停止装置
- 9.2 原子炉計装
 - 9.2.1 概 要

原子炉の運転制御及び保護動作に必要な炉心に関する情報を得るために、次の原子炉計装を設ける。

- (1) 中性子計装
- (2) 制御棒位置計装
- (3) 炉心差圧計装
- (4) 高温プレナム部温度計装
- (5) 燃料破損検出装置
- 9.2.2 中性子計装
 - 9.2.2.1 設計方針
 - (1) 中性子計装は、通常運転時、異常状態時において、予想される範囲の炉心中性子束レベルを 監視するため、広領域と出力領域の2つの計測領域を設け、各々の測定領域相互に重なりをも たせて、測定が不連続とならない設計とする。
 - (2) 安全保護系へ信号を送る中性子計装は、次の方針により設計する。
 - a. チャンネルは、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、 安全保護機能を喪失しないように多重性を有するようにする。
 - b. チャンネルは相互に分離し、チャンネル間の独立性を考慮するようにする。

- c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
- d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、原子炉制御設備等の故障が安全 保護系の機能を損なわないようにする。
- e. 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるように する。
- f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃 性の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線管への格納等により、火災の延焼を防止 するための措置を講ずる。
- g. 電源は、無停電電源から給電するようにする。
- 9.2.2.2 主要設備

中性子計装は、広領域及び出力領域の中性子計装によって構成し、原子炉停止状態から定格 出力の120%までの中性子束レベルを監視する。

広領域及び出力領域中性子計装の増幅器、絶縁増幅器、双安定回路等を収納する中性子計装盤を設置する。中性子計装盤及び配線は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、チャンネル相互間の物理的な分離を図る。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線管への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。

中性子計装への電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電してチャンネル相互間の電気的な分離を図る。

中性子計装の測定範囲を第9.2.1 図に示す。

(1) 中性子束検出器

固定反射体内に広領域中性子束検出器を、1次側部遮へい体内面に出力領域中性子束検出器 を設置して、原子炉出力に比例した中性子束レベルを連続測定し、中性子計装盤で信号処理を 行った後、原子炉の運転に必要な信号を中央制御室に指示又は記録する。また、原子炉の制御 機能及び保護機能に必要な信号を原子炉制御設備及び安全保護系に送る。

中性子束検出器は、広領域中性子計装に核分裂計数管、出力領域中性子計装に電離箱を用いる。

中性子束検出器の設置場所を第9.2.2図に示す。

(2) 広領域中性子計装

広領域中性子計装は、独立した3チャンネルより構成する。中性子束検出器からの信号は、 中性子束計数率の対数に比例した出力信号に変換した後、双安定回路を介して安全保護系へ 送り、絶縁増幅器を介して原子炉制御設備、警報装置等へ送る。

また、設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じることができるように中央 制御室で指示又は記録する。

広領域中性子計装のチャンネル構成を第9.2.3図に示す。

(3) 出力領域中性子計装

出力領域中性子計装は、独立した3チャンネルより構成する。中性子束検出器からの信号は 増幅した後、双安定回路を介して安全保護系へ送り、絶縁増幅器を介して原子炉制御設備、警 報装置、指示計、記録計等へ送る。

出力領域中性子計装のチャンネル構成を第9.2.3 図に示す。

- 9.2.2.3 評価
 - (1) 中性子計装は、広領域系及び出力領域系の2種類の中性子計装によって、原子炉出力の全範 囲を監視する設計となっており、通常運転時、異常状態時において、中央制御室で指示又は記 録する設計となっている。
 - (2) 安全保護系へ信号を送る中性子計装は、次に示すような設計となっている。
 - a. チャンネルは、多重化されており、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一 の取外しを行っても、安全保護機能を喪失することがないようにしている。
 - b. 多重化された中性子計装は、チャンネル間の相互干渉を防止するため、検出器は相互に距離を隔て設置するとともに、チャンネルごとに独立したラックに機器、装置を収納するようにしている。

また、検出器及び安全保護系への配線は、チャンネルごとに分離して布設され、ラックへの電源もチャンネルごとに独立に供給するようにしている。

- c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにしている。
- d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁して、原子 炉制御設備等で生じた故障が安全保護系に影響を与えることがないようにしている。
- e. 通常運転中に模擬信号を検出器の出力回路に印加して、スクラム設定値の健全性を確認 できるようにしている。

検出器については、チャンネル相互の信号を比較することによって、相互に健全性を確認 できるようにしている。

- f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するようにしている。不燃性又は難燃性 の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線管への格納等により、火災の延焼を防止す るための措置を講ずることとしている。
- g. 電源は、無停電電源から給電するので、短時間の商用電源喪失に対しても機能を喪失する ことがない。
- 9.2.3 制御棒位置計装
 - 9.2.3.1 設計方針
 - (1) 制御棒位置計装は、通常運転時、異常状態時において、制御棒位置の監視が可能な設計とする。また、制御棒相互の位置に異常な偏差が生じた時には警報を発する設計とする。
 - (2) 安全保護系へ信号を送る制御棒位置計装は、次の方針により設計する。
 - a. チャンネルは、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、 安全保護機能を喪失しないように多重性を有するようにする。
 - b. チャンネルは相互に分離し、チャンネル間の独立性を考慮するようにする。
 - c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
 - d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、原子炉制御設備等の故障が安全

保護系の機能を損なわないようにする。

- e. 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるように する。
- f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃 性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するため の措置を講ずる。
- g. 電源は、無停電電源から給電するようにする。
- 9.2.3.2 主要設備

制御棒の位置を監視するため、各制御棒駆動装置の位置検出器により、各制御棒位置を検出 し、この信号を受けて原子炉の制御機能及び保護機能に必要な信号を原子炉制御設備及び安 全保護系に送るとともに、中央制御室に指示又は記録する。

制御棒の位置は、全ストロークにわたる位置を中央制御室で指示し、設定値に達すれば警報 を発する。制御棒位置計装は、配線を含め独立な3チャンネル構成とする。配線等は不燃性又 は難燃性材料を使用する。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の 盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。

制御棒間の位置偏差は、各制御棒の位置検出器からの制御棒位置信号を相互に比較することによって監視する。制御棒位置信号は、原子炉制御設備に送られる。

それぞれの制御棒ごとの3 チャンネルの位置信号を制御棒相対位置検出回路を介し、制御 棒間の最大偏差を求め、最大偏差が設定値以上になると双安定回路を介して安全保護系へ信 号を送る。また、絶縁増幅器を介して、原子炉制御設備、警報装置、指示計、記録計等へ送る。 制御棒位置計装への電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電する。 制御棒位置計装の構成を第9.2.4 図に示す。

- 9.2.3.3 評価
 - (1) 制御棒位置計装は、制御棒の全駆動ストロークにわたる位置を監視できる設計となっている。また、通常運転時及び異常状態時において中央制御室に指示又は記録する設計となっている。
 - (2) 安全保護系へ信号を送る制御棒位置計装は、次に示すような設計となっている。
 - a. チャンネルは、多重化されており、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一 の取外しを行っても、安全保護機能を喪失することがないようにしている。
 - b. 多重化された制御棒位置計装は、チャンネル間の相互干渉を防止するため、チャンネルご とに独立したラックに機器、装置を収納するようにしている。 また、検出器及び安全保護系への配線は、チャンネルごとに分離して布設され、ラックへ の電源もチャンネルごとに独立に供給するようにしている。
 - c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにしている。
 - d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁して、原子 炉制御設備等で生じた故障が安全保護系に影響を与えることがないようにしている。

- e. 検出器については、チャンネル相互の信号を比較することによって、相互に健全性を確認 できるようにしている。
- f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するようにしている。不燃性又は難燃性 の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための 措置を講ずることとしている。
- g. 電源は、無停電電源から給電するので、短時間の商用電源喪失に対しても機能を喪失する ことがない。
- 9.2.4 炉心差圧計装
 - 9.2.4.1 設計方針
 - (1) 炉心差圧計装は、通常運転時、異常状態時において、炉心を流れる1次冷却材流量の減少に 伴う炉心差圧の低下を検出できる設計とする。
 - (2) 安全保護系へ信号を送る炉心差圧計装は、次の方針により設計する。
 - a. チャンネルは、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、 安全保護機能を喪失しないように多重性を有するようにする。
 - b. チャンネルは相互に分離し、チャンネル間の独立性を考慮するようにする。
 - c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
 - d. 信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、警報装置等の故障が安全保護系の機能 を損なわないようにする。
 - e. 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるように する。
 - f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃 性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するため の措置を講ずる。
 - g. 電源は、無停電電源から給電するようにする。
 - 9.2.4.2 主要設備

炉心差圧計装は、炉心を流れる1次冷却材の流量の減少を検知するため、炉心上部と下部から導圧管で1次冷却材を導き、その圧力の差を検出し、原子炉の保護に必要な信号を安全保護 系に送るとともに、中央制御室に指示又は記録する。

炉心差圧計装は、3 チャンネルで構成する。検出した差圧は、差圧に比例する出力信号に変換したのち安全保護系に送るとともに、絶縁増幅器を介して、警報装置、指示計等へ送る。

炉心差圧計装への電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電する。

配線、盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用する。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用 できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。 炉心差圧検出用導圧管の設置場所を第9.2.5 図に示す。

9.2.4.3 評価

- (1) 炉心差圧計装は、通常運転時、異常状態時において、炉心を流れる1次冷却材流量の減少に 伴う炉心差圧の低下を検出できる設計となっている。
- (2) 安全保護系へ信号を送る炉心差圧計装は、次に示すような設計となっている。
 - a. チャンネルは、多重化されており、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一 の取外しを行っても、安全保護機能を喪失することがないようにしている。
 - b. 多重化された炉心差圧計装は、チャンネル間の相互干渉を防止するため、チャンネル間の 独立性を考慮するようにしている。

また、検出器及び安全保護系への配線は、チャンネルごとに分離して布設され、ラックへの電源もチャンネルごとに独立に供給するようにしている。

- c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにしている。
- d. 信号を警報装置へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁して、警報装置等で 生じた故障が安全保護系に影響を与えることがないようにしている。
- e. 検出器については、チャンネル相互の信号を比較することによって、相互に健全性を確認 できるようにしている。
- f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するようにしている。不燃性又は難燃性 の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための 措置を講ずることとしている。
- g. 電源は、無停電電源から給電するので、短時間の商用電源喪失に対してもその機能を喪失 することがない。
- 9.2.5 高温プレナム部温度計装
 - 9.2.5.1 設計方針

9.2.5.2 主要設備

高温プレナム部温度計装は、炉心状態を監視するため、高温プレナムブロック内に熱電対を 挿入して、高温プレナムブロックごとに1次冷却材温度を測定し、中央制御室に指示又は記録 する。

熱電対は、保護管内に納められ、原子炉圧力容器の側部及び固定反射体を貫通して高温プレ ナムブロック内に挿入する。

熱電対等は、必要に応じて高温プレナム部温度計装用の熱電対交換装置を用いて交換する ことができる。

高温プレナム部温度計装用熱電対の設置場所を第9.2.6図に示す。

9.2.5.3 評価

高温プレナム部温度計装により高温プレナムブロックごとの1次冷却材温度を測定することができる設計となっている。

高温プレナム部温度計装は、運転中に炉心状態を監視するため、高温プレナムブロックごと に1次冷却材温度を測定できる設計とする。

- 9.2.6 燃料破損検出装置
 - 9.2.6.1 設計方針

燃料破損検出装置は、通常運転時の燃料の健全性を監視するもので、高温プレナムブロック ごとに燃料破損の発生を検出できる設計とする。

9.2.6.2 主要設備

燃料破損検出装置は、燃料破損に伴う微小な核分裂生成物(FP)の放出を高感度で測定する 装置である。この装置は、燃料破損時に放出される短半減期の希ガスFPの核種を検出して計 数できる検出器、1次冷却材を高温プレナムブロックの7箇所からサンプリングする配管、弁 等で構成する。

原子炉運転中は、7本のサンプリング配管から2本を選択してサンプリングし、1次冷却材 中の短半減期の希ガスFPの濃度を中央制御室に指示する。

燃料破損検出装置の構成を第9.2.7図に示す。

9.2.6.3 評価

燃料破損検出装置により、炉心の燃料の破損を高温プレナムブロックごとに早期に検出す ることができる設計となっている。

- 9.3 プロセス計装
 - 9.3.1 概要

プロセス計装は、1次冷却設備、2次ヘリウム冷却設備、加圧水冷却設備等におけるプロセス量の測定を行い、その信号を安全保護系、原子炉制御設備等に送る。プロセス計装は、検出器、各種計器を収納する計器ラックから構成し、主要なパラメータは、中央制御室に、指示又は記録し、必要なものに対しては警報を発するための信号を送る。

- 9.3.2 設計方針
 - (1) 安全保護系へ信号を送るプロセス計装(以下「安全保護系のプロセス計装」という。)は、通常運転時、異常状態時、保修時及び試験時において、安全保護機能が喪失しないように、次の方針により設計する。
 - a. チャンネルは、単一故障が起こっても、あるいは使用状態から単一の取外しを行っても、安 全保護機能を喪失しないように多重性を有するようにする。
 - b. チャンネルは相互に分離し、チャンネル間の独立性を考慮するようにする。
 - c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
 - d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、原子炉制御設備等の故障が安全保護 系の機能を損なわないようにする。

- e. 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるようにする。
- f. 配線、計器ラック等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線管への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。
- g. 設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じるのに必要なパラメータは、指示又 は記録できるようにする。
- h. 電源は、無停電電源より給電するようにする。
- (2) 安全保護系へ信号を送らないプロセス計装(以下「安全保護系以外のプロセス計装」という。)は、 次の方針により設計する。
 - a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、主要なパラメータを指示できるように する。また、設計基準事故時において事故の状態を知り、対策を講じるに必要なパラメータは、 指示又は記録できるようにする。
 - b. プロセス計装のうち主要なパラメータは、中央制御室で監視できるようにする。
- 9.3.3 主要設備
 - 9.3.3.1 安全保護系のプロセス計装
 - (1) 安全保護系のプロセス計装は、検出器、双安定回路、演算器、絶縁増幅器、計器ラック等から構成する。安全保護系のプロセス計測項目を第9.3.1表に示す。
 - (2) 安全保護系のプロセス計装は、系を構成する機器又はチャンネルの単一故障が起こっても、 あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、その機能を喪失することのないよう多重 化し、それぞれのチャンネルは、独立した計器ラックに収納する。

電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電して、チャンネル相互間の電気的な分離を図る。 計器ラック及び配線は、不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、チャンネル相互間の物理 的な分離を図る。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線 管への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。

信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁し、原子炉制 御設備等で生じた故障が安全保護系に影響を与えることがないようにする。

電源の喪失又は系のしゃ断に対しては、1 チャンネルに電源の喪失又は系のしゃ断が生じた 場合には、残りの系統でその機能を果し、2 チャンネル以上に生じた場合には、安全保護動作 をとるようにする。

安全保護系のプロセス計装の機能を試験する場合には、模擬入力を検出器の出力信号回路 に印加することにより、規定のスクラム設定値において、必要な作動をすることを確認するこ とができる。多重化された検出器は、チャンネル相互の信号を比較することにより、原子炉運 転中にもその健全性を確認できる。

安全保護系のプロセス計装のパラメータは、中央制御室に指示又は記録し、原子炉の適切、 かつ、安全な運転ができるようにする。

設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じるのに必要な安全保護系のプロセス計装のパラメータは、原子炉格納容器内圧力であり、中央制御室で指示又は記録する。

9.3.3.2 安全保護系以外のプロセス計装

安全保護系以外のプロセス計装は、検出器、演算器、計器ラック等から構成し、次の計装項 目がある。

(1) 通常運転時の計装項目

原子炉の通常運転時は、次のプロセス量を測定し、指示又は記録する。また、設定値に達す れば、警報を発する。

a. 1 次冷却設備計装

1次冷却材の温度、圧力、不純物濃度、1次ヘリウム循環機の振動、軸受温度、回転数等

- b. 2次ヘリウム冷却設備計装
 - 2次冷却材(ヘリウム)の温度、圧力、放射能濃度、不純物濃度、2次ヘリウム循環機の振
 - 動、軸受温度、回転数等
- c. 加圧水冷却設備計装

加圧水の温度、圧力、流量、放射能濃度、加圧水加圧器の水位等

d. 炉容器冷却設備計装 冷却水の温度、圧力、流量、サージタンクの水位等

e. 補助冷却設備計装
1次冷却材の温度、圧力、流量、補助ヘリウム循環機の振動、軸受温度、回転数、補助冷却水の温度、圧力、流量、放射能濃度、補助冷却水加圧器の水位等

- f. 補機冷却水設備計装補機冷却水の温度、圧力、流量、冷却塔の水位等
- g. 原子炉格納容器計装 原子炉格納容器内の温度等
- h. 1次ヘリウム純化設備計装 1次冷却材の温度、圧力、流量、コールドチャコールトラップの液体窒素の液位等
- i. その他の計装

この他に、原子炉の通常運転中に連続的に測定するものとして、2次ヘリウム純化設備、 試料採取設備、放射性廃棄物の廃棄施設、燃料取扱及び貯蔵設備、換気空調設備等のプロセ ス計装を設ける。また、原子炉の運転開始時に、中間熱交換器、1次加圧水冷却器、炉内構 造物等の特性を把握するための試験計装を設ける。

(2) 設計基準事故時に必要な計装

設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じるのに必要な安全保護系以外のプロセス計装のパラメータは、次のとおりであり、これらは中央制御室で指示又は記録する。

補助冷却器入口ヘリウム温度 補助冷却器出口ヘリウム温度 補助冷却器ヘリウム流量 補助冷却器出口ヘリウム圧力 補助冷却水流量 補助冷却水圧力 炉容器冷却水流量 原子炉圧力容器上鏡温度 補機冷却水流量 格納容器内エリア放射線量率

- 9.3.4 評価
 - (1) 安全保護系のプロセス計装は、通常運転時、異常状態時、保修時及び試験時において、安全保護 機能が喪失しないよう、次のような設計となっている。
 - a. チャンネルは、多重化されており、単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取 外しを行っても、安全保護機能を喪失することがないようにしている。
 - b. チャンネル間の相互干渉を防止するため、チャンネル間の独立性を考慮するようにしている。 また、検出器及び安全保護系への配線は、チャンネルごとに分離して布設され、ラックへの電源 もチャンネルごとに独立に供給するようにしている。
 - c. 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにしている。
 - d. 信号を原子炉制御設備等へ取出して使用する場合には、原子炉制御設備等の故障が安全保護 系の機能を損なわないようにしている。
 - e. 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるようにして いる。
 - f. 計装用配線等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するようにしている。不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤、電線管への格納等により、火災の延焼を防止するための 措置を講ずることとしている。
 - g. 設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じるのに必要なプロセス計装のパラメ ータは、中央制御室で指示又は記録するようにしている。
 - h. 電源は、無停電電源より給電するので、短時間の商用電源喪失に対してもその機能を喪失する ことがない。
 - (2) 安全保護系以外のプロセス計装は、次のような設計となっている。
 - a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、主要なパラメータは、指示又は記録し、 設定値に達すれば警報を発するようにしている。
 - b. 設計基準事故時において、事故の状態を知り、対策を講じるのに必要なパラメータは、中央制 御室で指示又は記録するようにしている。
- 9.4 原子炉制御設備
 - 9.4.1 概 要

原子炉制御設備は、原子炉の通常運転時に原子炉出力、原子炉出口冷却材温度、原子炉入口冷却 材温度、1次冷却材流量等を制御するもので、運転モード選択装置、原子炉出力制御装置、プラン ト制御装置から構成する。原子炉出力及びプロセス量の制御は、集中監視分散型制御方式によって 行う。原子炉制御設備の配線、盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用する。ただし、不燃性又は難 燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。

原子炉出力制御装置の基本構成を第9.4.1 図に、プラント制御装置の基本構成を第9.4.2 図に、 それぞれ示す。

9.4.2 設計方針

原子炉制御設備は、次の方針により設計する。

- (1) 原子炉出力、原子炉出口冷却材温度、原子炉入口冷却材温度、1次冷却材流量等が、通常運転時 に起こりうる出力変更及び外乱に対して、十分な減衰性をもつ安定な応答をするようにする。
- (2) 運転員が運転状態を監視でき、原子炉起動時、特殊運転時等必要な場合には手動制御ができるようにする。
- (3) 配線、制御盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の 材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講 ずる。

9.4.3 主要設備

9.4.3.1 運転モード選択装置

運転モード選択装置は、定格運転あるいは高温試験運転の選択、1次加圧水冷却器の単独運 転あるいは並列運転の選択、特殊運転の循環機停止試験、流量部分喪失試験、制御棒引抜き試 験、循環機3台停止試験及び炉容器冷却設備停止試験の選択をする運転モード選択操作器を 有し、これらの運転モード選択操作器に対応して自動的に原子炉保護設備、原子炉出力制御装 置及びプラント制御装置へ運転制御条件の選択信号及びインターロック信号を伝える装置で ある。

9.4.3.2 原子炉出力制御装置

原子炉出力制御装置は、次の制御機能を有している。

(1) 原子炉出口温度制御系

原子炉出口温度制御系は、原子炉出力の100%に近い通常運転時に使用する制御系で、1次冷却材の原子炉出口温度が、定格運転の場合は850℃に、高温試験運転の場合は950℃に制御する。

1次冷却材の原子炉出口温度と設定温度に偏差が生じた場合、その偏差信号を演算処理して 原子炉出力制御系に原子炉出力の設定値を与える。

(2) 原子炉出力制御系

原子炉出力制御系は、原子炉出力30%以上で使用する。

原子炉出力 30%から 100%の範囲では、原子炉出力が運転モード選択装置から与えられた設 定値に追従するように、制御棒位置指令信号と制御棒位置の偏差信号に比例した速度信号を 制御棒駆動装置に送信し、制御棒の位置を調節する。また、原子炉出力の 100%に近い通常運 転時には、必要に応じ原子炉出口温度制御系を用いて原子炉出力を制御する。なお、原子炉出
力30%以下での出力制御は、手動で行う。

また、特殊運転で実施する循環機停止試験、制御棒引抜き試験、循環機3台停止試験及び炉 容器冷却設備停止試験では、原子炉出力制御系は、手動操作に切替える。

(3) 制御棒引抜き阻止回路

制御棒引抜き阻止回路には、制御棒引抜き阻止インターロックと制御棒パターンインター ロックがある。

制御棒引抜き阻止インターロックは、次の信号により制御棒の自動及び手動による引抜き を阻止する。

広領域中性子束高

出力領域中性子束高

出力領域中性子束変化率高

原子炉出口冷却材温度高

制御棒パターンインターロックは、制御棒位置計装からの信号により、制御棒相互の位置偏差を検出し、最大偏差が設定値を超えた制御棒の引抜き又は挿入を阻止する。

9.4.3.3 プラント制御装置

プラント制御装置は、次の制御機能を有している。

(1) 原子炉入口温度制御系

原子炉入口温度制御系は、1次冷却材の原子炉入口温度を一定に維持するために、加圧水温 度を調節する制御系で、原子炉出力30%以上で使用する。

原子炉入口温度が運転モード選択装置からの設定値に追従するように、加圧水温度制御系 に加圧水温度の設定値を与える。

(2) 1次冷却材流量制御系

1次冷却材流量制御系は、1次加圧水冷却器流量制御系及び中間熱交換器流量制御系からなる。これらの制御系は、1次加圧水冷却器及び中間熱交換器用に設けた1次へリウム循環機の回転数を調節して流量を制御する。

1次加圧水冷却器流量制御系は、1次加圧水冷却器の1次冷却材流量を設定値に制御し、中間熱交換器流量制御系は、中間熱交換器の1次冷却材流量を設定値に制御する。

(3) 1次冷却材圧力制御系

1次冷却材圧力制御系は、1次冷却材の供給弁あるいは排出弁を開閉し、1次冷却材の圧力 を所定の圧力に制御する。

(4) 1次・2次ヘリウム差圧制御系

1次・2次ヘリウム差圧制御系は、1次冷却材の2次冷却材(ヘリウム)中への侵入を防止するため、2次冷却材の供給弁あるいは排出弁を開閉することにより、2次冷却材の圧力を1次 冷却材の圧力より高い所定の圧力に制御する。

(5) 加圧水温度制御系

加圧水温度制御系は、1次冷却材の原子炉入口温度を一定に維持する制御系で、加圧水空気 冷却器の加圧水の流量を調節する空気冷却器出口流量調節弁及びバイパス流量調節弁の開度 を調節し、1次加圧水冷却器及び2次加圧水冷却器入口の加圧水温度を、原子炉入口温度制御 系から与えられる設定値に制御する。

(6) 1次冷却材·加圧水差圧制御系

1次冷却材・加圧水差圧制御系は、1次冷却材への水侵入を防止するため、加圧器窒素ガス 供給弁あるいは排気弁を開閉することにより、加圧水の圧力を1次冷却材の圧力より低い所 定の圧力に制御する。

- 9.4.4 評価
 - (1) 原子炉制御設備は、原子炉出力 30%以上での通常運転時における±10%ステップ状出力変化及び ±1.0%/min ランプ状出力変化に対し、原子炉出力、原子炉入口冷却材温度、原子炉出口冷却材温 度等が、十分な減衰性をもって安定に応答する設計となっている。
 - (2) 原子炉の運転状態を示す主要なパラメータは、中央制御室に指示又は記録すると同時に、設定値 に達した場合に運転員の注意を喚起するための警報装置及びインターロックを設けている。また、 必要な場合に手動制御が可能な設計となっている。
 - (3) 配線、制御盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにしている。ただし、不燃性又は難燃 性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置 を講ずることとしている。
- 9.5 原子炉保護設備
 - 9.5.1 概 要

安全保護系である原子炉保護設備は、安全保護系へ信号を送る原子炉計装及び安全保護系のプロセス計装から信号により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリを保護 するため、制御棒を挿入し、原子炉を自動停止させる設備である。

原子炉保護設備は、安全保護系へ信号を送る原子炉計装及び安全保護系のプロセス計装から信 号を受信し、原子炉スクラム信号及びインターロック回路動作信号を発生する 2 トレインの論理 回路と原子炉スクラム信号により自動的に開く原子炉スクラムしゃ断器とで構成する。

原子炉保護設備への電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電し、配線、盤等は、不燃性又は 難燃性材料を使用する。

9.5.2 設計方針

原子炉保護設備は、通常運転時、異常状態時、保修時及び試験時において、その安全保護機能が 喪失しないように、次の方針により設計する。

- (1) 単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、安全保護機能を喪失しないように多重性を有するようにする。
- (2) トレインは相互に分離し、トレイン間の独立性を考慮するようにする。
- (3) 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
- (4) 原子炉保護設備の信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、警報装置等の故障が安全保

護系の機能を損なわないようにする。

- (5) 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるようにする。
- (6) 自動的に作動し、また、必要な場合には手動でも作動できるようにする。
- (7) 作動状況が確認できるようにする。
- (8) 配線、盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の材料 が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。
- (9) 電源は、無停電電源から給電するようにする。

9.5.3 主要設備

9.5.3.1 原子炉スクラムしゃ断器

原子炉保護設備は、第9.5.1 図に示したような回路で構成する。原子炉スクラム信号を発す るロジックトレインは、並列に2系統設け、それぞれが直列2台の制御棒駆動装置の電磁ク ラッチの励磁電源をしゃ断する装置(原子炉スクラムしゃ断器)に接続する。各ロジックトレ インは、独立に原子炉スクラム信号を発生することができる。

原子炉のスクラムは、2系統のロジックトレインのいずれか1系統の原子炉スクラム信号を 受け、原子炉スクラムしゃ断器を開にして、電磁クラッチを切離し、制御棒を挿入することに より行われる。

原子炉のスクラムは、まず可動反射体領域へ制御棒を挿入し、次いで炉心が所定の温度以下 に下がるのを待って(原子炉出口冷却材温度が約 750℃以下)、あるいは所定の時間間隔をおい て、燃料領域へ制御棒を挿入する。ただし、1次冷却材・加圧水差圧低の信号及び原子炉格納 容器内圧力高の信号により減圧事故を検知した場合には、全制御棒を同時に挿入するように する。

9.5.3.2 原子炉スクラム信号

原子炉スクラム信号としては、次のものがあり、これらはいずれも「2 out of 3」信号で原 子炉をスクラムさせる。原子炉スクラム信号のうち、原子炉の運転を継続するためにブロック する必要のあるものは、パーミッシブ信号によりブロックする。また、特殊運転時におけるス クラム設定値の変更及びスクラム遅延については、原子炉制御設備である運転モード選択装 置から行う。

原子炉保護設備の信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁 し、警報装置等で生じた故障が原子炉保護設備へ影響を与えることがないようにする。

原子炉スクラム信号を第9.5.1 表及び第9.5.2 図に、原子炉スクラム信号の主な測定点を第 9.5.3 図に示す。また、パーミッシブ信号を第9.5.2 表に示す。

(1) 広領域中性子束高

広領域中性子束高は、原子炉起動時及び停止時の中性子束の異常な上昇に対し、原子炉をス クラムする。

このスクラム信号は、出力領域中性子束がパーミッシブーB(P-B:以下同様に記す。)の設定 値以上になると手動でブロックでき、P-Bの設定値以下になると自動的にブロックが解除され る。

(2) 出力領域中性子束高(高設定、低設定)

出力領域中性子束高には、高設定と低設定がある。原子炉の出力運転時の中性子束の異常な 上昇に対し、通常の出力運転状態では、定格出力以上に設定した高設定により、起動時等の低 出力運転状態では、定格出力以下の低設定により原子炉をスクラムする。

低設定は、出力領域中性子束が、P-Bの設定値以上になると手動でブロックでき、P-Bの設定値以下になると自動的にブロックが解除される。

(3) 制御棒位置偏差大

制御棒位置偏差大は、制御棒の相対位置に異常な偏差が生じた場合に、原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、出力領域中性子束が P-C の設定値以上になると自動的にブロックが 解除され、P-C の設定値以下になると手動でブロックできる。

(4) 中間熱交換器1次冷却材流量低

中間熱交換器1次冷却材流量低は、並列運転時における中間熱交換器1次冷却材流量の異常な低下に対して、原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(5) 1次加圧水冷却器ヘリウム流量低

1次加圧水冷却器へリウム流量低は、1次加圧水冷却器の1次冷却材流量の異常な低下に対して、原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(6) 1 次冷却材放射能高

1 次冷却材放射能高は、燃料破損等による 1 次冷却材中の循環放射能の異常な上昇に対して、原子炉をスクラムする。

(7) 中間熱交換器出口1次冷却材温度高

中間熱交換器出口1次冷却材温度高は、並列運転時における2次へリウム冷却設備の除熱 能力の低下、又は中間熱交換器1次冷却材流量の増大による中間熱交換器出口1次冷却材温 度の異常な上昇に対して、原子炉をスクラムする。

(8) 1次加圧水冷却器出口ヘリウム温度高

1次加圧水冷却器出ロヘリウム温度高は、1次加圧水冷却器出ロヘリウム温度の異常な上昇 に対して、原子炉をスクラムする。

- (9) 原子炉出口冷却材温度高 原子炉出口冷却材温度高は、原子炉出口冷却材温度の異常な上昇に対して、原子炉をスクラ ムする。
- (10) 炉心差圧低

炉心差圧低は、1次冷却設備の二重管の内管破損等による炉心有効流量の低下を炉心差圧で 検知し、原子炉をスクラムする。 このスクラム信号の設定値は、原子炉出力に対応し、可変設定する。

また、このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロック が解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(11) 1次加圧水冷却器加圧水流量低

1次加圧水冷却器加圧水流量低は、1次加圧水冷却器の加圧水流量の異常な低下に対して、 原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(12) 1 次冷却材·加圧水差圧高

1次冷却材・加圧水差圧高は、1次冷却材と加圧水の差圧が異常に大きくなった場合に、原 子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(13) 1次冷却材·加圧水差圧低

1次冷却材・加圧水差圧低は、1次冷却材と加圧水の差圧が異常に小さくなった場合に、原 子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(14) 1次・2次ヘリウム差圧大

1次・2次ヘリウム差圧大は、並列運転時における1次冷却材と2次ヘリウムの差圧が異常 に大きくなった場合に、原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(15) 2次ヘリウム流量低

2次ヘリウム流量低は、並列運転時における2次冷却材(ヘリウム)流量の異常な低下に対して、原子炉をスクラムする。

このスクラム信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

(16) 地震加速度大(水平方向加速度、垂直方向加速度)

地震加速度大は、水平方向加速度大と垂直方向加速度大があり、一定の大きさ以上の地震が 発生した時に、原子炉をスクラムする。

(17) 手動

必要な場合、中央制御室の原子炉スクラムスイッチ2個のうち、いずれか1個の操作により、原子炉をスクラムすることができる。

- 9.5.3.3 原子炉スクラム時のインターロック
 - (1) 原子炉スクラム信号により補助冷却設備起動信号が発せられ、1次冷却設備等の機器を停止 させるとともに、補助冷却設備を起動し、残留熱除去を行う。

減圧事故及び補助冷却器伝熱管破損事故の場合、補助冷却設備起動信号は、1次冷却材・補助冷却水差圧低信号により自動的に阻止され、炉容器冷却設備による残留熱除去を行う。

- (2) 原子炉スクラム信号発生後、制御棒駆動装置の電動機の電源をしゃ断する。
- 9.5.4 評価
 - (1) 単一故障

原子炉保護設備を構成する論理回路には多重性をもたせて保護動作を行う。即ち、「2 out of 3」 の論理回路は、配線も含めて2トレイン構成としている。これらのトレインは、電気的、物理的に 分離しているので、単一のトレインの故障で原子炉保護設備の機能を失うことはない。

(2) 独立性

原子炉保護設備は、相互干渉が起こらないよう火災防護上の配慮を行い、不燃性又は難燃性材料 を使用するようにしている。不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納 等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずることとしている。

論理回路、配線等はトレインごとに独立したラックに収納するようにしている。

また、電源は無停電電源から独立に給電しており、短時間の商用電源喪失に対しても原子炉保護 設備の機能を喪失することのない設計としている。

(3) フェイルセーフ

原子炉保護設備は、電源の喪失又は系のしゃ断に対して、原子炉保護設備の機能を喪失することのない設計としている。

(4) 分離性

原子炉保護設備の信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁して、 警報装置等の故障が原子炉保護設備の機能を損なわないようにしている。

(5) 運転中試験

原子炉保護設備は、原子炉運転中に論理回路及び原子炉スクラムしゃ断器に関して試験するこ とができる。論理回路は、テストスイッチを操作して、安全保護系のプロセス計装の各チャンネル の双安定回路の信号により、正常に動作することを確認できる。

原子炉スクラムしゃ断器は、原子炉スクラムバイパスしゃ断器を投入して、それぞれ原子炉スク ラムしゃ断器ごとに試験することができる。

(6) 手動操作

原子炉の安全を確保するため、原子炉の急速な停止が必要な場合に、手動でも原子炉保護動作を 行えるように、中央制御室に原子炉スクラムスイッチを2個設けており、いずれか1個のスイッ チ操作により原子炉をスクラムすることができる。

(7) 作動状況の確認

原子炉保護設備の作動状況は、中央制御室の警報、表示によって確認することができる。

- 9.6 工学的安全施設作動設備
 - 9.6.1 概 要

安全保護系である工学的安全施設作動設備は、1次冷却設備の二重管破断事故あるいは2次冷却

材喪失事故等に際して、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリを保護 し、原子炉施設外への多量の放射性物質の放散を抑制又は防止するための設備を作動するもので ある。

工学的安全施設作動設備は、安全保護系へ信号を送る原子炉計装及び安全保護系のプロセス計 装から信号を受けて、工学的安全施設を作動させる2トレインの論理回路で構成する。

工学的安全施設作動設備への電源は、無停電電源からそれぞれ独立に給電し、配線、盤等は不燃性又は難燃性材料を使用する。

9.6.2 設計方針

工学的安全施設作動設備は、次の方針により設計する。

- (1) 単一故障が起こっても、あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても、安全保護機能を喪失 しないように多重化を有するようにする。
- (2) トレインは相互に分離し、トレイン間の独立性を考慮するようにする。
- (3) 電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失しないようにする。
- (4) 工学的安全施設作動設備の信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、警報装置等の故障 が安全保護系の機能を損なわないようにする。
- (5) 原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるようにする。
- (6) 自動的に作動し、また、必要な場合には手動でも作動できるようにする。
- (7) 作動状況が確認できるようにする。
- (8) 配線、盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の材料 が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。
- (9) 電源は、無停電電源から給電するようにする。
- 9.6.3 主要設備

工学的安全施設作動信号としては次のものがあり、これらをまとめて第9.6.1表及び第9.6.1図に、また、工学的安全施設作動信号の主な測定点を第9.5.3図に示す。

工学的安全施設作動信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁し、 警報装置等で生じた故障が工学的安全施設作動設備に影響を与えることがないようにする。

(1) 原子炉格納容器隔離信号

原子炉格納容器隔離信号は、1次冷却設備の二重管破断事故等による放射性物質の環境への放出 を防止するため、下記の信号の「2 out of 3」信号により、原子炉格納容器の隔離弁を閉止すると ともに、原子炉建家I系換気空調装置の給気系統及び排気A系統を停止し、非常用空気浄化設備を 起動する。

原子炉格納容器内圧力高

原子炉格納容器内放射能高

1次冷却材・加圧水差圧低

1次ヘリウム純化設備流量高

サービスエリア放射能高

ただし、1次冷却材・加圧水差圧低の信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動 的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

また、中央制御室の操作スイッチ2個のうち1個を手動で操作すれば、原子炉格納容器隔離信 号を発することができる。

原子炉格納容器隔離信号発生時の隔離弁の開閉状態を第9.6.2図に示す。

(2) 補助冷却設備起動信号

補助冷却設備起動信号は、原子炉スクラム時に残留熱除去を行うため、原子炉スクラム信号によ り、補助ヘリウム循環機の起動及び補助冷却水系の流量を待機運転の流量から定格流量にする。た だし、補助冷却設備起動信号は、減圧事故及び補助冷却器の伝熱管破損事故時には、1次冷却材・ 補助冷却水差圧低信号により阻止する。原子炉運転中の原子炉スクラムしゃ断器の試験時には、原 子炉スクラムバイパスしゃ断器が閉で補助冷却設備起動信号を阻止する。

また、中央制御室の各々2個からなる2組の操作スイッチのうち、1組の操作スイッチを同時に 操作すれば、補助冷却設備起動信号を発することができる。

(3) 補助冷却水系隔離信号

補助冷却水系隔離信号は、補助冷却器伝熱管破断時に補助冷却水の1 次冷却材中への侵入を防止するため、1 次冷却材・補助冷却水差圧低の信号の「2 out of 3」信号により、補助ヘリウム循環機及び補助冷却水循環ポンプの停止並びに補助冷却水系の原子炉格納容器の隔離弁及び1 次へリウム純化設備に接続する原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁を閉止する。ただし、1 次冷却材・補助冷却水差圧低の信号は、広領域中性子束が P-A の設定値以上になると自動的にブロックが解除され、P-A の設定値以下になると手動でブロックできる。

また、中央制御室の各々2個からなる2組の操作スイッチのうち、1組の操作スイッチを同時に 操作すれば、補助冷却水系隔離信号を発することができる。

- 9.6.4 評 価
 - (1) 単一故障

工学的安全施設作動設備を構成する論理回路には、多重性をもたせて保護動作を行う。即ち、「2 out of 3」等の論理回路は、配線をも含めて2トレイン構成としている。これらのトレインは、電 気的、物理的に分離しているので、単一のトレインの故障で機能を失うことはない。

(2) 独立性

工学的安全施設作動設備は、相互干渉が起こらないように火災防護上の配慮を行い、不燃性又は 難燃性材料を使用している。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤 への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずることとしている。論理回路、配線等 はトレインごとに独立したラックに収納するようにしている。

また、電源は無停電電源から独立に給電しており、短時間の商用電源喪失に対しても機能を喪失 することのない設計としている。

(3) フェイルセーフ 工学的安全施設作動設備の構成は、電源の喪失又は系のしゃ断に対して、安全保護機能を喪失し ない設計としている。

(4) 分離性

工学的安全施設作動設備の信号を警報装置等へ取出して使用する場合には、絶縁増幅器により 絶縁して、警報装置等の故障が工学的安全施設作動設備の機能を損なわないようにしている。

(5) 運転中試験

工学的安全施設作動設備は、原子炉運転中にテストスイッチを用いて、安全保護系のプロセス計装の各チャンネルの双安定回路の信号により、論理回路が正常に動作することを確認できる。

(6) 手動操作

原子炉施設の安全を確保するため、工学的安全施設の急速な作動が必要な場合に、手動でも工学 的安全施設を作動することができるように、中央制御室に手動スイッチを設け、次の作動信号をそ れぞれ発することができる。

- a. 原子炉格納容器隔離信号
- b. 補助冷却設備起動信号
- c. 補助冷却水系隔離信号
- (7) 作動状況の確認

工学的安全施設の作動状況は、中央制御室の警報、表示によって確認することができる。

- 9.7 制御室
 - 9.7.1 概 要

計測制御系統施設のうち、原子炉及び主要な関連施設の運転に必要な監視及び操作装置は、集中 化し、中央制御室に設置する。

また、何らかの原因で中央制御室に留まることができない場合にも、原子炉を安全に停止できる ように中央制御室外原子炉停止装置を設ける。

- 9.7.2 中央制御室
 - 9.7.2.1 設計方針

中央制御室は、次の方針により設計する。

- (1) 原子炉施設の通常運転時、異常状態時に必要な計測制御設備は、中央制御室で集中監視及び 制御が行えるようにする。
- (2) 中央制御室は、設計基準事故時においても、運転員が中央制御室に接近し、又は留まって必要な操作及び措置がとれるような放射線遮蔽、換気空調設備を設け、主要な配線、制御盤等は、 不燃性又は難燃性の材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤に格納し、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。
- (3) 中央制御盤は、運転員の誤操作、誤判断を防止できるよう、適切な措置を講ずるものとする。 なお、原子炉施設の異常状態時においては、運転員が状況を判断し必要な操作が行えるよう、 異常発生後10分間は運転員の操作を期待しなくても、自動的に原子炉保護設備及び工学的安 全施設を作動させる設計とする。
- (4) 中央制御室の近傍には、設計基準事故時に容易に避難できるように、通常の出入口以外に直

接原子炉建家外に退避可能な非常口を設ける。

9.7.2.2 主要設備

(1) 中央制御盤

中央制御盤は、原子炉計装、原子炉制御設備、プロセス計装、原子炉保護設備、工学的安全 施設作動設備、電気施設等の計測制御装置を設けた主盤、副盤等で構成し、原子炉施設の通常 運転時、異常状態の際の対策に必要な操作器、指示計、記録計、CRT 表示装置、警報装置等に ついて、運転表示灯の設置、機器名称の取り付け、重要度・系統に応じた色分け、系統・ルー プごとの配列、関連の深い器具の近接配置、プロセスの流れに沿って機器の機能的な関係を系 統線図で表示する等、運転員の誤操作、誤判断の防止等人間工学的観点から考慮して設置する。

(2) 中央制御室

中央制御室は、原子炉建家内に設置し、設計基準事故時においても運転員が中央制御室に留 まり、安全上重要な機能を有する設備の操作及び措置がとれるように、適切な放射線遮蔽及び 換気空調設備を設ける。

また、中央制御室において、火災が発生する可能性を極力抑えるために、中央制御室内の主要な配線、制御盤等は、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、中央制御室に火災感知器及び消火器を設置する。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤に格納し、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。

さらに、設計基準事故時の放射線防護等に必要な防護衣、呼吸器、防護マスク等の防護具類 を備える。

なお、中央制御室の近傍には、設計基準事故時に容易に避難できるように、通常の出入口以 外に直接原子炉建家外に退避可能な非常口を設ける。

- 9.7.2.3 評価
 - (1) 中央制御室には、中央制御盤の主盤、副盤等を設け、原子炉の通常運転、安全停止、事故対 策等に必要な監視、制御、操作を集中的に行うことができる。
 - (2) 設計基準事故時に、運転員が中央制御室に留まり、事故対策操作が可能であるように放射線 遮蔽、換気空調設備が設けられており、主要な配線、制御盤等は、不燃性又は難燃性の材料を 使用する設計となっている。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製 の盤に格納し、火災の延焼を防止するための措置を講ずることとしている。
 - (3) 設計基準事故時における中央制御室への接近時の被ばく線量に、中央制御室に留まって必要な操作を行う場合の被ばく線量を加えても、許容被ばく線量を下回る設計となっている。
 - (4) 中央制御盤には、操作器、指示計、記録計、CRT 表示装置、警報装置等について、運転員の 誤操作、誤判断の防止等人間工学的観点を考慮して設置しており、また、CRT 表示装置を活用 することにより、原子炉運転中の運転員による誤操作、誤判断を防止する設計となっている。 なお、原子炉施設の異常状態時においては、運転員が状況を判断し必要な操作が行えるよう、 異常発生後10分間は運転員の操作を期待しなくても、自動的に原子炉保護設備及び工学的安

全施設が作動する設計となっている。

- (5) 中央制御室の近傍には、設計基準事故時に容易に避難するために、通常の出入口以外に直接 原子炉建家外に退避可能な非常口を設ける設計となっている。
- 9.7.3 中央制御室外原子炉停止装置
 - 9.7.3.1 設計方針

中央制御室外原子炉停止装置は、次の方針により設計する。

- (1) 中央制御室に留まることができない場合に、中央制御室外から原子炉を停止し、引続き安全 な状態に維持できるようにする。
- (2) 中央制御室外からの原子炉停止時に操作が時間的に急を要する機器及び操作を行う頻度の 高い機器の操作は、中央制御室外原子炉停止盤において、中央制御室での操作に優先して行え るようにする。
- (3) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信設備を設けるようにする。
- 9.7.3.2 主要設備
 - (1) 中央制御室外原子炉停止盤

中央制御室外からの原子炉停止は、継電器室で原子炉スクラムしゃ断器を開くことにより 行う。

中央制御室外原子炉停止盤では、中央制御室外からの原子炉停止操作に引続き、残留熱除去 を行うのに操作頻度が高いか、又は時間的に急を要する機器の操作を行う。これらの操作は、 中央制御室での操作に優先して行えるようにするとともに、必要最小限のパラメータの監視 も行えるようにする。

また、その他必要な機器の操作は、現場で行えるようにする。

中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器を第9.7.1表に示す。

(2) 通信設備

現場操作を行う主要箇所と、中央制御室外原子炉停止盤設置場所との連絡が可能なように、 通信設備を設ける。

- (3) 非常用照明設備現場操作を行う場所には、交流非常灯(保安灯)又は蓄電池内蔵の照明を設ける。
- 9.7.3.3 評価
 - (1) 中央制御室に留まることができない場合には、中央制御室外から原子炉を停止し、引続き安全な状態を維持することができる。
 - (2) 中央制御室外原子炉停止盤からの操作は、中央制御室の操作に優先して行うことができる。
 - (3) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信設備を設けている。

第9.3.1表 安全保護系のプロセス計測項目

計 測 項 目	測 定 方 法
中間熱交換器1次冷却材流量	1次ヘリウム循環機出口1次ヘリウム配管に取付け たオリフィスにより測定、近くに取付けた温度検出 器と圧力検出器により補正
1 次加圧水冷却器ヘリウム流量	1次ヘリウム循環機3基の各々の出口1次ヘリウム 配管に取付けたオリフィスにより測定、近くに取付 けた温度検出器と圧力検出器により補正
1 次冷却材放射能	1 次冷却材中の FP から放出される γ 線を測定
中間熱交換器出口 1 次冷却材温 度	1次ヘリウム循環機出口1次ヘリウム配管に取付け た温度検出器により測定、流量の温度補正用と共用
1 次加圧水冷却器出ロヘリウム 温度	3 基の1 次ヘリウム循環機のうちの1 基の出ロヘリ ウム配管に取付けた温度検出器により測定、流量の 温度補正用と共用
原子炉出口冷却材温度	原子炉出口の二重管内管に取付けた温度検出器に より測定
1 次冷却材・加圧水差圧	1 次加圧水冷却器出口の1 次冷却材と加圧水間の差 圧を測定、検出器は「差圧高」と「差圧低」で共用
1次・2次ヘリウム差圧	中間熱交換器入口の1次冷却材と2次へリウム間の 差圧を測定
1 次加圧水冷却器加圧水流量	1 次加圧水冷却器入口加圧水配管に取付けたオリフ ィスにより測定
2 次ヘリウム流量	2次ヘリウム循環機出口2次ヘリウム配管に取付け たオリフィスにより測定、近くに取付けた温度検出 器と圧力検出器により補正
1次冷却材・補助冷却水差圧	補助冷却器出口の1次冷却材圧力と補助冷却水間の 差圧を測定
原子炉格納容器内圧力	原子炉格納容器内と外気との差圧により測定
原子炉格納容器内放射能	原子炉格納容器内雰囲気のガスモニタによるγ線 測定
1 次ヘリウム純化設備流量	1次ヘリウム純化設備入口配管に取付けた オリフィスにより測定
サービスエリア放射能	サービスエリアのガスモニタによる γ 線測定

第	9.	5.	1	表	原子炉ス	マク	ラ	ム信	号-	·覧表
11	•••	∽•	-	-	// 1 // //	· /		- · I H		

原子炉スクラム信号	検出器	設定値	インターロック
広領域中性子束高	核分裂計数管	20 %	P-B 設定値以上で手動ブロック
出力領域中性子束高 a. 高設定 b. 低設定	電離箱	$\begin{array}{cccc} 105.\ 5 \ \% \\ 20 \ \ \% \end{array}$	P-B 設定値以上で手動ブロック
制御棒位置偏差大	制御棒位置検出器	*6 20 cm	P-C 設定値以下で手動ブロック
中間熱交換器 1次冷却材流量低	流量検出器 (差圧発信器)	*2 92.0 %	P-A 設定値以下で手動ブロック
1 次加圧水冷却器 ヘリウム流量低	流量検出器 (差圧発信器)	*3 93.0 %	P-A設定値以下で手動ブロック 特殊運転時に予め定めた試験継続時間 後に信号を発信*8
1 次冷却材放射能高	ガンマ線モニタ	*4	
中間熱交換器出口 1次冷却材温度高	温度検出器	*2 410 °C	
1 次加圧水冷却器 出ロヘリウム温度高	温度検出器	425 °C	
原子炉出口冷却材 温度高	温度検出器	*1 869°C/967°C	
炉心差圧低	差圧検出器	*3 *5 78 %	P-A 設定値以下で手動ブロック 特殊運転時に予め定めた試験継続時間 後に信号を発信*8
1 次加圧水冷却器 加圧水流量低	流量検出器 (差圧発信器)	87.0 %	P-A 設定値以下で手動ブロック
1 次冷却材・加圧水 差圧高	差圧検出器	0.83 MPa (8.5 kg/cm²)	P-A 設定値以下で手動ブロック
1 次冷却材・加圧水 差圧低	差圧検出器	0.15 MPa (1.5 kg/cm²)	P-A 設定値以下で手動ブロック
1次・2次ヘリウム 差圧大	差圧検出器	*2 0.17 MPa (1.8 kg/cm²)	P-A 設定値以下で手動ブロック
2次ヘリウム流量低	流量検出器 (差圧発信器)	*2 88.0 %	P-A設定値以下で手動ブロック
地震加速度大 a. 水平方向加速度 b. 垂直方向加速度	地震加速度検出器	*7	
手動			

【注】*1: 定格運転時/高温試験運転時及び特殊運転時における循環機停止試験時、循環機3台停止試験時及 び炉容器冷却設備停止試験時。

- *2:単独運転及び特殊運転では、使用しない。
- *3:特殊運転時における循環機停止試験時に設定値を変更。 特殊運転時の設定値は、運転実施段階で決定。
- *4: 定格及び高温試験運転時、循環放射能量 9.4×10¹³MeV·Bq(被覆層の破損が 1%)に相当する値。 燃料限界照射試験時、循環放射能量 2.2×10¹⁴MeV·Bqに相当する値。
- *5:100%出力運転時、100%出力以下は、出力に応じて可変設定。
- *6:最外周の3対の制御棒を除く。可動反射体領域の制御棒位置が上限の時は可動反射体領域の制御 棒を除く。
- *7:検出器設置場所の地震時における床応答及び検出器の検出精度から決定。
- *8:特殊運転時における循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時に、予め定めた試験継続時間後に信号を発信させる。

第9.5.2表 原子炉スクラム信号及び工学的安全施設作動信号に関するパーミッシブ

信号一覧表

パーミッシブ 信号の種類	機能能	入力信号
<u>Р-А</u>	a) 中間熱交換器1次冷却材流量低によろ原	広領域中性子東高の
1 11	子恒スクラム信号手動ブロック許可	2 out of 3
	b) 1 次加圧水冷却器へりウム流量低によろ	
	「「「「「」」」、「「」「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	
	c) 1 次冷却材・加圧水差圧低による原子炉	
	スクラム信号手動ブロック許可	
	d) 1 次冷却材・加圧水差圧高による原子炉	
	スクラム信号手動ブロック許可	
	e) 1 次加圧水冷却器加圧水流量低による原	
	子炉スクラム信号手動ブロック許可	
	f) 炉心差圧低による原子炉スクラム信号手	
	動ブロック許可	
	g) 1 次・2 次ヘリウム差圧大による原子炉	
	スクラム信号手動ブロック許可	
	h) 2 次ヘリウム流量低による原子炉スクラ	
	ム信号手動ブロック許可	
	i)1次冷却材・補助冷却水差圧低による補助	
	冷却水系隔離信号手動ブロック許可	
	j) 1 次冷却材・加圧水差圧低による原子炉	
	格納容器隔離信号手動ブロック許可	
Р-В	a) 広領域中性子束高による原子炉スクラム	出力領域中性子束高の
	の手動ブロック許可	2 out of 3
	b)出力領域中性子束高(低設定)による原子	
	炉スクラムの手動ブロック許可	
Р-С	a)制御棒位置偏差大による原子炉スクラム	出力領域中性子束高の
	の手動ブロック許可	2 out of 3

第9.6.1表 工学的安全施設作動信号一覧表

工学的安	工学的安	全施設作動	設備の	受信信号
全施設作	信号名	検 出 器	設定値	インターロック
動信号				
	原子炉格納容器内	圧力検出器	34.3 kPa	
原隔子離	圧力高	(差圧発信器)	(0.35	
炉信			kg/cm ²)	
格亏納	原子炉格納容器内	ガンマ線モニタ	*	
容器	放射能高			
нн	1 次冷却材・加圧水	差圧検出器	0.15 MPa	P-A 設定値以下で
	差圧低		(1.5 kg/cm^2)	手動ブロック
	1次ヘリウム純化	流量検出器	127.0 %	
	設備流量高	(差圧発信器)		
	サービスエリア	ガンマ線モニタ	*	
	放射能高			
	手 動		_	
	原子炉スクラム	原子炉スクラム	—	原子炉スクラムバ
補起	信号	しゃ断器開検出器		イパス遮断器閉信
助 勤 冷 信				号で阻止
却 安 設				なお、1 次冷却材・
備				補助冷却水差圧低
				で補助冷却設備起
				動信号を阻止
	手 動		_	
補系	1次冷却材・補助	差圧検出器	0.17 MPa	P-A 設定値以下で
	冷却水差圧低		(1.7	手動ブロック
助 隔 冷 離			kg/cm^2)	
↓ 却 信 水 号	手 動		—	

* 通常運転時の放射能濃度の10倍

第9.7.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器

監 視 計 器	中性子束指示計
	補助冷却器出ロヘリウム温度計
	補助冷却器ヘリウム流量計
	補助冷却水流量計
	炉容器冷却器入口冷却水温度計
	炉容器冷却水流量計
操 作 器	補助ヘリウム循環機
	補助冷却水循環ポンプ
	補助冷却水空気冷却器ファン
	炉容器冷却水循環ポンプ
	補機冷却水循環ポンプ



第9.2.1 図 中性子計装測定領域関係説明図



第9.2.2 図 中性子束検出器の配置説明図

8-9-29



第9.2.3 図 広領域及び出力領域中性子計装説明図





第9.2.5 図 炉心差圧検出用導圧管の設置場所説明図



第9.2.6図 高温プレナム部温度計装用熱電対配置説明図



第9.2.7 図 燃料破損検出装置構成説明図



第9.4.1 図 原子炉出力制御装置基本構成説明図



⁽注) F;流量 T;温度 P; 圧力 N;中性子束 △P;差圧

第9.4.2図 プラント制御装置基本構成説明図(並列運転)

8-9-36



第9.5.1 図 原子炉保護設備説明図



第9.5.2 図 原子炉保護設備作動信号説明図



第9.5.3 図 原子炉スクラム信号及び工学的安全施設作動信号の主な測定点説明図



第9.6.1 図 工学的安全施設作動信号説明図



第9.6.2 図 原子炉格納容器隔離信号発生時の隔離弁状態説明図

10. 電気施設

10.1 概 要

原子炉施設で使用する商用電源は、大洗研究所(北地区)北受電所(以下、「大洗北受電所」という。) から 6.6kV 構内配電線1回線により供給され、常用高圧1母線、常用低圧2母線及び非常用低圧2母 線で構成する。常用低圧2母線は、常用高圧母線から、非常用低圧2母線は、常用高圧母線と非常用 発電機から受電する。

原子炉施設の機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他の機器に区分し、それぞれ非常用母線と常用母線に接続する。2 台以上設置する機器は、それぞれ非常用、常用ともに各母線に分割接続 して電力供給の安定を図る。

非常用電源として、非常用発電機を2台設置し、商用電源が喪失した場合にそれぞれの非常用母線 に電力を供給する。非常用発電機は、1台で原子炉を安全に停止するために必要な機器を運転するの に十分な容量を有する。

また、原子炉施設の安全に必要な無停電電源として、直流電源設備及び安全保護系用交流無停電電 源装置を設ける。直流電源設備は、直流電源を確保するため2組の蓄電池を設置し、それぞれ1系統 の直流母線に電力を供給する。安全保護系用交流無停電電源装置は、安定した交流電源を必要とする 計測制御系統設備等に電力を供給する。

全交流動力電源の喪失時においては、安全保護系(停止系)からの作動指令により、反射体領域の 原子炉スクラムしゃ断器が開放され同領域の制御棒が速やかに炉心内に落下挿入される。次いで、40 分経過後に燃料領域の原子炉スクラムしゃ断器が開放され同領域の制御棒が炉心内に落下挿入され、 全制御棒の落下挿入が完了する。原子炉の安全な停止を確認するため全制御棒の落下挿入が完了する までの間、炉内の中性子束を監視する。また、炉心からの崩壊熱の除去の状態を確認するため、原子 炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出ロヘリウム圧力を監視する。これらに必要な電源を一定時間確 保する事を目的に、必要な容量を有した蓄電池等の直流電源設備及び安全保護系用交流無停電電源装 置を設け、安全保護系(停止系)、事故時監視計器の一部(中性子束、原子炉圧力容器上鏡温度、補助 冷却器出ロヘリウム圧力)に給電する。

蓄電池の枯渇後は、炉心からの崩壊熱の除去の状態を確認するため、可搬型の計器等を用いて原子 炉圧力容器上鏡温度及び補助冷却器出ロヘリウム圧力を監視する。これらの可搬型の計器等に必要な 電源は、蓄電池枯渇前に準備する可搬型発電機から給電する。

10.2 設計方針

電気施設は、次の方針により設計する。

- (1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を確保するため、電源として商用電源及び非常 用電源を有するようにする。
- (2) 商用電源は、大洗北受電所を経て1回線により原子炉施設に接続するようにする。
- (3) 電源系統は、適切に区分し、一つの系統に起きた故障の影響が拡大しないようにする。
- (4) 非常用電源は、互いに独立な系統とし、商用電源の喪失時に、1 つの系統が作動しないと仮定して も、次の事項を確実に行うのに十分な容量及び機能を有するようにする。

- a. 運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの 判断基準を超えることなく原子炉を停止し、冷却すること。
- b. 1次冷却設備の二重管破断事故時等において、炉心冷却を行い、かつ、原子炉格納容器の健全性 並びにその他の安全機能を有する系統及び機器の機能を確保すること。
- (5) 安全機能を有する電気系統は、その系統の重要な部分の適切な定期的試験及び検査ができるように する。
- (6) 非常用発電機は、万一、一方が破損しても、その飛来物によって、他方の機能が失われることのないようにする。
- (7) 電線、ケーブル、電源盤等は、不燃性、難燃性材料を使用するようにする。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずる。
- (8) 雷撃による火災の発生を防止し得る避雷設備を設けるようにする。
- (9) 設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対し、必要な指示を行うため、商用電源喪失時に おいて使用できる通信連絡設備を設ける。

原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡には、多様性を確保した通信連絡設備 を設ける設計とする。

- (10) 安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難 用照明を設置する。また、避難用照明は、通常の照明用電源が喪失した場合においても、その機能を 失うことのないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除 く。)及びその専用の電源若しくは灯具内に蓄電池を設ける。
- (11) 全交流動力電源の喪失に備え、安全保護系からの作動指令により、原子炉スクラムしゃ断器を開放 するための電源及び原子炉の安全な停止を一定時間監視するための電源として、必要な容量を有した 蓄電池等の直流電源設備及び安全保護系用交流無停電電源装置を設ける。
- (12) 全交流動力電源の喪失により直流電源設備の蓄電池からの電源の供給が喪失した場合においても、 炉心からの崩壊熱の除去の状態を可搬型の計器等によって監視するために必要な電源として、可搬型 発電機を設ける。
- (13) 1相開放故障が発生した場合においても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を確保するための電源を供給できるよう、運転員の操作により商用電源から非常用発電機に母線切替ができる設計とする。
- 10.3 主要設備
 - 10.3.1 高圧系統

高圧系統は、第10.3.1 図に示すように、6.6kV 常用1 母線である。この母線は、メタルクラッド開閉装置で構成し、しゃ断器には真空しゃ断器を使用する。メタルクラッド開閉装置は、原子 炉建家内に設置する。

メタルクラッド開閉装置の設備仕様を第10.3.1表に示す。

10.3.2 低圧系統

低圧系統は、第10.3.1図に示すように440V常用及び非常用の4母線で構成する。

常用低圧母線 ・・・・・・常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する2母線

非常用低圧母線 ・・・・・・常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する 2 母線で、非 常用低圧母線の電圧低下時等には非常用発電機から受電できる 2 母線

低圧母線のパワーセンタは、原子炉建家内に設置する。なお、非常用低圧母線のパワーセンタは、各々独立した部屋に設置する。

小容量の負荷に給電するモータコントロールセンタは、各パワーセンタより受電する。 パワーセンタの設備仕様を第10.3.2表に示す。

10.3.3 非常用発電機

非常用発電機は、非常用低圧母線電圧が低下した場合、原子炉を安全に停止するために必要な 負荷へ電源を供給する。

非常用発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のもの2台を原子炉建家内のそれぞれ独立した場所に設け、各々の非常用低圧母線に接続する。

非常用発電機は、非常用母線電圧低下信号で起動し、約50秒で電圧確立後、各非常用低圧母線 に接続し順次負荷に給電する。

自動で非常用発電機に接続する主要な負荷は、次のとおりである。

- 補助ヘリウム循環機
- 補助冷却水循環ポンプ
- 補助冷却設備の空気冷却器ファン
- 炉容器冷却設備の循環ポンプ
- 非常用空気浄化設備の排風機
- 補機冷却水循環ポンプ
- 補機冷却水設備の冷却塔ファン
- 中央制御室系換気空調装置の循環送風機
- 電気設備室系換気空調装置の送風機、排風機
- 制御用空気圧縮機
- 空調用冷水装置 I の冷凍機
- 格納容器再循環冷却装置の送風機
- 充電器
- 非常灯

非常用発電機の設備仕様を第10.3.3表に示す。

10.3.4 直流電源設備

直流電源設備は、2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、開閉装置等で構成する。直流電源 設備の単線結線図を第10.3.2図に示す。 直流母線電圧は、100Vであり、安全保護系、工学的安全施設等の継電器、開閉器、電磁弁、安 全保護系用交流無停電電源装置等に、それぞれ独立に給電する。従って、一方が故障しても残る 1系統でプラントの安全は確保できる。なお、蓄電池は、全交流動力電源の喪失に備え、原子炉 スクラムしゃ断器を開放するための電源及び原子炉の安全な停止を一定時間監視するための容量 を有している。

蓄電池は、据置形で、非常用低圧母線にそれぞれ接続した充電器で浮動充電する。 直流電源設備の設備仕様を第10.3.4表に示す。

10.3.5 交流無停電電源設備

交流無停電電源設備は、2系統の非常用低圧母線及び直流母線から受電する安全保護系用交流 無停電電源装置からの3母線と、非常用低圧母線から受電する計算機用交流無停電電源装置から の1母線で構成し、母線電圧は100Vとする。

交流無停電電源設備の単線結線図を第10.3.3図に示す。

安全保護系等の原子炉施設の安全上及び運転上重要な負荷は、安全保護系用交流無停電電源装置からの3母線に接続し、万一商用電源喪失等により交流電源が喪失しても、蓄電池からの給電 で交流無停電電源を確保する。

計算機用交流無停電電源装置は、集中監視分散型制御を行う計算機等に電源を供給し、商用電 源喪失時には、内蔵する蓄電池により電源を確保する。

多重チャンネル構成の安全保護系への給電は、チャンネルごとに分けて独立性をもたせる。 交流無停電電源設備の設備仕様を第10.3.5表に示す。

10.3.6 可搬型発電機

可搬型発電機は、全交流動力電源が喪失し、さらに直流電源設備の蓄電池が枯渇して電源の供給が喪失した場合、炉心からの崩壊熱の除去の状態を監視するために必要な可搬型の計器等(記録計、信号変換器)へ必要な容量の電源(単相交流100V、負荷電流5A)を供給する。可搬型発電機の燃料は、7日分の監視に必要な量を備蓄する。

可搬型発電機は、多重性を考慮して、2 台をそれぞれ独立した場所(原子炉建家外)に保管する。

可搬型発電機の仕様を第10.3.6表に示す。なお、本可搬型発電機は、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための資機材等の温度、圧力及び中性子束監視用の可搬型発電機と共用する。

10.3.7 通信連絡設備

敷地内に、専用の非常用発電機を設けて商用電源喪失時において使用できる構内一斉放送設備 を設ける。また、HTTR原子炉建家内に設置する非常用発電機から給電し、商用電源喪失時に おいて使用できる非常用放送設備(HTTR)及び送受話器(ページング)を設ける。

また、大洗研究所(北地区)内に設置される現地対策本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機 関等へ連絡を行うための通信連絡には、一般電話回線の固定電話、災害時優先回線の携帯電話及 びファクシミリ、衛星回線の衛星携帯電話等により、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。 大洗研究所(北地区)内部における必要箇所との間の通信連絡には、一般電話回線の固定電話及び ファクシミリ、災害時優先回線の携帯電話等により、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。

10.3.8 電線路

安全保護系及び工学的安全施設に関連する多重性をもつ動力回路、制御回路、計装回路のケー ブルは、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ又は電線管(電線貫通部を含む)を使用して布設 し、相互の独立性を阻害することがないようにする。

また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には、不燃性又は難燃性の材料を使用 し、必要に応じ延焼防止策を施す。

特に、ケーブルトレイ等が耐火壁を貫通する場合は、火災対策上、耐火壁効果を減少させない構造とする。

原子炉建家等への雷撃防止のため避雷針を設置する。また、避雷針の接地極として接地網を布 設して接地抵抗の低減を図る。

10.3.9 照明用電源設備及び作業用電源設備

照明用電源及び作業用電源は、常用低圧母線のパワーセンタ又はコントロールセンタから変圧 器を通して、交流 200 V 又は 100 V に降圧し、給電する。

安全避難通路には、非常用照明及び誘導灯が設置されており、通常の照明用電源喪失時にその 機能を失うことがないように、灯具に内蔵された蓄電池又は直流電源設備の蓄電池より給電され る。

設計基準事故が発生した場合に用いる照明として交流非常灯(保安灯)は、非常用低圧母線 A 系 統又は B 系統から給電可能とし、原子炉建家内及び冷却塔において必要な照明を確保する。

使用済燃料貯蔵建家及び機械棟については、灯具内に内蔵する蓄電池から給電が可能な照明を 設置する。

また、携帯用照明、可搬型の作業用照明及び可搬型発電機を備えることとし、灯具内の蓄電池 による給電時間以降についても各種操作及び確認等に必要な照明を昼夜、場所を問わず確保する。 また、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要箇所に設置する。

- 10.4 母線切替
- (1) 商用電源の喪失

商用電源が喪失した場合、非常用発電機が自動起動するとともに、非常用低圧母線に接続された負荷は全てしゃ断される。非常用発電機の電圧が定格値になると、非常用発電機を非常用低圧母線に接続することにより、原子炉の安全な停止及び冷却に必要な負荷を定められた順序で自動投入する。

(2) 商用電源の復旧 非常用発電機運転中に商用電源が復旧した場合、電源の安定状態及び原子炉の冷却状態を確認し た後、手動切換により受電する。 (3) 1 相開放故障時

1 相開放故障が発生した場合、運転員の操作により商用電源から非常用発電機に母線切替を行う。

10.5 評 価

- (1) 商用電源と非常用電源により、所定の安全機能を確保することができる設計となっている。
- (2) 商用電源は、大洗北受電所から 6.6kV 構内配電線 1 回線により供給される。
- (3) 電源系統は、常用高圧1母線、常用低圧2母線及び非常用低圧2母線で構成し、一つの系統に起き た故障の影響が拡大しない設計となっている。
- (4) 非常用電源として、非常用発電機2台、直流電源設備2系統、蓄電池2組及び安全保護系用交流無 停電電源装置3系統を設け、それぞれ1系統が作動しないと仮定しても、所定の安全機能を確保でき る容量としており、独立性及び多重性を有した設計となっている。
- (5) 蓄電池等の直流電源設備は、全交流動力電源喪失時において、原子炉スクラムしゃ断器を開放する ための電源及び原子炉の安全な停止を一定時間監視するために必要な容量を有した設計となっている。
- (6) 安全機能を有する電気系統は、その系統の重要な部分については、自動起動試験等の試験及び検査 が定期的にできる設計となっている。
- (7) 非常用発電機は、それぞれ独立した場所に設置するので、万一、一方が破損しても、その飛来物に よって、他方の機能が失われることはない。
- (8) 電線、ケーブル、電源盤等は、不燃性又は難燃性材料を使用する。ただし、不燃性又は難燃性の材料が使用できない場合は、金属製の盤への格納等により、火災の延焼を防止するための措置を講ずることとしている。
- (9) 避雷針を設け、接地極として接地網を布設し、接地抵抗の低減を図るので雷撃による火災を防止で きる。
- (10) 安全避難通路には、非常用照明及び誘導灯を設けている。非常用照明及び誘導灯には、灯具に内蔵 された蓄電池又は直流電源設備の蓄電池より給電するので、通常の照明用電源喪失時にその機能を失 わない。
- (11) 設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、非常用発電機から給電が可能な交流非常灯(保 安灯)又は蓄電池内蔵の照明を設置している。また、携帯用照明等を備えることとしており、灯具内の 蓄電池による給電時間以降も対応が可能であり、昼夜、場所を問わず、必要な照明が確保できる。
- (12) 原子炉施設は、適切な通信連絡設備を有しており、設計基準事故時に敷地内にいる全ての人に対し、 指示できる設計となっている。

原子炉施設から関係官庁等への連絡用として、一般電話回線、災害時優先回線、衛星回線等により 多様性を確保した通信連絡設備を設けている。

- (13) 全交流動力電源の喪失により直流電源設備の蓄電池等からの電源の供給が喪失した場合、炉心からの崩壊熱の除去の状態を監視するために必要な電源は、可搬型発電機により供給できる設計となっている。
- (14) 1相開放故障が発生した場合において、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を確保 するための電源を供給できるよう、運転員の操作により商用電源から非常用発電機に母線切替ができ る設計となっている。
- 10.6 試験及び検査
- (1) 非常用発電機
 - a. 手動起動試験

非常用発電機は、定期的に手動で起動し、必要な負荷を接続する。

b. 自動起動試験

原子炉停止時に、非常用母線電圧低信号を模擬し、信号発信後約50秒で電圧が確立することを確認する。

(2) 蓄電池

蓄電池は、定期的に電解液面の検査と補水、電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測 定を行い健全性を確認する。

しゃ断器	
形 式	真空しゃ断器
定格電圧	7.2 kV
定格電流	主幹 1,200 A
	分岐 600 A
しゃ断電流	主幹 20 kA
	分岐 12.5 kA
しゃ断時間	3サイクル

第10.3.2表 パワーセンタの設備仕様

しゃ断器	
形 式	気中しゃ断器、配線用しゃ断器
定格電圧	600 V
定格電流	主幹 非常用 3,000 A
	常 用 3,000 A
動力変圧器	
形 式	屋内用3相乾式変圧器
定格電圧	1次 6.6 kV
	2次 460 V
容 量	約 2,000 kVA

第10.3.3表 非常用発電機の設備仕様

原 動 機	
形 式	単純開放サイクル1軸式
	ガスタービン機関
容量	約 2,280 kW/台(約 3,100 PS/台)
起動方式	圧縮空気始動
起動時間	約 50 秒
使用燃料	A 重油
台 数	2
発 電 機	
形 式	3相同期発電機
容量	約 2,500 kVA/台
定格電圧	460 V
定格周波数	50 Hz
定格力率	0.8
回転数	1,500 rpm
台 数	2

第10.3.4表 直流電源設備の設備仕様

蓄	電池	
ŧ	形 式	鉛蓄電池
	容 量	約 1,600 AH/組(10時間率)
ير أ	電 圧	約 116 V(浮動充電時)
ž	組 数	2
充(電器	
ŧ	形式	自動定電圧装置付整流器
3	充電方式	浮動、均等充電
-	交流入力	440 V, 50 Hz
-	基数	3

第10.3.5表 交流無停電電源設備の設備仕様

安全保護系用交流無停電電源装置	
形式	静止形インバータ
出力	100 V, 50 Hz
入力電源	
交 流	440 V、 50 Hz
直 流	116 V(浮動充電時)
基数	3
計算機用交流無停電電源装置	
形 式	静止形インバータ
出力	100 V, 50 Hz
入力電源	
交 流	440 V、 50 Hz
基数	1

第10.3.6表 可搬型発電機の仕様

発電機		
形	式	単相交流発電機
電	圧	100 V
電	流	20 A以上
基	数	2
燃	料	軽油



第10.3.1 図 主単線結線説明図



第10.3.2図 直流電源設備の単線結線説明図



第10.3.3 図 交流無停電電源設備の単線結線説明図

11. 放射性廃棄物の廃棄施設

11.1 概 要

放射性廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設で発生する放射性廃棄物を処理する施設であり、本施設の 設計は「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方を考慮して、周辺環境に 放出する放射性廃棄物による原子炉施設周辺の一般公衆の線量が、合理的に達成できる限り低くなる ように濃度及び量を低減できるものとする。

放射性廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄 設備より構成する。

これらの設備は、次のような機能を有する。

(1) 気体廃棄物は、気体廃棄物 B と気体廃棄物 A に区別して回収し、1 次ヘリウム純化設備の再生オフ ガス等の気体廃棄物 B は、減衰タンクに貯留して放射能を減衰させた後、気体廃棄物 A を処理する系 を通して放射性物質の濃度を監視しながら排気筒より放出する。

気体廃棄物の廃棄施設の系統を第11.1.1図に示す。

(2) 液体廃棄物は、その発生源により区別して液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽に回収し、一時貯留後、 放射性物質の濃度を測定する。測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を超える 場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、測定した放射 性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄 物管理施設へ移送して引き渡す、若しくは排水口より一般排水管へ放出する。

濃度区分を超える液体廃棄物が発生した場合は、ポリエチレン瓶等の容器に回収し、容器内で除染、 減容、固型化等を行い、いずれかの濃度区分に属する液体廃棄物又は固体廃棄物とした後、廃棄物管 理施設へ移送して引き渡す。

液体廃棄物の廃棄設備の系統を第11.1.2図に示す。

(3) 固体廃棄物は、その種類別にドラム缶等の容器に収納した後、固体廃棄物保管室へ保管し、廃棄物 管理施設へ引き渡す。本原子炉施設に特有な固体廃棄物については、原子炉建家内の貯蔵プール、照 射物貯蔵ピット及び使用済燃料貯蔵建家の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃 棄物管理施設へ引き渡す。また、大型の固体廃棄物は、ビニールシート等で包装する等汚染拡大防止 の措置を講じる。

固体廃棄物の廃棄設備の系統を第11.1.3図に示す。

- 11.2 気体廃棄物の廃棄施設
 - 11.2.1 概 要

気体廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物の回収、放射性物質の除去、減衰及び放射性物質の濃度 を監視しながら大気への放出を行うもので、気体廃棄物 B 処理系と気体廃棄物 A 処理系から構成 する。

気体廃棄物 B 処理系では、気体廃棄物 B を減衰タンクに一時貯留し短半減期核種を崩壊減衰さ せた後、気体廃棄物 A 処理系へ送る。気体廃棄物 A 処理系では、気体廃棄物 B 処理系からの気体 廃棄物及び気体廃棄物 A を、フィルタユニットにより、微粒子、放射性よう素等を除去した後、 放射性物質の濃度を監視しながら排気筒より放出する。

気体廃棄物の主要な発生源は、次に示すとおりである。

(1) 気体廃棄物 B

1 次へリウム純化設備のモレキュラーシーブトラップ、コールドチャコールトラップの再生オ フガス等

- (2) 気体廃棄物 A 燃料取扱設備の燃料交換時における置換ガス、使用済燃料取扱設備で発生した気体廃棄物等
- 11.2.2 設計方針

気体廃棄物の廃棄施設は、次の方針により設計する。

- 気体廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物を適切にろ過、貯留、減衰、管理等を行うことにより、 周辺環境に放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できるようにする。
- (2) 気体廃棄物Aは、フィルタユニットにより微粒子、放射性よう素等を除去した後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出するようにする。
- (3) 気体廃棄物Bは、減衰タンクに一定期間貯留することにより、放射能を減衰できるようにする。
- 11.2.3 主要設備の仕様

気体廃棄物の廃棄施設の設備仕様を第11.2.1表に示す。

- 11.2.4 主要設備
 - (1) 減衰タンク 減衰タンクは、気体廃棄物Bを圧縮機で加圧して貯留し、放射能を減衰させる。減衰タンクの 容量は、30日間貯留できるように約10m³のものを2基設ける。
 - (2) フィルタユニット フィルタユニットは、粗フィルタ、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを内蔵し、気体廃 棄物Aと気体廃棄物B処理系からの気体廃棄物から、微粒子、放射性よう素等を除去する。
- 11.2.5 評価
 - (1) 気体廃棄物の廃棄施設は、気体廃棄物を適切にろ過、貯留、減衰等を行うことにより、周辺環 境に放出する放射性物質の濃度及び量を、合理的に達成できる限り低くすることができる。
 - (2) 放射性物質の放出に際しては、「12.2 放射線管理設備」の排気モニタリング設備により放射性 物質の濃度を監視しながら、排気筒から放出するようにしている。
 - (3) 気体廃棄物 B は、気体廃棄物 B を減衰タンクに 30 日間貯留することにより、放射能を減衰さ せることができる。
- 11.3 液体廃棄物の廃棄設備
 - 11.3.1 概 要

液体廃棄物の廃棄設備は、液体廃棄物の回収、一時貯留を行う設備である。貯留した液体廃棄

物は、放射性物質の濃度を測定する。測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限 度を超える場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、 測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液 運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す、若しくは排水口より一般排水管へ放出する。 原子炉建家内の液体廃棄物の主要な発生源は、加圧水冷却設備、補助冷却水系等の機器ドレン、 原子炉建家の床ドレン、シャワー室排水、燃料取扱及び貯蔵設備の廃液、分析室ドレン等である。 使用済燃料貯蔵建家内の液体廃棄物の主要な発生源は、燃料取扱及び貯蔵設備等の廃液、床ド

レン、手洗排水等である。

11.3.2 設計方針

液体廃棄物の廃棄設備は、次の方針により設計する。

- (1) 加圧水冷却設備、補助冷却水系の機器ドレン等の放射性物質の濃度の低い液体廃棄物は、機器ドレン系、床ドレン系及び使用済燃料貯蔵建家ドレン系の各廃液槽に受入れ、放射性物質の濃度を測定する。測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を超える場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。また、測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す、若しくは排水口より一般排水管へ放出する。
- (2) 燃料取扱及び貯蔵設備の洗浄廃液、分析室ドレン等の放射性物質の濃度が比較的高い液体廃棄 物は、洗浄廃液ドレン系廃液槽に受入れ、放射性物質の濃度を測定する。その後、廃液運搬車に より廃棄物管理施設へ移送して引き渡す。
- (3) それぞれの廃液槽を収納している室内部の床面及び壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難 い構造にし、漏えいの拡大を防止するために廃液槽の周辺には堰等を設けることとする。
- (4) それぞれの廃液槽には、漏えい検知装置を設け、万一漏えいが生じた場合でも、早期発見する ことにより、漏えいの拡大を防止できるようにする。

11.3.3 主要設備の仕様

液体廃棄物の廃棄設備の設備仕様を第11.3.1表に示す。

- 11.3.4 主要設備
 - (1) 原子炉建家内の液体廃棄物の廃棄設備

原子炉建家内の液体廃棄物の廃棄設備は、次に示す機器等により構成する。これらの機器を収 納する室内部の床面及び壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い構造にし、廃液槽の周辺に は堰等を設ける。また、それぞれの廃液槽には、漏えい検知装置等を設ける。

a. 洗浄廃液ドレン系廃液槽

燃料取扱及び貯蔵設備の洗浄廃液、分析室ドレン等による廃液を回収する。

- b. 機器ドレン系廃液槽 加圧水冷却設備、補助冷却水系等の機器ドレン、換気空調設備の凝縮水等を回収する。
- c. 床ドレン系廃液槽

原子炉建家内の床ドレン、シャワー室排水、手洗排水等を回収する。

d. 廃液移送ポンプ 各廃液槽内の液体廃棄物を排水口から一般排水管へ放出するため、及び廃液運搬車に移送す

るために使用する。

(2) 使用済燃料貯蔵建家内の液体廃棄物の廃棄設備

使用済燃料貯蔵建家内の液体廃棄物の廃棄設備は、次に示す機器等により構成する。これらの 機器を収納する室内部の床面及び壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い構造にし、廃液槽 の周辺には堰等を設ける。

また、廃液槽には、漏えい検知装置等を設ける。

- a. 使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液槽 使用済燃料貯蔵建家内で発生する洗浄廃液、機器ドレン、床ドレン、手洗排水等を回収する。
- b. 廃液移送ポンプ
 使用済燃料貯蔵建家ドレン系廃液槽内の液体廃棄物を排水口から一般排水管へ放出するため、
 及び廃液運搬車に移送するために使用する。
- 11.3.5 評価
 - (1) 放射性物質の濃度の低い液体廃棄物は、それぞれの廃液槽に受入れ、放射性物質の濃度を測定 することとしている。測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を超える場合、 当該液体廃棄物は廃液運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡すこととしている。また、 測定した放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度以下の場合、当該液体廃棄物は廃液 運搬車により廃棄物管理施設へ移送して引き渡す、若しくは排水口より一般排水管へ放出するこ ととしている。
 - (2) 放射性物質の濃度が比較的高い液体廃棄物は、洗浄廃液ドレン系廃液槽に受入れ、放射性物質の濃度を測定する。その後、廃液運搬車により廃棄物管理施設へ引き渡すようにしている。
 - (3) それぞれの廃液槽を収納している室内部の床面及び壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難 い構造にし、廃液槽の周辺には堰等を設置し、漏えいの拡大を防止できる。
 - (4) それぞれの廃液槽は、漏えい検知装置等により、万一漏えいが生じた場合でも、早期発見する ことにより、漏えいの拡大が防止できる。
- 11.4 固体廃棄物の廃棄設備
 - 11.4.1 概 要

固体廃棄物の廃棄設備では、固体廃棄物の回収、分類、ドラム缶等の容器への収納及び保管を 行う。ドラム缶等の容器への収納及び操作に際しては、放射性物質の散逸等を防止する。また、 本原子炉施設に特有な使用済の可動反射体ブロック等のβ・γ固体廃棄物Bについては貯蔵保管 する。

固体廃棄物の主要な発生源は、次に示すとおりである。

(1) β・γ固体廃棄物B
 使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、制御棒、監視試験片等

(2) 使用済フィルタ

1次ヘリウム循環機のフィルタ、補助ヘリウム循環機のフィルタ、換気空調設備のフィルタ、気 体廃棄物の廃棄施設のフィルタ等

- (3) β γ 固体廃棄物 A布、紙等の雑固体廃棄物
- 11.4.2 設計方針

固体廃棄物の廃棄設備は、次の方針により設計する。

- (1) 本原子炉施設に特有な使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック等の六角柱状ブロッ クのβ・γ固体廃棄物Bは、「8.7 燃料取扱及び貯蔵設備」の貯蔵プールに一時保管した後、使 用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ 引き渡す。
- (2) 使用済の制御棒、監視試験片等は、「8.7 燃料取扱及び貯蔵設備」の照射物貯蔵ピット、貯蔵 プール又は使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃棄 物管理施設へ引き渡す。
- (3) 上記の(1)及び(2)以外のβ・γ固体廃棄物B及びβ・γ固体廃棄物Aは、固体廃棄物保管室へ 保管し、廃棄物管理施設へ引き渡す。保管に当たっては、ドラム缶、廃棄物容器等に収納して汚 染の拡大防止措置を講じる。ただし、ドラム缶、廃棄物容器に封入することが著しく困難なもの については、ビニールシート等で包装し汚染拡大防止の措置を講じる。また、可燃性の固体廃棄 物については、金属製保管箱等に収納する。
- 11.4.3 主要設備の仕様

原子炉建家内の貯蔵プール及び照射物貯蔵ピット並びに使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルの設備仕様は、「8.7 燃料取扱及び貯蔵設備」に示すとおりである。 固体廃棄物保管室の設備仕様を第11.4.1表に示す。

- 11.4.4 主要設備
 - (1) 貯蔵プール
 使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、使用済の制御棒等のβ・γ固体廃棄物 B
 を貯蔵保管する。
 - (2) 照射物貯蔵ピット 使用済の制御棒、監視試験片等を貯蔵保管する。
 - (3) 使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル
 使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック、使用済の制御棒、監視試験片等のβ・γ
 固体廃棄物Bを貯蔵保管する。
 - (4) 固体廃棄物保管室
 (1)、(2)及び(3)以外のβ・γ固体廃棄物 B及びβ・γ固体廃棄物 Aを保管する。

- 11.4.5 評 価
 - (1) 本原子炉施設に特有な使用済の可動反射体ブロック、制御棒案内ブロック等の六角柱状ブロックのβ・γ固体廃棄物 B は、貯蔵プール又は使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ引き渡すようにしている。
 - (2) 使用済の制御棒、監視試験片等は、貯蔵プール、照射物貯蔵ピット又は使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セルに貯蔵保管し、ドラム缶等の容器に収納して、廃棄物管理施設へ引き渡すようにしている。
 - (3) 上記の(1)及び(2)以外のβ・γ固体廃棄物 B及びβ・γ固体廃棄物 Aは、ドラム缶等の容器に 収納した後、固体廃棄物保管室へ保管し、発生状況に応じて随時、廃棄物管理施設へ引き渡すよ うにしている。
 - (4) ドラム缶等の容器への収納、操作に際しては、放射性物質の散逸等を防止することができる。

第11.2.1 表 気体廃棄物の廃棄施設の設備仕様

圧縮機		
形	式	容積形
台	数	2
流	量	約 15 Nm³/h/台
減衰タン	<i>Ъ</i>	
基	数	2
内容	ミ 積	約 10 m ³ /基
最高	使用圧力	0.98 MPa[gage](10 kg/cm ² g)
排風機		
形	式	遠心式
台	数	2
流	量	約 40 Nm ³ /h/台
フィルタ	ユニット	
基	数	2
流	量	約 40 Nm ³ /h/基
構	成	粗フィルタ
		微粒子フィルタ
		よう素除去フィルタ

第11.3.1表 液体廃棄物の廃棄設備の設備仕様

原子炉建家		
洗浄廃液	ドレン系廃液槽	
基	数	1
容	量	約 5 m ³
廃液移送和	ポンプ	
形	式	片吸込うず巻型
台	数	2
機器ドレン	ン系廃液槽	
基	数	1
容	量	約 5 m ³
廃液移送本	ポンプ	
形	式	片吸込うず巻型
台	数	2
床ドレンジ	系廃液槽	
基	数	2
容	量	約 5 m³/基
廃液移送ス	ポンプ	
形	式	片吸込うず巻型
台	数	2
ドレンビ	ット	
基	数	1
ドレンピュ	ットポンプ	
台	数	1
ドレンピュ	ット(格納容器内)	
基	数	1
ドレンピュ	ットポンプ(格納容器内)	
台	数	1

(つづき)

使用済燃料貯蔵	建家	
使用済燃料	拧蔵建家ドレン系廃液槽	
基	数	2
容	量	約 2 m³/基
廃液移送ポ	ンプ	
形	式	片吸込うず巻型
台口	数	2

設置場所	構造	保管能力		
原子炉建家	空間容積:約 50m ³	200L ドラム缶換算 : 約 150 本相当		
地下2階	(床面積:約 25m²、高さ:約	(ドラム缶、金属製保管箱、ペール缶等)		
	2m)			

第11.4.1表 固体廃棄物保管室の設備仕様



R … 排気モニタ

第11.1.1 図 気体廃棄物の廃棄施設系統説明図

原子炉建家



──>:廃液運搬車による移送

第11.1.2図 液体廃棄物の廃棄設備系統説明図



注) □→:廃棄物運搬車による移送 □:):固体廃棄物保管室へ保管

第11.1.3 図 固体廃棄物の廃棄設備系統説明図

12. 放射線管理施設

- 12.1 遮蔽設備
 - 12.1.1 概 要

遮蔽設備は、通常運転時、異常状態時において、本原子炉施設周辺の一般公衆及び原子炉施設 従事者等の被ばく線量当量を低減するもので、次のものから構成する。

- (1) 1次遮へい
- (2) 2次遮へい
- (3) 外部遮へい
- (4) 補助遮へい
- (5) 一時的遮へい
- 12.1.2 設計方針

遮蔽設備は、次の方針により設計する。

- (1) 原子炉施設周辺の一般公衆が受ける被ばくについては、「線量告示」に定められた周辺監視区域 外の線量限度より十分小さくなるようにする。また、直接線量及びスカイシャイン線量について は、人の居住の可能性のある本施設敷地境界外において、合理的に達成できる限り十分低くなる ような遮蔽とする。
- (2) 通常運転時、燃料取替時、保修時等において放射線業務従事者が受ける被ばくが「線量告示」 に定められた線量限度を超えないようにし、かつ、無用の放射線被ばくを防止する遮蔽とする。
- (3) 中央制御室内の従事者に対しては、「線量告示」に定められた緊急作業に係る線量限度を十分下 回る遮蔽とする。
- (4) 遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者等が立入る場所において、不必要な放射線被ばくを 受けないように関係各場所への立入頻度、滞在時間などを考慮して、放射線業務従事者等の放射 線被ばくを十分安全に管理できるように、第12.1.1表に示す基準を満足するよう遮蔽設計する。
- 12.1.3 主要設備
 - (1) 1 次遮へい

1 次遮へいは、原子炉圧力容器を直接取囲むコンクリート等による構造物で、1 次側部遮へい、 1 次上部遮へい及び上部生体遮へいから成り、通常運転時の原子炉からの放射線を減衰させると ともに、原子炉停止時に1 次冷却設備及び2 次冷却設備の補修が可能な程度に、原子炉からの放 射線を減衰させる。

a. 1 次側部遮へい

原子炉圧力容器の外側に、普通コンクリート製の厚さ約 1.55~1.7m の 1 次側部遮へいを配置する。

b. 1次上部遮へい

原子炉圧力容器上部に、コンクリートと鉄板の多重層の厚さ約 1.2m の 1 次上部遮へいを設ける。また、スタンドパイプ貫通部には、補償遮へいを設置する。

c. 上部生体遮へい

1次上部遮へいの上方に、鉄板とコンクリートの厚さ約0.8mの上部生体遮へいを設ける。1 次上部遮へいとあわせて生体遮へいを構成する。

(2) 2次遮へい

2次遮へいは、1次遮へいとの組合せにより、通常運転時に原子炉格納容器の外側での線量当量 率を遮へい設計基準値以下に減衰させる。

2 次遮へいは、中間熱交換器室等の機器室の外側の壁で厚さ約 0.95m の普通コンクリート製の 2 次側部遮へいと同室上部の厚さ約 1.3m の普通コンクリート製の 2 次上部遮へいから構成する。 更にその上部に厚さ約 0.25m の普通コンクリート製の遮へい体を設ける。

(3) 外部遮へい

外部遮へいは、厚さ約 0.2~1.0m のコンクリート構造で、1 次遮へい及び 2 次遮へいとの組合 せにより、通常運転時の線量当量率を設計基準値以下に減衰させる。

(4) 補助遮へい

補助遮へいは、原子炉建家内及び使用済燃料貯蔵建家内の燃料取扱設備、放射性廃棄物の廃棄 施設等の放射性物質を内蔵する機器及び配管を取囲み、建家内の通路をA区分にする構造物で、 主としてコンクリート壁からなる。また、隣接設備の停止あるいは除染を行なわずに各機器室に おける補修を可能にする。

(5) 一時的遮へい

一時的遮へいは、放射性物質を内蔵する機器及び設備の補修時あるいは事故時の保守等のため に一時的に使用するもので、コンクリートブロック、鉛、鉄板等で、必要に応じて遮蔽する。 通常運転時の遮蔽設計区分概略を第12.1.1 図及び第12.1.2 図に示す。

12.1.4 評 価

原子炉施設内の遮蔽として、1 次遮へい、2 次遮へい、外部遮へい、補助遮へい等を設置するこ とにより、運転に伴う放射線業務従事者等が立入場所において不必要な放射線被ばくを受けない よう立入頻度、立入時間等を考慮し、放射線業務従事者等の放射線被ばくが十分安全に管理でき る設計とするので遮蔽設計基準を満足できる。直接線量及びスカイシャイン線量は、人の居住の 可能性のある周辺監視区域外において、空気カーマで年間 50 µ Gy 以下になる遮蔽設計としてい るので、周辺監視区域外に対する「線量告示」に規定される条件を満足する。

なお、本原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量は、年間2×10⁻³ µ Gy 程度である。 中央制御室の遮蔽は、減圧事故時に従事者が必要な操作のために中央制御室内に留まっても、 被ばくを十分低減できる設計とするので「線量告示」に規定される条件を満足する。

- 12.2 放射線管理設備
 - 12.2.1 概 要

放射線管理設備は、大洗研究所(北地区)周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ば くが「線量告示」に定められた線量限度を超えないようにすることはもとより、線量が十分低く 保たれていることを監視及び管理するための設備であり、放射線管理関係設備、放射線監視設備 及び放射線防護設備で構成する。

12.2.2 設計方針

放射線管理設備は、次の方針により設計する。

- (1) 放射線管理関係設備は、管理区域に立入る者及び物品の搬出入に対して出入管理、汚染管理及 び各個人の被ばくを管理できるようにする。
- (2) 放射線監視設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射性物質の放出、原子炉施設内外の線量当量率、放射性物質濃度等の測定及び監視ができるようにする。
- (3) 中央制御室及び適当な管理場所に必要な情報の通報が可能であるようにする。
- (4) 通常運転時及び万一の事故に備えて必要な放射線計測器及び防護機器を設ける。
- (5) 通常運転時に環境に放出される放射性物質を監視する放射線監視設備は、「発電用軽水型原子 炉施設における放射性物質の測定に関する指針」を参考にした設計とする。
- (6) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射 線計測に関する審査指針」を参考にした設計とする。
- (7) 周辺環境モニタリング設備である固定モニタリング設備は、無停電電源装置を設ける。固定モニタリング設備のうち設計基準事故時における迅速な対応のためのモニタリングポスト6基について、必要な情報を中央制御室、現地対策本部等に表示するとともに、伝送系は有線及び無線により多様性を確保する。
- 12.2.3 主要設備
 - (1) 放射線管理関係設備出入管理、汚染管理、放射能測定及び個人被ばく管理のため、次の設備を設ける。
 - a. 出入管理設備

原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家の管理区域への出入りは、各々出入管理室を通る設計とし、ここで人員及び物品などの出入管理を行う。

ただし、燃料及び大型機器の搬出入に際しては、各建家の機器搬入口において臨時の出入管 理を行う。

b. 表面汚染管理設備

人の退出及び物品の搬出に伴う汚染の管理のために、出入管理室、シャワー室、手洗い及び ハンドフットモニタ等を設ける。

- c. 放射能測定設備 各種系統及び作業環境の放射性試料の放射能を測定するために、放射能測定室を設ける。
- d. 個人被ばくモニタリング設備

放射線業務従事者等の外部被ばく管理のため、個人線量計を設ける。

(2) 放射線監視設備

放射線監視設備は、作業環境モニタリング設備、排気モニタリング設備、周辺環境モニタリン グ設備及び放射線サーベイ設備で構成する。 また、設計基準事故時用の放射線監視設備は、商用電源が喪失した場合、監視に必要な電源が 非常用発電機から給電される。

放射線監視設備の概要を第12.2.1 表に示す。

a. 作業環境モニタリング設備

作業環境モニタリング設備は、原子炉格納容器内、原子炉建家内等の線量当量率及び空気中 の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室において指示、記録を行い、設定値を超えた 場合は、中央制御室及びその他必要な箇所に警報を発する。

(a) 室内空気モニタリング設備

原子炉格納容器内及び原子炉建家内等の空気中の放射性物質濃度を測定、監視するもの であり、室内ガスモニタ又は室内ダストモニタからなる室内空気モニタを設け、放射性ガス 又は放射性塵あいを連続的に測定、監視する。また、設計基準事故時において原子炉格納容 器内の空気中の放射性物質濃度を把握するためサンプリング配管を設ける。

(b) 線量当量率モニタリング設備

原子炉格納容器内及び原子炉建家内等の線量当量率を監視するもので、ガンマ線エリア モニタ又は中性子線エリアモニタからなる放射線エリアモニタを設ける。放射線エリアモ ニタの設置箇所は常時人の立入る場所、その他管理上必要な場所とする。

また、設計基準事故時において原子炉格納容器内及び原子炉建家内等の線量当量率を把 握するためガンマ線エリアモニタを設ける。

放射線エリアモニタの主要設置箇所は、次のとおりである。

- 中央制御室
- 原子炉格納容器内
- 1次ヘリウム純化設備室
- 気体廃棄物の廃棄施設機器設置区域
- 燃料取扱フロア
- 使用済燃料貯蔵建家
- b. 排気モニタリング設備

排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、 中央制御室で指示、記録を行い、設定値を超えた場合は、中央制御室に警報を発する。

排気モニタリング設備としては、排気ガスモニタ及び排気ダストモニタからなる排気モニタ を設ける。検出器には、シンチレーション検出器等を使用する。

排気空気中の放射性よう素及びトリチウムを連続的にサンプリングできる装置を設置し、定 期的に測定する。

また、設計基準事故時において、排気筒又は排気管から放出される放射性希ガスの放出量を 把握する排気ガスモニタを設ける。

c. 周辺環境モニタリング設備

大洗研究所(北地区)には、原子炉施設敷地周辺の放射線監視設備として、固定モニタリング 設備、気象観測設備等が設けられている。

固定モニタリング設備は、サーベイメータによる測定体制が整うまでの一定時間(90分)を

給電できる無停電電源装置を設けている。無停電電源装置からの電源枯渇後は、サーベイメー タを用いて、モニタリングポスト14基による測定を代替する。固定モニタリング設備のうち設 計基準事故時における迅速な対応のためのモニタリングポスト6基について、必要な情報を中 央制御室、現地対策本部等に表示するとともに、伝送系は有線及び無線により多様性を確保し ている。

d. 放射線サーベイ設備

原子炉施設内外の必要箇所、特に管理区域内で放射線業務従事者等が頻繁に立入る箇所及び 原子炉の安全運転上必要な箇所については、線量当量率及び放射性物質によって汚染された物 の表面の放射性物質の密度のうち、必要なものを定期的あるいは必要のつど測定、監視する。 測定は、線量当量率については、携帯用の各種サーベイメータにより行う。また、表面の放 射性物質の密度については、サーベイ法又はスミヤ法による放射能測定によって行う。

サーベイメータとしては、ベータ線用、ガンマ線用、中性子線用がある。

(3) 放射線防護設備

放射線防護並びに救助活動に必要な保護衣、呼吸防護具等の防護用機器及び汚染除去用機材を 備える。

- 12.2.4 評 価
 - (1) 放射線管理関係設備として出入管理設備、表面汚染管理設備、放射能測定設備及び個人被ばく モニタリングを設け、放射線業務従事者等の出入、汚染及び個人被ばくを管理することが可能と なっている。
 - (2) 放射線監視設備として作業環境モニタリング設備、排気モニタリング設備、周辺環境モニタリング設備及び放射線サーベイ設備を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準 事故時における放射性物質の放出、原子炉施設内外の線量当量率、放射性物質濃度等を測定及び 監視することが可能となっている。
 - (3) 作業環境モニタリング設備は、原子炉施設内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度を、排気モニタリング設備は、排気筒から放出される空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、中央制御室で指示、記録を行い、設定値を超えた場合は、中央制御室及びその他必要な箇所に警報を発することが可能となっている。
 - (4) 放射線管理関係設備、放射線監視設備及び放射線防護設備を設け、通常運転時及び万一の事故 時に対応が可能となっている。
 - (5) 「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考にして、排気 筒には、排気ガスモニタ及び排気ダストモニタを設置し、通常運転時に環境に放出される放射性 物質の監視が可能となっている。
 - (6) 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考にして、排 気筒又は排気管には、排気ガスモニタ及びダストサンプリング配管を、原子炉格納容器内には、 放射線エリアモニタ及びダストサンプリング配管を設置し、設計基準事故時における放出放射能 量、放射能障壁の健全性及び原子炉格納容器内の放射線レベルの把握が可能となっている。
 - (7) 固定モニタリング設備は、無停電電源装置を設けている。固定モニタリング設備のうち設計基

準事故時における迅速な対応のためのモニタリングポスト6基について、必要な情報を中央制御 室、現地対策本部等に情報を表示するとともに、伝送系は有線及び無線により多様性を確保した 設計となっている。

第12.1.1表 遮蔽設計基準

X	分	設計基準線量率
	A:週48時間以内立入りのところ	6 μSv/h以下
	B:週10時間以内立入りのところ	60 μSv/h以下
管理区域内	C:ごく短時間しか立入らないところ	500 µSv/h以下
	D:通常は立入り不要のところ	特に規定せず、 立入時間で管理

第12.2.1表 放射線監視設備の概要

区分	機器名	数量	備考
作業環境	ガンマ線エリアモニタ	1式	線量当量率の監視用
モニタリング設備	中性子線エリアモニタ	1式	線量当量率の監視用
	室内空気モニタ	1 式	管理区域内における空気 中の放射性物質の濃度の 監視用 ベータ(ガンマ)線用
排気モニタリング設備	排気モニタ	1式	 排気筒、排気管から施設外へ 放出する排気中の放射性物質 の濃度の連続監視用 測定対象: ベータ(ガンマ)放射性物質 希ガス
周辺環境 モニタリング設備	モニタリングポスト サーベイメータ	1式	周辺監視区域境界の空気吸収 線量率の監視用
放射線サーベイ設備	サーベイメータ	1式	表面の放射性物質の密度 及び線量当量率の測定用 ・ベータ線用 ・ガンマ線用 ・中性子線用



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(1/6)



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(地下3階)(2/6)



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(地下2階)(3/6)



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(地下1 階)(4/6)



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(1 階)(5/6)



第12.1.1 図 遮蔽設計区分概略図(2 階)(6/6)



第12.1.2 図 使用済燃料貯蔵建家遮蔽設計区分概略図
13. プラント補助施設

- 13.1 淡水供給設備
 - 13.1.1 概 要

淡水供給設備は、原子炉施設の運転に必要な浄水、ろ過水及び純水を供給するもので、浄水供 給設備、ろ過水供給設備及び純水供給設備から構成する。 淡水供給設備の系統を第13.1.1図に示す。

13.1.2 主要設備の仕様

淡水供給設備の設備仕様を第13.1.1表に示す。

- 13.1.3 主要設備
 - (1) 浄水供給設備 浄水供給設備は、浄水高置水槽、配管等から構成し、既設の浄水場施設からの浄水を高置水槽 に貯留した後、純水供給設備等に供給する。
 - (2) ろ過水供給設備 ろ過水供給設備は、ろ過水受水槽、ろ過水ポンプ、配管等から構成し、既設の浄水場施設から のろ過水をろ過水受水槽に貯留した後、ろ過水ポンプで加圧して補機冷却水設備等に供給する。
 - (3) 純水供給設備 純水供給設備は、純水製造装置、純水タンク、純水供給ポンプ、配管等から構成する。 純水供給設備は、浄水供給設備から浄水の供給を受け、純水製造装置で製造した純水を純水タ ンクに一時貯留し、純水供給ポンプで補助冷却設備、加圧水冷却設備等に供給する。
- 13.2 補機冷却水設備
 - 13.2.1 概 要

補機冷却水設備は、原子炉施設の安全な運転、停止等に必要な系統及び機器の除熱を行う設備 であり、独立した2系統から構成する。各系統は、循環ポンプ、冷却塔、配管等から構成する。 補機冷却水設備の系統を第13.2.1図に示す。

13.2.2 設計方針

補機冷却水設備は、次の方針により設計する。

- (1) 補機冷却水設備は、通常運転時及び異常状態時において、安全上重要な機能を有する構築物、 系統及び機器で発生する熱並びに蓄積されている熱を除去できるようにする。
- (2) 補機冷却水設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達成できるようにする。
- (3) 補機冷却水設備は、原子炉の運転中又は停止中に作動試験ができるようにする。

13.2.3 主要設備の仕様

補機冷却水設備の設備仕様を第13.2.1表に示す。

- 13.2.4 主要設備
 - (1) 循環ポンプ

循環ポンプは、各系統に2台設置し、1台を予備とする。循環ポンプは、それぞれ独立した非 常用低圧母線に接続する。

(2) 冷却塔

冷却塔は、湿式の冷却塔で、各系統に1基設置し、炉容器冷却設備、制御用圧縮空気設備等か ら伝えられた熱を大気に放散する。

- 13.2.5 評価
 - (1) 補機冷却水設備は、通常運転時及び異常状態時において、炉容器冷却設備の冷却器、補助ヘリウム循環機、補助冷却水循環ポンプ等の安全機能を有する機器の熱を除去し、補機冷却水設備の冷却塔から最終的な熱の逃し場である大気へ熱を確実に伝達できる設計となっている。
 - (2) 補機冷却水設備は、2 系統から構成し、かつ、動的機器は、それぞれ独立した非常用低圧母線 から給電するので、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達成でき る設計となっている。
 - (3) 補機冷却水設備は、必要な時に作動試験ができ、正常に動作することを確認できる設計となっている。
- 13.2.6 試験検査

補機冷却水設備の作動を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に作動試験を行う。

- 13.3 一般冷却水設備
 - 13.3.1 概 要

一般冷却水設備は、原子炉施設の運転に必要な系統及び機器の除熱を行う設備で、循環ポンプ、 冷却塔、配管等から構成する。

一般冷却水設備の系統を第13.3.1図に示す。

13.3.2 主要設備の仕様

一般冷却水設備の設備仕様を第13.3.1表に示す。

13.3.3 主要設備

ー般冷却水設備は、冷却塔、循環ポンプ、配管等から構成する。 循環ポンプは、2 台設置し、1 台を予備とする。 13.4 窒素供給設備

13.4.1 概 要

窒素供給設備は、気体系及び液体系から構成し、気体系は加圧水冷却設備、炉容器冷却設備等 に、液体系は1次ヘリウム純化設備、2次ヘリウム純化設備等に窒素ガス又は液体窒素を供給す る。

- 13.4.2 主要設備の仕様
 窒素供給設備の設備仕様を第13.4.1 表に示す。
- 13.4.3 主要設備

気体系は窒素ガスカードル、減圧ユニット等から構成し、液体系は液体窒素貯蔵タンク、加圧 蒸発器等から構成する。

窒素供給設備の系統を第13.4.1図に示す。

- 13.5 換気空調設備
 - 13.5.1 概要

換気空調設備は、通常運転時に建家内に新鮮な空気を供給して温度調節及び換気を行うもので、 原子炉建家換気空調設備及び使用済燃料貯蔵建家換気空調設備から構成する。

13.5.2 設計方針

換気空調設備は、次の方針により設計する。

- (1) 換気空調設備は、管理区域と管理区域外の別により、また、それぞれの区域においても、機能の別により系統を分けるようにする。
- (2) 換気は、新鮮な外気を取入れ、放射能レベルの低い区域より高い区域に向かって流れるように し、汚染の可能性のある区域からの排気は適切なフィルタを通して排気筒より放出する。
- (3) 各系統は、区域及び部屋の換気並びに除熱を十分に行える容量を有するようにする。
- (4) 各換気空調設備のフィルタは、点検及び交換ができるようにする。また、よう素除去フィルタには、温度検知装置を設けるようにする。
- (5) 中央制御室系換気空調装置は、設計基準事故時には外気の取入れを停止し、よう素除去フィル タを通る閉回路循環方式とし、従事者等を放射線被ばくから防護できるようにする。
- (6) 安全上重要な機能を有する設備を収納している区域の換気空調装置は、商用電源喪失時に動的 機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達成できるようにする。
- 13.5.3 主要設備
 - 13.5.3.1 原子炉建家换気空調設備

原子炉建家換気空調設備は、格納容器再循環冷却装置、格納容器減圧装置、原子炉建家 I 系換気空調装置、放射能測定室系換気空調装置、実験設備換気装置、中央制御室系換気空調 装置、電気設備室系換気空調装置、原子炉建家 II 系換気空調装置、空調用冷水設備及び排気 筒から構成する。

(1) 格納容器再循環冷却装置

格納容器再循環冷却装置は、通常運転時において、原子炉格納容器内の空気を循環冷却す ることにより、雰囲気を適切に維持する装置であり、冷却コイルを内蔵した空調器、送風機 等から構成する。

格納容器再循環冷却装置の系統を第13.5.1 図に示す。

冷却コイルは、2基設置し、1基を予備とする。冷却コイルに使用する冷水は、空調用冷水 装置 I から供給する。

送風機は、2 台設置し、1 台を予備とする。送風機は、それぞれ独立した非常用低圧母線に 接続する。

格納容器再循環冷却装置の設備仕様を第13.5.1表に示す。

(2) 格納容器減圧装置

格納容器減圧装置は、通常運転時において、雰囲気の温度上昇等により、原子炉格納容器 内の圧力が上昇した際に減圧するほか、原子炉格納容器開放前には、原子炉格納容器内を減 圧した後、排風機を起動させ、原子炉格納容器内の排気を行う装置であり、排気フィルタユ ニット、排風機等から構成する。

格納容器減圧装置の系統を第13.5.2図に示す。

減圧に際しては、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを通して排気筒に導く。

格納容器減圧装置の設備仕様を第13.5.2表に示す。

(3) 原子炉建家 I 系換気空調装置

原子炉建家 I 系換気空調装置は、原子炉建家管理区域の各室の雰囲気を適切に維持すると ともに、排気を浄化する装置である。

原子炉建家 I 系換気空調装置は、新鮮な空気を供給する給気系統、管理区域の各室からの 排気を浄化する排気 A 系統及び使用済燃料検査室(I)等からの排気を浄化する排気 B 系統か ら構成する。

原子炉建家 I系換気空調装置の系統を第13.5.1 図に示す。

a. 給気系統

給気系統は、空調器、送風機、給気フィルタユニット等から構成する。

b. 排気 A 系統

排気A系統は、微粒子フィルタを内蔵する排気フィルタユニット、排風機等から構成する。

c. 排気 B 系統

排気B系統は、排気フィルタユニット、排風機等から構成する。

排気フィルタユニットは、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを内蔵したものを 2 基設置し、1 基を予備とする。

排風機は、2 台設置し、1 台を予備とする。排風機は、それぞれ独立した非常用低圧母線 に接続する。

原子炉建家 I 系換気空調装置の設備仕様を第13.5.3 表に示す。

(4) 放射能測定室系換気空調装置

放射能測定室系換気空調装置は、放射線管理等のために放射能測定を行う放射能測定室等の雰囲気を適切に維持し、排気を浄化する装置であり、新鮮な空気を供給する給気系統、放射能測定室等からの排気を浄化する排気 A 系統及びフードからの排気を浄化する排気 B 系統から構成する。

放射能測定室系換気空調装置の系統を第13.5.3図に示す。

a. 給気系統

給気系統は、空調器、送風機等から構成する。

b. 排気A系統

排気A系統は、微粒子フィルタを内蔵する排気フィルタユニット、排風機等から構成する。

c. 排気 B 系統

排気 B 系統は、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを内蔵する排気フィルタユニット、排風機等から構成する。

排風機は、2 台設置し、1 台を予備とする。排風機は、それぞれ独立した非常用低圧母線 に接続する。

放射能測定室系換気空調装置の設備仕様を第13.5.4表に示す。

(5) 実験設備換気装置

実験設備換気装置は、実験設備のグローブボックスからの排気を浄化する排気 A 系統と、 実験用炉外設備からの排気を行う排気 B 系統があり、排気フィルタユニット、排風機等から 構成する。

実験設備換気装置の系統を第13.5.4図に示す。

排気フィルタユニットは、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを内蔵したものを2基 設置し、1基を予備とする。

排風機は、2 台設置し、1 台を予備とする。排気 A 系統の排風機は、独立した非常用低圧母線に接続する。

実験設備換気装置の設備仕様を第13.5.5表に示す。

(6) 中央制御室系換気空調装置

中央制御室系換気空調装置は、中央制御室等の雰囲気を適切に維持する装置であり、外気 処理器、空調器、送風機、排風機、循環フィルタユニット、循環送風機等から構成する。

中央制御室系換気空調装置の系統を第13.5.5図に示す。

通常時は、外気を一部取入れ、中央制御室等の空気を循環して空調を行い、外気の取入れ 分を大気へ放出する。

設計基準事故時には、外気取入れ口を遮断して閉回路循環運転を行い、循環空気の一部を 循環フィルタユニットを通して空気の浄化を行う。更に、設計基準事故時に外気を一部取入 れる必要のある場合は、循環フィルタユニットを通して浄化しながら取入れることができる。

送風機、排風機及び循環送風機は、それぞれ2台設置し、1台を予備とする。送風機、排 風機及び循環送風機は、それぞれ独立した非常用低圧母線に接続する。 中央制御室系換気空調装置の設備仕様を第13.5.6表に示す。

(7) 電気設備室系換気空調装置

電気設備室系換気空調装置は、非常用電源盤室、蓄電池室等の雰囲気を適切に維持する装置であり、外気処理器、空調器、送風機、排風機等から構成する。

電気設備室系換気空調装置の系統を第13.5.6 図に示す。

送風機及び排風機は、それぞれ2台設置し、1台を予備とする。送風機及び排風機は、それぞれ独立した非常用低圧母線に接続する。

電気設備室系換気空調装置の設備仕様を第13.5.7表に示す。

(8) 原子炉建家Ⅱ系換気空調装置

原子炉建家Ⅱ系換気空調装置は、原子炉建家内の管理区域外の各室の雰囲気を適切に維持 する装置であり、給気A系統、給気B系統、排気A系統及び排気B系統から構成する。

原子炉建家Ⅱ系換気空調装置の系統を第13.5.7図に示す。

給気A系統及び排気A系統は、管理区域外の各室の換気及び空調を行う系統で、空調器、 送風機、排風機等で構成する。

給気B系統及び排気B系統は、原子炉建家I系換気空調機械室の換気を行う系統で、外気処理器、送風機、排風機等から構成する。

原子炉建家Ⅱ系換気空調装置の設備仕様を第13.5.8表に示す。

(9) 空調用冷水設備

空調用冷水設備は、空調用冷水装置Ⅰ及び空調用冷水装置Ⅱから構成する。

空調用冷水装置 I 及び空調用冷水装置 II の系統をそれぞれ第 13.5.8 図及び第 13.5.9 図に示す。

空調用冷水装置 I は、独立した2系統で構成し、各系統に格納容器再循環空調器、中央制 御室系空調器及び電気設備室系空調器の冷却コイルに使用する冷水を製造、供給する装置で あり、冷凍機、冷水ポンプ、冷水貯槽等を設ける。

冷凍機及び冷水ポンプは、独立した非常用低圧母線に接続する。

空調用冷水装置 I の設備仕様を第13.5.9 表に示す。

空調用冷水装置IIは、原子炉建家I系空調器、原子炉建家II系空調器及び放射能測定室系 空調器の冷却コイルに使用する冷水を製造、供給する装置であり、冷凍機、冷水ポンプ、冷 水貯槽等から構成する。

空調用冷水装置Ⅱの設備仕様を第13.5.10表に示す。

(10) 排気筒

排気筒は、原子炉建家に隣接して設置し、格納容器減圧装置、原子炉建家 I 系換気空調装置、 放射能測定室系換気空調装置、実験設備換気装置等からの排気を地上高さ約 80mの排気口か ら大気に放出する。

排気筒は、標高約36.5mに設置する。

13.5.3.2 使用済燃料貯蔵建家換気空調設備

使用済燃料貯蔵建家換気空調設備は、管理区域換気空調装置、管理区域外換気空調装置及

び使用済燃料貯蔵建家排気筒から構成する。

使用済燃料貯蔵建家換気空調設備の系統を第13.5.10図に示す。

(1) 使用済燃料貯蔵建家管理区域換気空調装置

使用済燃料貯蔵建家管理区域換気空調装置は、貯蔵セル及び管理区域内の雰囲気を適切に 維持し、排気を浄化する装置であり、管理区域給気系統、貯蔵セル給気系統、管理区域排気 系統及び貯蔵セル排気系統から構成する。

使用済燃料貯蔵建家管理区域換気空調装置の設備仕様を第13.5.11表に示す。

a. 管理区域給気系統

管理区域給気系統は、管理区域内の作業エリア等に新鮮な空気を供給するもので、空調 器、送風機等から構成する。

b. 貯蔵セル給気系統

貯蔵セル給気系統は、貯蔵セルに管理区域の空気を供給するもので、給気フィルタユニット等から構成する。

- c. 管理区域排気系統 管理区域排気系統は、管理区域内からの排気を浄化するもので、粗フィルタ、微粒子フ ィルタを内蔵した排気フィルタユニット、排風機等から構成する。
- d. 貯蔵セル排気系統

貯蔵セル排気系統は、貯蔵セル内の使用済燃料体の崩壊熱除去を主としたもので、粗フィルタ、微粒子フィルタ及びよう素除去フィルタを内蔵した排気フィルタユニット、排風 機等から構成する。

排風機は2台設置し、1台を予備とする。排風機は、それぞれ非常用低圧母線に接続する。

(2) 使用済燃料貯蔵建家管理区域外換気空調装置

使用済燃料貯蔵建家管理区域外換気空調装置は、管理区域外の各室の雰囲気を適切に維持 する装置であり、パッケージ型エアコン等から構成する。

(3) 使用済燃料貯蔵建家排気筒

使用済燃料貯蔵建家排気筒は、使用済燃料貯蔵建家に設け、使用済燃料貯蔵建家管理区域 換気空調装置からの排気を、地上高さ約20mの排気口から大気に放出する。

- 13.5.4 評価
 - (1) 換気空調設備は、管理区域と管理区域外の別により、また、それぞれの区域においても、機能の別により系統を分ける設計となっている。
 - (2) 換気は、新鮮な外気を取入れ、放射能レベルの低い区域より高い区域に向かって流れるように し、汚染の可能性のある区域からの排気は適切なフィルタを通して排気筒より排気する設計とな っている。
 - (3) 各系統は、区域及び部屋の換気並びに除熱を十分に行える容量を有する設計となっている。
 - (4) 各換気空調設備のフィルタは、点検及び交換ができる設計となっている。また、よう素除去フィルタには、温度検知装置を設ける設計となっている。

- (5) 中央制御室系換気空調装置は、設計基準事故時には外気の取入れを停止し、よう素除去フィル タを通る閉回路循環方式とし、従事者等を放射線被ばくから防護できる設計となっている。
- (6) 安全上重要な機能を有する設備を収納している区域の換気空調装置は、商用電源喪失時に動的 機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達成できる設計となっている。
- 13.6 蒸気供給設備
 - 13.6.1 概 要

蒸気供給設備は、原子炉建家及び使用済燃料貯蔵建家の暖房用等に蒸気を供給する設備である。

13.6.2 主要設備

蒸気供給設備は、蒸気ボイラ、配管等から構成し、淡水供給設備からろ過水を受け、蒸気ボイ ラで蒸気を発生させ、暖房用等として供給する。

- 13.7 圧縮空気設備
 - 13.7.1 概 要

圧縮空気設備は、原子炉建家内に設置し、原子炉施設の運転等に必要な圧縮空気を供給するもので、制御用圧縮空気設備及び一般用圧縮空気設備から構成する。 圧縮空気設備の系統を第13.7.1図に示す。

13.7.2 設計方針

圧縮空気設備は、次の方針により設計する。

- (1) 制御用圧縮空気設備は、清浄で乾燥した圧縮空気を供給できるようにする。
- (2) 制御用圧縮空気設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達 成できるようにする。
- (3) 制御用圧縮空気設備は、後備用として、一般用圧縮空気設備からも空気を供給できるようにする。
- 13.7.3 主要設備
 - (1) 制御用圧縮空気設備

制御用圧縮空気設備は、空気作動弁等に清浄で乾燥した圧縮空気を供給するもので、空気圧縮 機、アフタークーラ、空気貯槽、除湿器等から構成する。

空気圧縮機は、100%容量のものを2台設置し、独立した非常用低圧母線に接続する。 制御用圧縮空気設備の設備仕様を第13.7.1表に示す。

(2) 一般用圧縮空気設備

一般用圧縮空気設備は、原子炉格納容器のエアロック、燃料取扱設備等に圧縮空気を供給する もので、空気圧縮機、アフタークーラ、空気貯槽等から構成する。

一般用圧縮空気設備は、後備用として制御用圧縮空気設備にも圧縮空気を供給できるように、 空気圧力を制御用圧縮空気と同圧とし、弁を介して制御用圧縮空気設備に接続する。 一般用圧縮空気設備の設備仕様を第13.7.2表に示す。

- 13.7.4 評価
 - (1) 制御用圧縮空気設備は、清浄で乾燥した圧縮空気を供給できる設計となっている。
 - (2) 制御用圧縮空気設備は、商用電源喪失時に動的機器の単一故障を仮定しても、所定の機能を達 成できる設計となっている。
 - (3) 制御用圧縮空気設備は、後備用として、一般用圧縮空気設備からも圧縮空気を供給できる設計 となっている。
- 13.8 消火設備
 - 13.8.1 概 要

原子炉施設内の火災区域及び火災区域に設置される、「1.6 火災防護」における「1.6.2 火災 防護対象設備」に示した火災防護対象設備を火災から防護することを目的として、火災の発生防 止、火災発生の感知及び消火並びに火災の影響軽減を適切に組み合わせた火災防護対策を講じる。 また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても原子炉を安全に停止させ るための機能を損なわない措置を講じる。

13.8.2 設計方針

消火設備は、次の方針により設計する。

- (1) 消火設備は、消防法等に基づくものとする。
- (2) 消火設備は、消防法に基づき配置し、火災の早期発見、消火活動の円滑化を図り、火災による 人的、物的被害を軽減し、原子炉施設の安全性が損なわれないようにする。
- (3) 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても原子炉を安全に停止させるため の機能を損なわないようにする。
- 13.8.3 主要設備
 - (1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備は、煙感知器、防爆型熱感知器、手動発信機、火災受信機及び音響装置から 構成し、原子炉格納容器を除く火災区画を対象として設置する。また、火災を検知した場合には、 音響装置により速やかに中央制御室等に火災警報を発信する。

(2) 熱感知器及び煙感知器

上記(1)を除く、原子炉格納容器内の火災感知のため、熱感知器及び煙感知器を設置する。火災 を感知した場合には、中央制御室に設置されている熱感知器表示盤及び煙感知器表示盤に火災警 報を発信する。

(3) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備は、消火ポンプ、消火ポンプ起動装置、消火栓箱等から構成し、原子炉建家、 使用済燃料貯蔵建家等を対象として設ける。また、屋内消火栓ポンプの故障時には、中央制御室 へ警報を発信する。 (4) 二酸化炭素消火設備

二酸化炭素消火設備は、非常用発電機室及び火災源となる動力ケーブルが集中し消火器及び屋 内消火栓による消火が困難であり、かつ他の火災防護対象機器に係るケーブルへの延焼を早期に 防止する必要がある非常用電源盤室の消火設備として設ける。

(5) 消火器

可搬式消火器は、消防法に基づいて、中央制御室等原子炉施設全体にわたり設ける。

(6) 排煙設備

排煙設備は、中央制御室に設置する。中央制御室に煙が充満した場合には、煙を排気するため、 排煙設備を起動する。

- 13.8.4 評価
 - (1) 消火設備は、消防法等に基づいた設計となっている。
 - (2) 消火設備は、適正に配置し、火災の早期発見、消火活動の円滑化を図り、火災による人的、物 的被害を軽減し、原子炉施設の安全性が損なわれない設計となっている。
 - (3) 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計となっている。
- 13.9 溢水対策機器
 - 13.9.1 概 要

溢水対策機器は、原子炉建家内に設置された機器及び配管の破損等により生じる溢水に対し、 溢水の影響を防ぐ又は低減することにより、溢水防護対象設備が安全機能を損なわないものとす る機器である。

13.9.2 設計方針

溢水対策機器は、次の方針により設計する。

- (1) 溢水対策機器は、溢水の発生を早期に検知できるものとする。
- (2) 溢水対策機器は、溢水を排水することにより、溢水防護対象設備への溢水の影響を低減できる ものとする。
- (3) 溢水対策機器は、溢水による被水及び蒸気の影響を受けないものとする。
- (4) 溢水対策機器は、溢水により放出された蒸気を原子炉建家外へと逃がすことができるものとする。
- 13.9.3 主要設備
 - (1) 漏水検知器

漏水検知器は、早期に漏水を検知するために原子炉建家及び冷却塔に設置する。漏水を検知した場合には、中央制御室に設置されている漏水警報盤又は副盤に警報を発信する。

(2) 排水ポンプ

排水ポンプは、原子炉建家内にて発生した漏水を原子炉建家外に排水するため、原子炉建家地 下3階に設ける。

(3) ブローアウトパネル及び耐圧扉

ブローアウトパネル及び耐圧扉は、加圧水冷却設備室において配管・機器の破損により発生した蒸気を建家外に放出するために設ける。

(4) 防滴仕様の機器及び計器

溢水防護対象設備のうち、被水の影響により安全機能を損なうおそれがある機器の電動機及び 計器について、水の浸入に対する防護措置(JIS-C-0920保護等級の防まつ形(IP*4)以上)が なされた機器及び計器を設ける。

(5) 密封構造である機器

溢水防護対象設備のうち、被水の影響により安全機能を損なうおそれがある機器について、機器を密封構造として溢水に対する防護措置がなされた機器を設ける。

(6) 耐環境仕様である計器

溢水防護対象設備のうち、蒸気の影響により機能を喪失させるおそれのある計器について、蒸 気環境下に耐えるための防護措置(JIS-C-0920保護等級の防浸形(IP*7)以上)がなされた計 器を設ける。

- 13.9.4 評 価
 - (1) 溢水対策機器は、溢水の発生を早期に検知できる設計となっている。
 - (2) 溢水対策機器は、溢水を排水することにより、溢水防護対象設備への溢水の影響を低減できる 設計となっている。
 - (3) 溢水対策機器は、溢水による被水および蒸気の影響を受けない設計となっている。
 - (4) 溢水対策機器は、溢水により放出された蒸気を原子炉建家外へと逃がすことができる設計となっている。

第13.1.1表 淡水供給設備の設備仕様

浄水高置水槽		
基 数		1
容量	:	約 4 m ³
ろ過水受水槽		
基数		1
容量	:	約 70 m ³
純水製造装置		
基 数		2(うち1基は予備)
容量		約 2 m³/h/基

第13.2.1表 補機冷却水設備の設備仕様

系;	統業	攵	2
循環	ポンフ	°	
	台	数	2/系統(うち1台は予備)
ţ	容	量	約 540 t/h/台
	揚	程	約 60 m
冷去	卩塔		
5	形	式	湿 式
	基	数	1/系統

第13.3.1表 一般冷却水設備の設備仕様

循環ポン	 プ	
台	数	2(うち1台は予備)
容	量	約 400 t/h/台
揚	程	約 60 m
冷却塔		
形	式	湿 式
基	数	1

第13.4.1表 窒素供給設備の設備仕様

液体系	
液体窒素貯蔵タンク	
基数	1
容 量	約 30 m ³
最高使用圧力	0.97 MPa[gage] (9.9 kg/cm ² g)

第13.5.1 表 格納容器再循環冷却装置の設備仕様

空調器		
形	式	粗フィルタ及び冷却コイル内蔵型
基	数	1
冷却	コイル基数	2(うち1基は予備)
風	量	約 340 m³/min
送風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 340 m³/min/台

第13.5.2表 格納容器減圧装置の設備仕様

排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ、微粒子フィルタ 及びよう素除去フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 28 m³/min
排風機		
台	数	1
風	量	約 28 m³/min

給気系統		
空調器		
形	式	粗フィルタ、冷却コイル及び加熱 コイル内蔵型
基	数	2
風	量	約 800m³/min/基
送風機		
台	数	2
風	量	約 800m³/min/台
給気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ及び微粒子フィルタ内蔵型
基	数	3
風	量	A及びB:約 27 m ³ /min/基(2基) C:約 6 m ³ /min/基(1基)
排気 A 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ及び微粒子フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 1,600m ³ /min
排風機		
台	数	2
風	量	約 800m³/min/台
排気 B 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ、微粒子フィルタ 及びよう素除去フィルタ内蔵型
基	数	2(うち1基は予備)
風	量	約 60 m³/min/基
排風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 60 m³/min/台

第13.5.3 表 原子炉建家 I 系換気空調装置の設備仕様

給気系統		
空調器		
形	式	粗フィルタ、冷却コイル、加熱コイル 及び加湿器内蔵型
基	数	1
風	畫	約 150m ³ /min
送風機		
台	数	2
風	量	約 75 m³/min/台
排気 A 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ及び微粒子フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 130 m ³ /min
排風機		
台	数	2
風	畫	約 65 m³/min/台
排気 B 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ、微粒子フィルタ 及びよう素除去フィルタ内蔵型
基	数	1
風	畫	約 20 m ³ /min
排風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 20 m³/min/台

第13.5.5表 実験設備換気装置の設備仕様

排気 A 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	微粒子フィルタ及びよう素除去 フィルタ内蔵型
基	数	2(うち1基は予備)
風	量	約 6 m³/min/基
排風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 6 m³/min/台
排気 B 系統		
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ、微粒子フィルタ及び よう素除去フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 1.5 m³/min
送風機		
台	数	1
風	量	約 1.5 m ³ /min

第13.5.6表 中央制御室系換気空調装置の設備仕様

外気処理	器	
形	式	粗フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 10 m ³ /min
空調器		
形	式	粗フィルタ、冷却コイル、加熱コイル 及び加湿器内蔵型
基	数	1
冷却	コイル基数	2(うち1基は予備)
風	量	約 300 m ³ /min
送風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 300 m³/min/台
排風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 10 m³/min/台
循環フィ	ルタユニット	
形	式	電気ヒータ、微粒子フィルタ及び よう素除去フィルタ内蔵型
基	数	1
風	量	約 10 m³/min
循環送風	機	
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 10 m³/min/台

外気処理		
形	式	粗フィルタ内蔵型
基	数	1
風	豊	約 160 m³/min
空 調 器		
形	式	粗フィルタ、冷却コイル及び 加熱コイル内蔵型
基	数	1
冷却	コイル基数	2(うち1基は予備)
風	皇	約 1,650 m³/min
送風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	皇	約 1,650 m³/min/台
排 風 機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 160 m³/min/台

第13.5.7表 電気設備室系換気空調装置の設備仕様

給気A系統		
空調器		
形	式	粗フィルタ、冷却コイル及び 加熱コイル内蔵型
基	数	1
風	量	約 700 m ³ /min
送風機		
台	数	2
風	量	約 350 m³/min/台
給気 B 系統		
外気処理	器	
形	式	粗フィルタ及び加熱コイル内蔵型
基	数	1
風	量	約 170 m³/min
送風機		
台	数	1
風	量	約 170 m³/min
排気 A 系統		
排風機		
台	数	2
風	量	約 350 m³/min/台
排気 B 系統		
排風機		
台	数	1
風	量	約 170 m ³ /min

第13.5.8表 原子炉建家Ⅱ系換気空調装置の設備仕様



第13.5.9表 空調用冷水装置 I の設備仕様

第13.5.10表 空調用冷水装置Ⅱの設備仕様

冷凍機		
台	数	1
容	量	約 350 冷凍トン
冷水ポン	プ	
台	数	1
容	量	約 3.5 m³/min
冷水貯槽		
台	数	1
容	豊	約 3 m ³

管理区域給気系統		
空調器		
形	式	プレフィルタ、粗フィルタ、冷却コイル及び加熱
		コイル内蔵型
基	数	2
風	量	約 425 m³/min/2 基
送風機		
台	数	2
風	量	約 425 m³/min/2 台
貯蔵セル給気	系統	
給気フィ	ルタユニット	
形	式	プレフィルタ及び微粒子フィルタ内蔵型
基	数	3
風	量	2 炉心用:約 35 m ³ /min
		4 炉心用:約 70 m³/min/基
管理区域排気	系統	
排気フィ	ルタユニット	
形	式	プレフィルタ及び微粒子フィルタ内蔵型
基	数	2
風	量	約 125 m³/min/基
排風機		
台	数	2
風	量	約 125 m³/min/台

第13.5.11表 使用済燃料貯蔵建家管理区域換気空調装置の設備仕様

(つづき)

貯蔵セル排気	系統	
排気フィ	ルタユニット	
形	式	粗フィルタ、微粒子フィルタ 及びよう素除去フィルタ内蔵型
基	数	3
風	量	2 炉心用:約 35 m ³ /min
		4 炉心用:約 70 m³/min
排風機		
台	数	2(うち1台は予備)
風	量	約 175 m³/min/台

第13.7.1表 制御用圧縮空気設備の設備仕様

系統数	2
空気圧縮機 形 式 台 数 容 量 吐 出 圧	往復動式(無給油) 1/系統 約 170 Nm³/h/台 約 0.88 MPa[gage](約 9 kg/cm² g)
アフタークーラ 基数 容量 空気貯槽	1/系統 約 170 Nm ³ /h/基
基 数 容 量	1/系統 約 5 m ³ /基
除湿器 基 数 容 量	1/系統 約 170 Nm³/h/基

第13.7.2表 一般用圧縮空気設備の設備仕様

空気圧縮機 形 式 台 数 容 量 吐 出 圧	往復動式(無給油) 1 約 80 Nm ³ /h 約 0.88 MPa[gage](約 9 kg/cm ² g)
アフタークーラ 基数 容量	1 約 80 Nm ³ /h
空気貯槽 基 数 容 量	1 約 5 m ³



第13.1.1 図 淡水供給設備系統説明図



第13.2.1 図 補機冷却水設備系統説明図



第13.3.1 図 一般冷却水設備系統説明図

8-13-27



第13.4.1 図 窒素供給設備系統説明図



第13.5.1 図 原子炉建家 I 系換気空調装置及び格納容器再循環冷却装置系統説明図



第	13.	5.2	义	格納容器減圧装置系統説明図	
11	T O •	·			

121

よう素除去フィルタ

自動バタフライ弁



排気B系統

R/F	11 フィルタ.
	微粒子フィルタ
	よう米除去フィルタ
C/C	冷却コイル
H/C	加熱コイル
× × ×	加湿器
品	自動バタフライ非
₽	自動ダンバ

第13.5.3 図 放射能測定室系換気空調装置系統説明図



第13.5.4 図 実験設備換気装置系統説明図



第13.5.5 図 中央制御室系換気空調装置系統説明図



第13.5.6 図 電気設備室系換気空調装置系統説明図





第13.5.7図 原子炉建家Ⅱ系換気空調装置系統説明図



第13.5.8 図 空調用冷水装置 I 系統説明図


C/C	冷却コイル
₩.	们助三方非

第13.5.9 図 空調用冷水装置Ⅱ系統説明図



第13.5.10 図 使用済燃料貯蔵建家換気空調設備系統説明図



第13.7.1 図 圧縮空気設備系統説明図

14. 実験設備

14.1 概 要

本実験設備は、燃料試料及び材料試料の照射試験並びにトリチウム生成回収試験を行うためのものであり、炉内設備と炉外設備から構成する。

炉内設備は、照射キャプセルと照射試験用ブロックから構成する。

炉外設備は、燃料照射キャプセル炉外装置、材料クリープ照射キャプセル炉外装置、リチウム照射 キャプセル炉外装置、照射物を取扱うための附属設備から構成する。

また、試験用の燃料要素を黒鉛ブロック内に装荷した燃料限界照射試料を用いて、燃料の破損限界 を調べるための燃料限界照射試験を実施する。

照射試料の装荷位置を第14.1.1図に示す。

14.2 設計方針

実験設備は、次の方針により設計する。

- (1) 燃料限界照射試料を除く照射試料及び照射キャプセルは、照射物挿入ブロック内に装荷し、これらは照射物挿入ブロックから脱落することがないようにする。更に、照射キャプセル内の照射試料等は照射キャプセル内で脱落することがないようにする。また、万一、脱落したとしても、過度の添加反応度を与えないような構造とする。
- (2) 実験設備は、試験上の要求を満たすとともに照射キャプセル、スイープガス配管の材料の選定及び 設計に際しては、関連する規格、基準に準拠して行い、破損、内包する放射性物質の漏えいが生じる ことがないようにする。
- (3) 実験設備の異常又は損傷によって、原子炉の停止及び冷却機能が損なわない等原子炉の安全機能を 損なうことのないように、本設備の構成要素が十分な強度を有するものとする。
- (4) 燃料限界照射試料の構造及び材料は、適切な強度、耐食性、耐放射線性等を有するとともに、輸送 及び取扱中に有意な損傷を生じないようにする。
- (5) 燃料限界照射試料は、その量及び装荷位置を制限することにより、炉心への装荷により、核的制限 値及び熱的制限値を超えることがないようにする。
- (6) 燃料限界照射試料は、その異常が生じても、燃料の破損が生ずることがない等、原子炉の安全性を 損なわないようにする。
- (7) 燃料限界照射試料は、運転時の異常な過渡変化時において著しい破損が生じないように、また、設計基準事故時においては、原子炉の停止及び冷却に支障を与えることのないようにする。
- (8) 燃料限界照射試料は、他の系統の機能とあいまって、試験に伴って放出される核分裂生成物を確実、 かつ、速やかに検出できるように配慮する。
- (9) 実験設備は、過度の放射性物質の漏えいが生じることがないようにするため、原子炉格納容器外の スイープガス配管は、耐漏えい性を有する外管で保護し、万一スイープガス配管が破損した場合でも、 グローブボックス内へ導くようにする。また、試験時に従事者等の放射線被ばくを低減するため、必 要に応じて遮蔽を設けることとする。
- (10) 実験設備に関する安全上必須なパラメータについては、中央制御室において監視できるようにする。

14.3 主要設備

14.3.1 炉内設備

炉内設備は、燃料試料、材料試料等を内包して照射する照射キャプセル及び照射試験用ブロックからなる。

(1) 照射キャプセル

照射キャプセルは、スイープ管等を設け炉外装置を接続するスイープキャプセルとスイープ管 を設けないキャプセルとに大別する。

a. スイープキャプセル

スイープキャプセルは、円筒たて型密封式の容器であり、ステンレス鋼、耐食耐熱超合金、 黒鉛、セラミックス等で製作する。

(a) 燃料照射キャプセル

燃料照射キャプセルは、燃料要素規模又はそれ以下の規模の燃料試料による照射挙動等 を試験するためのものであり、本キャプセルと炉外装置をスイープ管によって接続し、ガス のサンプリング、計測等を行うとともに、試験条件を任意に設定、維持できる構造である。 燃料照射キャプセルの概念を第14.3.1 図に示す。

(b) 材料クリープ照射キャプセル

材料クリープ照射キャプセルは、金属、黒鉛、セラミックス等の材料試料による照射クリ ープ試験を行うためのものであり、本キャプセルと炉外装置を加圧管によって接続し、材料 試料に負荷を与え、歪量等を計測するとともに、試験条件を任意に設定、維持できる構造で ある。

材料クリープ照射キャプセルの概念を第14.3.2図に示す。

(c) リチウム照射キャプセル

リチウム照射キャプセルは、リチウム化合物を照射し、生成するトリチウムを連続的に回 収するためのものであり、本キャプセルと炉外装置をスイープ管により接続し、トリチウム のサンプリング、計測等を行うとともに、生成条件等を任意に設定、維持できる構造である。 リチウム照射キャプセルの概念を第14.3.3 図に示す。

b. キャプセル

このキャプセルは、燃料試料、材料試料、リチウム化合物などの照射試料を封入して照射す るためのものである。照射後にキャプセルを炉外に取出し、照射後試験、バッチ単位のトリチ ウム回収試験等を行う。

なお、キャプセルには、必要に応じてモニタ又はセンサが組込めるようにする。

(2) 照射試験用ブロック

照射試験用ブロックには、照射キャプセル及び材料試料を挿入するための照射物挿入ブロック 並びに燃料限界照射試料及び照射物挿入ブロックの上下に冷却材流路を形成するための流路ブロ ック等を設ける。照射試験用ブロックは、照射試験に際し、照射物挿入ブロック、流路ブロック を装荷する位置の制御棒案内ブロック又は可動反射体ブロックと交換して使用する。

照射試験用ブロックは、外形寸法を炉心構成要素ブロックに合わせ、その内部の形状寸法を照 射物の形状等に応じて変え、材質を黒鉛又は黒鉛炭素複合材とする。 なお、照射試験用ブロックには、必要に応じて炭化ほう素等を中性子吸収体として挿入する。 炉内設備の取扱いは、制御棒交換機又は燃料交換機を用いて行う。また、照射後の炉内設備は、 原子炉建家から搬出するまで、使用済燃料貯蔵設備又は照射物貯蔵ピットに貯蔵保管する。

- 14.3.2 炉外設備
 - (1) 燃料照射キャプセル炉外装置

燃料照射キャプセル炉外装置は、スイープガス供給装置、燃料試料破損検出装置、核分裂生成 物サンプリング装置、グローブボックス、コールドチャコールトラップ、計測器、配管等により 構成する。各機器には必要に応じて遮へい体を設ける。

燃料照射キャプセル炉外装置の系統を第14.4.1図に示す。

- (2) 材料クリープ照射キャプセル炉外装置 材料クリープ照射キャプセル炉外装置は、クリープ歪測定装置、計測器、配管等により構成する。
- (3) リチウム照射キャプセル炉外装置

リチウム照射キャプセル炉外装置は、スイープガス供給装置、トリチウム回収装置、トリチウ ム除去装置、グローブボックス、計測器、配管等により構成する。各機器には必要に応じて遮蔽 体を設ける。

リチウム照射キャプセル炉外装置の系統を第14.4.2図に示す。

(4) 附属設備

照射物を取扱うための照射物取扱機を設ける。また、安全上必須なキャプセル温度、グローブ ボックス内放射能濃度等の主要なパラメータを中央制御室においても監視できる設備を設ける。

14.4 燃料限界照射試験

燃料の破損限界を調べるために、燃料体と同じ外形を有する六角柱状の黒鉛ブロック内に試験用の 燃料要素を挿入した燃料限界照射試料とその上下に冷却材流路を形成するための照射試験用ブロック を炉心中央カラム領域に装荷して照射する。燃料限界照射試料は最大1ブロックを装荷し、必要に応 じて燃料限界照射試料に対する1次冷却材流量の制限等を行う。なお、この燃料限界照射試料の破損 に対しては、原子炉計装の燃料破損検出装置により検知し、燃料限界照射試料が過度の破損に至る以 前に原子炉出力を下げるか、又は原子炉を停止して、試験を終了する。

14.5 照射試験上の制限

照射試験に際し、次のとおり制限する。

(1) 原子炉運転条件
 原子炉熱出力
 第子炉冷却材出口温度
 850 ℃以下
 燃料限界照射試験時の循環放射能量
 1 次冷却系の希ガスの循環放射能量
 2.2×10¹⁴ MeV·Bq以下
 1 回当たりの積算循環放射能の増加量
 4.4×10¹⁴ MeV·Bq·h 以下

年間の1次冷却系の希ガスの積算循環		
放射能の増加量	2.2 $\times 10^{15}$	MeV·Bq·h以下
装荷上の制限		
照射物1体の挿入による最大反応度変化	1	%Δk/k以下
照射物の落下による最大反応度変化	1×10^{-3}	Δk/k/ステップ以下
燃料試料の最大発熱量		
燃料限界照射試験	70	kW 以下
(1 燃料要素当り)	(12	kW 以下)
キャプセルを用いた燃料照射試験	6.3	kW 以下
燃料試料の最高温度		
燃料限界照射試験	2,000	℃以下
キャプセルを用いた燃料照射試験	2, 500	℃以下
トリチウム生成量		
連続回収試験	0.3	g/年以下
バッチ回収試験	0.6	g/年以下
照射物の雰囲気条件	\sim j	ノウムガス
照射キャプセルの使用温度		
ステンレス鋼製キャプセル	600	$^{\circ}\mathrm{C}$
耐食耐熱超合金製キャプセル	850	$^{\circ}\mathrm{C}$
照射試験の最大日数		
冷却を必要とするキャプセル照射試験を行う場	合	330 日
照射物の制限		

B-3 型燃料体の照射試験を行う場合は、冷却を必要とするキャプセル照射と重ね合せしない。

14.6 評 価

(2)

- (1) 黒鉛ブロック内に着座装荷した照射キャプセル及び照射キャプセル内の試料は、脱落しない構造と するので、原子炉に過度の反応度を与えることはない。
- (2) 照射キャプセル及びスイープガス配管は、関係規格、基準に準拠して、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において生ずる圧力及び温度による荷重に、地震荷重を適切に組合せた設計条件を用いて設計するので破損、内包する放射性物質の漏えいが生じることはない。
- (3) 照射キャプセルの真空断熱材に異常又は損傷が生じた場合においても、照射キャプセルの健全性が 維持できる設計とするので、原子炉の安全機能が損なわれることはない。
- (4) 燃料限界照射試料は、適切な材料の選定、構造設計とし、適切な強度、耐食性、耐放射線性等を有 する設計とするので、輸送及び取扱中に健全性が損なわれることはない。
- (5) 燃料限界照射試料は、その量及び装荷位置を制限するので、炉心への装荷により、核的制限値及び 熱的制限値を超えることはない。
- (6) 燃料限界照射試料は、炉心の燃料に影響をおよぼすような異常を生じない設計とするので、原子炉

の安全性が損なわれることはない。

- (7) 燃料限界照射試料は、14.5「照射試験上の制限」を設けて試験を行うこととするので、運転時の異常 な過渡変化時において著しい破損を生ずることはない。また、設計基準事故時においても、原子炉の 停止及び冷却機能に支障を与えることはない。
- (8) 燃料限界照射試料は、その異常に伴って放出される核分裂生成物を、原子炉計装の燃料破損検出装置及び原子炉保護系の一次冷却材放射能計装により検出する設計とするので、確実、かつ、速やかに核分裂生成物の放出を検知できる。
- (9) スイープガス配管は、原子炉格納容器外部を二重管構造とし、スイープガス配管と外管の間をグロ ーブボックス排気により負圧にするので、万一スイープガス配管が破損した場合でも、放射性物質が グローブボックス外へ漏えいすることはない。また、放射性物質が蓄積される部分には、遮蔽を設け るので、従事者等の放射線被ばくを低減できる。
- (10) 実験設備のキャプセル主要部温度、グローブボックス内放射能濃度等主要なパラメータは、中央制 御室で監視できる。
- (11) 万一、照射物の移動等による異常及びスイープガス管の破損が生じた場合の安全性については、添付書類十「2. 運転時の異常な過渡変化の解析」及び「3. 設計基準事故解析」に示すとおり、十分確保される。
- 14.7 試験検査

照射キャプセル、スイープガス配管等の製作に当たっては、素材の段階で化学的、機械的試験検査 を、また、製作中には、非破壊試験、耐圧試験等を実施し、厳重な品質管理を行う。



*:スイープキャプセル使用可能領域

第14.1.1 図 照射試料装荷位置図



第14.3.1 図 燃料照射キャプセル構造説明図



第14.3.2図 材料クリープ照射キャプセル構造説明図



第14.3.3 図 リチウム照射キャプセル構造説明図



第14.4.1 図 燃料照射キャプセル炉外装置系統説明図



第14.4.2図 リチウム照射キャプセル炉外装置系統説明図

15. 特殊運転

15.1 概 要

特殊運転は、1次系流量低下試験、制御棒引抜き試験の2種類について実施する。これらの試験は、 炉心熱容量が大きく、負のフィードバック特性に優れている高温ガス炉の固有の安全性を定量的に実 証し、高温ガス炉技術の高度化に資するために行うものである。

- (1) 1次系流量低下試験
 - a. 循環機停止試験

循環機停止試験は、原子炉出力制御系を切離し、1次ヘリウム循環機を1台又は2台停止して 強制循環冷却機能の部分喪失を生じさせる。この試験により、原子炉停止系が通常の流量設定値 で作動しない場合でも、負の反応度フィードバック特性により原子炉出力が低下し、原子炉が安 定に所定の状態に落着き、この間、燃料温度の変化が緩慢であることを実証する。

b. 流量部分喪失試験

流量部分喪失試験は、原子炉出口温度制御系を切離さない状態で、1次冷却材流量制御系により流量の部分喪失を生じさせる。この試験により、高温ガス炉の固有の特性と制御系との関連において、原子炉は安定に所定の状態に落着くことを実証する。

c. 循環機3台停止試験

- 循環機3台停止試験は、原子炉出力制御系を切離し、1次ヘリウム循環機を3台停止して強制 循環冷却機能の全喪失を生じさせる。この試験により、原子炉停止系が通常の流量設定値で作動 しない場合でも、負の反応度フィードバック特性により原子炉出力が低下し、原子炉が安定に所 定の状態に落着き、この間、燃料温度の変化が緩慢であることを実証する。また、これに伴う燃 料温度及び減速材温度の低下、並びにキセノン濃度の低下により正の反応度添加が生じ、一時的 に原子炉出力が上昇(再臨界)しても、負の反応度フィードバック特性により原子炉出力は直ちに 低下することを実証する。更に、これらの状況において、原子炉が安定に所定の状態に落着き、 この間、燃料温度の変化が緩慢であることを実証する。
- d. 炉容器冷却設備停止試験

炉容器冷却設備停止試験は、原子炉出力制御系を切離し、1次ヘリウム循環機を3台停止して 強制循環冷却機能の全喪失を生じさせるとともに炉容器冷却設備を停止させ、原子炉圧力容器表 面からの熱を強制的に除去する機能を部分喪失又は全喪失させる。この試験により、原子炉停止 系が通常の流量設定値で作動しない場合に重ねて炉容器冷却設備による冷却機能が部分喪失又は 全喪失した場合でも、負の反応度フィードバック特性により原子炉出力が低下し、原子炉が安定 に所定の状態に落着き、この間、燃料温度の変化が緩慢であることを実証する。また、これに伴 う燃料温度及び減速材温度の低下、並びにキセノン濃度の低下により正の反応度添加が生じ、一 時的に原子炉出力が上昇(再臨界)しても、負の反応度フィードバック特性により原子炉出力は直 ちに低下することを実証する。更に、これらの状況において、原子炉が安定に所定の状態に落着 き、この間、燃料温度の変化が緩慢であることを実証する。

(2) 制御棒引抜き試験 制御棒引抜き試験は、原子炉出力制御系を切離し、炉心中央位置の制御棒を引抜く。この試験によ り、原子炉出力制御系が作動しなくても、炉心の負の反応度フィードバック特性のみにより原子炉出 力の急激な上昇が抑制され、原子炉が安定に所定の状態に落着き、この間、燃料温度の変化が緩慢で あることを実証する。

これらの特殊運転中の原子炉の安全性は、運転モード選択装置により特殊運転を特定し、運転員の 誤操作等を防止するとともに、特殊運転の実施前に挙動解析を十分に行い、かつ試験を段階的に行う ことにより確保する。

15.2 設計方針

次の方針により、特殊運転中における原子炉の安全性を確保する。

- (1) 特殊運転への移行及び試験終了後の通常運転への復帰は、運転モード選択装置により選択して行 える設計とする。
- (2) 特殊運転の試験条件を運転モード選択装置で特定することにより、原子炉出力、1次冷却材流量等 に対する運転員の誤操作を防止できる設計とする。
- (3) 循環機停止試験時においては、「1次加圧水冷却器へリウム流量低」、「炉心差圧低」及び「原子炉 出口冷却材温度高」信号のスクラム設定値の変更を運転モード選択装置に連動して行える設計とす る。
- (4) 循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時においては、「原子炉出口冷却材温度高」信号のスクラム設定値の変更を運転モード選択装置に連動して行える設計とする。また、「1次加圧水冷却器へリウム流量低」及び「炉心差圧低」信号は予め定めた試験継続時間を超えた場合にスクラム信号を発信できる設計とする。
- (5) 特殊運転時においては、自動モードの原子炉出力目標値と原子炉出力を同期させる同期回路が作 動することで、通常運転への復帰時に原子炉出力制御系への外乱を防止する設計とする。
- 15.3 主要設備

特殊運転のための運転モード選択装置を設置し、次の5モードの試験を選択する。 特殊運転のモード①(循環機停止試験) 特殊運転のモード②(流量部分喪失試験) 特殊運転のモード③(制御棒引抜き試験) 特殊運転のモード④(循環機3台停止試験) 特殊運転のモード⑤(炉容器冷却設備停止試験)

- 運転モード選択装置の投入条件、解除条件、投入後の機能を第15.4.1表に示す。
- 15.4 特殊運転上の制限

特殊運転に際し、次のように制限する。

- (1) A型燃料体のみで構成された炉心において試験を行うこととし、初期条件としては、原子炉出力 30MW 以下、原子炉出口冷却材温度 850℃以下とする。
- (2) 1次冷却設備は、単独運転(1次加圧水冷却器による約30MWの除熱)とする。
- (3) 試験期間を通して、原子炉の出力、温度、圧力等が通常運転時の運転条件を超えない範囲とする。

- 15.5 評価
 - (1) 特殊運転への移行又は試験後の復帰は、運転モード選択装置により選択して安全に行うことができる。
 - (2) 特殊運転の試験条件を運転モード選択装置で特定することにより、運転員の誤操作を防止することができる。
 - (3) 循環機3台停止試験については、TAC/BLOOST⁽¹⁾コードにより試験時の原子炉挙動を解析した結果 である第15.5.1 図及び第15.5.2 図に示すように、予め定めた試験継続時間内において原子炉出 力、温度、圧力等が通常運転時の運転条件を超えることはない。
 - (4) 炉容器冷却設備停止試験については、試験の初期原子炉出力が定格出力の30%以下と限定される ことから、TAC/BLOOSTコードにより試験時の原子炉挙動を解析した結果である第15.5.3 図及び第 15.5.4 図に示すように、予め定めた試験継続時間内において原子炉出力、温度、圧力等が通常運 転時の運転条件を超えることはない。
 - (5) 特殊運転の1つのモードである循環機停止試験時のスクラム設定値の一部変更等に係る安全性については、添付書類十「2. 通常運転時の異常な過渡変化の解析」及び「3. 設計基準事故解析」に示すとおり、十分に確保される。また、特殊運転のモードである循環機3台停止試験時及び炉容器冷却設備停止試験時のスクラム設定値の一部変更等に係る安全性については⁽²⁾、添付書類十「1. 安全評価に関する基本方針」に従って評価され、循環機停止試験時のスクラム設定値の一部変更に係る安全性と同様に、十分に確保される。
 - (6) 特殊運転時においては、自動モードの原子炉出力目標値と原子炉出力を同期させる同期回路が作動 することで、通常運転への復帰時に原子炉出力制御系への外乱を防止することができる。
- 15.6 参考文献
 - (1) 高松 他;「TAC/BLOOST コードの検証(受託研究)」、JAERI Data/Code 2005-003 (2005).
 - (2) 国富 他;「高温工学試験研究炉(HTTR)の安全性実証試験計画および試験時の安全評価」、JAERI-M 90-070 (1990).

第15.4.1表 運転モード選択装置の機能

項 目 名 称	投入条件	解除条件	投入後の機能
特殊運転のモード① (循環機停止試験 の特定	 (1) 定格運転であること。 (2) 単独運転であること。 	原子炉出力制御系 の設定値と原子炉 出力の計測値との 偏差が許容範囲内 であること。	 (1)制御棒(16対)の引 抜きが防止される。 (2)「1次加圧水冷却器 ヘリウム流量低」、「炉 心差圧低」、「原子炉出 口冷却材温度高」信号 のスクラム設定値が 変更される。
特殊運転のモード② (流量部分喪失試) 験の特定	(1) 定格運転であること。(2) 単独運転であること。	特になし。	 1 次冷却材流量制御系 の流量(850℃運転時)設 定値をスクラム設定値 以下にすることができない。
特殊運転のモード③ 制御棒の引抜き 試験の特定	 (1) 定格運転であること。 (2) 単独運転であること。 (3) 原子炉出力が80%~30%の範囲であること。 	原子炉出力制御系 の設定値と原子炉 出力の計測値との 偏差が許容範囲内 であること。	 (1) 炉心の中心制御棒 のパターンインター ロックの設定値が変 更される。 (2) 炉心の中心制御棒 以外の制御棒(15 対) の引抜きが防止され る。

(つづき)

項 目 名称	投入条件	解除条件	投入後の機能
特殊運転のモード④ 循環機 3 台停止 試験の特定	 (1) 定格運転であること。 (2) 単独運転であること。 	原子炉出力制御系の設定値と原子炉出力の計容値との 出力の計容範囲内 であること。	 (1) 制御棒(16 対)の引 抜きが防止される。 (2) 1 次冷却材の供給弁 及び排出弁を閉とす る。 (3) 1 次へリウム循環機 の起動が防止される。 (4)「原子炉出口冷却材 温度高」信号のスクラ ム設定値が変更され る。 (5)「1 次加圧水冷却器 へリウム流量低」、「炉 心差圧低」信号は、17 時間、遅延される。
特殊運転のモード⑤ 炉容器冷却設備 停止試験の特定	 (1) 定格運転であ ること。 (2) 単独運転であ ること。 (3) 原子炉出力が 30 %以下である こと。 	原子炉出力制御系 の設定値と原子炉 出力の計測値との 偏差が許容範囲内 であること。	 (1) 制御棒(16 対)の引 抜きが防止される。 (2) 1 次冷却材の供給弁 及び排出弁を閉とす る。 (3) 1 次ヘリウム循環機 の起動が防止される。 (4)「原子炉出口冷却材 温度高」信号のスクラ ム設定値が変更され る。 (5)「1 次加圧水冷却器 ヘリウム流量低」、「炉 心差圧低」信号は、7 時間、遅延される。



第15.5.1図 循環機3台停止試験時の原子炉の挙動(1)



第15.5.2 図 循環機3台停止試験時の原子炉の挙動(2)



第15.5.3図 炉容器冷却設備停止試験時の原子炉の挙動(1)



第15.5.4図 炉容器冷却設備停止試験時の原子炉の挙動(2)

16. 運転保守

16.1 運転保守の基本方針

原子炉施設の運転保守の基本方針は、原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づいて定める大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に原子炉施設に係る規定を定め、これによるものとする。

16.2 組織及び職務

運転・保守は、主として大洗研究所高温ガス炉研究開発センター高温工学試験研究炉部が担当する。 運転・保守に係る放射線管理は放射線管理部放射線管理第2課、環境放射能の管理は放射線管理部 環境監視線量計測課が担当する。また、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理は、環境技術開発センター 環境保全部廃棄物管理課が担当する。

原子炉等規制法第 40 条に基づいて原子炉主任技術者を選任し、原子炉施設の保安のための業務を 行う。

16.3 運転管理

原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める原子炉運転上の条件及び異常時の措置を厳守するとと もに、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、設備、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行 う。

16.4 燃料管理

燃料の輸送、貯蔵、原子炉内への装荷、取出し等は、あらかじめ定める燃料取替計画に従い、所定 の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら 行う。

16.5 放射性廃棄物管理

放射性気体及び液体廃棄物を大洗研究所(北地区)外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度 等の制限値を遵守することは勿論のこと、大洗研究所(北地区)周辺の一般公衆の線量を合理的に達成 できる限り低くするような放出管理を行う。

また、放射性固体廃棄物を所内に貯蔵する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。

16.6 放射線管理

放射線管理は、放射線業務従事者等の被ばくを法令に定められた線量限度以下とすることは勿論、 不必要な放射線被ばくを防止する方針で行う。

また、原子炉施設に管理区域及び保全区域を設け、出入管理、被ばく管理、作業管理、放射線の測 定及び物品の搬出の管理等を厳重に実施する。 16.7 保 守

原子炉施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修に関する規定を遵守し、所定の計画と 適切な手順に従って、原子炉施設の安全の確保を妨げることのないように行う。

16.8 非常時の措置

地震、火災、その他の原因によって、相当な規模の放射線事故が発生した場合、又は発生するおそ れがある場合には、原子炉の通常組織と異なる大洗研究所の事故・災害発生時対応組織を設置して事 故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。

16.9 教育及び訓練

放射線業務従事者等に対して、原子炉施設の運転・保守及び放射線防護に関する教育並びに非常事態に対処するための総合的な実施訓練を、定期的及び必要に応じて計画し実施する。

16.10 健康管理

労働安全衛生法に基づいて、放射線業務従事者等の健康診断を実施し、必要がある場合は保健指導 及び就業上の措置を講じる。

16.11 放射線業務従事者以外の者に対する保安措置

放射線業務従事者以外の者を原子炉施設内に立入らせる場合は、保安上必要な注意を与えるととも に、特に管理区域内で作業する請負業者には放射線防護上の必要事項を明確にして、これを遵守させ る。

16.12 核燃料物質の防護

原子炉施設の核燃料物質の防護は、原子炉等規制法第43条の2の規定に基づいて大洗研究所(北地区)が定める核物質防護規定の定めるところにより、特定核燃料物質の盗取等による不法な移転又は 妨害破壊行為の防止を図るため、必要な措置を採る。

16.13 記録及び報告

原子炉施設に係る事項を法令に定めるところにより、記録し、保存するとともに、報告する。

17. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止

1次冷却設備二重管破断に閉じ込め機能の喪失が重畳するような事象が発生した場合には、多量の放射 性物質等の放出のおそれがある。また、使用済燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失する事象が発生した場合 には、使用済燃料の破損のおそれがある。これらの多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のた め、あらかじめ以下の資機材等を設ける。

(1) 防護機材

1次冷却設備二重管破断に閉じ込め機能の喪失が重畳する事象が発生し、多量の放射性物質等を放出す るおそれがある場合に運転員の内部被ばく等を抑制するためのチャコールフィルタ付きマスク等の防護 機材を用意する。

- (2) 原子炉建家からの放射性物質の放散を抑制するための資機材 1次冷却設備二重管破断に閉じ込め機能の喪失が重畳する事象が発生し、多量の放射性物質等の放出の おそれがある場合に建家の気密を改善して影響緩和を図るため、気密の低下した開口部の目張り等を行 うための資機材を用意する。
- (3) 使用済燃料貯蔵プールへ注水するための資機材 使用済燃料貯蔵プールの冷却機能が喪失する事象が発生し、使用済燃料の破損のおそれがある場合に 使用済燃料の冷却を目的として、使用済燃料貯蔵プールに注水するための消防自動車及び仮設ホース等 を配備する。
- (4) 可搬型発電機

可搬型発電機は、電源喪失時に原子炉を監視するために必要な温度、圧力及び中性子束を監視する計器 等へ電源を供給するものと、原子炉停止機能の喪失に電源喪失が重畳した場合、後備停止系駆動装置を直 接駆動するために電動機へ電源を供給するものを用意する。また、原子炉停止機能の喪失に電源喪失が重 畳した場合は、可搬型発電機の燃料補給時においても中性子束を連続的に監視できるように、2 チャンネ ルの中性子計装盤に、異なる可搬型発電機から電源を供給する。可搬型発電機の燃料補給時においては中 性子束を連続的に監視できるように、可搬型発電機を2 台用意する。

可搬型発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のもの2台をそれぞれ独立した場所に保管する。

本資機材等の仕様を第17.1表に示す。なお、可搬型発電機のうち温度、圧力及び中性子束監視用は、 全交流動力電源喪失時に用いる可搬型発電機と共用する。多量の放射性物質等を放出するおそれのある 事故時において、原子炉の状態を把握するために監視するパラメータは、次のとおりである。

- 補助冷却器出口ヘリウム圧力
- 原子炉格納容器内圧力
- 原子炉圧力容器上鏡温度

中性子束

使用済燃料貯蔵プール水位

消防自動	車	
放水	压力	0.7 MPa 以上
放水	量	1.0 m³/min以上
水槽	容量	1.0 m ³ 以上
温度、圧	力及び中性子束監視用可搬型発電機	
形	式	単相交流発電機
電	圧	100 V
電	流	20 A 以上
基	数	2
中性子束	監視用可搬型発電機	
形	式	単相交流発電機
電	圧	100 V
電	流	15A 以上
基	数	2
後備停止	系駆動装置の駆動用可搬型発電機	
形	式	三相交流発電機
電	圧	200 V
電	流	5 A 以上
基	数	2

第17.1 表 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための資機材等の仕様

耐震重要度分類変更の妥当性

1. 概要

HTTR では、基準地震動による地震力に対して耐震 S クラスの設備・機器が安全機能を損なわないよう設計している。耐震重要度は、試験炉設置許可基準規則(平成 25 年 12 月 18 日施行)の耐震重要度フローに準じて分類し、安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度(5mSv)の放射線被ばくを与えるおそれのある設備を耐震 S クラスとして見直した結果、後備停止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等の耐震クラスを S クラス(旧 As、A クラス)から B クラスへ見直した。この見直しについては、耐震 S クラス以外の設備・機器の損傷が発生した場合、周辺公衆への被ばく量は約 3mSv となり、5mSv を超えないことを評価することで、妥当であることを確認している。また、追補 2 に示すとおり、事象発生後の燃料最高温度及び原子炉圧力容器最高温度は、いずれも初期値及び設計基準事故における制限値を超えることはなく、原子炉はスクラムし、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性は確保される。

2. 被ばく評価条件

放射性物質を含む1次冷却材を内包する設備は、以下の①~⑧の設備である。これらの設備のうち、原子 炉冷却材圧力バウンダリ(①と②)、1次ヘリウム純化設備(③)の一部、1次ヘリウムサンプリング設備(④) の一部、燃料破損検出装置(⑥)の一部等の閉じ込め機能を期待することとし、これ以外の1次冷却材を内包 している機器・配管類が地震時に破損し、放射性物質が瞬時に地上放出することを仮定し、被ばく評価を実 施する。

なお、本申請において耐震クラス分類をAsクラスからBクラスに変更とした炉容器冷却設備、補機冷却 水設備、制御用圧縮空気設備、非常用発電機、非常用空気浄化設備及び後備停止系等は、その破損を考慮し ても放射性物質を放出することはないため線量評価は行わない。

- ① 1次冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- ② 補助冷却設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ)
- ③ 1次ヘリウム純化設備
- ④ 1次ヘリウムサンプリング設備
- ⑤ 気体廃棄物処理設備
- ⑥ 燃料破損検出装置
- ⑦ 照射試験装置
- ⑧ 1次ヘリウム貯蔵供給設備

以下に、上記③~⑧の設備の被ばく評価条件を記す。

2.1 1次ヘリウム純化設備

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の1次ヘリウム純化設備の配管等が破損し、1次冷却材 がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設備及び圧縮空気設備が機能喪失し、 原子炉格納容器隔離弁はフェイルクローズするものとする。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬 時に地上放出するものとする。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路

a. 事象のフローチャート





(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	1次ヘリウム純化設備の配管等の破損	
サービスエリアへの放出に	①原子炉格納容器内の1次へリウ	①1 次ヘリウム純化設備の流量系の
寄与する核分裂生成物の量	ム純化設備内を循環する核分裂生	絞り部の断面積を用いた臨界流と隔
	成物の一部	離弁閉までの期間(5秒)による。な
		お、事故発生時に燃料限界照射試験
		の実施を仮定。
	②原子炉格納容器外の1次ヘリウ	②地震後、1次ヘリウム純化設備内
	ム純化設備内を循環する核分裂生	のヘリウムは全量サービスエリアに
	成物の全量と壁面に沈着している	放出されるものとしている。
	核分裂生成物の一部	実験に基づき離脱割合を設定。
	③コールドチャコールトラップに	③地震発生直前まで2ヵ月間連続運
	蓄積された核分裂生成物の全量	転を仮定。
プレチャコールトラップの	よう素:95%	設計値99%に余裕をとった値。
フィルタ効率		
サービスエリア内からの地	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気密機
上放出割合		能喪失を仮定。

2.2 1次ヘリウムサンプリング設備

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の1次ヘリウムサンプリング設備の配管等が破損し、1 次冷却材がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震Bクラスである電源設備及び圧縮空気設備が機能 喪失し、原子炉格納容器隔離弁はフェイルクローズするものとする。サービスエリアに放出された1次冷却 材は、瞬時に地上放出するものとする。

- (1) 事象のフローチャート及び放出経路
 - a. 事象のフローチャート



b. 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	1 次ヘリウムサンプリング設	備の配管等の破損
サービスエリアへの放出に寄与 する核分裂生成物の量	 ①原子炉格納容器内の1次 ヘリウムサンプリング設備 内を循環する核分裂生成物 の一部 ②原子炉格納容器外の1次 ヘリウムサンプリング設備 内を循環する核分裂生成物 	 ①1 次へリウムサンプリング設備の配管の 断面積を用いた臨界流速と原子炉格納容器 隔離弁閉までの期間(5秒)による。な お、事故発生時に燃料限界照射試験の実施 を仮定。 ②地震後、1 次へリウムサンプリング設備 内のヘリウムは、全量サービスエリアに放 出されるものとしている。
サービスエリア内からの地上放 出割合	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気密機能喪失 を仮定。

2.3 気体廃棄物処理設備

地震によって、気体廃棄物処理設備の減衰タンク等が破損し、1次冷却材が原子炉建家内へ放出される。 原子炉建家に放出された1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとする。

- (1) 事象のフローチャート及び放出経路
 - a. 事象のフローチャート



b. 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	気体廃棄物が最も多く貯蔵されている気体廃棄物処理設備の破損	
原子炉建家へ放出される核分 裂生成物の量	減衰タンク内の放射性ガス全 量	減衰タンクは、事故発生直前まで2ヵ月間連 続運転しており、1次へリウム純化設備の再 生オフガス及び1次へリウムサンプリング設 備のオフガスの流入直後の破損を仮定。
原子炉建家から環境への放出 過程	全量瞬時地上放出	地震により原子炉建家の気密機能喪失を仮 定。

2.4 燃料破損検出装置

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の燃料破損検出装置の配管等が破損し、1次冷却材がサ ービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設備及び圧縮空気設備が機能喪失し、原子 炉格納容器隔離弁はフェイルクローズするものとする。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬時に 地上放出するものとする。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路



b. 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	燃料破損検出装置の配管等の破損	
サービスエリアへの放出に寄与	 原子炉格納容器内の燃料破損 	①燃料破損検出装置の配管の断面積
する核分裂生成物の量	検出装置内を循環する核分裂生	を用いた臨界流速と原子炉格納容器
	成物の一部	隔離弁閉までの期間(5秒) によ
		る。なお、事故発生時に燃料限界照
		射試験の実施を仮定。
	②原子炉格納容器外の燃料破損	②地震後、燃料破損検出装置内のへ
	検出装置内を循環する核分裂生	リウムは、全量サービスエリアに放
	成物の全量	出されるものとしている。
サービスエリア内からの地上放	全量瞬時放出	地震によりサービスエリアの気密機
出割合		能喪失を仮定。

2.5 照射試験装置

地震によって、原子炉格納容器外隔離弁の下流側の照射試験装置スイープガス配管が破損し、1 次冷却材 がサービスエリアへ放出される。この場合、耐震 B クラスである電源設備及び圧縮空気設備が機能喪失し、 原子炉格納容器隔離弁はフェイルクローズするものとする。サービスエリアに放出された1次冷却材は、瞬 時に地上放出するものとする。

(1) 事象のフローチャート及び放出経路

a. 事象のフローチャート



b. 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由
事象の想定条件	照射試験用実験設備のスイープガス配管の破損	
スイープガス配管外筒内へ の放出に寄与する核分裂生 成物の量	燃料照射キャプセル内に存在す る核分裂生成物の量 希ガス:約5.9×10 ¹² MeV・Bq よう素:7.0×10 ¹¹ Bq	約15gのUO2を出力約450Wで660日間照射 したときの核分裂生成物の蓄積量に相当。
切断口から放出されるよう 素の割合	1/10	スイープガス配管の内壁への沈着により、 破断口から放出されるまでに低減される割 合に余裕をとった値。
スイープガス配管の内壁に 沈着しているよう素の量	約 3. 7×10 ¹⁰ Bq	スイープガス配管の外筒内への放出に寄与 するよう素の配管内面への全量沈着後、30 日間崩壊による低減を考慮した値。
スイープガス配管の内壁に 沈着しているよう素が破断 口から放出される割合	60%	実験に基づき余裕をとった値を設定。
スイープガス配管外筒内か らの地上放出割合	全量瞬時放出	地震によりグローブボックス及びサービス エリアの気密機能喪失を仮定。

2.6 1次ヘリウム貯蔵供給設備破損

地震によって、1次ヘリウム貯蔵供給設備の貯蔵タンク等が破損し、1次冷却材が原子炉建家内に放出される。この場合、原子炉建家内1次冷却材は、瞬時に地上放出するものとする。

- (1) 事象のフローチャート及び放出経路
 - a. 事象のフローチャート



b. 放出経路



(2) 評価条件

	設定(値)	設定理由	
車毎の相学タル	炉停止後の1次冷却設備の減圧により、1次冷却材全量を内包する1次ヘリウ		
争家(7)忠定朱件	ム貯蔵供給設備の貯蔵タンク等の破損		
		炉停止後の物理的崩壊及び1次ヘリウム純化設備に	
原子炉建家内へ放出され	設備内の1次冷却材の全	より核分裂生成物の濃度が減少した1次冷却材を貯	
る核分裂生成物の量	量	留している1次ヘリウム貯蔵供給設備の破損を仮	
		定。	
原子炉建家から環境への	人具吗啡地 1.76山	地震にとれててに建立の気気が後光声化ないの	
放出過程	王里咿吁地工队田	地長により原丁が建家の丸名機能喪大を仮た。	

3. 被ばく評価結果

2. の評価条件をもとに、1. に記載の①~⑧の設備のうち、閉じ込め機能を期待する設備以外の1次冷却材 を含む③~⑧の設備が、地震により同時に破損した場合の被ばく評価結果を表1に示す。

さらに、1 次冷却材を含む設備ではないが、耐震 B クラスである使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックに関しては、貯蔵ラックの全てが同時に閉じ込め機能を喪失し、ラック内雰囲気に含まれる放射性物質の全量が瞬時に地上放出したと仮定しても、周辺公衆の被ばく量は10⁻⁶mSv 以下である。

以上により、耐震重要度をBクラスに変更した③~⑧の設備に加え、使用済燃料貯蔵建家の貯蔵ラックが 同時に破損する事故を仮定しても、周辺の公衆に対する被ばく影響は約3.0mSvとなり、5mSv を超えないこ とから、耐震重要度分類の変更は妥当である。

結果	
γ線換算放出量	約8.3×10 ¹³ MeV · Bq(地上)
¹³¹ I 換算放出量 (実効線量当量換算)	約2.2×10 ¹¹ MeV・Bq(地上)
実効線量当量	約 3. 0mSv
・放射性雲からの y 線の外部被ばく	約 0.61mSv
・よう素の吸入による小児の内部被ばく	約 2. 4mSv

表1 1次冷却材を内包するBクラス機器・配管類の破損時の被ばく評価結果
安全機能の重要度分類変更の妥当性

1. 概要

安全施設の安全上の機能別重要度は、「試験炉設置許可基準規則」の解釈に基づき、「水冷却型試験研究用原 子炉施設に関する安全設計審査指針(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)」の「添付水冷却型試験研究 用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」(以下「研究炉の重要度分類の考え方」という。) を参考に、またこれまで蓄積された運転実績、安全性実証試験等の技術的知見を反映して見直した結果、後備停 止系、補助冷却設備、炉容器冷却設備、原子炉格納施設、非常用空気浄化設備、非常用発電機等について、MS-1からMS-2へ見直した。

制御棒はMS-1であり信頼性が高いため、原子炉は制御棒により確実に停止することができる。また、仮に 停止機能が喪失した場合でも原子炉出力が低下し安定な状態が維持できる。したがって、固有の特性から、 緊急停止しなくても時間余裕のなかで原子炉を停止できることにより、後備停止系をMS-1からMS-2へ見直 した。そのため、クラスが見直された設備のうち、停止機能以外の機能喪失を想定し、燃料温度及び原子炉 圧力容器温度を評価することで、クラス変更の妥当性を確認している。

なお、クラス変更された設備は、単一故障を仮定してもその安全機能を損なわないよう設計することとしていること から、内部事象による安全機能の喪失は想定せず、外部事象による安全機能喪失を想定する。

2. 解析条件

補助冷却設備、炉容器冷却設備が同時に冷却機能喪失した場合の、燃料温度、原子炉圧力容器温度を解析する。本解析は、商用電源喪失時に非常用発電機の機能が喪失する事故(全交流動力電源喪失)に相当することから、電源喪失により、原子炉は自動停止するものの、冷却機能が喪失する事象を想定する。

本解析は、設計基準事故の解析に用いる TAC-NC コードにより実施する。また解析条件は、設計基準事故と同様とする。

3. 解析結果

本事象発生後の燃料最高温度と原子炉圧力容器最高温度を図 1 に示す。燃料最高温度は原子炉スクラム後に 1,114℃に低下した後、再び上昇するが初期値を上回ることはない。また、原子炉圧力容器の最高温度は、原子炉 圧力容器側部に生じ、事象発生後約 22 時間で 502℃になるが、制限温度 550℃を超えることはない。1 次加圧水 冷却器伝熱管温度及び中間熱交換器伝熱管温度は、いずれも初期値を上回ることはない。

以上により、事象発生後の燃料最高温度及び原子炉圧力容器最高温度は、いずれも初期値及び設計基準事故 における制限値を超えることはなく、原子炉は停止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保されることから、 周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。よってクラス変更は妥当である。

4. 参考資料

HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の各機器等の安全上の機能別重要度分類について



図1 補助冷却設備、炉容器冷却設備の機能喪失時の挙動

HTTR(高温工学試験研究炉)原子炉施設の各機器等の安全上の機能別重要度分類について

「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」によると、安全機能を 有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、表1の定義に基づき分類すること が示されている。

分類	定	義
	PS	MS
クラス1	その損傷又は故障により発生する事象によ	1) 異常状態発生時に、敷地周辺公衆への過
	って燃料の多量の破損を引き起こすおそれ	度の放射線の影響を防止する構築物、系
	があり、敷地外への著しい放射性物質の放	統及び機器
	出のおそれがある構築物、系統及び機器	
		2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び
		機器
クラス2	その損傷又は故障により発生する事象によ	1) PS-2 の構築物、系統及び機器の損傷又
	って、燃料の多量の破損を直ちに引き起こ	は故障が及ぼす敷地周辺公衆への放射線
	すおそれはないが、敷地外への過度の放射	の影響を十分小さくするようにする構築
	性物質の放出のおそれのある構築物、系統	物、系統及び機器
	及び機器	2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、
		系統及び機器
		3) 安全上特に重要なその他の構築物、系統
		及び機器
クラス3	1) 異常状態の起因事象となるものであっ	1) 運転時の異常な過渡変化があっても、MS-
	て、PS-1、PS-2 以外の構築物、系統及び	1、MS-2 とあいまって、事象を緩和する
	機器	構築物、系統及び機器
	2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運	2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統
	転に支障のない程度に低く抑える構築	及び機器
	物、系統及び機器	

表1	安全上の機能別重要度分類に係る定義
~ • -	

表1に示された定義に基づき、HTTRの安全施設の重要度分類を行った。各安全施設の重要度分類の考え方と分類結果を表2に示す。

表2 安全上の機能別重要度分類の見直しに係る分類の考え方と分類結果

異常発生防止機能を有するもの (PS)

				ク	ラス
No.	安全機能	構築物・系統及び機器	分類の考え方	見直	設置
				し後	当初
1	原子炉冷却材圧力	原子炉冷却材圧力バウ	HTTR で、核分裂生成物の多量放出の可能性を潜在	PS-1	PS-1
	バウンダリ	ンダリを構成する機器	的に有する事故を要因により大別すると、反応度事		
		配管系	故、水侵入事故及び減圧事故が挙げられる。このうち、		
		(計装等の小口径配管	水侵入事故及び減圧事故の発生防止のため、原子炉冷		
		機器は除く)	却材圧力バウンダリを PS-1 とした。		
2	過剰反応度の印加	スタンドパイプ	No.1 に挙げた事故のうち、反応度事故について、	PS-1	PS-1
	防止	スタンドパイプクロー	万一スタンドパイプが破断した場合には、原子炉圧力	PS-1	PS-1
		ジャ	容器の内外差圧によりスタンドパイプが制御棒とと		
			もに浮き上がり、炉心に反応度が添加されるととも		
			に、1次冷却材が系外に放出され1次冷却材圧力が減		
			圧する。したがって、反応度事故の発生防止のため、		
			スタンドパイプ及びスタンドパイプクロージャを		
			PS-1 とした。		
3	炉心の形成	炉心支持鋼構造物(炉	HTTR を用いた安全性実証試験により、高温ガス炉	PS-1	PS-1
		心拘束機構の拘束バン	が大きい負の反応度フィードバック特性を有してお		
		ドは除く)及び炉心支	り、被覆燃料粒子の FP 保持性能と相まって、原子炉		
		持黒鉛構造物のうちサ	停止系である制御棒系、後備停止系による負の反応度		
		ポートポスト(支持機	を異常時に緊急に印加しなくても、原子炉出力が低下		
		能のみ)	し安定な状態に維持できること、及び冷却機能喪失時		
4	炉心の形成	炉心構成要素(燃料体、	にも、炉心が自然に冷却され、残留熱が除去できる特	PS-2	PS-1
		可動反射体ブロック、	性を有していることが確認されている。		
		制御棒案内ブロック)	これらの性能を担保する上では、炉心支持鋼構造物		
			(拘束バンドを除く)及び炉心支持黒鉛構造物 (サポ		
		炉心支持鋼構造物のう	ートポスト(支持機能のみ))は欠かせないため、こ	PS-2	PS-1
		ち炉心拘束機構の拘束	れらを PS-1 とした。		
		バンド及び炉心支持黒	一方、拘束バンドが損傷したとしても、また、炉心		
		鉛構造物(サポートポ	構成要素及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト		
		スト (支持機能のみ) を	(支持機能のみ)を除く)が損傷したとしても、サポ		
		除く)	ートポストの鉛直荷重の支持機能、レストレイントリ		
			ングの水平荷重の支持機能、及び炉心支持板と炉心支		
			持格子の鉛直荷重の支持機能を PS-1 として維持する		

			ことにより、炉心構成要素及び炉心支持黒鉛構造物を		
			一体化して自然放熱による炉心の冷却が行える炉心		
			の形状を維持することができる。すなわち、炉心構成		
			要素及び炉心支持黒鉛構造物(サポートポスト(支持		
			機能のみ)を除く)や拘束バンドの損傷が直ちに多量		
			の核分裂生成物の放出を伴う事故に進展することは		
			ないため、炉心構成要素、炉心支持鋼構造物のうち炉		
			心拘束機構の拘束バンド、炉心支持黒鉛構造物(サポ		
			ートポスト (支持機能のみ) を除く) は、PS-2 とし		
			Ť.		
			なお、従来は、原子炉冷却材圧力バウンダリの過熱		
			防止や原子炉停止後の除熱機能として、補助冷却設備		
			による冷却機能を期待していた。そのためには、炉内		
			で冷却材流路を形成する必要があることから、拘束バ		
			ンドや炉心支持黒鉛構造物を PS-1 としていた。		
5	放射性物質の貯蔵	原子炉建家内使用済燃	使用済燃料貯蔵設備は、1 基あたりの貯蔵ラック	PS-2	PS-2
	(ただし、原子炉	料貯蔵設備の貯蔵プー	に収納する使用済燃料体の数が限られているため、		
	冷却材圧力バウン	ル (冠水維持機能) 及び	万一、貯蔵ラックの機能が一部喪失したとしても、		
	ダリに直接接続さ	貯蔵ラック(上蓋を除	燃料の多量の破損を直ちに引き起こすことはない。		
	れているものを除	<)	原子炉建家の使用済燃料貯蔵設備は、貯蔵プール		
	<)	使用済燃料貯蔵建家内	の損傷により、プール水の冠水維持ができなくなる		
		使用済燃料貯蔵設備の	と、燃料温度の上昇により、貯蔵ラックの健全性を		
		貯蔵セル及び貯蔵ラッ	喪失するおそれがあり、いずれは敷地外への過度の		
		ク(上蓋を除く)	放射性物質の放出のおそれがあるが、原子炉内の燃		
			料に比べて発熱量は小さく燃料の多量の破損を直ち		
			に引き起こすことはない。なお、貯蔵プールには漏		
			水検知器を設置しており、貯蔵プールからの漏水を		
			検知するとともに、運転員により必要な対策を講じ		
			ることが十分可能である。以上のことから、貯蔵プ		
			ール及び貯蔵ラックを PS-2 とした。		
			使用済燃料貯蔵建家の使用済燃料貯蔵設備は、貯		
			蔵セルの損傷により、貯蔵ラックの冷却機能が喪失		
			すると、燃料温度の上昇により、貯蔵ラックの健全		
			性を喪失するおそれがあり、いずれは敷地外への過		
			度の放射性物質の放出のおそれがあるが、使用済燃		
			料貯蔵建家へは十分(2年以上)冷却、減衰させて		
			から移動するので、燃料の多量の破損を直ちに引き		

8-追 2-5

			起こすことはない。なお、貯蔵セル内の雰囲気温度		
			を監視しており、異常を検知できるとともに、運転		
			員により必要な対策を講じることが十分可能であ		
			る。以上のことから、貯蔵セル及び貯蔵ラックを		
			PS-2 とした。		
6	1 次冷却材の内蔵	1次ヘリウム純化設備	1次ヘリウム純化設備の配管が破損すると、1次冷	PS-2	PS-2
	(ただし、原子炉		却材とともに核分裂生成物がサービスエリア内に漏		
	冷却材圧力バウン		えいする。1次冷却材がサービスエリア内に放出され		
	ダリから除外され		ると、サービスエリア内の圧力が上昇して、核分裂生		
	ている計装等の小		成物が原子炉外へ放出される可能性があるが、この場		
	口径のもの及びバ		合には、原子炉格納容器隔離信号により原子炉格納容		
	ウンダリに直接接		器隔離弁が閉止し、原子炉は自動停止するとともに、		
	続されていないも		停止後の炉心冷却機能は確保されることから、燃料の		
	のは除く)		多量の破損を直ちに引き起こすことはないが、敷地外		
			への過度の放射性物質の放出のおそれがあることか		
			ら PS-2 とした。		
7	安全弁の吹止り	1 次冷却設備の安全弁	何らかの要因により安全弁の吹止まり機能が喪失	PS-2	PS-2
		(吹止り機能)	した場合には、1次冷却材圧力及び1次冷却材流量が		
			減少し、燃料温度の上昇あるいは原子炉出口冷却材温		
			度の上昇が考えられるが、1次冷却材の吹き出し箇所		
			が限定されており、燃料の多量の破損を直ちに引き起		
			こすことはないことから、PS-2 とした。		
8	実験・照射の関連	実験設備の一部	燃料照射キャプセル試験中に、照射試験用実験設備	PS-2	PS-2
	機能		のスイープガス配管が破損すると、キャプセル内の核		
	(核分裂生成物の		分裂生成物がスイープガス配管から漏えいし、核分裂		
	放散防止)		生成物が原子炉圧力容器外へ放出される可能性があ		
			る。この場合、グローブボックス内ガス濃度信号によ		
			り、燃料照射キャプセル原子炉格納容器隔離弁が閉止		
			され核分裂生成物の過度の放出を防止する。スイープ		
			ガス配管が破損したとしても、原子炉冷却材圧力バウ		
			ンダリに直接接続されていないため、原子炉の停止及		
			び冷却機能を損なうことはなく、燃料の多量の破損を		
			直ちに引き起こすことはないが、敷地外への過度の放		
			射性物質の放出のおそれがあるものとして、PS-2 と		
			した。		
9	燃料の安全な取扱	燃料交換機	燃料取扱中に燃料の多量の破損、敷地外への放射性	PS-2	PS-2
	<i>V</i>		物質の放出のおそれがあるものとしては、燃料取扱中		

			-		
			の燃料体の落下が考えられる。燃料体の取扱いは、1		
			体ずつ行うため、万一落下を想定しても影響範囲は限		
			定され、燃料の多量の破損を引き起こすことはない		
			が、燃料交換機のシール部が破損し気密性が喪失した		
			場合には、燃料交換機内の雰囲気が建家内へ漏えいす		
			る可能性があるため、敷地外への過度の放射性物質の		
			放出のおそれがあるものとして PS-2 とした。		
10	放射性物質の貯蔵	気体廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設では、燃料を取り扱わないた	PS-2	PS-2
	(ただし、原子炉		め燃料の破損を引き起こすことはないが、放射性物質		
	冷却材圧力バウン		を貯蔵している設備であるため、その損傷によって放		
	ダリに直接接続さ		射性物質の放出のおそれがあることから PS-2 とし		
	れているものを除		7.E.o.		
	<)				
11	1次冷却材の保持	計装配管	1 次冷却材の圧力、差圧、流量等の主要な小口径の	PS-3	PS-3
	(PS-1, PS-2 以外		計装配管には、弁、オリフィスを設置しており、その		
	のもの)		下流側が破損したとしても減圧事故には至らず、燃料		
			の多量の破損を直ちに引き起こすおそれはなく、敷地		
			外への過度の放射性物質の放出のおそれはないが、そ		
			の損傷等により異常状態の起因事象となるものであ		
			るので PS-3 とした。		
		1次ヘリウムサンプリ	原子炉冷却材圧力バウンダリの範囲となる箇所に	PS-3	PS-3
		ング設備	ついては、オリフィスを設置しており、その下流側が		
			破損したとしても減圧事故には至らず、燃料の多量の		
			破損を直ちに引き起こすおそれはなく、敷地外への過		
			度の放射性物質の放出のおそれはないが、その損傷等		
			により異常状態の起因事象となるものであるので		
			PS-3 とした。		
		1次ヘリウム貯蔵供給	1次ヘリウム貯蔵供給設備は、原子炉冷却材圧力バ	PS-3	PS-3
		設備	ウンダリに直接接続されていないため、貯蔵タンクの		
			損傷等により、燃料の多量の破損を直ちに引き起こす		
			おそれはなく、敷地外への過度の放射性物質の放出の		
			おそれはないが、1次冷却材を内包しており、異常状		
			態の起因事象となるものであるので PS-3 とした。		
12	放射性物質の貯蔵	液体廃棄物の廃棄設備	原子炉建家内の液体廃棄物の主要な発生源は、加圧	PS-3	PS-3
		の廃液槽	水冷却設備、補助冷却水設備等の機器ドレン、原子炉		
			建家の床ドレン、シャワー室排水、燃料取扱及び貯蔵		
			設備の廃液、分析室ドレン等である。使用済燃料貯蔵		

			建家内は、燃料取扱及び貯蔵設備等の廃液、床ドレン、		
			手洗排水等である。		
			液体廃棄物の廃棄設備の廃液槽は地下に設置され		
			ており、廃液槽の損傷等により、貯留している液体廃		
			棄物が漏えいしたとしても敷地外へ過度の放射性物		
			質の放出のおそれはない。しかし、液体廃棄物の廃棄		
			設備の損傷等による放射性物質の放出を考慮し、PS-		
			3とした。		
		保管廃棄施設	保管廃棄施設の損傷、又は固体廃棄物を収納してい	PS-3	PS-3
			る容器等の損傷が発生したとしても、固体状の放射性		
			物質が外部へ拡散するおそれはなく、敷地外へ過度の		
			放射性物質の放出のおそれはないことから、PS-3 と		
			した。		
13	1次冷却材の循環	1 次ヘリウム循環機	1次ヘリウム循環機による1次冷却材循環機能を喪	PS-3	PS-3
			失しても、原子炉保護設備の信号(例:「1次加圧水冷		
			却器ヘリウム流量低」等)により原子炉は自動停止す		
			るとともに、停止後の炉心冷却機能は確保されること		
			から、燃料破損は引き起こさず、敷地外へ過度の放射		
			性物質の放出のおそれはない。異常状態の起因事象と		
			なるものとして PS-3 とした。		
14	2次冷却系の通常	2次ヘリウム冷却設備	2次ヘリウム冷却設備及び加圧水冷却設備による2	PS-3	PS-3
	時冷却	加圧水冷却設備	次冷却系の冷却機能を喪失しても、原子炉保護設備の	PS-3	PS-3
			信号 (例:「1次加圧水冷却器加圧水流量低」等) によ		
			り原子炉は自動停止するとともに、停止後の炉心冷却		
			機能は確保されることから、燃料破損は引き起こさ		
			ず、敷地外へ過度の放射性物質の放出のおそれはな		
			い。異常状態の起因事象となるものとして PS-3 とし		
			te.		
15	1次・2次ヘリウ	2次ヘリウム貯蔵供給	2次ヘリウム貯蔵供給設備による1次・2次ヘリウ	PS-3	PS-3
	ムの差圧維持	設備	ムの差圧維持機能を喪失しても、原子炉保護設備の信		
			号(例:「1次・2次ヘリウム差圧大」等)により原子		
			炉は自動停止するとともに、停止後の炉心冷却機能は		
			確保されることから、燃料破損は引き起こさず、敷地		
			外へ過度の放射性物質の放出のおそれはない。異常状		
			態の起因事象となるものとして PS-3 とした。		
16	電源	非常用発電機以外の設	電源が喪失した場合には、原子炉保護設備の信号	PS-3	PS-3
		備	(例:「1次加圧水冷却器ヘリウム流量低」等)により		

			原子炉は自動停止するとともに、非常用発電機が起動		
			し、停止後の炉心冷却機能は確保されることから、燃		
			料破損は引き起こさず、敷地外へ過度の放射性物質の		
			放出のおそれはない。異常状態の起因事象となるもの		
			として PS-3 とした。		
17	プラント計測・制	原子炉制御設備	プラントパラメータを安定に維持するための計測	PS-3	PS-3
	御(安全保護機能	原子炉計装	制御装置であり、その故障により、異常状態の起因事	PS-3	PS-3
	を除く)	プロセス計装	象となるものとして PS-3 とした。	PS-3	PS-3
18	プラント補機	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備(MS-2 関連補機への制御用空	PS-3	PS-3
		(MS-2 以外のもの)	気供給ラインの範囲以外)は、原子炉の運転等に必要		
			な圧縮空気を供給するもので、機能を喪失しても、燃		
			料破損は引き起こさず、敷地外へ過度の放射性物質の		
			放出のおそれはない。異常状態の起因事象となるもの		
			として PS-3 とした。		
19	炉容器冷却設備の	炉容器冷却設備(通常	炉容器冷却設備は、通常運転時において原子炉圧力	PS-3	PS-3
	通常時冷却	時冷却)	容器を取り囲む 1 次遮へい体のコンクリートを冷却		
			するために稼働しており、通常運転時に炉容器冷却設		
			備の機能を喪失したとしても、燃料破損は引き起こさ		
			ず、敷地外へ過度の放射性物質の放出のおそれはな		
			い。異常状態の起因事象となるものとして PS-3 とし		
			た。		
20	実験・照射に供す	実験設備の一部(PS-2	原子炉冷却材と接触する以外の箇所については、機	PS-3	PS-3
	る機能	以外のもの)	能を喪失しても燃料の多量の破損を直ちに引き起こ		
			す要因はなく、敷地外への過度の放射性物質の放出の		
			おそれはないため、PS-3とした。		
21	核分裂生成物の1	被覆層	燃料粒子被覆層及び黒鉛スリーブは、発電炉の燃料	PS-3	PS-3
	次冷却材中への放	黒鉛スリーブ	被覆管に相当し、これらが破損しても、核分裂生成物	PS-3	PS-3
	散防止	(金属性核分裂生成物	は 1 次冷却材中に保持されることから敷地外への過		
		のみ)	度の放射性物質の放出のおそれはない。原子炉冷却材		
			中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低		
			くおさえるものとして、PS-3 とした。		
22	1次冷却材の浄化	1 次ヘリウム純化設備	1次冷却材の浄化機能を喪失しても、燃料の多量の	PS-3	PS-3
			破損を直ちに引き起こす要因はなく、敷地外への過度		
			の放射性物質の放出のおそれはない。冷却材中放射性		
			物質濃度を通常運転に支障のない程度に低くおさえ		
			るものとして、PS-3とした。		

異常の影響緩和の機能を有するもの (MS)

				ク	ラス
				見	
No.	安全機能	構築物・糸統及び機	分類の考え方	直	設置
		器		L	当初
				後	
23	原子炉の緊急停止	制御棒系	HTTR を用いた安全性実証試験により、高温ガス炉が	MS-	MS-1
	未臨界維持		大きい負の反応度フィードバック特性を有しており、	1	
			被覆燃料粒子のFP保持性能と相まって、原子炉停止系		
			である制御棒系、後備停止系による負の反応度を異常		
			時に緊急に印加しなくても、原子炉出力が低下し燃料		
			も破損せず、安定な状態に維持できる特性を有してい		
			ることが確認されている。		
			したがって、その固有の特性により、緊急停止しな		
			くても、時間余裕のなかで原子炉を安全停止すること		
			は可能であるが、確実に未臨界を維持することを考慮		
			して、制御棒系については、過度の放射線の影響を防		
			止する設備として MS-1 とした。		
24	原子炉冷却材圧力	1 次冷却設備の安全	1 次冷却設備の安全弁は、原子炉冷却材圧力バウン	MS-	MS-1
	バウンダリの過圧	弁 (開機能)	ダリの設計条件を担保する上で必要な機器であり、過	1	
	防止		度の放射線の影響を防止する機器として MS-1 とした。		
25	過剰反応度の抑制	スタンドパイプ固定	スタンドパイプの上部に設置しているスタンドパイ	MS-	MS-1
		装置	プ固定装置は、スタンドパイプ破損時の制御棒浮き上	1	
			がり量を制限することにより過大な反応度が添加され		
			ないことを担保しており、過度の放射線の影響を防止		
			する機器として MS-1 とした。		
26	工学的安全施設及	安全保護系 (停止系)	安全保護系(停止系)の重要度は、当該作動信号を	MS-	MS-1
	び原子炉停止系へ		受ける制御棒系の重要度と整合させMS-1とした。	1	
	の起動信号の発生				
27	安全上特に重要な	中央制御室	中央制御室は、原子炉及び主要な関連施設の運転状	MS-	MS-1
	関連機能		況の監視を行うとともに、事故対策等に必要な監視、	1	
			制御、操作を行うために重要であることから安全上必		
			須な設備として MS-1 とした。		
28	未臨界維持	後備停止系	HTTR を用いた安全性実証試験により、高温ガス炉が	MS-	MS-1
			大きい負の反応度フィードバック特性を有しており、	2	
			被覆燃料粒子の FP 保持性能と相まって、原子炉停止系		
			である制御棒系、後備停止系による負の反応度を異常		

			時に緊急に印加しなくても、原子炉出力が低下し燃料		
			も破損せず、安定な状態に維持できる特性を有してい		
			ることが確認されている。		
			したがって、その固有の特性により、緊急停止しなく		
			ても、時間余裕のなかで原子炉を安全停止できる。こ		
			のため、敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さく		
			するようにする設備として、後備停止系は MS-2 とし		
			tz.		
29	炉心冷却	補助冷却設備	HTTR を用いた安全性実証試験により、冷却機能喪失	MS-	MS-1
			 時にも、自然に炉心が冷却され、残留熱が除去できる	2	
		炉容器冷却設備	- 特性を有していることが確認されている。このため、	MS-	MS-1
			敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするよう	2	
			 にする設備として炉心冷却機能としての補助冷却設備		
			及び炉容器冷却設備はMS-2とした。		
30	放射性物質の閉じ	原子炉格納容器	「研究炉の重要度分類の考え方」の付録「「水型冷却	MS-	MS-1
	込め、放射線の遮へ	(隔離弁を含む)	型試験研究用原子炉施設の重要度分類に関する基本的	2	
	い及び放出低減		な考え方」における重要度分類例の根拠」に示される		
			研究炉建家及び排気筒に関する説明を参考に特徴を考		
			慮すると、HTTR では、発電炉に比べて事故時に想定さ		
			れる原子炉格納容器内への放出エネルギーが小さく、		
			発電炉の格納容器スプレー系のような特別な設備がな		
			くても、原子炉格納容器温度及び圧力制限値を超える		
			ことはない。また、これまでの運転実績において、通		
			常運転時の放射能濃度は極めて低いことが確認されて		
			おり、万一の事故時において、当該安全機能が損なわ		
			れても核分裂生成物の系外への放出を低く抑えること		
			ができるため、原子炉格納容器(隔離弁を含む)の閉		
			じ込め機能に対する必要性は低い。このため、敷地周		
			辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする		
			設備として、原子炉格納容器(隔離弁を含む)はMS-2		
			とした		
		非常用空気浄化設備	「研究炉の重要度分類の考え方」の付録「「水型冷却	MS-	MS-1
			型試験研究用原子炉施設の重要度分類に関する基本的	2	
			な考え方」における重要度分類例の根拠」に示される		
			非常用排気設備に関する説明を参考に特徴を考慮する		
			と、HTTR で発生する核分裂生成物の量は、発電用軽水		
			炉より十分小さく、また、事故時においても、燃料の		

			温度上昇は小さく、多量かつ急激な破損は想定されな		
			い。また、これまでの運転実績において、通常運転時		
			の放射能濃度は極めて低いことが確認されており、万		
			一の事故時においても、核分裂生成物の系外への放出		
			を低く抑えることができる。このため、敷地周辺公衆		
			への放射線の影響を十分小さくするようにする設備と		
			して非常用空気浄化設備はMS-2とした。		
31	原子炉冷却材圧力	補助冷却設備	HTTR を用いた安全性実証試験により、冷却機能喪失	MS-	MS-1
	バウンダリの過熱		時にも、自然に炉心が冷却され、残留熱が除去できる	2	
	防止	炉容器冷却設備	特性を有していることが確認されている。このため、	MS-	MS-1
			敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするよう	2	
			にする設備として、原子炉冷却材圧力バウンダリの過		
			熱防止機能としての補助冷却設備及び炉容器冷却設備		
			はMS-2とした。		
32	原子炉停止後の除	補助冷却設備	HTTR を用いた安全性実証試験により、冷却機能喪失	MS-	MS-1
	熱		時にも、炉心が冷却され、残留熱が除去できる特性を	2	
		炉容器冷却設備	有していることが確認されている。このため、敷地周	MS-	MS-1
			辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする	2	
			設備として、原子炉停止後の除熱機能としての補助冷		
			却設備及び炉容器冷却設備はMS-2とした。		
33	工学的安全施設及	安全保護系(工学的安	工学的安全施設である補助冷却設備、炉容器冷却設備、	MS-	MS-1
	び原子炉停止系へ	全施設)	原子炉格納容器(隔離弁を含む)、非常用空気浄化設備	2	
	の起動信号の発生		の重要度と整合させMS-2とした。		
34	放射性物質放出の	排気管	1 次ヘリウム純化設備 (PS-2) の配管が破損すると、	MS-	MS-2
	低減		1 次冷却材とともに核分裂生成物がサービスエリア内	2	
			に放出する。この場合、サービスエリア内に放出され		
			た核分裂生成物は、非常用空気浄化設備を介して排気		
			管より放出されることから、非常用空気浄化設備の重		
			要度と整合させ MS-2 とした。		
35	事故時のプラント	事故時監視計器の一	事故時のプラント状態把握(停止、冷却、閉じ込め	MS-	MS-2
	状態の把握	部	の監視)のために最小限必要となる情報提供系を異常	2	
			状態への対応上特に重要な系統してMS-2とした。		
36	中央制御室外から	中央制御室外原子炉	中央制御室外からの安全停止機能は、事故時には必	MS-	MS-2
	の安全停止	停止盤	要ないこと、及び発電炉における重要度分類を参考に	2	
			して MS-2 とした。		

37	安全上重要な関連	中央制御室系換気空	中央制御室換気空調系は、仮に機能を喪失しても、	MS-	MS-2
	機能	調装置	運転員が中央制御室に留まれなくなるまでには時間余	2	
			裕があり、その間で補修又は代替手段等に十分対応可		
			能である。また、HTTR では、発電炉に比べ、事故後長		
			期間運転員が留まる必要がないため、安全上必須な設		
			備ではないが、異常状態への対応上特に重要な設備と		
			して MS-2 とした。		
38	安全上特に重要な	非常用発電機	工学的安全施設の設備の関連系である非常用発電	MS-	MS-1
	関連機能		機、補機冷却設備、制御用圧縮空気設備は、工学的安	2	
		補機冷却水設備	全施設の設備の重要度を MS-2 としたため、これらの設	MS-	MS-1
			備の重要度と整合させ、MS-2 とした。	2	
				MS-	MS-1
		制御用圧縮空気設備		2	
		直流電源設備	工学的安全施設の設備の重要度を MS-2 としたこと	MS-	MS-1
			から、これらの設備の重要度分類と整合させ、直流電	2	
		安全保護系用交流無	- 源設備、安全保護系用交流無停電電源装置は、MS−2 と	MS-	MS-1
		停電電源装置	した。また、原子炉停止系及びこれに関する安全保護	2	
			系(停止系)をMS-1としているが、「研究炉の重要度		
			分類の考え方」の付録「「水型冷却型試験研究用原子炉		
			施設の重要度分類に関する基本的な考え方」における		
			重要度分類例の根拠」に示される非常用電源設備に関		
			する説明を参考に特徴を考慮すると、原子炉停止系は		
			フェイルセーフの設計となっていることから、安全保		
			護系(停止系)への電源供給としての直流電源設備、		
			安全保護系用交流無停電電源装置は、MS-2とした。		
39	出力上昇の抑制	制御棒引抜阻止イン	運転時の異常な過渡変化があっても MS-1、MS-2 とあ	MS-	MS-3
		ターロック	いまって、事象を緩和するものであるため、MS-3 とし	3	
		制御棒パターンイン	た。	MS-	MS-3
		ターロック		3	
40	炉心の除熱量の減	加圧水循環ポンプの		MS-	MS-3
	少の抑制	電流しや断器		3	
		1 次加圧水冷却器加		MS-	MS-3
		圧水入口温度高イン		3	
		ターロック			
		2 次加圧水冷却器加		MS-	MS-3
		圧水流量低インター		3	
		ロック			

41	原子炉冷却材圧力	ヘリウム循環機の周		MS-	MS-3
	バウンダリの温度	波数変換器		3	
	上昇の抑制	(停止機能)			
42	過冷却による反応	ヘリウム循環機の周		MS-	MS-3
	度添加の抑制	波数変換器		3	
		(最大回転数の制限機			
		能)			
43	緊急時の防災対策	事故時サンプリング	事故の進展に直接影響する機能ではないが、異常状	MS-	MS-3
	上重要なもの及び	系	態への対応上必要な設備として、MS-3 とした。	3	
	異常状態の把握	通信連絡設備		MS-	MS-3
				3	
		放射線監視設備		MS-	MS-3
				3	
		事故時監視計器の一		MS-	MS-3
		部		3	
		消火設備		MS-	MS-3
				3	
		安全避難通路		MS-	MS-3
				3	
		非常用照明		MS-	MS-3
				3	